

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	顔剃り・髭剃りの規制緩和	都道府県コード	1 北海道
		提案事項管理番号	1002010
提案主体名	NPO法人 日本理美容福祉協会 札幌センター		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	理容師法第1条の2、第2条、第3条、第6条
制度の現状	理容の業は、理容師でなければ行ってはならない。

求める措置の具体的内容	<p>高齢者・障害者に対する訪問理美容サービスにおいて、美容師による顔剃り・髭剃りの容認を求める。誰もが安心できる福祉理美容の実現のためには、地域・利用者の要求をとらえ、事業内容や働き方にも柔軟に対応する事が必要である。</p> <p>特に、訪問理美容は対象として高齢者・障害者に特化した福祉サービスであり、顔そり・髭剃りの要望が多いのが現状である。そこで、特例処置として認めていただくことを要望するものである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>顔剃り・髭剃りの施術行為は、法により理容師の資格を保持する者に認められているものであるが、介護施設の現場では、理容師資格を持たない介護職員・介護ヘルパーによる清拭・洗髪・髭剃りは、日常、行われている行為である。今回提案する、福祉サービスを目的とした訪問理美容における顔剃り・髭剃りは、介護の現場で日常的に行われている行為と変わるものではない。したがって、顔剃り・髭剃りが理容師のみに認められるとの法による解釈は、この時代に、そぐわないものと思われる。</p> <p>また、少子高齢化で理容師が減少している状況では、美容師が医療施設・福祉施設・在宅への高齢者の訪問理美容を今後請け負うことになるのは必至であることから、福祉サービスを目的とする訪問理美容において、特例として顔剃り行為・髭剃り行為を認めていただくことを求めるものである。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>理容師法は、理容の定義について「頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えること」とし、これを業として行うことができる者を理容師に限定しており、理容師免許は、厚生労働大臣が指定する養成施設において、理容を業として行うに際して必要な法令の内容、理容において使用する器具の取扱方法及び理容の専門技術等を習得し、養成施設を卒業後に国家試験である理容師試験に合格した者に与えられている。</p> <p>顔そり等については、まさに「理容」行為に該当し、上述のとおり、理容に関する専門的知識・技術を有しているとして免許を与えられている理容師のみがこれを業として行うことが可能なものとなっている。</p> <p>したがって、顔そり等を業として理容師以外の者が行うことは、現行の理容師法に基づく理容師制度の存在意義を否定するものと等しく、仮に御提案にあるように場所及び対象者を限定するとしても、これを認めることは困難である。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>介護サービスの利用者は身体が不自由である者も少なくなく、理容サービスを受けることができないことも想定される。そこで、介護の現場に特化したうえで、一定の講習・実技研修を義務づける等代替措置を設けることで、美容師が、顔剃り・髭剃りを行うことはできないのか、再度検討し、回答されたい。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>回答では、顔剃り等については、「理容」行為に該当し、理容師のみに認められた行為と示されていることから、理容師以外の者が行うのは違法行為であると認識して相違ございませんか。</p> <p>つまり、介護サービス(入浴介助)でおこなわれている顔剃り・髭剃りの行為は、理容師のみに定められた行為であり、介護福祉士・ヘルパーであっても、顔剃り・髭剃りを行うのは容認されず、違法であり、認めないものと判断されますが、厚生労働省の見解をお示し下さい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>顔そり等は理容行為に該当し、理容に関する専門的知識・技術を有しているとして免許を与えられている理容師のみがこれを業として行うことが可能なものとなっており、また、身体が不自由などの理由により理容所に来ることができない方は、法令上出張理容の対象として位置付けられ、出張理容サービスを受けることができることとなっている。そのため、美容師が顔そり等を行うことを認めることは困難である。</p> <p>なお、介護従事者であっても、かみそりによる顔そり等は認めていない。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>出張理容サービスを受けるためには、設備等の何らの条件はないのか。仮に出張理容サービスが利用できないような場合があるなら、これに限って美容師による顔剃り等を認めるといったことは考えられないのか。再度検討し、回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの再意見</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

出張理容については、疾病その他の理由により理容所に来ることができない者などに対して、例外的に理容所以外で業務を行うことを認めているものであり、福祉施設だけでなく、個人の自宅等においても行うことが可能なものである。

このような出張理容の性格から、理容所のように一定の構造設備があることを前提にはおらず、制度上出張理容の対象者が出張理容を利用できないような場合は基本的に想定されない。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	医療・社会福祉施設における理容所での美容師による業の特例措置	都道府県コード	1 北海道
		提案事項管理番号	1057010
提案主体名	内閣府認証NPO法人 日本理美容福祉協会 帯広センター		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	美容師法第7条、美容師法施行令第4条
制度の現状	<p>美容の業は、原則美容所で行うこととされているが、例外的に、疾病その他の理由により美容所に来ることができない者に対しては、美容所以外の場所でも行うことができるとされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現在、理美容師法において理容師は美容所で美容師は理容所での業を行なってはならないとなっていますが、福祉施設が設置しているスペースのすべてが理容所登録であり、現行のままでは美容師は業を行なえなく利用者さんに不便をかけております。よって措置をお願い致します。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>福祉施設に入所されている男女の比は、約3:7で女性の入所者の割合が高いにも関わらず、現在、医療・福祉施設に設置されているほとんどが理容所であり美容所での届出施設が無いのが現状です。理由は、顔剃りなど理容の届出でなければ施術が出来なく、美容の届出では出来ないからです。しかし今の法律上、理容所での美容師の施術は(また逆もあり)出来なく、片方に偏ってしまいます。</p> <p>施設側にもスペースや費用などの点から理容、美容所、両方を整備するには難点があり、認識も薄いようです。今後時代の背景から福祉理美容は必要不可欠な物になっていくものと思います。</p> <p>前文にあるように、施設利用者の7割が女性です。よって、『医療・社会福祉施設に限り』理容所での美容師による業(逆もあり)の許可、又は同一スペースでの理美容所の登録許可をお願い致します。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>美容の業については、美容所で行うことが原則とされているが、この例外として、疾病その他の理由により美容所に来ることができない者等に対して美容を行う場合には美容所以外の場所において行うことができるとされている(いわゆる出張美容)。</p> <p>よって法令上認められている出張美容を行う場合については特段の制約はない。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	メーキャップ(メイクアップアーティスト)の店舗設置と 雇用の緩和	都道府県コード	1 北海道
		提案事項管理番号	1023010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	美容師法第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第12条、第13条
制度の現状	<p>美容の業は、美容師でなければ行ってはならない。</p> <p>美容師は、原則美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。</p>

求める措置の具体的内容	美容師免許を持たないメーキャップと想定する職種は、美容師法の適用外につき店舗設置や雇用を行う事を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>メーキャップの仕事は非常勤や短時間の労働が可能な仕事でもあり、妊娠、出産または育児により退職した者がその後、もしくは育児をしながらでもできる仕事である、このことから美容師法の緩和は主に女性の独立や就職、または再チャレンジの支援となるものと考えられる。</p> <p>提案理由 メーキャップの定義とは・・・</p> <p>俳優が扮装の為にする舞台化粧やテレビ、雑誌、映画、ファッションショー等のヘアセットまた、結婚式や一般人に対して化粧品の販売、メイクアップ、ヘアセットを行う仕事である。ヘアセットについては薬液などを使わず乾燥状態の髪(資料1)にヘアアイロン、ホットカーラー等の道具で髪に熱を加え熱が下がる事によりつく“クセ”を利用しセットする。</p> <p>上記の内容と美容師国家試験内容との相違(資料1)により、メーキャップと美容師は全く異なる職業であり、美容師法の適用を受けない。また、現在の風潮によりメイクアップアーティスト科等を設置する専門学校も多くある事から。</p> <p>代替措置 衛生に関する講習会等の受講により店舗設置や雇用を行う事を可能とする。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>美容師法は、美容の定義について「パーマントウェーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくすること」とし、これを業として行うことができる者を美容師に限定しており、美容師免許は、厚生労働大臣が指定する養成施設において、美容を業として行うに際して必要な法令の内容、美容において使用する器具の取扱方法及び美容の専門技術等を習得し、養成施設を卒業後に国家試験である美容師試験に合格した者に与えられている。</p> <p>また、美容の業は、衛生措置の確保に適した構造設備のある美容所において原則行うべきものとされている。</p> <p>御要望にあるメーキャップについては、まさに「美容」に該当し、上述のとおり、美容に関する専門的知識・技術を有しているとして免許を与えられている美容師のみが、原則美容所において、これを業として行うことが可能なものとなっている。</p> <p>したがって、御要望にあるメーキャップを業として美容師以外の者が行うこと等については、現行の美容師法に基づく美容師制度、美容所制度の存在意義を否定するものと等しく、これを認めることは困難である。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	・市街化調整区域内における介護施設の建設	都道府県コード	29 奈良県
	・指定認知症対応型共同生活介護事業所のユニット数の緩和	提案事項管理番号	1075010
提案主体名	ウェルコンサル株式会社		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 国土交通省
根拠法令等	「指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」第93条第1項
制度の現状	指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。

求める措置の具体的内容	<p>・法改正により建設が不可能となる市街化調整区域内における介護施設等の建設を引き続き可能となるよう都市計画法による制限の緩和</p> <p>・「指定認知症対応型共同生活介護事業所におけるユニット数は1又は2とする」との制限を撤廃し、必要と認められる場合は、3以上のユニット数を同一建物内において行うことができるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>大和郡山市の弊社代表者の所有地は最寄駅から徒歩13分で、住宅地にも近く、介護施設建設には適した場所であるが、調整区域である。認知症高齢者も地域社会の中で生活が営めるようにと理想は掲げられているが、実際建設を計画しても住宅地内においては地域住民の反対は必至である。当該地は住宅地に近いだけでなく、大型商業施設や医療モールにも隣接しており、施設建設には最適な場所であると考えられ、規制緩和措置を受け、実現したいと考える。</p> <p>また、奈良県においては2ユニットの認知症対応型共同生活介護施設の設立でさえ困難な状況にあるのが現状であり、ユニット数の緩和を受け、入居者の症状や原因に合わせた個別対応のできる共同生活の場を提供したいと考える。多人数を1ヶ所に集めるという考えではなく、入居者数は現在の1ユニット最高9名までに抑え、個室完備はもちろんのこと、家庭的な雰囲気やなじみの人間関係を保ちながら、終末まで介護・医療を行える環境を整えた上で、高齢化社会におけるシニアタウン的な施設の設立を考えるものである。奈良県においても住宅地に1ユニットのみで共同住宅のように建築された施設が多いが、施設建築には少なからず地元住民の反対はいつも必至であり、建築後も地元との交流のない施設も多く存在する。認知症になった高齢者も安心して暮らせる街づくりの1つとして、地域密着型の制度とはまた異なるタイプの認知症対応型共同生活介護施設の存在も必要ではないかと考えるものである。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>認知症高齢者グループホームは、これまでの施設のように多数の要介護高齢者を一堂に集めて集団生活の中でケアを提供することの反省の上に立ち、認知症高齢者の特性を踏まえ、小規模な居住空間、家庭的な雰囲気、なじみの人間関係、住み慣れた地域での生活の継続といった要素を基本として、入居者一人一人の個性と生活リズムを尊重したケアを行うものであり、可能な限り小規模な事業形態とし、住み慣れた地域の中に設置できるようにすることが重要である。</p> <p>ユニットの数を増やすことは、1か所に多数の要介護の認知症高齢者が集まることになり、家庭的な環境を維持することが難しく、上記のケアの在り方から考えて適切ではないと考えている。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>小規模な事業形態を重視するのであれば、少人数のユニットを複数作るといったことは認められないのか、ユニット数を1又は2に限定する理由を明らかにし回答されたい。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>回答では地域に密着し、小規模な事業形態を重要視しているが、実情の把握について疑問である。当社は信念と理想を持ち、当事業を行ってきたが、新事業所開設において地域住民に温かく迎えられたことは一度もない。「火災が心配、うろろされると困る、など」の誤解や偏見の言葉を幾度となく聞いてきた。今般、高齢者が住みたい場所や環境を自身で選ぶようになっており(例:高齢者専用住宅等)、認知症高齢者も同じであると考えている。住みたい場所として町レベルの開発を行いたいと考える。日本の狭い土地事情や法人の安定運営を図るためには複数ユニットの運営は必要であると考えている。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>認知症高齢者グループホームの2ユニット規制は、平成15年度にサービスの質の確保の観点から導入したものである。3ユニット以上の定員を有する場合、その規模は、例えば定員30人の特別養護老人ホーム等と類似し、小規模で家庭的な環境と、少人数で安定した人間関係の下で、入居者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重したケアを行うグループホームケアの特質を損なうこととなる。また、定員規模の大きな事業所の場合、入居者が住み慣れた地域から離れて入居する場合も想定される。現に、かつての3ユニット以上を有するグループホームの中には、県内他市町村や他都道府県からの入居者を集めている事例も少なくはなく、入居に伴い家庭や地域における人間関係、居住環境の変化が生じ、なじみの関係を重視する認知症ケアの質の観点から問題があった。2ユニット規制は、こうした中で、経年グループホームを運営する関係者や認知症ケアの専門家の意見を踏まえて行ったものであり、今後とも必要な措置であると考えている。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>同一主体が、同一建物内・同一敷地内に、それぞれが人員配置・管理体制等の基準を満たしていることを前提とした上で、複数の事業所を設けることはできるか。再度検討し、回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p></p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p></p>			

同一母体が、同一建物内で、2ユニットの事業所を複数設置することについては特段規制はない。ただし、地域密着型サービスは、できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう、市町村が日常生活圏域を単位とした面的整備計画に従って基盤整備するものであり、市町村において、2ユニットの事業所を同一建物で複数設置することがその趣旨に添ったものであると判断された場合に限られる。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	介護保険法による地域密着型サービスの認知症対	都道府県コード	44 大分県
	応型通所介護の利用を障がい者・児に拡大	提案事項管理番号	1044010
提案主体名	大分県、由布市、(医法)至誠会		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第8条第16項 ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第41条 ・平成18年3月31日老計発 0331004 号、老振発 0331004 号、老老発 0331017 号通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」第三、二、1
制度の現状	<p>「認知症対応型通所介護」は、介護保険法において、認知症である者を対象に通所介護サービスを提供することを前提として地域密着型サービスに位置づけられている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現在、地域密着型サービスの認知症対応型通所介護の利用者は、介護保険法に基づく要支援、要介護の高齢者を対象としている。これを身体、知的、精神障がい者・児にも拡大し、障害者自立支援法に基づく福祉サービスを利用できるようにしていただきたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>平成19年3月30日由布市から指定を受けたバンブーハウスは定員12名の地域密着型サービスの認知症対応型通所介護施設である。現在、管理者1名(老年精神医学専門、身体障害者福祉法第15条指定医師)をはじめ、専従、兼務も含め7名の職員で運営している(補足資料の1)。対象者は介護保険法に基づく要支援、要介護者であり、現在6名の利用者が登録している。この地域密着型サービスを身体、知的、精神障がい者・児にも広げることで、施設の有効利用を図るとともに、認知症高齢者だけでなく、障がい者・児に対する地域住民の理解を促進したい。</p> <p>(要望理由)</p> <p>障害者自立支援法が施行され、障がいの種別にかかわらず、必要とするサービスを利用できるようになった。大分県では県民が支え合う福祉コミュニティづくりを進めており、バンブーハウスで認知症高齢者だけでなく、障がい者・児もサービスを利用できるようにすることにより、障がい者・児が地域で生き生き生活できる環境づくりが推進され、地域住民の理解も深まるものとする。また由布市挾間町には、補足資料の2の障がい者が生活しているが、知的、精神障がい者・児は近隣市の通所や入所施設を利用している。過疎化、高齢化が進む市町村では障害福祉サービスを実施する施設を新たに開設することは困難であり、この試みにより障がい者・児が身近な地域でサービスを受けることが可能となる。</p> <p>高齢者通所介護は障がい者・児の受け入れが一般化されている。地域密着型認知症対応型通所介護においても障がい者・児の受け入れができるよう提案する。</p> <p>なお、認知症高齢者と障がい者・児が交流することの効果やリスクについては補足資料の3、4を参照。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>「認知症対応型通所介護」は、平成17年度の介護保険法改正の際に、認知症である者を対象に通所介護サービスを提供することを前提として地域密着型サービスに位置づけられたものであり、利用者を認知症の方に限定し、認知症の特性に配慮したサービス形態であることから、認知症の方以外も含めてサービスを提供することは認められない。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>「認知症の特性に配慮したサービス」とは具体的にどのようなサービスであるのか、代替措置を講じたとしても、認知症高齢者を対象とする施設の利用を障害者・児に拡大できないのか、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>「認知症対応型通所介護」は、記憶障害が進行していく一方で、感情やプライドは残存しているため、外界に対して強い不安を抱くと同時に、周りの対応によっては、焦燥感、喪失感、怒り等を覚えることもあることや、環境の変化に適応することがことさらに難しい認知症高齢者の特性に対して、本人の「尊厳の保持」を基本とするケアの実施や小規模な居住空間、住み慣れた地域での生活の継続性などに配慮し、利用定員を12人以下の少人数とし、認知症高齢者専用のサービスとして位置づけられたものである。なお、再検討要請でいう「代替措置」が何を想定しているのか不明であるため、その点の回答は差し控える。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>日常と異なる環境に対応することが困難であるという認知症高齢者の特性に配慮し、サービス利用者を顔なじみの関係に限る等代替措置を講じたうえで、特区制度を活用し、モデル的に実施することについて再度検討し回答されたい。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>認知症の方が環境の変化に影響されやすい事を考慮して、介護保険法が改正され、地域密着型認知症通所介護が創設されたことは十分理解している。しかし、実態として多くの認知症の方が通所している高齢者の通所介護では、障がい者・児の受け入れが一般化していることや、地域密着型サービスの一つである「小規模多機能型居宅介護」については、障がい者・児の受け入れが特区で認められていることを考えれば、地域密着型認知症通所介護で障がい者・児の受け入れを実施することは、地域にとってぜひ必要である。(補足資料参照)</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>先般の介護保険制度の改正においては、認知症の高齢者等ができる限り住み慣れた地域で生活を継続する等の観点から、「地域密着型サービス」を創設したところであり、その中でも、「認知症対応型通所介護」については、一般の通所介護と区分して、認知症高齢者のみを対象とした通所介護として創設したものであり、ご提案の特区は認められない。なお、知見が不十分な現段階で、モデル的に特区として事業を実施することについても、適当でないと考えるところ。</p>			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地域密着型サービス事業における入居者の地域制限の緩和	都道府県コード	29 奈良県
		提案事項管理番号	1075020
提案主体名	ウェルコンサル株式会社		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	「介護保険法」第78条の2第4項第4号 「介護保険法」第42条の2第1項
制度の現状	<p>市町村長は、地域密着型サービス事業所の指定の申請があった場合において、当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村の同意を得ていないときは、指定をしてはならない。</p> <p>市町村は、要介護被保険者が、当該市町村の長が指定する者から地域密着型サービスを受けたときは、要介護被保険者に対し、地域密着型サービスに要した費用について、地域密着型サービス費を支給する。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地域密着型サービス事業所の制度のもとに制限されている入居者の地域制限を撤廃し、入居者が希望する場所において、希望する介護・医療サービスを受け、生活ができるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>今般は核家族化や少子化が進み、子供と離れて暮らす高齢者が多く、介護が必要となったとき、必ずしも住み慣れた場所による生活を望む者だけでない状況がある。子供たちの住む地域に転居を考える高齢者や故郷での生活を希望するものも多い。しかし現在の地域密着型サービスの制限のもとでは、住みたい場所で介護を受けることが困難な事例が多い。市区町村における行政間同士の話し合いのもと入居区域を越境し、介護サービスを受けることを可能とする制度はもうけられているが、市区町村の考えは各々異なり、時間ばかりかかり、認められないケースも多い。地域密着型サービス事業所の1つである認知症対応型共同生活介護は、認知症となった高齢者も住み慣れた街で安心して暮らせるようにという理想理念があるが、症状によっては、独居や家族による自宅介護が困難となり、入居施設を考えたとき、本人や家族の希望も考えた個別対応の必要性を痛感している。子供や兄弟の近く、幼少期を過ごした場所など、一定の条件下のもとで、地域制限を緩和させ、届け出程度の申し出により、迅速に入居を可能とすることも必要であると考え、提案するものである。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>認知症対応型共同生活介護については、原則として、事業所所在の市町村の被保険者に利用が限られているが、事業所所在の市町村の同意を得た上で、他の市町村が事業所の指定を行えば、他の市町村の被保険者も利用可能な仕組みとしているところであり、他の市町村の被保険者の利用については、各保険者において適切に判断されるべきものである。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>回答では各保険者において適切に判断すべきとされているが、本来人間には住みたい場所に住む権利がある。保険者間の同意のもと他の市町村事業所の認定がされれば入居可能とあるが、実際に認定されることは困難であり、実情は住民票を親戚等の家に移し、改めて介護保険の認定審査を受け、入居するケースが多い。しかし、認知症対応型共同生活介護は本来在宅サービスに位置づけられている以上、住民票は介護事業所に移されるべきものである。と考えると、住民票はどこに移そうが行政によって介入されるものではなく、本質から問うとこの法自体の存在が不要なものではないかと考える。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>認知症対応型共同生活介護は、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにすることが重要との観点から、原則として、日常生活圏域内で利用及び提供が完結するサービスを新たに類型化したものであり、原則、事業所所在の市町村の被保険者のみに利用を限っている。ただし、事業所所在の市町村の同意を得た上で、他の市町村が事業所の指定を行えば、他の市町村の被保険者も利用可能な仕組みとしているところであり、他の市町村の被保険者の利用については、各保険者において適切に判断されるべきものと考えている。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>事業所所在の市町村の同意に係る手続きが円滑に進むような措置をとることは考えられないのか。再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し
<p>他の市町村の被保険者の利用については、事業所所在の市町村の同意に係る手続き方法も含め、各保険者において適切に判断されるべきものであると考えている。なお、市町村が地域密着型サービスの事業所の指定を行おうとするときに、あらかじめ、地域密着型サービス運営委員会に意見を聴くことになっているが、他市町村に所在する事業所の指定については、既に他市町村において事業所が遵守すべき基準の適合性について審査していることから、地域密着型サービス運営委員会において、事前に「他市町村に所在する事業所の指定に限り、運営委員会を開催することなく指定することができる」といったことを決めておくことは可能であるとしているところ。</p>			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	介護ボランティア(仮称)制度による介護保険制度の 安定的な運用	都道府県コード	38 愛媛県
		提案事項管理番号	1076010
提案主体名	愛媛県		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	介護保険法第74条第1項、第78条の4第1項、第88条第1項、第97条第2項、第110条第1項、第115条の4第1項、第115条の13第1項等
制度の現状	介護保健施設や居宅サービス等において必要な人員基準上の人員として位置づけられる者は、当該施設・事業所の「従業者」であることとされている。

求める措置の具体的内容	介護ボランティアを、介護保険施設や居宅サービス事業所等の人員基準上の定員に認める制度の創設
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>介護ボランティアを、介護保険施設や居宅サービス事業所等の人員基準上の定員に認める制度の創設を提案する。</p> <p>提案理由</p> <p>高齢者の増加やそれに伴う介護給付費の増大が見込まれる中、介護保険制度の安定的な運用を図るためには、介護給付費の抑制及び地域の介護力向上が必要不可欠である。</p> <p>先般、厚生労働省から介護施設等でボランティア活動を行う65歳以上の介護保険料を軽減することが可能であるとの見解が示された。これにより、元気な高齢者が増え、将来的な介護給付費抑制が期待されるが、現在必要な経費を直接抑制するものではないため、これと併せ、目前の介護給付費も抑制し、かつ、サービスの質・量の向上を図ることが必要である。</p> <p>このため、介護ボランティアを介護保険サービスの従業者に準ずる者として制度に組み込み、人件費の減少分の、例えば半分を介護報酬の割引きにつなげ、残り半分を従業者待遇の改善に充てる等により、【保険者】介護給付費の抑制・【利用者】サービス利用料の減額・【提供者】従業者待遇の改善の、3者がそれぞれメリットを享受できるよう制度設計を提案する。</p> <p>なお、当該介護ボランティアについては、提供する介護サービスの質が低下しないよう、一定の研修を義務付けるものとし、安定供給面については、社協等の活用(地域支援事業交付金を活用)等により補完する。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>介護保険サービスは、質の高い人材により、確実かつ継続して質の高いサービスが提供できることが求められるものである。</p> <p>このことから、介護保険法においては、介護保険施設や居宅サービス事業所等(以下「施設等」という。)において、全国で一定水準以上のサービスの質を確保するために必要最低限の人員等が定められているところである。</p> <p>これらの施設等においては、確実かつ継続してサービスを提供する義務があり、このため、施設等における人員は「従業者」が、使用者(管理者等)の指揮命令下のもとサービスを提供することにより、確実かつ質の高いサービスを提供する体制を確保できるものと考えている。</p> <p>ご提案のボランティアについては、従業者と異なり、使用者(管理者等)の指揮命令下において、従業者と全く同じ責任や義務を負わせることは困難であり、また、同様の取扱いをすることはできないものと考えられ、従業者を配置した場合と同様の質の高いサービスの提供が担保できないものと考えられることから、施設等の最低限必要な人員として位置づけることは適当ではないと考える。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>「質の高いサービス」及び「責任や義務」については、介護ボランティアに一定の研修もしくは資格の保有を要件として登録制とすること等、制度上の要件を設けることにより担保可能と考えている。</p> <p>【詳細別紙】</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>ボランティアとは、自発性に基づく活動、またはそれに携わる人のことを指すものであり、契約を締結したとしてもボランティアである以上は、使用者(管理者)の指揮命令に従う義務のある従業者とは異なり、同じ責任や義務を負わせることは困難である。</p> <p>介護保険サービスは質の高い人材により、確実かつ継続してサービスを提供する体制が必要であると考えており、このことから、従業者と同様の義務を課することができない自発的な活動を行うボランティアを施設等の最低限必要な人員として位置づけることは適当ではないものとする。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
<p>契約を締結しても、ボランティアに対して従業者と同様の責任や義務を負わせることができないとする根拠はなにか。また、確実かつ継続的なサービス提供については、あらかじめ人員の配置などの計画を作成するなどにより対応可能ではないかと考えるが、どうか。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見			
<p>無償の従業者としての介護ボランティア(仮称)は、正規従業者と全く同じ責任や義務を負わせることはできないが、その代替策として、制度上の要件(正規従業者1名に対し、介護ボランティアは常勤換算2名～3名の配置とする。使用者の責</p>			

務として保険加入を要件とする。(介護ボランティア指導担当の正規従業者とチームとして業務を行う。)を設けることにより、正規従業者と同様の労務体制が確保でき、チームとして相当の責任を担保し、義務を遂行できるものとする。

また、介護ボランティア(仮称)の自発性とは、無償の従業者として所定の労働に従事することの労働契約の締結の自発性であるとする。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

ボランティアとは、あくまでも自発性に基づく活動に携わるものであり、ボランティアである以上、労働者とは異なり、使用者に従属し、使用者(管理者)と同様の指揮命令に従う義務がある従業者と同じ義務をおわせることは困難である。

また、確実かつ継続してサービスを提供できる体制とは、事業者が、従業員を確保し、従業者を適正に配置することにより実現するものである。仮に、人員配置の計画をした場合であっても、前述のように、従業者と同様の指揮命令に従う義務がないボランティアでは従業者を配置する場合とは異なり、質の高いサービスを確実かつ継続して行うことができる体制が担保されるとは言い難い。

全国単位で財政運営を行っている介護保険制度においては、一定水準以上のサービスを提供するために人員基準を定め、それらの一定水準以上のサービス保険給付が支払われる仕組みとされているところであり、ご提案について、一定水準以上のサービスの質を確保できるサービスとして取り扱うことは困難である。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地域支援事業の実施要件の緩和	都道府県コード	1 北海道
		提案事項管理番号	1119010
提案主体名	NPO法人北海道機能訓練協会		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	介護保険法第115条の40第4項
制度の現状	<p>地域支援事業については、当該事業の実施主体である市町村が、「老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者」(介護保険法第115条の40第4項)に対して、当該事業の委託を行うことを認めているものである。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定されている地域支援事業について、一定の要件を満たしている場合には、施術所において運動器の機能向上トレーニング等を実施することを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地域住民が自ら積極的に参加しやすく、既存の社会資源を有効活用した地域支援事業を実施することにより、費用対効果の期待出来る地域福祉の構築を目指す。</p> <p>具体的には、運動器の機能向上トレーニング等を実施する場合に、現行法で必要な地域支援事業の委託要件については各市区町村の見解によるところが大きく、事業者が限定されていることから、要件を緩和する。要件を緩和する場合にあっては、地域住民を優先的に考慮したものとする。それにより、地域支援事業の普及が図られ介護予防が期待できる。</p> <p>提案理由：</p> <p>北海道では、高齢者人口の増加に伴い虚弱高齢者も膨大な数に上り、現行法では地域支援事業委託には市区町村の見解による要件が必要なため、その取り組みはあまり進んでいない。また、現行の地域支援事業委託は、福祉施設等が多いため、地域住民が自身の規模や選択する余地がない恐れもある。そこで、本特例措置により、常習的に運動器や身体の疼痛等に携わる施術所を活用することにより、地域住民の選択肢を確保し、積極的な介護予防への取り組みを加速させることが見込める。また、既存の資源を活用することにより、費用対効果も期待出来る。</p> <p>代替措置：</p> <p>対象となる施術所は限定され、かつ取得免許等も限られていることから、介護保険法に基づく正式の地域支援事業でなくとも簡易な方法を実施することは可能である。たとえば、別様に一定の実施要綱を策定し、運動器の機能向上トレーニングを実施するなど、簡略型を掲示することにより、正式な地域支援事業の運動器の機能向上トレーニングと同等の介護予防効果が図れると考える。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>地域支援事業については、自立支援に向けた介護予防の実施を確保する観点から、当該事業の実施主体である市町村が、「老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者」(介護保険法第115条の40第4項)に対して、当該事業の委託を行うことを認めているものである。</p> <p>その上で、市町村は、地域の様々な実情に応じて地域支援事業の委託を行うことから、現行制度においても、地域住民における当該事業の必要性に応じて委託を行っているものと考えている。</p> <p>なお、施術所については、実施される柔道整復等の医業類似行為の質等を確保する観点から、専用の施術室を設ける等の構造基準を満たすこと等が義務付けられており、専用の施術室において御提案の事業を行うことは想定していない。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>平成19年7月13日開催された第1回介護予防の推進に向けた運動器疾患に関する検討会(資料2)で、生活機能病についての概念が示され、今後当然として重要視されるべき課題と思われます。運動器の疾患などを業として行うことのできる国家資格取得者が、運動器の機能向上トレーニングに参加することにより、具体的な介護予防が期待でき、低迷を続ける地域支援事業をも活性化させ、地域住民の期待に応えるものと考えます。また、地域支援事業についての実施要件の見直しや地域の社会資源の有効活用も必要と考えます。なお、施術所利用による介護予防等への取り組みは、同省よりあはき法等において、規制対象外と回答を得ております。(資料1)</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>前回申し上げたとおり、地域支援事業については、自立支援に向けた介護予防の実施を確保する観点から、当該事業の実施主体である市町村が、「老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者」(介護保険法第115条の40第4項)に対して、当該事業の委託を行うことを認めているものである。</p> <p>その上で、市町村は、地域の様々な実情に応じて地域支援事業の委託を行うことから、現行制度においても、地域住民における当該事業の必要性に応じて委託を行っているものと考えている。</p> <p>なお、施術所については、実施される柔道整復等の医業類似行為の質等を確保する観点から、専用の施術室を設ける等の構造基準を満たすこと等が義務付けられている。地域支援事業の介護予防事業として行われる取組は医業類似行為に当たらず、医業類似行為を行う専用の施術室で行うことはできない。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの再意見</p> <p>地域住民に対する効果的な方法を実施していくことは、事業主体である市町村の責務であり、地域住民の願いでもある。時代の変遷とともに社会保障制度自体が変革されようとしている中に制度化された地域支援事業に関しては既存の福祉関連行政に囚われることなく効果的な方策に向けて検討するべきと考える。費用対効果の優れた方法で、地域住民の福祉の増</p>			

進を図ろうとすることに否定する要素は無いと考える。要介護・要支援状態に至らぬ者へ介護予防は、前回は意見したように対応することが適切と考える。また、施術所については、実施される医業類似行為との区分(時間や場所)を確保する等により可能と考える。建設的なご回答を希望します。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

D

「措置の内容」の再見直し

・前回及び前々回お答えしたとおり、市町村は、地域の様々な実情に応じて地域支援事業の委託を行うことから、現行制度においても、地域住民における当該事業の必要性に応じて委託を行っているものと考えている。

・したがって、市町村が、御指摘の「地域住民に対する効果的な方法」や「費用対効果に優れた方法」が、介護予防事業として地域において必要かつ適切であると判断する場合には、委託を行うことができるものとなっている。

・なお、施術所については、実施される柔道整復等の医業類似行為の質等を確保する観点から、専用の施術室を設ける等の構造基準を満たすこと等が義務付けられている。地域支援事業の介護予防事業として行われる取組は医業類似行為に当たらず、医業類似行為を行う専用の施術室で行うことはできない。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	社会福祉施設における慰安事業	都道府県コード	32 島根県
		提案事項管理番号	1125010
提案主体名	社会福祉法人 ふれあい		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	老人福祉法第二十条の六
制度の現状	<p>軽費老人ホームは、老人福祉法において、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設として規定されている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>社会福祉法人の運営する社会福祉事業には特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウスがあるが、これらでは入居申込をした者が入居し介護サービスを受けている。ケアハウスは在宅の介護施設であるが、自宅で家族の介護と介護保険サービスを受けている老人とその家族を慰安として数日間滞在してもらう支援措置を講じたい。本来、介護を受ける老人が家族とともに慰安旅行のように滞在することはできないが、それをできるように緩和いただきたい。介護を受ける老人の介護保険サービスも適用いただきたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>経済的社会的効果について:介護家族慰安旅行が全国的に盛んになり観光事業が活発となるとともに、介護老人を抱える家族の慰安を行い生活の支援を行なうことができる。事業の区域として想定している区域:島根県松江市、出雲市、雲南市、県外 現状の規制の問題点について:社会福祉事業においては、慰安旅行を受け入れるような設置要件(条例等)になっていない。他の地域へ、ショートステイでもない形で旅行に行っても介護も受けられないし、介護保険サービスに想定されれない。事例と経緯:事例はありません。社会福祉事業を運営していく中で、自宅で介護を受けている高齢者とその家族が置かれている状況は厳しいものがあり、旅行に行くこともできません。広域から、高齢者とその家族を迎え入れることにより、高齢者と家族に旅行の機会を与えたいと考えました。既に認められている規制の事項等:ショートステイの受け入れは現実に行なわれています。しかし、介護を必要とする高齢者と家族と一緒に旅行する規制緩和はありません。これまで認められなかった理由:過去にこのような申請事例がなかったためです。特例の適用にあたっての弊害:介護体制の整った施設で高齢者を受け入れますので格別の弊害は思い当たりません。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>軽費老人ホームは、老人福祉法において、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設として規定されている。</p> <p>軽費老人ホームにおいては、このような入所者に対し、食事の提供や入浴の準備の他、見守りや緊急時の対応を行うために最低限の職員が配置されており、軽費老人ホームが目的としない利用方法や入所者以外の者に対するサービスの提供は不適切であると考えている。</p> <p>また、軽費老人ホームにおいては、上記目的を達成するため、建設費及び運営費等に補助金が支弁されており、対象としない者による利用は、当該補助金の目的外使用にあたり、認められない。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>新設予定のケアハウスは、建物補助金はありません。運営費については、適切に利用者からいただきます。この「利用者」とは、老老介護や家族介護を対象としています。要介護者のみを受け入れ、家族は近隣を旅行される場合もあります。新設のケアハウスに、このような部屋を設置したいと思います。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>軽費老人ホームは、老人福祉法において、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設として規定されている。</p> <p>軽費老人ホームにおいては、このような入所者に対し、食事の提供や入浴の準備の他、見守りや緊急時の対応を行うために最低限の職員が配置されており、軽費老人ホームに入所しようとする者は、上記要件を満たすことが必要であり、軽費老人ホームが目的としない利用方法や入所者以外の者に対するサービスの提供は不適切であると考えている。</p> <p>なお、介護者の旅行時における一時的な介護については、軽費老人ホームに短期入所生活介護事業所を併設することなどにより対応が可能である。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>			
<p>提案主体からの再意見</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自動車事故対策機構:介護料支給要件の緩和	都道府県コード	10 群馬県
		提案事項管理番号	1027010
提案主体名	医療自動車交通有限会社		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 国土交通省
根拠法令等	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第4号及び独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令第19条第2号
制度の現状	自動車事故により介護を必要とする後遺障害をもたらす傷害を受けた者であって労災保険等による介護補償給付又は介護給付その他の給付であって介護料に相当するものを受けている者を除く者に対し、介護料を支給している

求める措置の具体的内容	制度が酷似の労災保険の介護(補償)給付等を準用し、自動車事故対策機構:介護料の訪問看護等費用(介護用品購入費用等を含む。)を優先して請求し、介護料給付等の支給限度額を超える場合等に、介護保険制度による介護給付等の給付を受けられる併給調整制度を望みます。
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>具体的事業の実施内容:</p> <p>生活的リハビリテーションに意欲的に取り組む介護料支給者を対象に、機構法で定める介護用品の販売・貸与事業を行います。購入とレンタルの利用者には自動的に賛助会員として登録し、介助技法の提供も併せて行います。介護用品の販売・貸与事業の実施に当たっては、他の制度との一体的、効率的な運用が強く望まれております。介護保険制度及び障害者自立支援法等に準拠して、公的制度・訪問介護事業者等と連携もと、介護の実践現場で傾聴の潜在的ニーズに応じて、次の生活支援を実施します。</p> <p>レンタル機器搭載の生活的リハビリテーションカー(有資格者搭乗)の配備と貸し出し。 介護用品と基準寝具のリネンサプライ</p> <p>具体的事業の提案理由:</p> <p>「重度後遺障害者の実態に関する調査報告書(発行:独立行政法人自動車事故対策機構)」が発表されました。調査のポイントは、 重度後遺障害者の実態把握、 心理状況の把握、 ニーズ把握からなり、今後の被害者援護事業のあり方ととりまとめを行うものです。アンケート票配布時の受給者総数は3,621人ですが、受給資格者と推定される遷延性意識障害者だけでも全国に2万人以上が実在するといわれています。受給率のアップが今後の課題ですがダウンの原因は、 類似する他の制度との併給の不承認、 支給対象拡大にともなう周知の不徹底、 受給資格者の書類の紛失又は記憶の不鮮明が挙げられます。提案事業では草の根運動を展開し介護料未請求者の解消に先ず取り組みます。アンケート・インタビュー調査から抽出されたニーズを踏まえ地域通貨による重度障害者(家族を含む。)との協働の実現を目指します。</p>
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>独立行政法人自動車事故対策機構における介護料は、自賠責制度のセーフティネットの考えに基づき、過去の自賠責保険の運用益という限られた財源を活用し、日々の介護に必要な費用について、対象者を限定した上で支給するものであり、家族等の介護負担が生じることのない施設入所者や、労災保険や介護保険といった国の一般の医療・福祉制度で救済される被害者に対しては、給付を行わないこととしています。なお、障害者自立支援法に基づく介護給付費については、独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令 19 条第 1 項第 2 号における「介護料に相当するもの」に該当しないとされているため、現在でも併給は可能です。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>自動車事故対策機構：介護料受給者等の経済的自立を実現するための提案事業を行うに当たっては、寄らば大樹の陰であり、活動の要となる根拠法に基づく補償制度が不可欠です。また対象者の生活的リハビリテーションを確保するためにも要望事項は必須です。提案事業の成否を担う一つの介護用品を例にご説明します。二つ以上の機能(吊り具機能、体位変換機能)を有する医療マット(意匠権登録済み)は、介護保険法では購入対象であり、障害者自立支援法では給付対象になります。障害の変化に対応しフィット仕立ての介護用品は購入には馴染まず貸与が適切です。そこに中途障害者と協働によるビジネスチャンスの所以があります。再検討を切望します。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>自動車事故対策機構における介護料は、支給要件に該当すれば、介護料支給対象品目の貸与の場合についても、介護料の支給対象としています。また、介護用ベッドのマットレスについては、介護料の支給対象としているところですが、ご提案頂いた医療マットの詳細が明らかでないため、具体的商品に関する介護料支給の可否については、自動車事故対策機構にお問い合わせください。なお、介護保険制度においては、特殊寝台に付随するマットレス等については福祉用具貸与の対象となっています。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>			
<p>提案主体からの再意見</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県コード	42 長崎県
		提案事項管理番号	1084010
提案主体名	株式会社グラスマイル		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)
制度の現状	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。

求める措置の具体的内容	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>当社では、様々な大麻草からつくった製品開発を実施しており、特に国産の大麻草の繊維をとった後の茎(オガラと呼ばれる)とトウモロコシ由来のポリ乳酸を使った生分解性のお箸を製造販売をしている。石油から植物への時代の掛け橋となるようなメッセージを込めて「お箸」を製作した。国産原料確保が難しいために生産量に限度があり、県内で自社と契約する栽培者を確保したいが、種子の確保の問題で事業がストップしている。種子確保の問題をクリアして、次世代の子どもたちための新しい産業へとつなげていきたい。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認められないか、再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>私たちは、繊維型品種 THC0.3%未満のものであれば、精神作用が発現しないという科学的根拠及び EU 諸国やカナダでの実用的経験に基づいた提案をしている。「THC の含有量の低い大麻が乱用につながる危険性は十分に認められる」とあるが、根拠を示して欲しい。</p> <p>EU 及びカナダで栽培が認められている産業用大麻の登録品種に限定した輸入であり、実際の栽培では、大麻取扱者免許を取得して実施するため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。</p> <p>と に関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか。大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提としてた上で、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者間での大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な栽培を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制しているところである。

また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。

発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県コード	12 千葉県
		提案事項管理番号	1052010
提案主体名	農事組合法人鴨川自然王国		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)
制度の現状	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。

求める措置の具体的内容	テトラヒドロカンビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であるが、この規定を緩和することにより新事業の創出に加え、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>千葉県は農業が盛んではあるが、中山間地の過疎、高齢化、離農、休耕地の増加は鴨川市においても深刻な問題である。昔から使われてきた大麻を復活させることで、環境負荷をかけない多様な製品を生み出し、地域興し、休耕地有効活用、新ビジネスによる雇用創出が期待できる。</p> <p>歴史的にも古代朝廷の祭事を担って大和政権に影響を与えたとされる忌部一族が、阿波から安房に渡り大麻産業を興し、関東に広めたとされ、各地に伝承が残っている。</p> <p>鴨川自然王国でも大麻建材ワークショップを実施し好評だった。</p> <p>地場生産のために種子入手の規制緩和、THC濃度基準の設定が不可欠である。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認められないか、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか。大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提としてた上で、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者間での大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な栽培を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制しているところである。</p> <p>また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県コード	39 高知県
		提案事項管理番号	1067010
提案主体名	高知ヘンプユニオン		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)
制度の現状	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。

求める措置の具体的内容	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認められないか、再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>私たちは、繊維型品種 THC0.3%未満のものであれば、精神作用が発現しないという科学的根拠及び EU やカナダの実用的経験に基づいた提案をしている。「THC の含有量の低い大麻が乱用につながる危険性は十分に認められる」とあるが、科学的根拠を示して欲しい。</p> <p>EU 及びカナダで栽培が認められている産業用大麻の登録品種に限定した輸入であり、実際の栽培では、大麻取扱者免許を取得して実施するため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。</p> <p>と に関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか。大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提としてた上で、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者間での大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な栽培を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制しているところである。

また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。

発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1086010
提案主体名	有限会社ビッグフィールド		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)
制度の現状	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。

求める措置の具体的内容	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>当社では、原料から加工まで純国産をコンセプトとしたものづくりを実施しており、国産の大麻草の繊維をとった後の茎(オガラと呼ばれる)を液化し、発泡させたバイオマス・ウレタンフォームを使ったサーフボードを製造販売している。国産原料確保が難しいために生産量に限度があり、製造拠点である千葉県いすみ市周辺で、自社と契約する栽培者を確保したいが、種子の確保の問題で事業がストップしている。種子確保の問題をクリアして、ヘンプサーフボードを輸出産業に育てるビジョンの実現につなげたい。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認められないか、再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>私たちは、繊維型品種 THC0.3%未満のものであれば、精神作用が発現しないという科学的根拠及び EU 諸国やカナダでの実用的経験に基づいた提案をしている。「THC の含有量の低い大麻が乱用につながる危険性は十分に認められる」とあるが、根拠を示して欲しい。</p> <p>EU 及びカナダで栽培が認められている産業用大麻の登録品種に限定した輸入であり、実際の栽培では、大麻取扱者免許を取得して実施するため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。</p> <p>と に関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか。大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提として上で、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>EU 及びカナダは、単一条約加盟国であるが、産業用大麻の運用規則を設けて10年近い栽培実績がある。国内でも低 THC 品種のとちぎしるで25年の栽培実績がある。よって、国内外の運用実績により、低 THC 品種を区別して管理することができる。</p>		

問題点は、現行規則が今日の運用実態に矛盾し、時代のニーズに適合していないだけである。

低 THC 品種の栽培普及によって、抽出・濃縮による薬物乱用拡大につながったという報告はない。それは抽出・濃縮が不可能であることを意味する。大麻の不正流通を防ぐために、大麻の種子輸入から栽培管理の THC 濃度基準の制度化によって対応可能である。制度化の可否を回答願う。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者間での大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な栽培を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制しているところである。

また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。

単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行なわれている加盟国がある一方で、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻が、ヨーロッパ諸国に流通したと推定されている。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。

なお、大麻の有効成分の抽出・濃縮については、比較的容易に行うことができる。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県コード	43 熊本県
		提案事項管理番号	1109010
提案主体名	たしる屋		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)
制度の現状	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。

求める措置の具体的内容	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻草を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段である。</p> <p>熊本県は畳製造とイグサの産地であり、同時に畳表に使う縦糸は、麻糸を使用しており、昔から大麻栽培もさかんであった。当社では、麻の実をつかった豆腐を製造販売しているが、カナダからの輸入原料に頼っている。熊本県内に麻栽培農家がないため、来年度栽培免許を取得する予定である。そのためにも栽培用の種子の確保は必須事項である。麻はいろいろな製品加工ができ、無駄のない植物であるため、県内の離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図り、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待できる。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認められないか、再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>私たちは、繊維型品種 THC0.3%未満のものであれば、精神作用が発現しないという科学的根拠及び EU 諸国やカナダでの実用的経験に基づいた提案をしている。「THC の含有量の低い大麻が乱用につながる危険性は十分に認められる」とあるが、根拠を示して欲しい。</p> <p>EU 及びカナダで栽培が認められている産業用大麻の登録品種に限定した輸入であり、実際の栽培では、大麻取扱者免許を取得して実施するため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。</p> <p>と に関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか。大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提として上で、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>EU 及びカナダは、単一条約加盟国であるが、産業用大麻の運用規則を設けて10年近い栽培実績がある。国内でも低 THC 品種のとちぎしるで25年の栽培実績がある。よって、国内外の運用実績により、低 THC 品種を区別して管理することができる。</p>		

問題点は、現行規則が今日の運用実態に矛盾し、時代のニーズに適合していないだけである。

低 THC 品種の栽培普及によって、抽出・濃縮による薬物乱用拡大につながったという報告はない。それは抽出・濃縮が不可能であることを意味する。大麻の不正流通を防ぐために、大麻の種子輸入から栽培管理の THC 濃度基準の制度化によって対応可能である。制度化の可否を回答願う。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者間での大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な栽培を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制しているところである。

また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。

単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行なわれている加盟国がある一方で、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻が、ヨーロッパ諸国に流通したと推定されている。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。

なお、大麻の有効成分の抽出・濃縮については、比較的容易に行うことができる。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻草の種子についての輸入規制緩和	都道府県コード	36 徳島県
		提案事項管理番号	1111010
提案主体名	ヘンプリズム志国プロジェクト		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	<p>・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号)</p> <p>・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)</p>
制度の現状	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局 麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低 THC 品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱者指導要領:第5の2) 古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低 THC であります、わずかながら THC を含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっていきます。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発され毎年 THC 濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。</p> <p>徳島県は、歴史的に見て、大麻にとって大変重要な土地です。木屋平にある三木家は、忌部のまつえとして、今でも代々天皇即位の大嘗祭において、大麻の衣(アラタエ)を献上しています。徳島 = 大麻と言っても過言ではないほど、深い関わりがあるのです。ところが、戦後制定された法律により、すっかり姿を消してしまった大麻の栽培風景。これは、バイオマス的に見ても、歴史的に見ても、とても残念な事です。この度は、大麻発祥の地四国の中心徳島より、日本本来の姿を取り戻すべく、提案させて頂きました。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認められないか、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか。大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提としてた上で、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者間での大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な栽培を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制しているところである。</p> <p>また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻草の種子についての輸入規制緩和	都道府県コード	21 岐阜県
		提案事項管理番号	1143010
提案主体名	岐阜県産業用麻協会		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	<p>・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号)</p> <p>・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)</p>
制度の現状	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱者指導要領:第5の2)古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低THCですが、わずかながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発され毎年THC濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。</p> <p>岐阜県産業用麻協会はバイオマス資源の活用により自然の循環に逆らわない産業構造や持続可能な社会への転換に麻(産業用大麻草)を取り上げ岐阜県中心に活動している市民団体です。(以下、麻という)県の伝統産業と麻の応用から新たな産業利用を促進すること、また県内に色濃く残る麻の文化・技術を伝承することから地域の活性化をはかり、地域の自立と関連産業の創出に期待します。</p> <p>規制の緩和が実現され、麻の有効利用(栽培)が可能となりましたら、現在、他県や輸入に頼っている麻原料を県内産に切り替え、岐阜県政推進である『活力ある地域づくり』を地産地消をキーワードに市民の手により進めます。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認められないか、再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>岐阜県においては[岐阜県大麻取扱者指導要領]があり、第5の2に[栽培するために使用する種子の種類]として『大麻栽培者は、幻覚成分であるテトラヒドロカンナビノール(THC)含有量が少ない品種を栽培するよう努めるものとする』とあるが、厚生労働省においても国内の正規栽培大麻草についてTHC含有量を管理・測定できていない現状と「トチギシロ品種」を入手できないことからして新規栽培において上記の指導に努めることは困難であり、現状としては海外で管理されている低THCの種子輸入に頼らざるを得ない。今回の回答で輸入規制を維持する場合、上記の指導に努めるにはどのように対応すれば良いか？回答願いたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>また、免許を取得して大麻の栽培を行う場合には、栽培を行う大麻のTHC含有量の多寡にかかわらず、乱用に供されるリスクの軽減に努めるよう指導しているところである。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか。大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提としてた上で、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>「免許を取得して大麻の栽培を行う場合には、栽培を行う大麻のTHC含有量の多寡にかかわらず、乱用に供されるリスクの軽減に努めるよう指導しているところである」とありますが、本件の要望事項も大麻濫用につながるリスクの軽減を提案しているところでもあります。輸入条件に・都道府県知事が発行する栽培許可を持つなどの条件を満たすもの・品種やTHC含有量などについて限定すること・輸出国の証明があるものに限るなどの保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じ</p>		

る場合においては輸入を認められないか回答願う。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者間での大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な栽培を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制しているところである。

また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。

単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行なわれている加盟国がある一方で、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻が、ヨーロッパ諸国に流通したと推定されている。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。

なお、大麻の有効成分の抽出・濃縮については、比較的容易に行うことができる。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県コード	1 北海道
		提案事項管理番号	1094010(3009010)
提案主体名	産業クラスター研究会オホーツク 「麻プロジェクト」		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)
制度の現状	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り。)を税関に提出しなければならない。

求める措置の具体的内容	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認められないか、再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>「THC成分は微量ではあるが、違法栽培や乱用の危険性があるため現行の輸入規制を継続する必要がある」とのご回答と理解いたしますが、違法栽培や乱用を防止するための措置を提案者側において講じることにより、規制が緩和される可能性はあるのか、或いはあらゆる措置を講じたとしても緩和は認められないのかについてお尋ねいたします。</p> <p>併せて、緩和される可能性があるのであれば、栽培許可の有無、圃場の管理や外部からの侵入対策、収穫した種や茎の収量の管理及び報告等、葉の廃棄方法やマニフェスト管理等、様々な条件が付されるものと思っておりますが、こうした事項について具体的にアドバイスを賜りたく宜しくお願い致します。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請
<p>大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか。大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提としてた上で、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>
提案主体からの再意見
<p>「THCの抽出濃縮による乱用の危険性有」としているが、THCは他のカンナビノイドとの含有比率によって効用が異なり、特にカンナビジオール(CBD)の含有率が高い産業用にあっては、向精神効果がないとされている。また、THCとCBDは構造的に類似しているため、前者を選択的に抽出することは困難である。こうしたことから産業用大麻栽培を認めている国においても、知り得る限り乱用の事例は報告されておらず、この点を踏まえ再考を求め。</p>

併せて単一条約を根拠としているが、産業用大麻の基準、規則等を定めて運用している加盟国もあり、我が国も同様の措置が可能と考える。

これらを含め、緩和の可能性について回答願う。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者間での大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な栽培を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制しているところである。

また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。

単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行なわれている加盟国がある一方で、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻が、ヨーロッパ諸国に流通したと推定されている。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。

なお、大麻の有効成分の抽出・濃縮については、比較的容易に行うことができる。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻草の種子についての輸入規制緩和	都道府県コード	38 愛媛県
		提案事項管理番号	1112010
提案主体名	ヘンプリズム志国プロジェクト		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	<p>・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号)</p> <p>・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)</p>
制度の現状	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低 THC 品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱者指導要領:第5の2) 古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低 THC であります。が、わずかながら THC を含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっていきます。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発され毎年 THC 濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。</p> <p>愛媛県においては、繊維の町今治があり、現在愛媛県繊維試験場とタイアップして、大麻のストール、シーツ等を作成しています。夏は UV カットで涼しく、冬は静電気防止で暖かい大麻は、とても好評です。しかし、古来日本は、至る所で栽培されていた大麻ですが、戦後すっかり栽培が許可制になり、日本製の大麻の糸は、まず手に入りません。よって、商品等の糸も、当然外国産です。日本人にとって、とてもなじみ深いこの大麻を、バイオマスの見ても、文化的に見ても、今後復興される事を、切に願うものです。歴史的にみて大麻の発祥の地である四国から、大麻が復興することを願って提案致しました。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認められないか、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか。大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提としてた上で、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者間での大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な栽培を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制しているところである。</p> <p>また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県コード	22 静岡県
		提案事項管理番号	1127010
提案主体名	KAYA		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)
制度の現状	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。

求める措置の具体的内容	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>当社では、様々な大麻草からつくった販売を実施しており、お客さんの多くから国産原料をつかった商品を求められている。しかし、種子の確保の問題でそのようなプロジェクトに関してはいまのところストップしている。種子確保の問題をクリアして、次世代の子どもたちための新しい産業へとつなげていきたい。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認められないか、再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>THC が 0.3% 未満であっても精神作用が発現した日本の実例や根拠を示して欲しい。</p> <p>低 THC 品種は、EU 諸国で 10 年、カナダで 8 年の商業栽培経験があり、薬物乱用につながったという報告はない。科学的根拠と海外の実用的経験を踏まえた種子輸入の基準と運用規則を定めることは十分可能ではないか。</p> <p>私たちは所轄官庁が組織的・体質的問題があることを認識している。これは薬物政策以前の問題であり、諸外国ができ、日本だけ産業用大麻に関する制度がつかれないという根本的理由にはならない。よって薬物乱用防止の以外の回答ができない場合は、諸外国の行政組織より能力が劣っていると理解してもよい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか。大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提としてた上で、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>EU 及びカナダは、単一条約加盟国であるが、産業用大麻の運用規則を設けて10年近い栽培実績がある。国内でも低 THC 品種のとちぎしるで25年の栽培実績がある。よって、国内外の運用実績により、低 THC 品種を区別して管理することができる。</p> <p>問題点は、現行規則が今日の運用実態に矛盾し、時代のニーズに適合していないだけである。</p>		

低 THC 品種の栽培普及によって、抽出・濃縮による薬物乱用拡大につながったという報告はない。それは抽出・濃縮が不可能であることを意味する。大麻の不正流通を防ぐために、大麻の種子輸入から栽培管理の THC 濃度基準の制度化によって対応可能である。制度化の可否を回答願う。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者間での大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な栽培を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制しているところである。

また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。

単一条約を批准しつつ、産業用大麻の栽培が行なわれている加盟国がある一方で、国際麻薬統制委員会 (INCB) の年次報告 (1999) によると、1998 年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫された 100 トン以上もの違法な大麻が、ヨーロッパ諸国に流通したと推定されている。このような国際的な状況において、発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。

なお、大麻の有効成分の抽出・濃縮については、比較的容易に行うことができる。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県コード	47 沖縄県
		提案事項管理番号	1126010
提案主体名	バイオマスタウン宮古島産業用ヘンプ促進プロジェクト		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)
制度の現状	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。

求める措置の具体的内容	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認められないか、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか。大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提としてた上で、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者間での大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な栽培を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制しているところである。</p> <p>また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1188010
提案主体名	有限会社イー・コーポレーション		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)
制度の現状	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。

求める措置の具体的内容	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率 0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	国内における産業用大麻の耕作面積は 10ha 程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 広島県では、大朝町(昔は大麻町)、安佐南区(旧佐東町)など麻に由来した地名があり、麻づくり(広島市教育委員会)によると戦前は国内でも有数の産地であったことが伺える。戦後、発展した化学繊維によって、その歴史的な役割は終わったかに見えたが、特に佐東町史によると「農業が大自然の新陳代謝能力を輪廻応用する生産技術であり、資源有限を、資源無限に延長する職責を担うものである以上、麻栽培が復活する機会が、永久に来ないと考えるよりも「歴史は繰り返す」事実を待つべきかもしれない」とあり、地球環境と地域活性化のための機会が2007年現在、再び来たと解釈できる。諸外国のように大規模栽培できない広島では、中山間地域のために国産麻の実原料の供給を担うことを計画している。幸いなことに「あずま」と呼ばれる鯛、いわしなどの小魚の中に炒った麻の実とおからの煮物を詰めたものが郷土料理にあり、これらを背景にした新しい食品産業をつくりだしていきたい。県内に栽培農家がないため、種子は海外からの輸入になってしまうが、現在の規制によって、次世代に広島の歴史を受け継ぐ事業ができないのは非常にもったいないことである。

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認められないか、再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>THC が 0.3%未満であっても精神作用が発現した日本の実例や根拠を示して欲しい。</p> <p>低 THC 品種は、EU 諸国で 10 年、カナダで 8 年の商業栽培経験があり、薬物乱用につながったという報告はない。科学的根拠と海外の実用的経験を踏まえた種子輸入の基準と運用規則を定めることは十分可能ではないか。</p> <p>私たちは所轄官庁が組織的・体質的問題があることを認識している。これは薬物政策以前の問題であり、諸外国ができ、日本だけ産業用大麻に関する制度がつかれないという根本的理由にはならない。よって薬物乱用防止の観点以外の回答ができない場合は、諸外国の行政組織より能力が劣っていると理解してもよい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか。大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提としてた上で、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者間での大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な栽培を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制しているところである。

また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。

発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920110	プロジェクト名	国産ヘンプによる中山間地域産業振興プロジェクト
要望事項 (事項名)	産業用大麻種子の輸入規制緩和	都道府県コード	16 富山県
		提案事項管理番号	1128011
提案主体名	とやま中山間地利用促進フォーラム		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	<p>・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号)</p> <p>・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け麻一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)</p>
制度の現状	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>麻薬成分が著しく少ない(麻薬成分 THC 含有率 0.3%以下)ヨーロッパの産業用大麻草種子の輸入に関して、加熱による発芽不能処理を行わない種子を入手可能にする。産業用大麻の種子入手に関しては、唯一、栃木県の農業試験場が、トチギシロという低 THC の品種の育種・管理をしている。今のところ、この農業試験場は、県外の農家への種子の提供を拒否している。そのため、栃木県以外で大麻種子を確保することが難しい。熱処理されていない大麻種子の輸入を可能にし、大麻栽培農家の生産活動を容易にしてほしい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>富山県内においては、かつて麻袋(主に米用保存袋)生産量が国内随一であったり、また福光麻布という極めて良質な麻布を生産し、大麻栽培は地域産業として大いに活況を呈していた。大麻草は、縄文時代より衣食住全てにわたり生活を満たしてきた日本古来の伝統種であり、また最近では、ヘンプと呼ばれ、注目のエコ素材として様々な分野で活用されている。その栽培においては、肥料農薬を特に必要とせず、荒れ地を好み、栽培が極めて容易である。今日、県内では鳥獣(特に猿、猪、熊)による農作物および人的被害は深刻な問題であり、中山間地においては、食料となる作物の栽培が出来なくなり、農業を継続できず、里山の荒廃を一層加速させる原因になっている。耕作放棄された中山間地の活用は、大きなテーマである。大麻草栽培による耕作利用と、かつての地域産業を時代に合わせた形で復活させることにより、中山間地が抱える問題を解決し、新たな産業振興と雇用創出を目指すものである。また、ヘンプに関する市場ニーズは年々拡大しているものの、国内での作付面積は 10ha 程度にすぎない。本格的に工業製品用の大麻栽培を行なおうとする場合、その種子は輸入に頼らざるを得ないものの、種子を輸入する場合、発芽不能処理をすることが義務付けられており、事業化は事実上不可能である。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認められないか、再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>「大麻の幻覚成分である THC は、微量の摂取でも精神作用が発現する」という回答の、日本での実例や医学的根拠を示してください。産業用大麻である 低 THC 品種は、EU 諸国で 10 年、カナダで 8 年の商業栽培実績があり、薬物乱用につながったという報告はありません。医学的根拠と海外の実用的経験を踏まえた種子輸入の基準と、大麻の運用規則を定めることは十分可能だと考えます。先進諸外国にでき、日本だけ運用制度がつかれないという根本的理由が理解できません。新たなバイオマス資源の利用可能性を封じ、「薬物乱用防止」以外の回答ができないということは、諸外国の行政組織より能力が劣っていると理解してもよいでしょうか。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか。大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提としてた上で、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者間での大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な栽培を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制しているところである。

また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。

発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県コード	
		提案事項管理番号	3007010
提案主体名	NPO 法人設立準備団体 麻姑山ヘンプ会		

規制の所管・関係省庁	経済産業省 厚生労働省
根拠法令等	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局 麻薬第一課長通知)
制度の現状	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。

求める措置の具体的内容	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、産業用大麻栽培用種子の輸入を認められないか、再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>THC が薬物乱用になる論拠は前回提出した資料で医学的根拠が低い記述が多い。THC について間違った知識をホームページを通じて情報提供するをまず改めるべきであると思うが、それについて回答願いたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。</p> <p>なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>大麻取締法上では、種子の譲渡を禁止していないにもかかわらず、大麻種子の輸入について規制を設けているのはなぜか。大麻栽培者に限り、厳正な管理を前提としてた上で、種子の輸入規制を緩和することはできないのか。再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>大麻取締法においては、大麻栽培者の免許を受けた者間での大麻種子の譲渡については禁止していないが、不正な栽培を目的とした譲渡については、罰則を設け、厳しく規制しているところである。</p> <p>また、外国為替及び外国貿易法は、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的」としており、その目的を全うするため、大麻種子の輸入について規制を設けているものである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920120	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1159010
提案主体名	株式会社ニュー・エイジ・トレーディング		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域 その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け麻薬一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)
制度の現状	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。

求める措置の具体的内容	大麻の種子の輸入にあたって、海外で脱穀され熱処理されたものについては、麻薬取締部の発芽試験などを簡素化あるいは省略できるようにし、通関を迅速にすることで事業運営に支障のないように規制を緩和していただきたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>当社は大麻の種子を加工して、食用として販売したり、大麻の種子を使用したレストランを経営しているものである。経済産業省薬発第708号通達によれば、「大麻の違法な栽培を防止するため、輸入する種子については発芽不能処理を行うこととしている」が、通達が出された当時には、大麻種子の熱加工食品は存在しなかった。ナッツと呼ばれるこれら製品は目でみても発芽不能であるとわかるにもかかわらず、この通達があるために、財務省税関では麻薬取締部が発行する証明書を必要としている。麻薬取締部の発芽試験には7～10日間かかり、その間、貨物が税関で留め置きされるなど事業の障害となっている。</p> <p>大麻の粉や油は麻薬取締部と税関の判断により証明書は不要となっているが、海外で脱穀され熱処理済み加工食品についても、厚生労働省、財務省(税関)が判断できるように規制を緩和していただきたい。なお熱処理、脱穀したものの非発芽試験については輸出国の公的な証明書を提出することで確認することができる。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>発芽可能な大麻の種子の流通は、国内における大麻の不法栽培及び乱用拡大につながるおそれ大きいことから、未然に防止する必要がある。したがって、たとえ輸出国の公的機関が発行した熱処理証明書とともに輸入された大麻の種子及び脱穀後の大麻の種子であっても、我が国の麻薬取締部において発芽不能であることを確認することが必要不可欠である。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>輸出国の公的機関が発行した熱処理証明書とともに輸入された大麻の種子及び脱穀後の大麻の種子に対してまで、麻薬取締部において発芽不能であることを確認することは過剰な規制であるのではないかと、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>発芽可能な大麻種子の流通は、大麻の乱用拡大に直結するおそれ大きい。よって、大麻乱用の未然防止の観点から、我が国の麻薬取締部において、発芽不能であることを厳正に確認しているところであり、保健衛生上の危害防止のため、必要かつ適正な規制である。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920130	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	産業用大麻原料の輸入規制緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1144010
提案主体名	有限会社ジャパンエコロジープロダクション		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	大麻取締法第1条
制度の現状	<p>大麻取締法第1条は、規制対象となる「大麻」について、THCの含有量の多寡にかかわらず、「大麻草(カンナビス・サティバ・エル)及びその製品をいう」と定義している。</p>

求める措置の具体的内容	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草の樹皮を取り除いた後の幹の製品である粉碎したチップの輸入に関して、協議の上、然るべき基準を設ける。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>産業用大麻は多分野での有効利用が可能であり、循環型社会構築に貢献成し得ることは、欧州諸国の産業用大麻(バイオマス)による工業原料生産という実績が示している。しかし国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、工業製品への利用や需要開拓への用途開発は輸入原料に頼らざるを得ない。2005年7月、産業用大麻から得られる素材の大半を成す麻幹(おがら)チップのオーストラリアからの輸入に際し、0.015%という微量の粒子状の葉が混在していたため苦小牧での通関ができないケースがあった。THC含有率0.3%未満の品種を欧州諸国は産業用大麻の基準とし、その部位に関わらず産業素材として利用していることから、粒子状の葉の夾雑物としての混入率及びTHC含有率の合理的基準を設け、麻幹チップ輸入の円滑化を図る。このことにより、用途開発、需要の開拓と確保、延いては産業用大麻という資源作物の国内生産による新しい農業体系の展開と新産業の創出の効果、環境浄化と修復に貢献する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>2005年7月の麻幹チップ輸入は、北海道内の競走馬の育成牧場に敷き料として供する目的と建材メーカーへの複合ボード試作開発を予定していた。輸入通関の安定化により、当社のこれら顧客への信頼回復と共に他分野事業への展開が臨める。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。また、THCの含有量が少ない大麻から含有量が多い大麻への転換も容易である。よって、大麻の乱用によって生じる保健衛生上の危害を防止するためには、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象とする必要がある。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>提案主体が言う、麻幹チップ等製造の際には、THCをごく微量含む粉末等が混入することは想定されるが、THCの濃度について何らの基準を設けることなく、一律に規制をすることは過剰な規制であるのではないかと、再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>「THCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。」との回答であるが、科学的根拠を示して頂きたい。また大麻の低 THC 品種は、EU 諸国で 10 年、カナダで 8 年の商業栽培実績があるが薬物乱用につながったという報告はなく、国内での大麻栽培実績がある栃木県においても 1981 年に低 THC 品種に切り替えることによって、大麻事犯の発生がなくなっている。現在まで国内における低 THC 品種の大麻栽培が薬物乱用につながっているという報告があればぜひ回答願いたい。科学的根拠に基づいた合理的な産業用大麻原料の輸入基準をつくることを要望する。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。よって、我が国においても、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象とする必要がある。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの再意見</p> <p>EU 及びカナダは、単一条約加盟国であるが、産業用大麻の運用規則を設けて10年近い栽培実績がある。国内でも低 THC 品種のとちぎしで25年の栽培実績がある。よって、国内外の運用実績により、低 THC 品種を区別して管理することができる。</p> <p>問題点は、現行規則が今日の運用実態に矛盾し、時代のニーズに適合していないだけである。</p> <p>低 THC 品種の栽培普及によって、抽出・濃縮による薬物乱用拡大につながったという報告はない。それは抽出・濃縮が不可能であることを意味する。大麻の不正流通を防ぐために、大麻の輸入原料の THC 濃度基準の制度化によって対応可能である。制度化の可否を回答願う。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。よって、我が国においても、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象とする必要がある。

なお、国際麻薬統制委員会(INCB)の年次報告(1999)によると、1998年中に、合法的と称する目的のために栽培・収穫された100トン以上もの違法な大麻が、ヨーロッパ諸国に流通したと推定されている。

また、大麻の有効成分の抽出・濃縮については、比較的容易に行うことができる。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920140	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大麻取締法第1条に規定する「大麻」の定義から低 THC 品種の除外し、葉と花穂が産業利用を可能とす る	都道府県コード	39 高知県
		提案事項管理番号	1067020
提案主体名	高知ヘンプユニオン		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	大麻取締法第1条
制度の現状	<p>大麻取締法第1条は、規制対象となる「大麻」について、THCの含有量の多寡にかかわらず、「大麻草(カンナビス・サティバ・エル)及びその製品をいう」と定義している。</p>

求める措置の具体的内容	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草については、EUのように葉と花穂を使った加工及び製品を販売できるようにする</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>大麻草の花穂と葉からエッセンシャルオイル(精油)が抽出でき、非常によい匂いをもち、地域の特産品として商品化ができる。</p> <p>平成8年5月23日 衛化第56号 厚生省生活衛生局長通知「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」別添2 天然香料基原物質リストに「アサ、麻、Hemp」が掲載されている。</p> <p>【提案理由】</p> <p>低 THC 品種の大麻草の花穂と葉から取れるエッセンシャルオイルには、THC成分は全く含まれておらず、悪用する危険性がない。</p> <p>離農が進む過疎地等における地域活性化の切り札として精油ビジネスは有望であり、現に高知県のユズの精油は高品質でアロマテラピー効果が高いと評判であり、1リットルで20万円以上で取引されている。麻の花穂や葉は、海外では精油や香水や化粧品、ハーブティーなどに応用されている。高知県において付加価値の高い農業が求められているが、代替案に乏しい。麻は、利用離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。また、THCの含有量が少ない大麻から含有量が多い大麻への転換も容易である。よって、大麻の乱用によって生じる保健衛生上の危害を防止するためには、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象とする必要がある。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、葉と花穂の産業利用を可能とすることはできないか、再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>大麻取締法第1条は、実態の合わなくなった国の規制の一つです。低 THC 品種の栽培実績のある栃木県では、1981 年に低 THC 品種に切り替えることによって、大麻事犯の発生がなくなっています。現在まで国内における低 THC 品種の大麻栽培が薬物乱用につながっているという報告があればぜひ回答願いたい。</p> <p>花穂や葉からつくられる精油は、香料や化粧品等の経済的付加価値が高く、しかも THC を含有しない製品であるため、含有量を高めることは不可能である。よって、THC 濃度に基づいた大麻草栽培基準をつくり、特区として試験的に実施できる提案だと思うが、何が問題になるのか科学的根拠をベースにした回答を願いたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用されうる。また、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。よって、我が国においても、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象とする必要がある。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920150	プロジェクト名	国産ヘンプによる中山間地域産業振興プロジェクト
要望事項 (事項名)	産業用大麻の栽培免許取得に関する緩和	都道府県コード	16 富山県
		提案事項管理番号	1128010
提案主体名	とやま中山間地利用促進フォーラム		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	大麻栽培者免許に係る疑義について(回答)(平成13年3月13日付け医薬監麻発第294号厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知)
制度の現状	農作物として出荷する目的での栽培を一律に認めるのではなく、その栽培目的が伝統文化の継承や一般に使用されている生活必需品として生活に密着した必要不可欠な場合に限り免許することとしている。

求める措置の具体的内容	大麻栽培に関しては、県知事が交付する大麻取扱者免許を取得する必要があるものの、厚生労働省からの指導により、新たに免許取得することは、実に困難である。この指導を緩和させ、富山県内においても、かつて盛んであった大麻栽培を復活させ、新たな地域産業振興として役立てていきたい。
具体的事業の実施内容・提案理由	富山県内においては、かつて麻袋(主に米用保存袋)生産量が国内随一であったり、また福光麻布という極めて良質な麻布を生産し、大麻栽培は地域産業として大いに活況を呈していた。大麻草は、縄文時代より衣食住全てにわたり生活を満たしてきた日本古来の伝統種であり、また最近では、ヘンプと呼ばれ、注目のエコ素材として様々な分野で活用されている。その栽培においては、肥料農薬を特に必要とせず、荒れ地を好み、栽培が極めて容易である。今日、県内では鳥獣(特に猿、猪、熊)による農作物および人的被害は深刻な問題であり、中山間地においては、食料となる作物の栽培が出来なくなり、農業を継続できず、里山の荒廃を一層加速させる原因になっている。耕作放棄された中山間地の活用は、大きなテーマである。大麻草栽培による耕作利用と、かつての地域産業を時代に合わせた形で復活させることにより、中山間地が抱える問題を解決し、新たな産業振興と雇用創出を目指すものである。また、ヘンプに関する市場ニーズは年々拡大しているものの、国内での作付面積は10ha程度にすぎない。本格的に工業製品用の大麻栽培を行なおうとする場合、その種子は輸入に頼らざるを得ないものの、種子を輸入する場合、発芽不能処理をすることが義務付けられており、事業化は事実上不可能である。

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、大麻乱用による保健衛生上の危害を防止するために、大麻の栽培を原則禁止している法の趣旨にかんがみれば、禁止行為の解除である免許については厳正かつ慎重に判断する必要があり、大麻を栽培するほかに代替手段がなく、真に不可欠な場合に限定して栽培免許を付与すべきである。よって、農業の活性化・産業振興による広域的な地域再生を目的とした大麻の栽培について、認めることは困難である。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、現在すべての大麻について栽培を認めている「真に不可欠な場合」よりも広く、産業用大麻の栽培を認められないか、再度検討し、回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し</p> <p>C</p> <p>「措置の内容」の見直し</p> <p>平成18年中の大麻事犯の情勢を見ると、押収量は減少したものの、検挙人員が過去最高を記録した。また栽培事実での検挙者数が増加傾向にあり、過去30年間で最高となっており、薬物事犯の情勢は依然として憂慮すべき状況にある。</p> <p>このような情勢の下、大麻乱用による保健衛生上の危害を防止するために、大麻の栽培を原則禁止している法の趣旨にかんがみれば、禁止行為の解除である免許については厳正かつ慎重に判断する必要があり、大麻を栽培するほかに代替手段がなく、真に不可欠な場合に限定して栽培免許を付与する現行の免許制度を維持する必要がある。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
<p>再々検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の再見直し</p> <p>C</p> <p>「措置の内容」の再見直し</p>			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920150	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	医薬監発麻第 294 号通知の訂正	都道府県コード	21 岐阜県
		提案事項管理番号	1143020
提案主体名	岐阜県産業用麻協会		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	大麻栽培者免許に係る疑義について(回答)(平成13年3月13日付け医薬監発麻第294号厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知)
制度の現状	農作物として出荷する目的での栽培を一律に認めるのではなく、その栽培目的が伝統文化の継承や一般に使用されている生活必需品として生活に密着した必要不可欠な場合に限り免許することとしている。

求める措置の具体的内容	地域再生や持続可能な(社会・産業・生活)を目的とする産業利用の新規大麻草栽培においては、その栽培許可を認めるものとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>大麻取締法においては繊維採取・種子採取を目的とする栽培許可の分別があるのみであり、地域再生を目的とした産業利用などの栽培については何ら規制されてはいません。しかし、その運用は規制的であります。岐阜県における大麻草栽培はそのほとんどが神事・祭事などの伝統文化継承が目的であり、厚生労働省による各都道府県への通知から地域再生や産業利用を目的とする栽培許可が認めにくい現状であります。その一つに栽培許可を出す担当者としても地域再生・産業利用による栽培が社会的な有用性や合理性があるとして許可を出して良いかどうか、前例がないこともあり判断しかねるという通知の解釈度合いによる個人差があります。地域産業の再生から山間地の過疎化・就業機会の低下を改善し持続可能な循環型社会づくりに繋がる活動としての新規大麻草栽培を促進できるよう厚生労働省による通知の訂正を提案いたします。</p> <p>[地域の特性]岐阜県の揖斐地域はそのほとんどが山間地であり、その生活模様は自然の循環に逆らわない持続可能な(社会・産業・生活)をはぐくんできました。しかし山間部における過疎化は進み、行政指導によるいくつもの対策むなしく就業機会の低下による山間地での過疎・高齢化はとどまるところをみせません。バイオマス資源の有効利用が叫ばれる現在、環境負担が少ない古来の素材であり、地域の気候風土にも適している大麻草の栽培は地域の活性化および関連産業の創出や休遊地の有効利用に期待できます。大麻草栽培にかける地域住民の想いは切実なものです。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、大麻乱用による保健衛生上の危害を防止するために、大麻の栽培を原則禁止している法の趣旨にかんがみれば、禁止行為の解除である免許については厳正かつ慎重に判断する必要があり、大麻を栽培するほかに代替手段がなく、真に不可欠な場合に限定して栽培免許を付与すべきである。よって、農業の活性化・産業振興による広域的な地域再生を目的とした大麻の栽培について、認めることは困難である。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>幻覚成分の多寡にかかわらずすべての大麻を大麻取締法で規制した上で、幻覚成分が微量の産業用大麻をその他の大麻と区別して、保健衛生上の危害を防止するための適切な代替措置を講じる場合においては、現在すべての大麻について栽培を認めている「真に不可欠な場合」よりも広く、産業用大麻の栽培を認められないか、再度検討し、回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>「大麻を栽培するほかに代替手段がなく、真に不可欠な場合に限定して栽培免許を付与すべきである」との回答ですが、岐阜県の山間地においては他に産業の創出が難しく代替手段がない所まできている現状を理解頂き再考願いたい。特産物の開発・行政主導の村おこし・国の補助金を用いての雇用対策などなどあらゆる対策むなしく山間地の諸問題は解決の糸口をみつけることなく今に至ります。古くより当地域でも栽培され国内外において大麻製品は全て実用化されている現状と、規制によって栽培ができず試みがなされていない唯一の対策として大麻産業にける想いは切実なものです。他の代替案がありましたら回答願いたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>平成18年中の大麻事犯の情勢を見ると、押収量は減少したものの、検挙人員が過去最高を記録した。また栽培事実での検挙者数が増加傾向にあり、過去30年間で最高となっており、薬物事犯の情勢は依然として憂慮すべき状況にある。</p> <p>このような情勢の下、大麻乱用による保健衛生上の危害を防止するために、大麻の栽培を原則禁止している法の趣旨にかんがみれば、禁止行為の解除である免許については厳正かつ慎重に判断する必要があり、大麻を栽培するほかに代替手段がなく、真に不可欠な場合に限定して栽培免許を付与する現行の免許制度を維持する必要がある。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>前意見で岐阜県の山間地においては他に産業の創出が難しく代替手段がない所まできている現状を唱え麻栽培が就業機会の改善・過疎化対策など地域再生にとって真に必要な不可欠であり、他に代替案がないので提案している。重ねて代替案があれば回答願いたい。この提案は現行法や免許制度の見直し、改正を求めているのではなく貴省からの通知によって法的には規制されていない栽培目的をも規制してしまい、麻の社会的な有用性・合理性・可能性について理解しようという姿勢が少しも無い体質的問題の改善を求めることが含まれた提案であることを付け加えて再意見とする。</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>（この表のこの部分は、元の画像には記載されていません。上記の表の「再々検討要請に対する回答」欄の内容をここに記載します。）</p>			

近年の大麻事犯の情勢は、平成18年に検挙人員が過去最高を記録するなど憂慮すべき状況にある。

このような情勢の下、大麻乱用による保健衛生上の危害を防止するために、大麻の栽培を原則禁止している法の趣旨にかんがみれば、禁止行為の解除である免許については厳正かつ慎重に判断する必要があり、大麻を栽培するほかに代替手段がなく、真に不可欠な場合に限定して栽培免許を付与する現行の免許制度を維持する必要がある。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920160	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	外国人介護福祉士及び看護師の就労	都道府県コード	29 奈良県
		提案事項管理番号	1075030
提案主体名	ウェルコンサル株式会社		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
制度の現状	介護業務に従事することを目的とした在留資格は存在しない。

求める措置の具体的内容	外国人介護福祉士及び看護師の就労を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	医療・介護従業者は慢性的な不足状態にあり、高齢化社会を懸念される我国において、その従業者の数、質の低下は危惧される問題である。外務省、厚生労働省が連携し、フィリピン人介護士受け入れを行うための計画が進められているが、諸問題が発生している状態である。現在、奈良県では株式会社による介護士及び看護師の養成学校設立は認められていないが、今後受け入れが増えるであろう外国人の医療・介護従業者における日本文化の理解、技術取得、定着就労のためには社会性をもつ常識力豊かな人材育成が必要であり、外国人個々に対し柔軟に対応できる点においては民間企業による養成学校の設立運営はその良点を生かせるものであると考え。また入学資格を緩和させ、我国と教育制度の異なる国における就学者に対しても、同等程度の学力等が認められれば、入学を可能とし、学習意欲の高い外国人に対し門戸を広げ、医療・介護従業者を育成したいと考える。また日本人学生においては多様化する国際社会における社会性を身に着けることができ、国内だけに留まらず、医療・介護における発展途上国において指導的役割を担うことのできる人材育成につながると考える。

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>外国人介護福祉士の我が国での就労については、次の理由から認められない。</p> <p>介護分野は介護福祉士の資格がなくとも就労できる分野であり、資格者・無資格者の区分なく同一の労働市場を形成しているため、外国人介護福祉士を受け入れることは、日本人介護労働者全体との競合・代替が生じること。</p> <p>将来的にも、国内の供給余力が常に労働力需要を上回ることが見込まれる中、外国人介護福祉士を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。</p> <p>介護分野において低労働条件が固定化すれば、介護サービスの質的向上を阻害すること。</p> <p>なお、日本の看護師資格を有する外国人看護師については、在留資格「医療」に係る要件を満たす場合には、入国及び就労が可能である。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920170	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	民間企業による介護福祉士、看護師の養成学校の	都道府県コード	29 奈良県
	設立	提案事項管理番号	1075031
提案主体名	ウェルコンサル株式会社		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導要領(平成14年2月28日付医政発第0228005号別紙)
制度の現状	<p>介護福祉士養成施設の設置主体については、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすることとしている。</p> <p>看護師等養成所の設置者は、国、地方公共団体のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすることとしている。</p>

求める措置の具体的内容	民間企業による介護福祉士、看護師の養成学校の設立を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>医療・介護従業者は慢性的な不足状態にあり、高齢化社会を懸念される我国において、その従業者の数、質の低下は危惧される問題である。外務省、厚生労働省が連携し、フィリピン人介護士受け入れを行うための計画が進められているが、諸問題が発生している状態である。現在、奈良県では株式会社による介護士及び看護師の養成学校設立は認められていないが、今後受入れが増えるであろう外国人の医療・介護従業者における日本文化の理解、技術取得、定着就労のためには社会性をもつ常識力豊かな人材育成が必要であり、外国人個々に対し柔軟に対応できる点においては民間企業による養成学校の設立運営はその良点を生かせるものであると考え。また入学資格を緩和させ、我国と教育制度の異なる国における就学者に対しても、同等程度の学力等が認められれば、入学を可能とし、学習意欲の高い外国人に対し門戸を広げ、医療・介護従業者を育成したいと考える。また日本人学生においては多様化する国際社会における社会性を身に着けることができ、国内だけに留まらず、医療・介護における発展途上国において指導的役割を担うことのできる人材育成につながると思う。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>介護福祉士養成施設の設置主体については、事業の十分な継続性、安定性を担保するため、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則としているところである。</p> <p>介護福祉士の在り方については、介護福祉士資格の取得方法も含め、全面的な見直しを行うこととしており、第166回通常国会に社会福祉士及び介護福祉士法の改正法案を提出し、継続審議となったところである。</p> <p>この制度改正の中で、養成課程における教育内容の全面的な見直し、養成施設の要件の見直しを行う方針であるので、民間企業(営利法人)による養成施設の設置の可否も含め、引き続き検討して参りたい。</p> <p>看護師養成所の設置者については、事業の十分な継続性、安定性を保つため、原則として、国、地方公共団体及び営利を目的としない法人であるべきと考えており、その旨を「保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導要領」に規定しているところであるが、株式会社による学校設置の状況等を踏まえつつ、当該規定の改正の可否について、今後検討して参りたい。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>回答では事業の継続性、安定性のためとされているが、民間企業においてもその条件をクリアさせることは可能ではないだろうか？これからの高齢化社会を考えると介護・看護従業者の育成は重要課題であり、介護保険法がそうであったように、地方公共団体や社会福祉法人等だけでなく、活力ある民間の参入は望ましいものであると考える。従前の考えに捉われず、技量たげでなく、魅力ある人材の育成を目指し、今回提案したものであり、早急な検討に期待したい。また一定下の条件のもと、特例等の措置をとることなどの検討も願うものである。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>社会福祉士及び介護福祉士法の改正とあわせて、養成課程における教育内容等についても見直しを行うこととしており、専門家からなる作業チームで議論いただいている。</p> <p>その中で、養成施設に係る指定要件の見直しの検討も行うこととしており、民間企業による養成施設の設置の可否についても検討していくこととしているが、改正法案が継続審議中であるため検討の時期についてはお示しできない。</p> <p>また、前回回答でもお答えしたとおり、看護師養成所の設置者については、原則として、国、地方公共団体及び営利を目的としない法人とする旨を「保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導要領」に規定しているところであるが、株式会社による学校設置の状況等を踏まえつつ、当該規定の改正の可否について、今後検討して参りたい。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920180	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	外国人就学生の入学資格及び入学定員の上限の緩和	都道府県コード	29 奈良県
		提案事項管理番号	1075032
提案主体名	ウェルコンサル株式会社		

規制の所管・関係省庁	文部科学省 厚生労働省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第1号 ・保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号) ・保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生労働省令第1号)第4条第1号 ・看護師等養成所の運営に関する指導要領(平成13年1月5日付健政発第5号別添)
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師養成所(3年課程)の入所資格は、学校教育法第56条第1項に規定する者(大学に入学できる者)とする。 ・看護師養成所で受入れる留学生の人数は、1学年定員の10%以内であること。

求める措置の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人就学生に対し、専修学校専門課程の入学資格である高等学校卒業程度の要件を緩和し、国籍、年齢、学歴に拘わらず、学習意欲の高い外国人に対し入学要件を別途定める。 ・外国人就学生の入学定員の上限を緩和し、定員の2分の1程度の受け入れを可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>医療・介護従業者は慢性的な不足状態にあり、高齢化社会を懸念される我国において、その従業者の数、質の低下は危惧される問題である。外務省、厚生労働省が連携し、フィリピン人介護士受け入れを行うための計画が進められているが、諸問題が発生している状態である。現在、奈良県では株式会社による介護士及び看護師の養成学校設立は認められていないが、今後受け入れが増えるであろう外国人の医療・介護従業者における日本文化の理解、技術取得、定着就労のためには社会性をもつ常識力豊かな人材育成が必要であり、外国人個々に対し柔軟に対応できる点においては民間企業による養成学校の設立運営はその良点を生かせるものであると考え。また入学資格を緩和させ、我国と教育制度の異なる国における就学者に対しても、同等程度の学力等が認められれば、入学を可能とし、学習意欲の高い外国人に対し門戸を広げ、医療・介護従業者を育成したいと考える。また日本人学生においては多様化する国際社会における社会性を身に着けることができ、国内だけに留まらず、医療・介護における発展途上国において指導的役割を担うことのできる人材育成につながると考える。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D C	措置の内容
<p>・看護師養成所の入学資格は、医療の高度化への対応等の観点から、最低限、高等学校卒業程度の学力が必要であると考 えているが、高等学校を卒業していなくても、これと同等以上の学力を有すると認められるのであれば入学は可能である。</p> <p>・看護師養成所の外国人の受入人数・割合については、「規制改革・民間開放推進3カ年計画」(平成16年3月19日閣議決 定)に基づき、留学・就学生の不法就労や不法滞在その他犯罪の防止に留意し、留学・就学生への教育の質の維持を図りつ つ、平成16年度に従前の「総定員の3%以内であり、かつ5名以内」から「各学年定員の10%以内」に緩和したところであり、 その影響等を確認する必要があるため、即時の緩和は考えていないが、今後、当該緩和後の状況等を踏まえ、更なる緩和 の可否について、検討してまいりたい。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>現在、外国人の定員は各学年の10%以内とされているが、その程度の緩和で、これからの高齢化社会における看護・介護 事業を支える従業者の確保が可能だろうか？看護師不足は深刻であり、机上の計算でなく、現状の地域医療の調査を是非 行ってほしい。人員不足は現従業者の傲慢を招き、質の低下は免れない。外国人による看護、介護従業者を増やすことは、 彼らを労働力としてのみ考えるのではなく、先進国である日本において学び、世界における医療格差の是正につながればと 考える。回答にあったように今後もさらなる緩和だけでなく、撤廃もしくは外国人専門校の設立についても検討して頂くことを 願うものである。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>前回回答でもお答えしたとおり、平成16年度に従前の「総定員の3%以内であり、かつ5名以内」から「各学年定員の10%以 内」に緩和した影響等を踏まえ、更なる緩和の可否について、今後検討してまいりたいと考えている。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
<p>更なる緩和の可否について、今後検討してまいりたいとのことであるが、具体的にどのようなスケジュールで検討することを 想定しているのか御教示願いたい。</p>			
提案主体からの再意見			
<p>外国人留学生を受け入れている看護師養成所(3年課程)は、現時点で把握している限り8校であるが、いずれの養成所も各 学年の定員の5%以下であり、上限の10%には達していない。これらの状況にかんがみると、外国人留学生の受入人数・割 合について、更なる緩和を即時に行う必要はないと考えている。一方で、御提案の御趣旨も踏まえ、今後、外国人留学生の 受入人数・割合が増加する等、更なる緩和の必要性が認められれば、逐次検討してまいりたいと考えている。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920190	プロジェクト名	外国人企業家特区
要望事項 (事項名)	外国の医師資格者による医療行為の緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1038060
提案主体名	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会		

規制の所管・関係省庁	法務省
	厚生労働省
根拠法令等	医師法第2条、第17条
制度の現状	<p>医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。</p> <p>医師でなければ、医業をなしてはならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>外国の医師資格を持つ医師を1病院1名に限り、かつ当該言語を話す患者に限り診察治療に当たらせる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>外国人の起業家を誘致するにあたっては、なによりも生活インフラの整備が必要となる。その観点からすると、安心して生活を進めていくうえで、医療の充実というものは大変重要なものである。そこで、医療を受けるうえで意思の疎通が欠かせないものであることから、外国の医師資格を有する者による医療行為を認め、外国人の患者であっても安心して医療を受けることができるよう、要望するものである。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>医学に関する専門的知識・技術が不十分な者が日本国内において医業を行うことによる事故の発生や伝染病等の蔓延を未然に防止するなど、国内の医療安全や公衆衛生の確保を図る観点から、仮に診療対象が在日外国人である場合であっても、日本の医師免許を取得することが必要不可欠であり、これを緩和することは考えていない。</p> <p>なお、英語による特例的な医師国家試験に合格した外国人医師が、診療対象や診療場所を限定する等の一定の条件の下で医療行為を行うことは、現在でも可能である。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920200	プロジェクト名	外国人企業家特区
要望事項 (事項名)	外国の看護師資格者による看護業務の緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1038070
提案主体名	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会		

規制の所管・関係省庁	法務省 厚生労働省
根拠法令等	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条
制度の現状	看護師でない者は、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業としてはならない。

求める措置の具体的内容	外国の看護師資格を持つ看護師を1病院1名に限り採用し、看護業務に従事させる。
具体的事業の実施内容・提案理由	外国人の起業家を誘致するにあたっては、なによりも生活インフラの整備が必要となる。その観点からすると、安心して生活を進めていくうえで、医療の充実というものは大変重要なものである。そこで、医療を受けるうえで意思の疎通が欠かせないものであることから、外国の看護師資格を有する者による看護業務を認め、外国人の患者であっても安心して医療を受けることができるよう、要望するものである。

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
医学に関する専門的知識・技術が不十分な者が日本国内において医業を行うことによる事故や院内感染発生の未然の防止、また、医療の提供において十分なコミュニケーションを図る等、国内の医療安全等の確保を図る観点から、日本において看護業務に従事するためには、日本の看護師免許を取得することが必要不可欠であり、これを緩和することは考えていない。なお、日本の看護師免許を有する外国人が、適切な手続を経た上で就労することは現時点において可能である。			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920210	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	外国人に関する年金制度の見直し	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1194010
提案主体名	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町		

規制の所管・関係省庁	外務省 厚生労働省
根拠法令等	厚生年金保険法附則第 29 条、国民年金法第 9 条の 3 の 2
制度の現状	<p>< 社会保障協定の締結の推進 ></p> <p>社会保障協定については、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー及びフランスとの間で発効済み、カナダ及びオーストラリアとの間で署名済みであり、オランダとの間で協定内容について大筋で合意に至っている。また、チェコとの間で政府間交渉を行っているほか、スペイン及びイタリアとの間で当局間協議を実施しているところ。</p> <p>さらに、スウェーデン及びスイスとの間では、協定締結を視野に入れ、当局間の情報意見交換を開催することについて合意している。</p> <p>< 脱退一時金制度の改正 ></p> <p>我が国の年金制度は、国籍に関わらず等しく適用されており、年金制度の保障の対象となっている。日本に短期滞在する外国人の方について保険料納付が老齢給付に結びつかないという問題は、社会保障協定の締結により解決すべき問題ではあるが、このような解決が図られるまでの間の特例措置として、短期滞在の外国人の方に対し給付を行っている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>外国人研究者等の年金加入機関が通算されるよう、日本と母国との間の社会保障協定締結国を拡大するとともに、未締結国の外国人研究者が受給資格期間を満たさず帰国する場合の脱退一時金について、在留期間 5 年の納付期間に対応した支給を行う。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>世界最大の大型放射光施設 SPring-8 を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。</p> <p>その在留期間の上限が全国的に3年から5年に延長されたところであるが、加入が義務付けられている年金についても、その脱退一時金の支払いに関して見直し要望があることから、社会保障協定対象国の拡大を求めるとともに、脱退一時金支給の見直しを行うことにより、外国人研究者の受入環境を整え、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。</p> <p>提案理由：</p> <p>年金の二重加入等の問題については、社会保障協定により解決が図られてきているものの未だ協定未締結の国があり、それらの国からの受入も実際にある(ロシア、ポーランド等)ことから、受け入れた外国人研究者の年金について、取扱いの格差をなくすため、早急に当該協定の締結を進めていただきたい。</p> <p>また、外国人研究者は短期加入で年金制度から途中離脱する可能性が高く、受給資格を満たさないため、脱退一時金の請求が可能であるが、保険料納付期間が 3 年までの場合はその期間にあわせて段階的に脱退一時金が支給されるものの、3 年以上では一定額しか支給されない。在留期間の上限が 5 年であることから、年金保険の脱退一時金についても 5 年までの納付期間に対応した支払いを可能としていただきたい。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>< 社会保障協定の締結の推進 ></p> <p>社会保障協定については、これまでドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー及びフランスとの間で発効済み、カナダ及びオーストラリアとの間で署名済みであり、平成 19 年 4 月にオランダとの間で協定の内容面で合意に至っている。また、チェコとの間で政府間交渉を行っているほか、スペイン及びイタリアとの間で当局間協議を実施しているところ。</p> <p>さらに、スウェーデン及びスイスとの間では、協定締結を視野に入れ、当局間の情報意見交換を開催することについて合意している。</p> <p>社会保障協定締結に向けた取組については、今後とも、相手国の社会保障制度における社会保険料の負担の規模、在留邦人や進出日系企業等の状況、経済界からの具体的要望の多寡、二国間関係、我が国と相手国の社会保障制度の違いなどを総合的に考慮しつつ、一層推進していくこととしている。</p> <p>なお、ご指摘のあったロシア、ポーランドとは、現時点において、社会保障協定の締結に向けた具体的な予定はないものの、これらの国との交渉についても上記の基準に従って判断されるべきものと考えている。</p> <p>また、協定締結の加速化を図るため、今後締結するいずれの国との協定にも対応できる国内法制を整備することを目的として、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案」を第 166 回通常国会に提出し、可決・成立後、平成 19 年 6 月 27 日に公布されたところである。</p> <p>< 脱退一時金制度の改正 ></p> <p>我が国の年金制度は、内外人平等、すなわち国籍にかかわらず等しく適用されており、年金制度加入中に老齢・障害・死亡といった事由があれば、老齢年金や障害年金、遺族年金が支給されるという形で、年金制度の保障の対象となっている。一方、短期滞在の外国人の方について、保険料納付が老齢給付に結び付かないという問題は、社会保障協定の締結により解決すべき問題ではあるが、特に開発途上国などでは、母国の年金制度が未成熟であるなどの理由で、協定による解決に時間がかかる場合があるのも事実であり、こうした実態を踏まえ、脱退一時金という特例的な制度を設けているところである。</p> <p>そもそも、強制加入の賦課方式を採っている我が国の年金制度においては、保険料納付をできる限り将来の年金給付につながる制度設計としているところ、制度からの途中離脱を給付事由とすることは極めて例外的な取扱いである。脱退一時金の支給額についてもこうした取扱いであることを踏まえて設定しているものであり、出入国管理法令と関連するものではない。</p> <p>脱退一時金の対象期間の上限の延長は、このような制度創設時の趣旨・目的に反し、特例的な制度としての法律上の位置付け(厚生年金保険法附則第 29 条において「当分の間」支給するものと規定)と整合しないことから、厚生労働省としては、このような法律改正は考えていない。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>社会保障協定の締結については、より一層の推進をお願いしたい。</p> <p>また、提案第 2 点目である脱退一時金の納付期間 5 年までの段階的な支給についても、ご回答願いたい。外国人研究者は、短期加入で年金制度から途中離脱し、受給資格を満たさない可能性が極めて高いが、その場合の脱退一時金について、保険料納付期間が 3 年を超えると一定額しか支給されないため、在留期間の上限(5 年)まで、納付期間に対応した段階的な支給を可能としていただきたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

< 社会保障協定の締結の推進 >

社会保障協定については、これまでドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー及びフランスとの間で発効済み、カナダ及びオーストラリアとの間で署名済みであり、平成 19 年 4 月にオランダとの間で協定の内容面で合意に至っている。また、チェコとの間で政府間交渉を行っているほか、スペイン及びイタリアとの間で当局間協議を実施しているところ。さらに、スウェーデン及びスイスとの間では、協定締結を視野に入れ、当局間の情報意見交換を開催することについて合意している。

社会保障協定締結に向けた取組については、今後とも、相手国の社会保障制度における社会保険料の負担の規模、在留邦人や進出日系企業等の状況、経済界からの具体的要望の多寡、二国間関係、我が国と相手国の社会保障制度の違いなどを総合的に考慮しつつ、一層推進していくこととしている。なお、ご指摘のあったロシア、ポーランドとは、現時点において、社会保障協定の締結に向けた具体的な予定はないものの、これらの国との交渉についても上記の基準に従って判断されるべきものと考えている。

また、協定締結の加速化を図るため、今後締結するいずれの国との協定にも対応できる国内法制を整備することを目的として、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案」を第 166 回通常国会に提出し、可決・成立後、平成 19 年 6 月 27 日に公布されたところである。

< 脱退一時金制度の改正 >

我が国の年金制度は、内外人平等、すなわち国籍にかかわらず等しく適用され、保険事故が起きた場合には必要な保障を行っているところであり、短期滞在の外国人の方についても、制度に加入している間に障害又は死亡といった保険事故が発生した場合には障害給付又は遺族給付が支払われることとなる。

一方、こうした方の保険料納付が老齢給付に結び付かないという問題は、社会保障協定の締結により解決すべき問題ではあるが、特に開発途上国などでは、母国の年金制度が未成熟であるなどの理由で、協定による解決に時間がかかる場合があるのも事実であり、こうした実態を踏まえ、脱退一時金という特例的な制度を設けているところである。

そもそも、我が国の年金制度は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、被保険者の要件に該当する限りは個人の事情に関わりなく強制的に被保険者とし、納付された保険料を財源として、保険事故の際に給付を行う社会保険方式の制度であって、制度からの途中離脱を給付事由とすることは極めて例外的な取扱いである。脱退一時金の支給額についてもこうした取扱いであることを踏まえて設定しているものであり、出入国管理法令と関連するものではない。

脱退一時金の対象期間の上限の延長は、このような制度創設時の趣旨・目的に反し、特例的な制度としての法律上の位置付け(厚生年金保険法附則第 29 条において「当分の間」支給するものと規定)と整合しないことから、厚生労働省としては、このような法律改正は考えていない。

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

我が国の年金制度上、短期滞在の外国人についても強制的に被保険者とされ、滞在期間中、保険料を納付し続ける義務を負うが、一方、滞在が3年を超えると脱退一時金が一定額しか支払われず、実質払い捨ての状態になっている。このことへの考え方をご教示願いたい。

また、在留期間が最大5年に延長されたことを考慮して、5年まで納付期間に対応した段階的な支給を行うことが、より合理的と考えられ、法律上の位置づけ(「当分の間」支給するものと規定)と整合しないとは言えないと考える。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

I

我が国の年金制度は、内外人平等、すなわち国籍にかかわらず等しく適用され、保険事故が起きた場合には必要な保障を行っているところであり、短期滞在の外国人の方についても、制度に加入している間に障害又は死亡といった保険事故が発

生じた場合には障害給付又は遺族給付が支払われることとなる。

一方、こうした方の保険料納付が老齢給付に結び付かないという問題は、社会保障協定の締結により解決すべき問題ではあるが、特に開発途上国などでは、母国の年金制度が未成熟であるなどの理由で、協定による解決に時間がかかる場合があるのも事実であり、こうした実態を踏まえ、脱退一時金という特例的な制度を設けているところである。

そもそも、我が国の年金制度は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、被保険者の要件に該当する限りは個人の事情に関わりなく強制的に被保険者とし、納付された保険料を財源として、保険事故の際に給付を行う社会保険方式の制度であって、制度からの途中離脱を給付事由とすることは極めて例外的な取扱いである。脱退一時金の支給額についてもこうした取扱いであることを踏まえて設定しているものであり、出入国管理法令と関連するものではない。

脱退一時金の対象期間の上限の延長は、このような制度創設時の趣旨・目的に反し、特例的な制度としての法律上の位置付け(厚生年金保険法附則第29条において「当分の間」支給するものと規定)と整合しないことから、厚生労働省としては、このような法律改正は考えていない。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920220	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	外国人の起業規制緩和特区	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1055130
提案主体名	(株)パソナシャドーキャビネット		

規制の所管・関係省庁	警察庁
	法務省
	厚生労働省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
制度の現状	申請人が本邦において貿易その他の事業の経営を開始しようとする場合は、当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであることが必要。

求める措置の具体的内容	<p>特区内において、入国管理法上の「投資・経営」の資格基準の要件を緩和し、外国人の起業を促し、活性化へとつなげる</p> <p>[資格基準の要件緩和]</p> <ul style="list-style-type: none"> 2人以上の常勤職員の雇用 <ul style="list-style-type: none"> 人数規制をなくす 個人での事業立ち上げも可能とする 年間投資額 500 万円以上 <ul style="list-style-type: none"> 投資額下限の引下げ(100 万円)
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由) 外国のノウハウやビジネスアイデアを輸入することで日本全体の活性化を図る。</p> <p>内容) 「投資・経営」資格基準の要件緩和を実施することで、個人での起業も可能な「外国人起業特区」をつくる</p> <p>効果) 日本経済の活性化。長期的には、外国人の来日や観光客の増加にも繋がる。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、省令等で定められている基準については、これを踏まえ、外国人が「投資・経営」の在留資格に相応しい活動に従事することを担保するために必要なものであり、提案のように当該基準を緩和することは、適当でない。			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい			
提案主体からの意見			
<p>「規模」要件につき、少なくとも2人以上の雇用が原則であり、「500万以上」の規模であれば、認可の可能性が高くなる、レベルなのが現状の法文上の表現であるため、明確な条件緩和を検討いただきたく思います。</p> <p>また、「500万」の根拠も会社法で資本金規制の緩和の流れがあるなかで、外国人というだけの理由で会社設立の壁を設けるのは、機会格差の是正と国際化の流れに逆行すると考えます。</p> <p>不法就労等の問題については、事業報告および事後規制を強化することで対応し、起業による産業活性化の陽の部分に目を向けるべきだと考えます。</p> <p>今後の国内の労働力不足を解消するための外国人活用政策の一環としての導入を強く希望します。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
「投資・経営」については、その活動内容にかんがみ、既に学歴要件が免除される等要件緩和が図られている。こうした中、現在省令等で定められている基準については、外国人が「投資・経営」の在留資格に相応しい活動に従事することを担保するために必要なものであり、提案のように当該基準を緩和することは、適当でない。			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
本要件が「外国人が「投資・経営」の在留資格に相応しい活動に従事することを担保する」ということであるが、それぞれどのような考え方にに基づき担保するものかと考えているのか、御教示願いたい。また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの再意見			
<p>ご回答に関して、会社法の起業時の資本金規制緩和に逆行する措置であり、金額基準の明確な根拠が不明確である。</p> <p>対内直接投資と頭脳流入を通じた経済活性化の観点で公表されている経済産業省の下記コメントにもある通り、さらなる具体的な緩和措置を検討いただきたい。</p> <p>"また、我が国で外国人が事業活動を行うには「投資・経営ビザ」の取得が必要であるが、ビザ発給には、従業員や事業所の確保が要件として課されており、これについても要件緩和を検討する必要がある。"</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
現在、省令等で定められている基準については、前回回答のとおりであるが、法務省回答にもあるとおり、相当額の投資を行っていることについては、当該外国人の本邦における在留の必要性の根拠となるものであり、また、規模の要件については、当該外国人に係る事業が本邦において安定的かつ継続的に行われることを担保するために必要であり、提案のように当該基準を緩和することは適当でない。			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920230	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「投資・経営」の「事業所の確保(存在)」の認定の緩和	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1160060
提案主体名	兵庫県、神戸市		

規制の所管・関係省庁	警察庁 法務省 厚生労働省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
制度の現状	申請人が本邦において貿易その他の事業の経営を開始しようとする場合は、当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであることが必要。

求める措置の具体的内容	「投資・経営」の在留資格に係る基準において、起業する場合における基準である「事業を行う設備等を備えた事業目的占有の部屋を有すること」を「住居内部における事業専用の居室や間仕切り等により分離された事業専用のスペースを有すること」に緩和する。
具体的事業の実施内容・提案理由	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、留学生などを中心に、外国人による起業も多く、これらが、地域経済を支える大きな柱となっている。 外国人が起業する場合、資力が十分でなく、また一人で会社を立ち上げることが多いが、その場合、「住居」を「事業所」として起業したいというニーズが多い。外国人の起業を促進し地域経済の活性化を図るため、「住居」を「事業所」として申請する場合の要件の緩和を図るものである。

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、省令等で定められている基準については、これを踏まえ、外国人が「投資・経営」の在留資格に相応しい活動に従事することを担保するために必要なものであり、提案のように当該基準を緩和することは、適当でない。			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	所管省庁である法務省は本提案事項に関して「D」回答であるが、それを踏まえ、貴省が「C」回答である理由を明確にされたい。また、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの意見	ひょうご・神戸は、開港以来、外国人起業家が地域経済の大きな担い手であるという地域特性を有している。補足資料の「「投資・経営」の「事業所の確保(存在)」の認定の緩和について」のとおり、事業目的占有のスペースを明確に区分して設置しているケースにおいても、認定が下りていない状況に鑑み、「外国人経営者の在留資格基準の明確化について」(法務省入国管理局 平成17年8月)における「事業を行う設備等を備えた事業目的占有の部屋を有すること」を「住居内部における事業専用の居室や間仕切り等により分離された事業専用のスペースを有すること」に緩和することを求めるものである。		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
在留資格に係る基準を一律に緩和することについては、前回回答同様、適当でないと考えますが、法務省回答のように、現行基準に基づく個別の審査により、本件要望に対応することは可能であると考えられる。			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920240	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	播州織産地における外国人研修・技能実習(職種: 織布運転)の滞在期間の延長	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1124080
提案主体名	28 兵庫県		

規制の所管・関係省庁	法務省 厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	・技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) ・技能実習制度推進事業運営基本方針(平成5年4月5日労働大臣公示)
制度の現状	「技能実習制度」は、一定期間の研修を経た上で研修成果等の評価等を行い、一定の水準に達したこと等の要件を満たした場合に、その後雇用関係の下でより実践的な技術、技能等を習得することができる制度であり、研修期間と、技能実習期間からなるものである。日本における滞在期間は、研修期間と技能実習期間を合わせて3年以内とされている。

求める措置の具体的内容	諸外国の青年労働者等を一定期間、日本の産業界に受け入れて、産業上の技術、技能、知識等を修得してもらう仕組みとして、「外国人研修・技能実習制度」がある。 播州織業界では産地組合が織布運転の職種の研修生を受け入れているが、その期間を3年間から5年間に延長する。 在留資格「研修」(1年) + 在留資格「特定活動(技能実習)」(最長2年) 在留資格「研修」(1年) + 在留資格「特定活動(技能実習)」(最長4年)
具体的事業の実施内容・提案理由	播州織産地は我が国最大の先染め織物産地であるが、従業者の高齢化や後継者不足等から経営者は将来に希望が得られず、経営意欲を失い廃業する企業が後を絶たず、産地活力の低下が著しい。業界では新商品の開発や展示商談会を開催する等各種の対策を講じているが、若く意欲的な外国人研修生の産地企業への積極的な受け入れを促進し、企業の活性化、ひいては産地の活性化を図る。 (現在、協同組合播州織総合準備センターが受入機関となって、平成16年度から毎年度3名の中国人研修生を受け入れ、同センターが研修・実習を行っている。)

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>技能実習期間の延長等については、技能実習生は実習終了後に母国へ帰国し、修得した技術等を母国の発展のために役立てることが当制度の趣旨であるため、技能実習の期間を延長し、母国に帰国してからの技能移転を遅らせることは適当ではなく、いたずらに期間を長くすることは、定住化、不法就労の問題、家族の呼び寄せ問題、労働市場への影響などが発生するおそれがあることから適当ではない。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>研修生は、3年間の滞在期間では播州織りの製造準備工程を習得することしかできず、派遣元企業から要望されている織物製造工程を管理することはできない。織物製造のメインである製織技術の習得があって初めて派遣元企業が期待する人材の育成につながる事となる。そのためには、研修期間も含め少なくとも5年間の期間が必要である。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>研修・技能実習制度においては、最長3年間の滞在期間中に、初級の技能労働者レベルである技能検定3級相当のレベルに到達することを目標とし、この仕組みの中で研修計画及び実習計画の策定、これに基づく研修・技能実習が行われており、この到達目標の技能の修得に必要な期間は、現行制度どおり3年以内で十分と考えている。</p> <p>また期間の延長は、定住化、不法就労の問題、家族の呼び寄せ問題、労働市場への影響などが発生するおそれがあることから適当ではない。</p> <p>なお、織布運転職種には、準備工程作業の他に製織工程作業と仕上工程作業が段階的ではなく独立した作業として設けられていることから、現時点でも準備工程作業を経ることなく製織工程作業や仕上げ工程作業に係る初級技能が習得できる仕組みとなっている。また、技能実習への移行が認められた職種・作業以外の関連する職種・作業の実習を行うことについては、それらが相互に関連があり、適正な研修及び技能実習計画が策定され、帰国後に同様の業務を行うことが担保されるのであれば、可能である。このため、現行制度においても、十分送り出し国側企業の要望に応えることができると考える。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの再意見</p> <p>研修生は、3年間の滞在期間では播州織りの製造準備工程を習得することしかできず、派遣元企業から要望されている織物製造工程を管理することはできない。織物製造のメインである製織技術の習得があって初めて派遣元企業が期待する人材の育成につながる事となる。そのためには、研修期間も含め少なくとも5年間の期間が必要である。受け入れ態勢・管理体制が整っているところについては、個別に柔軟な対応を図ってほしい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>期間の延長は、定住化、不法就労の問題、家族の呼び寄せ問題、労働市場への影響などが発生するおそれがあることから適当ではない。</p>			

また、研修・技能実習制度においては、最長3年間の滞在期間中に、初級の技能労働者レベルである技能検定3級相当のレベルに到達することを目標とし、この仕組みの中で研修計画及び実習計画の策定、これに基づく研修・技能実習が行われており、この到達目標の技能の修得に必要な期間は、現行制度どおり3年以内で十分と考えている。

なお、織布運転職種には、準備工程作業の他に製織工程作業と仕上工程作業が段階的ではなく独立した作業として設けられていることから、現時点でも準備工程作業を経ることなく製織工程作業や仕上げ工程作業に係る初級技能が習得できる仕組みとなっている。また、技能実習への移行が認められた職種・作業以外の関連する職種・作業の実習を行うことについては、それらが相互に関連があり、適正な研修及び技能実習計画が策定され、帰国後に同様の業務を行うことが担保されるのであれば、可能である。このため、現行制度においても、十分送り出し国側企業の要望に応えることができると考える。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920250	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の	都道府県コード	28 兵庫県
	撤廃	提案事項管理番号	1194030
提案主体名	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町		

規制の所管・関係省庁	法務省 厚生労働省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
制度の現状	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を修得していることが必要。

求める措置の具体的内容	「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数(3年以上)の撤廃を求める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>世界最大の大型放射光施設 SPring-8 を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。</p> <p>さらに外国人研究者の配偶者についても、社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。</p> <p>これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。</p> <p>提案理由： 播磨科学公園では外国人研究者が特例措置を活用し、長期(最大5年間)で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望されており、日本の生活における障害となっている。そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)への在留資格変更する場合に要求される実務経験年数要件を撤廃することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。(国において、国家資格等の相互認証など、現状の学歴・実務経験要件と同等レベルであることの客観的な評価体制の整備に取り組むよう求める。)</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、単純に実務経験年数の緩和を行うことは、その程度にかかわらず、単純労働者の受入れにつながるものでもあることから、政府としての外国人労働者受入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	第10次提案募集の各府省庁からの回答において、法務省は「客観的指標があれば検討は可能である」とあるが、貴省としても同様の見解でよろしいか。また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの意見	長期滞在する外国人研究者配偶者の積極的な社会参加を後押しすることが、ひいては外国人研究者の受入促進につながるものであると考える。在留資格(「人文知識・国際業務」(うち国際業務))付与のための現行要件を一律に緩和すると、単純労働者の受入につながりかねないことから、現行要件である学歴・実務経験年数と同等レベルであることが、国家資格等の相互認証などにより認められた場合に限り在留資格を付与することを可能にするとともに、これら評価体制の整備を検討していただきたい。		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
提案内容自体は、提案主体からの意見にもあるとおり、単純に実務経験年数を緩和するものとして単純労働者の受入れにつながりかねず、措置を行うことは困難である。			
他方、同等性を前提とした措置については、現状と同等の専門性・技術性が確保されることが客観的に確認できるものについて、その措置を検討することは可能である。			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの再意見	再検討要請に対する回答にあるような「現状と同等の専門性・技術性が確保されることが確認できるもの」については、活動範囲が特区内に限られることから、提案主体に評価基準の決定権を与えとともに、相手国との相互認証や国家資格等に関してご検討いただき、学歴・実務経験がなくとも他の幅広い評価基準でもって在留資格を取得できる道を開いていただきたい。		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
同等性を前提とした措置については、現状と同等の専門性・技術性が確保されることが客観的に確認できるものについて、その措置を検討することは可能であるが、提案内容自体は、提案主体からの意見にもあったとおり、単純に実務経験年数を緩和するものとして単純労働者の受入れにつながりかねず、措置を行うことは困難である。			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920260	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	在留資格「人文知識・国際業務」の必要な知識に係る科目専攻要件の撤廃	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1089010
提案主体名	学校法人獨協学園 姫路獨協大学、姫路商工会議所		

規制の所管・関係省庁	法務省 厚生労働省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
制度の現状	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を修得していることが必要。

求める措置の具体的内容	「人文知識・国際業務」の在留資格認定基準の1つである「従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業する」ことの業務必要知識の専攻要件を緩和し、大学を卒業すれば、日本人の就職と同様に、一般事務、営業、企画業務等に就労することを認める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>優秀な外国人が姫路に留学、就職することにより、姫路地域の活性化を図る。</p> <p>具体的には、姫路獨協大学留学生が卒業後日本で就職する場合に、通訳業務、貿易業務に捕らわれず、一般事務、営業、企画業務等の職種の就労を認めることにより、就職の機会が増大することになる。日本で就職を希望する留学生が、姫路獨協大学への入学を希望することにつながり、また、その留学生が姫路地域を中心に就職することが期待できるため、優秀な人材を姫路地域に招聘できることとなる。</p> <p>また、人口減少が必至となる日本において、将来、外国人受入れを拡大する場合のモデルケースとなる。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、単純に科目専攻要件の緩和を行うことは、その程度にかかわらず、単純労働者の受入れにつながるものでもあることから、政府としての外国人労働者受入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>ご回答中にある「単純労働」とは、知識・経験・技能を要さない労働、すなわち、工場労働・荷役作業・建設労働等であると考え。当方が適用緩和を要望している対象職種は一般事務、営業、企画業務等であり、単純労働には該当しない職種であると認識している。</p> <p>今回要望している適用緩和が単純労働につながることはないように、当方において、就業状況を定期的に確認する等努めるので、ぜひ認めていただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲・要件は、日本人労働者との競合・代替の問題、労働条件面への悪影響等「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を総合的に勘案して定められているものであり提案の職種であっても、在留資格に係る基準を緩和することは、単純労働者の受入れにつながるものであることから適当でない。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの再意見</p> <p>「我が国の産業及び国民生活に与える影響を総合的に勘案して」「受け入れるべき外国人労働者の範囲・要件」を決めておられるとのことであるので、その影響を判断するモデルケースとしてぜひ特区認定を検討いただきたい。</p> <p>また、「単純労働者の受入れにつながる」とのご指摘であるので、単純労働者の定義を具体的にご教授賜りたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>日本人労働者との競合・代替の問題、労働条件面への悪影響等「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を総合的に勘案するに、提案の職種について、在留資格に係る基準を緩和することは、これまで回答したとおり、適当でない。</p> <p>なお、いわゆる単純労働者は、現行制度において受入れが認められていない「専門的・技術的分野」以外の分野における労働者を表す。</p>			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920270	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「人文知識・国際業務」(うち人文知識)の必要経過年数の緩和	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1160040
提案主体名	兵庫県、神戸市		

規制の所管・関係省庁	法務省 厚生労働省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
制度の現状	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を修得していることが必要。

求める措置の具体的内容	「人文知識・国際業務」(うち人文知識)の在留資格に係る基準において要求される実務経過年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、外国・外資系企業の経済活動も活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。</p> <p>近年、兵庫・神戸への直接投資件数が増加し、「人文知識」の在留資格者の人材確保が重要となっている。地域への一層の投資促進をはかるため、財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」の1級合格かつ、独立行政法人日本貿易振興機構が実施する「BJT ビジネス日本語能力テスト」で530点以上取得者に限り、「人文知識」の必要経過年数を緩和する。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、単純に実務経験年数の緩和を行うことは、その程度にかかわらず、単純労働者の受入れにつながるものでもあることから、政府としての外国人労働者受入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	第10次提案募集の各府省庁からの回答において、法務省は「客観的指標があれば検討は可能である」とあるが、貴省としても同様の見解でよろしいか。また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの意見	本提案は、実務経験年数要件の一律の緩和・撤廃を求めるものではなく、専門的分野における高い能力が客観的に認められる、限定された外国人への実務経験年数要件の緩和を求めるものである。従って、提案に対する回答に言及される、単純労働者の受け入れにつながるものではないと考える。「業務に必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた者」については実務経験が問われないことを鑑みた場合、左記には該当しないが、専門分野に携わりかつ業務に関連する能力が客観的に確認できる者の実務経験年数の軽減について、特区としての対応の余地を認めないことの根拠が明確でなく、その理由をお聞きしたい。		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
「専門的・技術的分野」の外国人労働者の受入れであることを担保するための実務経験年数について、提案のような試験をもって緩和するとすれば、当該在留資格の専門性・技術性に係る同等性が担保できないおそれが強く、措置を行うことは困難である。			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの再意見	「ひょうご・神戸」に立地する外資系企業のビジネス展開において、人文科学の分野に属する知識・職務経験を有するとともに、日本でのコミュニケーション能力を有する外国人人材の確保が非常に重要となっている。同人材の業務に必要な知識に関して、日本語能力は当然含まれるものであり、その能力が客観的に判断しうることについては、従事しようとする業務に係る水準を一部担保すると考える。神戸商工会議所・兵庫県・神戸市等は、今年度から神戸についての歴史、産業、文化等に関する「神戸学検定」を実施する。合格者は、地域に関する一定水準以上の理解があるものと判断され、先に提案した日本語能力にかかる資格取得に加え「神戸学検定」合格者に限り、必要経験年数を緩和する。		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
「専門的・技術的分野」の外国人労働者の受入れであることを担保するための実務経験年数について、提案のような試験をもって緩和するとすれば、当該在留資格の専門性・技術性に係る同等性が担保できないおそれが強く、措置を行うことは困難である。			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920280	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「技術」の必要経験年数の緩和	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1160030
提案主体名	兵庫県、神戸市		

規制の所管・関係省庁	法務省 厚生労働省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
制度の現状	申請人が従事しようとする業務について、これに必要な技術若しくは知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該技術若しくは知識を修得していること必要。

求める措置の具体的内容	「技術」(情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事する外国人)の在留資格に係る基準において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、外国・外資系企業の経済活動も活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。</p> <p>日本の情報産業等において、IT 技術者等が不足し、海外からの IT 技術者等の受入が増加している。そこで、地域経済の活性化のため、情報産業界で世界的な認知度が高い民間ベンダー資格を取得し、高度な技術力が証明できる外国人について「技術」の必要経験年数を緩和する。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、単純に実務経験年数の緩和を行うことは、その程度にかかわらず、単純労働者の受入れにつながるものでもあることから、政府としての外国人労働者受入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
第10次提案募集の各府省庁からの回答において、法務省は「客観的指標があれば検討は可能である」とあるが、貴省としても同様の見解でよろしいか。また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
本提案は、実務経験年数要件の一律の緩和・撤廃を求めるものではなく、専門的分野における高い能力や技術力が客観的に認められる、限定された外国人への実務経験年数要件の緩和を求めるものである。従って、提案に対する回答に言及される、単純労働者の受け入れにつながるものではないと考える。「業務に必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた者」については実務経験が問われないことを鑑みた場合、左記には該当しないが、専門分野に携わりかつ業務に関連する能力や技術力が客観的に確認できる者の実務経験年数の軽減について、特区としての対応の余地を認めないことの根拠が明確でなく、その理由をお聞きしたい。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
具体的・客観的指標が示されることが、議論の前提になるものと考えているが、「専門的・技術的分野」の外国人労働者の受入れであることを担保するための実務経験年数について、提案のような資格をもって緩和するとすれば、当該在留資格の専門性・技術性に係る同等性が担保できないおそれが強く、措置を行うことは困難である。			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの再意見			
第10次提案の法務省の回答では、受入企業が技術力を確認のうえ身元引受確認文書を県市に提出することを提案したが、客観性、中立性を担保することは困難との回答であり、「例えば、相互認証や客観的に技術、技能レベルを評価し得る国家資格等」により社会一般に認められていることが具体的に確認されれば、学歴・実務経験要件緩和の検討が可能とのことであった。そこで、今回、情報処理産業界で客観的に技術、技能レベルを評価しえる資格として民間ベンダーを提示したものである。しかしながら、ご回答において従事業務に係る専門性・技術性を担保できないとのことであるため、今回、実務経験年数のみについてお伺いしたい。現状「十年以上の実務経験」により従事業務に必要な技術取得が担保されるとされているが、情報処理産業界の進歩が急激である昨今、技術取得に10年間もかけられるような状況ではなく、実務経験年数の短縮は当然検討されるべきと考えるが、その検討にかかる可能性についてお尋ねしたい。			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、単純に実務経験年数の緩和を行うことは、その程度にかかわらず、単純労働者の受入れにつながるものでもあることから、政府としての外国人労働者受入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。

なお、現行制度においても、情報処理に関する技術又は知識を要する業務について、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示を持って定める情報処理技術に関する資格を有している場合には、実務経験年数要件は必要とされていない。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920290	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件の緩和	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1160050
提案主体名	兵庫県、神戸市		

規制の所管・関係省庁	法務省 厚生労働省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
制度の現状	<p>転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において一年以上継続して法別表第一の二の表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要。</p>

求める措置の具体的内容	<p>「企業内転勤」の在留資格に係る基準において要求される関連業務経験期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、外国・外資系企業の経済活動も活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。</p> <p>規制改革、民間開放推進3ヵ年計画において、海外からの外国人転勤者に関する在留資格について見直しを検討されることとなっている。</p> <p>外国・外資系企業がビジネスを展開するための要員を本社から調達する場合に、適切な人材が確保できるよう従事期間の緩和を図るものである。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>在留資格「企業内転勤」は、外国で活躍している職員を技術又は人文知識・国際業務の在留資格とは異なる簡易な要件の下に受け入れるものであることから、在留資格「技術」等の在留資格で規定している実務経験年数等の要件を課していないものであり、活動に従事した期間を短縮することは困難である。</p> <p>なお、外国での業務従事経験がない者であっても、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に係る要件を満たす場合には、入国が可能である。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>ひょうご・神戸は、開港以来、外国人起業家が地域経済の大きな担い手であるという地域特性を有している。補足資料の「在留資格「企業内転勤」の要件緩和による効果」と「在留資格「企業内転勤」にかかる調査結果」のとおり、転勤前関連業務従事要件の緩和に対する企業のニーズは高く、かつ、その経済効果も大きいものがある。ビジネスにとっては事業展開のタイミングが非常に大切であり、一年待って赴任するのでは時機を失する危険性が高い。当該提案は専門分野に携わりかつ業務に関連する能力が客観的に確認できる外国人で、時機に応じて雇用されたものの従事期間の短縮を求めるものである。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>ご要望の趣旨を踏まえた場合であっても、前回回答したとおり、在留資格「企業内転勤」は、外国で活躍している職員を技術又は人文知識・国際業務の在留資格とは異なる簡易な要件の下に受け入れるものであることから、在留資格「技術」等の在留資格で規定している実務経験年数等の要件を課していないものであり、活動に従事した期間を短縮することは困難である。</p> <p>なお、外国での業務従事経験がない者であっても、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に係る要件を満たす場合には、入国が可能である。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920300	プロジェクト名	福岡・アジアゲートウェイ構想
要望事項 (事項名)	外国企業による新規事業拠点創設時に必要な外国	都道府県コード	40 福岡県
	人材向け在留資格認定手続き簡素化	提案事項管理番号	1187160
提案主体名	福岡市		

規制の所管・関係省庁	警察庁 法務省 厚生労働省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
制度の現状	<p>在留資格「投資・経営」について、申請人が本邦において貿易その他の事業の経営を開始しようとする場合は、当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであることが必要。</p> <p>在留資格「企業内転勤」について、申請人が転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において一年以上継続して法別表第一の二の表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要。</p>

求める措置の具体的内容	<p>【内容】</p> <p>期間更新により「短期滞在」を最大180日間付与することにより運用されている現行制度に関して、事業拠点設置準備段階にふさわしい在留資格の創設、もしくは、事業拠点設置準備段階から「投資・経営」「企業内転勤」等の在留資格の付与</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>外国企業が新規の事業拠点を創設する段階において、拠点立上げ業務を担当する外国人が日本で活動する際に利便性の高い在留資格制度を創出する。</p> <p>【提案理由・目的・効果】</p> <p>当地へ進出予定の外国企業で一定の要件を満たす者については、拠点設置の準備段階から活動目的に合致した在留資格を与えることで、拠点設置に必要な活動の円滑化を図り、アジアをはじめとする外国企業の対日投資を促進に資する。</p> <p>在留資格「短期滞在」では、最大180日間までしか期間が認められていないことから、日本法人及び日本支店設置業務に必要な行為（銀行口座の開設、オフィスや社宅の賃借契約など）が在留資格「短期滞在」だからという理由で行いにくい現状にある。よって、拠点設置に限定した在留資格を創設するか、「投資・経営」などの既存の在留資格の付与要件を緩和することにより、日本国内における拠点設置の準備を進める外国人に対する社会的な信用度も高く評価されたと考えられ、対日投資の増加を図れるからである。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>「投資・経営」、「企業内転勤」の在留資格は、その活動内容に鑑み、「技術」「人文知識・国際業務」等の在留資格で要件とされる実務経験等の要件が課されていないものである。</p> <p>そのため、現在の基準で「投資・経営」「企業内転勤」の在留資格に該当しない者についてまでこれらの在留資格を付与することは、受入れ範囲の拡大であり、労働市場への悪影響も懸念され、政府としての外国人労働者受入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>所管省庁である法務省は本提案事項に関して「D」回答であるが、それを踏まえ、貴省が「C」回答である理由を明確にされたい。</p>		
提案主体からの意見	<p></p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>在留資格に係る基準を一律に緩和することについては、前回回答同様、適当でないと考えるが、法務省回答のとおり、既にこうした要望に対応しうる措置もなされているものと理解している。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p></p>		
提案主体からの再意見	<p></p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し
<p></p>			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920310	プロジェクト名	福岡・アジアゲートウェイ構想
要望事項 (事項名)	IT技術者など高度外国人材活用のため就労準備研修ができる在留資格の創設又は要件緩和	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1187170
提案主体名	福岡市		

規制の所管・関係省庁	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
制度の現状	就労準備研修を目的とした在留資格は存在しない。

求める措置の具体的内容	<p>【内容】</p> <p>人材派遣・人材紹介・人材開発等の事業者が実施する日本社会・日本企業適合化のための半年程度の研修を受講する場合の在留資格「特定(就労準備)研修」の創設</p> <p>専修学校専門課程の修業年限規制(現行1年以上)を緩和し、就業準備に限定した修業年限1年未満の教育課程を認め、同課程に留学できるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>日本滞在経験が無い高度外国人材が日本企業で円滑に就労できるよう、生活体験をしながら、半年程度、日本社会に習熟し、日本企業に適合させる就労準備研修を行なう。</p> <p>【提案理由・目的・効果等】</p> <p>人材派遣会社等は、顧客企業の需要に応じ、本国で研修した外国人技術者の派遣事業等を実施しているが、就業前の日本社会習熟期間に対応する在留資格が無い。結果“昨日まで本国、明日から日本の職場”となり、トラブルや離職の要因となっている。就労準備研修による円滑活用、定着性向上は、人材確保難の日本企業、キャリアパスを図る本人の双方にとって有益であり、当該研修のための在留資格の創設が必要である。</p> <p>参考とすべきものに、専修学校や大学が、文科省と経産省からの受託事業として行う「留学生対象就職支援事業」があり、外国人技術者向けの研修においてもこうした経験を活かし、高等教育機関による実施も想定される。しかし最も修業年限が短い専修学校専門課程で現行で1年以上という修業年限規定があり、これを研修内容に則した形で1年未満の修業年限も可能とする必要がある。</p> <p>ヒヤリングによれば「専修学校」のほか、「人材派遣業」「人材紹介開発業」「各種学校」の参入も想定され、専修学校が参入する際の「留学」在留資格要件緩和と、その他の事業者が参入する際の「新たな在留資格の創設」の双方から検討しておく必要がある。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>就労を伴わない活動について、「短期滞在」等の在留資格の下での入国・滞在は可能である。また、就労については、「技術」等の専門的・技術的分野の在留資格の下で認められるものであるが、当該在留資格要件の緩和や、当該分野以外の分野での就労を可能とする在留資格の創設は、我が国労働市場に及ぼす影響等に鑑み適当でない。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>所管省庁である法務省は本提案事項に関して「D」回答であるが、それを踏まえ、貴省が「C」回答である理由を明確にされたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し</p> <p>D</p> <p>「措置の内容」の見直し</p>				
<p>提案が就労を目的としたものである場合には、就労が「技術」等の専門的・技術的分野の在留資格の下で認められるものであり、当該分野以外の分野での就労を可能とする在留資格の創設が、我が国労働市場に及ぼす影響等にかんがみ適当でなく、対応は困難である。</p> <p>なお、半年程度の研修が就労を伴わない場合にあっては、法務省回答のとおり、現行の在留資格制度で対応可能なものと考えられる。</p>				

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
<p>再々検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の再見直し</p> <p>D</p> <p>「措置の内容」の再見直し</p>				

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920320	プロジェクト名	福岡・アジアゲートウェイ構想
要望事項 (事項名)	留学生の民間企業によるインターンシップ受入が可能となる在留資格要件の緩和	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1187190
提案主体名	福岡市		

規制の所管・関係省庁	警察庁 法務省 厚生労働省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
制度の現状	留学生が、在留資格「留学」で認められる活動以外の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行おうとする場合には、あらかじめ法務大臣の許可(資格外活動の許可)を受けることが必要であり、その活動時間の上限は、1週につき28時間以内とされている。

求める措置の具体的内容	<p>【内容】</p> <p>留学生が働く場合は、資格外活動許可が必要であり、その労働時間は、1週につき28時間以内と制限されている。このため、留学生が夏休み以外にも当該企業等の就業時間と同じ就業時間でインターンシップによる実習が可能となるよう、インターンシップの場合に限り留学生の労働時間に関する規制を緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>留学生の在留資格要件の緩和により、留学生の日本企業等での就業機会の拡大及び企業等が優秀な留学生を育成・獲得できる機会を創出する。</p> <p>【提案理由・目的・効果等】</p> <p>留学生の企業でのインターンシップ実習が可能となれば、日本での就学機会の拡大につながるため、留学生にとって日本留学が極めて大きな魅力となる。また、企業等においても優秀な留学生の育成・獲得が期待される。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>留学生の国内就職の促進については、積極的に取り組むべきものと考え、労働時間を週 28 時間までとしていることについては、「留学」の在留資格本来の活動と就労との両立を可能とする観点から定められたものであり、これを緩和することは適当ではない。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>「留学生の国内就職の促進については、積極的に取り組むべきもの」と御回答いただいておりますが、本提案の実現に向けて前向きに再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	
<p>留学生について、学業との両立を考えた場合、週 28 時間の要件のこれ以上の緩和は困難である。しかしながら、この場合であっても、通常想定されるインターンシップ(無報酬)であれば、時間制限と関係なく行うことができるので、提案がねらいとする留学生の国内就職支援は可能であると考えられる。</p>				

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920330	プロジェクト名	福岡・アジアゲートウェイ構想
要望事項 (事項名)	自治体交流モデル地区として外国人ケアワーカー受 入のための在留資格要件の緩和	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1187210
提案主体名	福岡市		

規制の所管・関係省庁	法務省 外務省 厚生労働省
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
制度の現状	介護業務に従事することを目的とした在留資格は存在しない。

求める措置の具体的内容	<p>福岡市とケアワーカーの養成を行っているアジアの都市との間で自治体交流モデルとしてケアワーカーの受入に関する協定を結び、二都市間だけの適用となるワーキングホリデー制度を創設する。</p> <p>就業ビザの在留資格(介護・看護等)を新設する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>二国間ではなく、二都市間を対象としたワーキングホリデー制度の創設もしくは外国人ケアワーカーが日本で就労できる在留資格の創設を求めるもの。</p> <p>【提案理由・目的・効果等】</p> <p>現在、本市においては、外国人ケアワーカーの受入を検討している企業が複数あり、今後、少子高齢化が進行する時代背景を踏まえると、先行モデル地区として外国人ケアワーカーの受入を進めたいと考えている、また、この人的交流の促進により、アジアにおける高度人材ネットワークのハブを目指したいと考えている。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>外国人介護福祉士の我が国での就労については、次の理由から認められない。</p> <p>介護分野は介護福祉士の資格がなくとも就労できる分野であり、資格者・無資格者の区分なく同一の労働市場を形成しているため、外国人介護福祉士を受け入れることは、日本人介護労働者全体との競合・代替が生じること。</p> <p>将来的にも、国内の供給余力が常に労働力需要を上回ることが見込まれる中、外国人介護福祉士を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。</p> <p>介護分野において低労働条件が固定化すれば、介護サービスの質的向上を阻害すること。</p> <p>なお、日本の看護師資格を有する外国人看護師については、在留資格「医療」に係る要件を満たす場合には、入国及び就労が可能である。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
外国人ケアワーカーの受入の検討にあたっては、現場の実状について十分考慮する必要があり、また、外国人の受入にあたっては試行的な取り組みも必要と考えられるため、政府として具体的な検討を進める際には、複数の企業が外国人ケアワーカーの受入を考えている本市をモデルケースとして活用することを検討いただきたい。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	
<p>前回にも回答したとおり、次のような現状分析・理由から、外国人介護福祉士の我が国での就労については認められない。</p> <p>介護分野は介護福祉士の資格がなくとも就労できる分野であり、資格者・無資格者の区分なく同一の労働市場を形成しているため、外国人介護福祉士を受け入れることは、日本人介護労働者全体との競合・代替が生じること。</p> <p>将来的にも、国内の供給余力が常に労働力需要を上回ることが見込まれる中、外国人介護福祉士を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。</p> <p>介護分野において低労働条件が固定化すれば、介護サービスの質的向上を阻害すること。</p> <p>なお、日本の看護師資格を有する外国人看護師については、在留資格「医療」に係る要件を満たす場合には、入国及び就労が可能である。</p>				

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920340	プロジェクト名	中部国際空港アジアゲートウェイ特区
要望事項 (事項名)	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等 に対応した出入国手続施設の多様化	都道府県コード	23 愛知県
		提案事項管理番号	1134010
提案主体名	中部国際空港株式会社		

規制の所管・関係省庁	法務省
	厚生労働省
	財務省
	農林水産省
根拠法令等	検疫法
制度の現状	<p>外国から来航した航空機については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けなければならない。また、当該航空機に乗ってきた者等に対して、必要に応じて質問、診察等を行う。</p>

求める措置の具体的内容	<p>深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求めるもの</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>・本提案は、国際空港として多様化する利用者の利便性向上を図るため、深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を要望するもの。</p> <p>・これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。</p> <p>(提案理由)</p> <p>・現状では、深夜早朝貨物機の乗組員や、ビジネス小型機の搭乗客は、定期便等の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。深夜早朝時間帯に飛来する場合に、ブースに至る導線全てにおいて冷暖房・照明等を確保する必要があることから運営コストがかかる。またビジネス小型機で緊急に飛来する搭乗客が、迅速に出入国手続を終えにくい状況となっている。</p> <p>・一方、フランクフルト・マイン空港(ドイツ)、スキポール空港(オランダ)、北京、上海の各空港(中国)など諸外国の空港では、これらの機体の搭乗客等に対して専用手続施設などを提供している。</p> <p>・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、運営コスト削減や搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。</p> <p>(その他)</p> <p>・本提案は、これらの乗組員、搭乗客に対する出入国手続の緩和を求めるものではない。また、このような運用は、これらの機体の飛来時のみ必要となるため、中部空港におけるCIQ職員の定員増を前提とするものでも必ずしもない。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>検疫所では、現在の入国手続ブースを想定した必要最低限の人員で効率的に検疫業務を行っており、ビジネス小型機の乗客等に対する出入国手続施設での業務を想定した人員体制とはなっていないところである。このため、深夜早朝等の旅客便が到着しない時間帯に限定するなど、2ヶ所以上で同時に業務が生じないような措置等がなされれば、対応できる可能性もあるが、定期旅客便とビジネス小型機等の到着が重なった場合等に検疫業務を行うためには、現在の人員体制では対応は困難である。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>貴省の回答は、「現在の人員体制では対応が困難」とのことであるが、他の関係省庁からは前向きな回答が出ており、人員配置の工夫等を行う余地はないのか、再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>財務省(税関当局)、法務省(入管当局)、農水省(動物・植物検疫当局)から、設備・人員体制の状況等に応じて、可能な限り対応を実施したいなどの前向きな回答をいただいているところであり、同様の観点から再度ご検討頂ければ幸いです。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	-
<p>検疫所では、現在の入国手続ブースを想定した必要最低限の人員で効率的に検疫業務を行っていることから、定期旅客便とビジネス小型機等の到着が重なった場合等に検疫業務を行うためには、現在の人員体制では対応は困難であるが、深夜早朝等の旅客便が到着しない時間帯に限定するなど、2ヶ所以上で同時に業務が生じないような措置等がなされれば、対応できる可能性もあるので、具体的な内容をお聞きした上で対応を検討したい。</p>				

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>それでは、名古屋検疫所中部空港検疫所支所に具体的内容等について今後説明し、検討していただく、という進め方でよいか、ご教示ください。また、本省からも必要に応じてご助言・ご支援をお願い致します。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-
<p>再検討要請に対する回答のとおり、本件については深夜早朝等の旅客便が到着しない時間帯に限定するなど、2ヶ所以上で同時に業務が生じないような措置等がなされれば対応できる可能性もあるので、想定される到着便の頻度、時間帯、空港会社が別に設ける施設の内容等について、中部空港検疫所支所にお示しいただいた上で、具体的な調整を行いたい。</p>				

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920350	プロジェクト名	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区
要望事項 (事項名)	出入国手続施設の多様化	都道府県コード	27 大阪府
		提案事項管理番号	1135050
提案主体名	関西国際空港株式会社		

規制の所管・関係省庁	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
根拠法令等	検疫法
制度の現状	外国から来航した航空機については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けなければならない。また、当該航空機に乗ってきた者等に対して、必要に応じて質問、診察等を行う。

求める措置の具体的内容	諸外国の空港で導入されている、ビジネス機や貨物機などに対応した、空港会社が別に設ける出入国手続施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>旅客ターミナルビルから遠く離れた場所に駐機するビジネス機や貨物機など多様な形態の利用者に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス機等の利用増加が見込まれ、経済交流の促進と、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。</p> <p>(提案理由) 関西国際空港には、諸外国の空港にみられるような専用手続施設などの設置が無く、国際空港として多様化する利用者への利便性向上が望まれている。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>検疫所では、現在の入国手続ブースを想定した必要最低限の人員で効率的に検疫業務を行っており、ビジネス小型機の乗客等に対する出入国手続施設での業務を想定した人員体制とはなっていないところである。このため、深夜早朝等の旅客便が到着しない時間帯に限定するなど、2ヶ所以上で同時に業務が生じないような措置等がなされれば、対応できる可能性もあるが、定期旅客便とビジネス小型機等の到着が重なった場合等に検疫業務を行うためには、現在の人員体制では対応は困難である。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>貴省の回答は、「現在の人員体制では対応が困難」とのことであるが、他の関係省庁からは前向きな回答が出ており、人員配置の工夫等を行う余地はないのか、再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>財務省(税関当局)、法務省(入管当局)、農水省(動物・植物検疫当局)から、設備・人員体制の状況等に応じて、可能な限り対応を実施したいなどの前向きな回答をいただいているところであり、同様の観点から再度ご検討いただければ幸いです。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	-
<p>検疫所では、現在の入国手続ブースを想定した必要最低限の人員で効率的に検疫業務を行っていることから、定期旅客便とビジネス小型機等の到着が重なった場合等に検疫業務を行うためには、現在の人員体制では対応は困難であるが、深夜早朝等の旅客便が到着しない時間帯に限定するなど、2ヶ所以上で同時に業務が生じないような措置等がなされれば、対応できる可能性もあるので、具体的な内容をお聞きした上で対応を検討したい。</p>				

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>それでは、内容等が具体化したときに今後御説明し、御検討頂くという進め方でよろしいか、御教授願います。また、本省からも必要に応じて御助言・御支援をお願い致します。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-
<p>再検討要請に対する回答のとおり、本件については深夜早朝等の旅客便が到着しない時間帯に限定するなど、2ヶ所以上で同時に業務が生じないような措置等がなされれば対応できる可能性もあるので、想定される到着便の頻度、時間帯、空港会社が別に設ける施設の内容等について、関西空港検疫所にお示しいただいた上で、具体的な調整を行いたい。</p>				

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920360	プロジェクト名	中部国際空港アジアゲートウェイ特区
要望事項 (事項名)	出入国審査手続時の「ビジネスクラス以上」及び「際内・内際乗継など時間的制約のある」旅客に対する「専用手続レーンの設置」	都道府県コード	23 愛知県
		提案事項管理番号	1134020
提案主体名	中部国際空港株式会社		

規制の所管・関係省庁	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
根拠法令等	検疫法
制度の現状	<p>外国から来航した航空機については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けなければならない。また、当該航空機に乗ってきた者等に対して、必要に応じて質問、診察等を行う。</p>

求める措置の具体的内容	<p>日中の定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続(1)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を求めるもの</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>・本提案は、国際空港として多様化する旅客への利便性向上を図るため、定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続(1)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を要望するもの。</p> <p>・これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。</p> <p>(提案理由)</p> <p>・現状では、ビジネスクラス以上の旅客及び国際線・国内線乗継旅客は、それ以外の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。これらの搭乗客は、ビジネス目的、あるいは乗り継ぎする必要があり、したがって時間的制約が強いにもかかわらず、迅速に出入国手続を終えにくい状況となっている。</p> <p>・一方、ロンドン・ヒースロー空港(イギリス)、ミュンヘン空港(ドイツ)、ドバイ空港(UAE)、新バンコク空港(タイ)、クアラルンプール空港(マレーシア)など、アジア、欧州の主要なハブ空港においては、このような出入国審査の専用手続レーンを導入している。</p> <p>・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、多様な搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。</p> <p>・なお、ABTC(APECビジネス・トラベル・カード)を保有していれば、成田、関西、中部の各空港で入国審査の専用レーンの利用が可能となっているが、取得に一定の条件がある、交付に時間を要する(数ヶ月)ことなどから、あまり活用されていないようであり、当空港においても利用者は少ない。</p> <p>(その他)</p> <p>・本提案は、これらの搭乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、またレーン数の追加や、入管職員の定員増等を前提とするものでも必ずしもない。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>検疫業務については、海外から到着した乗客の入国時の症状の有無を判断し、感染症の侵入を防ぐ公権力の行使であり、経済的なステータス等によって一部の乗客を優先すべき理由は存在しない。</p> <p>なお、検疫手続では健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはない。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>本提案は、乗客の種類によってレーンを分けるというものであり、一部の乗客を優先するという趣旨のものではない。人員配置の見直し等必要な手段を講じたうえで、乗客の種類によってレーンを分けることはできないのか、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	-
<p>検疫手続では健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはないと考えるが、支障が生じているのであれば、その内容を具体的にお聞きした上で検討いたしたい。</p> <p>なお、検疫業務については、海外から到着した乗客の入国時の症状の有無を判断し、感染症の侵入を防ぐ公権力の行使であり、経済的なステータス等によって一部の乗客を優先すべき理由は存在しない。</p>				

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>アジアゲートウェイ構想の推進を政府として行っている中で、検疫業務に支障が生じているような現状があれば、改善策を検討することはできないのか、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-
<p>検疫業務に支障が生じているという現状があるのであれば、改善策を検討する。</p> <p>ただし、検疫手続では、健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはないことから、専用手続レーンの設置が必要な状況にはないと思う。</p> <p>また、検疫業務について経済的なステータス等によって一部の乗客を優先することはできないが、検疫所では検疫検査場に到着した順に手続を行うことから、航空会社等が特定の乗客を優先的に降機させることで、これらの客について他の乗客より先に検疫手続を行うことは現行の規定の下でも対応が可能と考える。</p>				

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920360	プロジェクト名	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区
要望事項 (事項名)	出入国審査時の優先レーンの導入	都道府県コード	12 千葉県
		提案事項管理番号	1138010
提案主体名	成田国際空港株式会社		

規制の所管・関係省庁	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
根拠法令等	検疫法
制度の現状	<p>外国から来航した航空機については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けなければならない。また、当該航空機に乗ってきた者等に対して、必要に応じて質問、診察等を行う。</p>

求める措置の具体的内容	<p>世界の主要空港ですでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP旅客(ビジネスジェットの旅客を含む。)」等に対する「専用手続きレーン」を設置する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP(ビジネスジェットの旅客を含む。)」等に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、VIP等の利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、成田国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。</p> <p>(提案理由)国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続が必要となるが、現在、成田国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP」等に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>検疫業務については、海外から到着した乗客の入国時の症状の有無を判断し、感染症の侵入を防ぐ公権力の行使であり、経済的なステータス等によって一部の乗客を優先すべき理由は存在しない。</p> <p>なお、検疫手続では健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはない。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>本提案は、乗客の種類によってレーンを分けるというものであり、一部の乗客を優先するという趣旨のものではない。人員配置の見直し等必要な手段を講じたうえで、乗客の種類によってレーンを分けることはできないのか、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	-
<p>検疫手続では健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはないと考えるが、支障が生じているのであれば、その内容を具体的にお聞きした上で検討いたしたい。</p> <p>なお、検疫業務については、海外から到着した乗客の入国時の症状の有無を判断し、感染症の侵入を防ぐ公権力の行使であり、経済的なステータス等によって一部の乗客を優先すべき理由は存在しない。</p>				

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>アジアゲートウェイ構想の推進を政府として行っている中で、検疫業務に支障が生じているような現状があれば、改善策を検討することはできないのか、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-
<p>検疫業務に支障が生じているという現状があるのであれば、改善策を検討する。</p> <p>ただし、検疫手続では、健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはないことから、専用手続レーンの設置が必要な状況にはないと思う。</p> <p>また、検疫業務について経済的なステータス等によって一部の乗客を優先することはできないが、検疫所では検疫検査場に到着した順に手続を行うことから、航空会社等が特定の乗客を優先的に降機させることで、これらの客について他の乗客より先に検疫手続を行うことは現行の規定の下でも対応が可能と考える。</p>				

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920360	プロジェクト名	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区
要望事項 (事項名)	出入国審査時の優先レーンの導入	都道府県コード	27 大阪府
		提案事項管理番号	1135060
提案主体名	関西国際空港株式会社		

規制の所管・関係省庁	法務省
	厚生労働省
	財務省
	農林水産省
根拠法令等	検疫法
制度の現状	<p>外国から来航した航空機については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けなければならない。また、当該航空機に乗ってきた者等に対して、必要に応じて質問、診察等を行う。</p>

求める措置の具体的内容	<p>世界の主要空港ですでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP旅客(ビジネスジェットの旅客を含む)」に対する「専用手続きレーン」を設置する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>「ビジネスクラス以上の旅客」「乗り継ぎ旅客」及び「VIP(ビジネスジェットの旅客を含む)」に対する利便性の向上を図ることで、より、ビジネス旅客、内陸乗り継ぎ旅客、VIPの利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。</p> <p>(提案理由)国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続が必要となるが、現在、関西国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」「乗り継ぎ旅客」及び「VIP」に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>検疫業務については、海外から到着した乗客の入国時の症状の有無を判断し、感染症の侵入を防ぐ公権力の行使であり、経済的なステータス等によって一部の乗客を優先すべき理由は存在しない。</p> <p>なお、検疫手続では健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはない。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>本提案は、乗客の種類によってレーンを分けるというものであり、一部の乗客を優先するという趣旨のものではない。人員配置の見直し等必要な手段を講じたうえで、乗客の種類によってレーンを分けることはできないのか、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	-
<p>検疫手続では健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはないと考えるが、支障が生じているのであれば、その内容を具体的にお聞きした上で検討いたしたい。</p> <p>なお、検疫業務については、海外から到着した乗客の入国時の症状の有無を判断し、感染症の侵入を防ぐ公権力の行使であり、経済的なステータス等によって一部の乗客を優先すべき理由は存在しない。</p>				

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>アジアゲートウェイ構想の推進を政府として行っている中で、検疫業務に支障が生じているような現状があれば、改善策を検討することはできないのか、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-
<p>検疫業務に支障が生じているという現状があるのであれば、改善策を検討する。</p> <p>ただし、検疫手続では、健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはないことから、専用手続レーンの設置が必要な状況にはないと思う。</p> <p>また、検疫業務について経済的なステータス等によって一部の乗客を優先することはできないが、検疫所では検疫検査場に到着した順に手続を行うことから、航空会社等が特定の乗客を優先的に降機させることで、これらの客について他の乗客より先に検疫手続を行うことは現行の規定の下でも対応が可能と考える。</p>				

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920360	プロジェクト名	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	
要望事項 (事項名)	「乗り継ぎ外国人旅客」の出入国審査における専用 手続きレーンの設置	都道府県コード	12 千葉県	
		提案事項管理番号	1151051	
提案主体名	千葉県、成田国際空港株式会社			

規制の所管・関係省庁	法務省 厚生労働省 農林水産省
根拠法令等	検疫法
制度の現状	<p>外国から来航した航空機については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けなければならない。また、当該航空機に乗ってきた者等に対して、必要に応じて質問、診察等を行う。</p>

求める措置の具体的内容	<p>「乗り継ぎ外国人旅客」による「周辺観光」の増加状況を踏まえ、繁忙期等における「専用手続きレーン」の設置を検討する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>成田国際空港は、年間1,000万人以上の外国人が往来する我が国第1の観光ゲートウェイであるが、当空港で航空便を乗り換える通過外国人旅客は年間約300万人にも及び、待合い時間における空港地域の「周辺観光」が地元大きく期待されているところである。「乗り継ぎ外国人旅客」の寄港地上陸許可申請の増加状況も踏まえながら、空港における手続きの円滑化を一層推進するため、入国審査官の増員による審査レーンの臨時設置等を内容とする地域再生の支援措置についても検討頂きたい。さらに、専用レーンの設置により、繁忙期における出国審査の混雑、入国審査における外国人の指紋採取開始による混雑等にも対応できれば、旅客流動の円滑化が促進され、我が国経済の活性化にも資すると思う。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>検疫業務については、海外から到着した乗客の入国時の症状の有無を判断し、感染症の侵入を防ぐ公権力の行使であり、経済的なステータス等によって一部の乗客を優先すべき理由は存在しない。</p> <p>なお、検疫手続では健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはない。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>本提案は、乗客の種類によってレーンを分けるというものであり、一部の乗客を優先するという趣旨のものではない。人員配置の見直し等必要な手段を講じたうえで、乗客の種類によってレーンを分けることはできないのか、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>再検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の見直し</p> <p>C</p> <p>「措置の内容」の見直し</p> <p>-</p> <p>検疫手続では健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはないと考えるが、支障が生じているのであれば、その内容を具体的にお聞きした上で検討いたしたい。</p> <p>なお、検疫業務については、海外から到着した乗客の入国時の症状の有無を判断し、感染症の侵入を防ぐ公権力の行使であり、経済的なステータス等によって一部の乗客を優先すべき理由は存在しない。</p>				

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
<p>アジアゲートウェイ構想の推進を政府として行っている中で、検疫業務に支障が生じているような現状があれば、改善策を検討することはできないのか、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの再意見				
<p>再々検討要請に対する回答</p> <p>「措置の分類」の再見直し</p> <p>D</p> <p>「措置の内容」の再見直し</p> <p>-</p> <p>検疫業務に支障が生じているという現状があるのであれば、改善策を検討する。</p> <p>ただし、検疫手続では、健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはないことから、専用手続レーンの設置が必要な状況にはないと思う。</p> <p>また、検疫業務について経済的なステータス等によって一部の乗客を優先することはできないが、検疫所では検疫検査場に到着した順に手続を行うことから、航空会社等が特定の乗客を優先的に降機させることで、これらの客について他の乗客より先に検疫手続を行うことは現行の規定の下でも対応が可能と考える。</p>				

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920370	プロジェクト名	福岡・アジアゲートウェイ構想
要望事項 (事項名)	CIQ 対応の特例(船内での入国審査等の実施)	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1187020
提案主体名	福岡市		

規制の所管・関係省庁	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省
根拠法令等	検疫法
制度の現状	<p>外国から来航した船舶については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>【内容】 中国人旅行者の接岸前での CIQ 手続き可能分野の拡大(船内での入国審査等の実施)</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 円滑な入国が困難なほどの数の団体中国人旅行者が入国する際は、船内での入国審査を実施する等、接岸前の入国審査方法を拡大することにより、旅行者の円滑な入国を可能とする。</p> <p>【提案理由・目的・効果等】 現在、九州や沖縄においては、大型クルーズ船での団体中国人旅行者の入港が行われているが、接岸後の CIQ 手続きに非常に時間がかかることがあり、旅行者からのクレームの原因となっている。上記の対応により、入管審査の負担の軽減や旅行代理店へのクレーム対応が可能となり、中国人旅行者の満足が向上するとともに、国内での滞在時間及び消費も拡大し、地域経済の活性化に貢献する。また、アジアゲートウェイ特区での今後のインバウンド拡大も期待される。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>検疫は、国内に常在しない感染症の病原体が国内に侵入することを防止するものであり、船舶が入港する直前の時点での乗組員及び乗客の健康状態等を確認する必要があることから、港へ到着する前に検疫を行うことはできない。</p> <p>また、特に中国はインフルエンザ(H5N1)等の検疫感染症の流行地域であり、中国から来航する船舶に対して検疫を緩和するような措置を設けることはできない。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>提案の趣旨は、港へ到着する前に検疫を行うことを求めるものではなく、接岸前(港の中には入っている)に検疫を行うというものであると思われる。再度検討し、回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	-
<p>船舶に対する検疫は、検疫法に基づき、着岸する前に検疫港に定められた検疫区域に当該船舶を入れ、検疫を受けることは可能である。</p>				

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920380	プロジェクト名	日田市緊急患者等搬送事業
要望事項 (事項名)	消防職員 OB が行う応急処置の規制緩和	都道府県コード	44 大分県
		提案事項管理番号	1064010
提案主体名	大分県日田市		

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省
根拠法令等	医師法第 17 条
制度の現状	医師でなければ医業をなしてはならない。

求める措置の具体的内容	<p>救急車に搭載している資機材を使用しての応急処置は医療行為にあたるとの見解があり、「救急隊員の行う応急処置等の基準」に定められている応急処置が行えるのは、同基準第 2 条によると消防法施行令第 44 条第 3 項又は第 44 条の 2 第 3 項に該当する者である。</p> <p>消防職員 OB についても消防職員と同等の応急処置ができるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>救急業務については、周辺部のへき地においても平等のサービスを提供しなければならないが、当市を管轄する消防組合では救急業務の年間出動件数が少ない地域について、消防業務の再編に伴い出張所の統廃合を計画している。</p> <p>住民の生命を守る観点から万全の体制はもちろんのこと、国においては民間事業者の参入も進められているが、過疎地である当市ではこれも見込めない状況であり、人件費等の費用は増大する一方である。</p> <p>そこで、周辺部のへき地での救急業務の機能が低下しない体制を築いていくにあたり、消防出張所の統廃合に伴いその業務を補完する形で救急等搬送事業所を市において新たに設置し、搬送用車両に消防職員 OB 又は看護師を搭乗させる体制で救急隊の編成を行う予定である。</p> <p>しかし、救急車に搭載している資機材を使用しての応急処置は医療行為にあたるとの見解があるため、消防職員を退職したと同時にその使用ができなくなる。</p> <p>消防職員 OB といえども、消防法施行令第 44 条第 3 項第 1 号に規定する救急業務に関する講習を受講した者であり、消防職員と同等の技術や知識を持っている。</p> <p>「救急隊員の行う応急処置等の基準」に定められている応急処置が行えるのは、同基準第 2 条によると消防法施行令第 44 条第 3 項又は第 44 条の 2 第 3 項に該当する者であることから、消防職員 OB にも同等の応急処置を行えるようにする。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
<p>消防法第2条第9項に規定する「応急の手当」を行う場合、「救急隊員の行う応急処置等の基準」(昭和53年消防庁告示第2号)等を満たす限りにおいては、医師法上、特段御提案を妨げる規定はない。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>「救急隊員の行う応急処置等の基準」の第2条では救急隊員とは、消防法施行令第44条第3項等の条件を満たす消防職員が前提となっているため、消防職員 OB(市の嘱託職員)は同基準の条件を満たしていないこととなるが、そもそも、同基準に定める応急処置の各々は医療行為にあたるのか見解をお伺いしたい。また、医療行為にあたるとなれば、消防法施行規則第51条に定める必要な講習を受けた者のみに与えられた特例措置と考えることとなるのか。その際は、必要な講習を受けその能力を取得した者は、消防職員の身分をはずれた者でも、その行為(同基準に定められた応急処置等)を行うことができるのか、医を所管する貴省の見解をお伺いしたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>医療行為とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為であり、ある行為が医療行為であるか否かについては、個々の行為の態様に依り個別具体的に判断する必要がある。</p> <p>このように医療行為は、人体に危害を及ぼす危険性の高い行為であり、必要な医学的知識や技術を有する医師や看護師等が行うことが必要と考えている。</p> <p>消防法第2条第9項に規定する「応急の手当」を行う場合には、消防法施行令第44条や「救急隊員の行う応急処置等の基準」(昭和53年消防庁告示第2号)等を満たす必要があり、御提案のように、消防吏員でない消防職員OBに行わせることは困難である。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p></p>		
提案主体からの再意見	<p></p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p></p>			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920390	プロジェクト名	日田市緊急患者等搬送事業
要望事項 (事項名)	消防法等に基づく救急業務を補完する形の緊急患者等搬送業務に従事する職員に労働基準法の特例措置の適用を受けられるようにする	都道府県コード	44 大分県
		提案事項管理番号	1064020
提案主体名	大分県日田市		

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省
根拠法令等	労働基準法第 34 条、労働基準法施行規則第 33 条第 1 項第 1 号 (労働基準法第 40 条)
制度の現状	労働基準法第 34 条第 3 項において、休憩時間は労働者の自由に利用させなければならないことが定められているが、同法第 40 条において、「公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要のあるものについては、その必要避くべからざる限度で」休憩に関する規定等について、厚生労働省令で別段の定めをすることができることとされており、労働基準法施行規則第 33 条第 1 項第 1 号において、消防吏員及び常勤の消防団員等について労働基準法第 34 条第 3 項の規定の適用を除外しているところ。

求める措置の具体的内容	現在、当市を管轄する消防本部の消防職員は労働基準法施行規則第 33 条第 1 項第 1 号の規定を適用し救急隊の編成を行っている。 当市が行おうとする緊急患者等搬送業務に従事する職員にもこの規定を適用し、消防職員と同様の勤務編成が行えるようにする。
具体的事業の実施内容・提案理由	当市が行おうとする緊急患者等搬送業務は、消防職員 OB 又は看護師の嘱託職員 3 名で編成し 24 時間体制であり、3 名編成の内 2 名が出勤し 1 名が連絡員となり、3 班で編成する計画である。 労働基準法第 34 条第 1 項の休憩時間の取り扱いについて、同条第 3 項で「休憩時間は自由に利用させなければならない」と定められているが、労働基準法施行規則第 33 条第 1 項で消防吏員についてはこの規定を適用しないようになっている。 当市が行おうとする緊急患者等搬送業務に従事する職員にもこの規定を適用し、消防吏員と同様の取り扱いとなるようにすることで、常時の出動態勢がとれることとなる。

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>労働基準法においては、法定労働時間や休憩時間の一斉取得を実施すると公衆に不便をもたらすなど不都合が生ずる事業について、第40条において、「その必要避くべからざる限度で」厚生労働省令において別段の定めをすることができることとされているところであり、消防吏員等については、労働基準法施行規則第33条第1項で休憩時間の自由利用の適用除外を認めているところである。</p> <p>御要望の「消防法等に基づく救急業務を補完する形の緊急患者等搬送業務に従事する職員」が休憩時間を自由に利用することによって、直ちに搬送しなければならない患者等が地元医療機関等に搬送されなくなる場合があるか否かが御要望の内容からは明確でないこと等、当該業務に従事する職員が「公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるもの」に該当するか否かが不明確であるため、御要望にお答えすることはできない。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>今回提案の緊急患者等搬送業務は、過疎地域における消防出張所の統廃合に伴い、市民サービスを低下させないように消防吏員の行っている救急業務を補完するものとして、市の嘱託職員が現行の消防の救急隊の行う業務と同様の業務と勤務形態で実施するものである。</p> <p>当該業務に従事する職員が休憩時間を自由に利用すると、消防からの援助要請により直ちに搬送しなければならない患者が発生した場合、出勤できない状況がおこりうる可能性があるためこの規定を適用し常時の出勤態勢がとれるようにするものである。</p> <p>以上のことから「公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるもの」についてはこれに該当するものと考えらる。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>労働基準法においては、法定労働時間や休憩時間の一斉取得を実施すると公衆に不便をもたらすなど不都合が生ずる事業について、第40条において、「その必要避くべからざる限度で」厚生労働省令において別段の定めをすることができることとされているところであり、消防吏員等については、労働基準法施行規則第33条第1項で休憩時間の自由利用の適用除外を認めているところである。</p> <p>御要望の「消防法等に基づく救急業務を補完する形の緊急患者等搬送業務に従事する職員」が休憩時間を自由に利用することによって、直ちに搬送しなければならない患者等が地元医療機関等に搬送されなくなる場合があるか否かが御要望の内容からは明確でないこと等、当該業務に従事する職員が「公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるもの」に該当するか否かが不明確であるため、御要望にお答えすることはできない。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>			
<p>提案主体からの再意見</p>			

再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920400	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	私人へ公金委託ができる範囲の拡大	都道府県コード	27 大阪府
		提案事項管理番号	1016010
提案主体名	大阪府大東市		

規制の所管・関係省庁	総務省 法務省 厚生労働省
根拠法令等	地方自治法第 243 条
制度の現状	

求める措置の具体的内容	<p>介護保険法または障害者自立支援法に基づく福祉サービスを受けた市民がサービスの対価として支払う負担金(分担金)を私人が徴収・収納することができるよう、現行の範囲の拡大を求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、公の施設である高齢者または障害者福祉施設を市が直営し、市職員が福祉サービスを受けた市民から負担金(分担金)を徴収または収納している。</p> <p>今後、これらの福祉施設に指定管理者制度の導入を実施していく予定であるが、現行の地方自治法、介護保険法(保険料の徴収・収納については規定があるため可能(同法第 144 条の 2)。)および障害者自立支援法において、市民が支払う負担金(分担金)を私人である民間法人が徴収または収納することができる規定はない。</p> <p>そのため、現行規定のまま指定管理者制度に移行したとしても、負担金(分担金)を市職員が徴収または収納しなければならぬため、公の施設の運営において職員関与を排除し、より一層の効率化を図ることができないものである。</p> <p>したがって、介護保険法および障害者自立支援法において、児童福祉法第 56 条の保育料(負担金(分担金))徴収のように、私人に負担金(分担金)を徴収または収納することができる規定を設け、私人の公金委託の拡大を求めるものである。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
介護保険法及び障害者自立支援法におけるサービスの利用料金については、地方自治法に基づく利用料金制のもとで、現在でも指定管理者たる私人にその収入として収受させることが可能である。				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
貴省の回答は、「現在でも指定管理者たる私人にその収入として収受させることが可能」とのことであるが、「収受」とは、提案主体が言う「徴収・収納」の意味と解してよいか、明確にされたい。				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	-
提案主体が「徴収・収納」をどのような意味で使っているか必ずしも明らかではないが、第1次検討要請に対する回答で述べた「収受」とは、指定介護老人福祉施設、指定障害者支援施設等が利用者負担として厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の1割の支払いを受けるものとする、という趣旨である。				

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920410	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	生活保護資産調査・訪問調査権限の民間授権等	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051150
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	生活保護法第 21 条、第 27 条、第 28 条第 1 項及び第 4 項、第 29 条、第 61 条、第 62 条第 1 項及び第 3 項
制度の現状	生活保護の決定及び実施は、保護の実施機関(都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長)が行い、その事務の執行については、社会福祉法に定める社会福祉主事が補助することとなっている。

求める措置の具体的内容	<p>生活保護法第 21 条(補助機関)に特例を設け、民間事業者も事務の補助を行うことができるものとする。</p> <p>その他、これに基づき第 27 条、第 28 条第 1 項・第 4 項、第 29 条、第 61 条、第 62 条第 1 項・第 3 項の事務を民間に委ねる。</p> <p>同法 28 条・29 条の調査権限等を民間事業者にも付与する。</p> <p>みなし公務員規定・秘密保持義務規定その他所要の監督規定を定める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>生活保護業務は生活保護法に基づき実施されるが、現状では生活保護現業員の業務が過重となり、チェック不全による不正受給も問題となっている。このため、民間活用が重要な課題として認識されている。</p> <p>これに対し、既に厚生労働省からも大部分の業務において民間活用が可能である旨の見解が示されているところであり、これは自治体の経営改善のための選択肢を増やすものとして極めて高く評価すべきものであると考える。</p> <p>そのうえで、民間が業務に従事した場合のプライバシー保護や権限濫用の防止のため、みなし公務員規定や秘密保持義務規定を定めるべきであり、また、居宅訪問や資産調査の円滑化・実効化を図るため、民間事業者に明確な法的根拠を有する調査権限を付与すべきである。</p> <p>なお、罰則付調査権は、調査客体の同意に基づく一種の任意調査とされ、実力により実施する強制調査ではない。また、その罰則(調査妨害罪)は公務執行妨害罪の補充的規定でもであるとされるが、本体である公務執行妨害罪では民間事業者が客体となり得るのに、補充的規定である調査妨害罪では民間事業者を客体とする法特例措置ができないというのは直ちには首肯し得ない。そもそも、反証となる民間授権立法例も多数存在する。</p> <p>こうした点からすれば、罰則付調査権が民間授権できないという解釈にはその根拠に疑問がある。</p> <p>特に、民間事業者に調査権限を付与する場合、金融機関等は条理・契約あるいは慣習上の守秘義務を追うため、金融機関としては、調査が法令に基づくものでない限り協力しにくい。このように、法律により民間事業者に調査権限を付与しないと実務が動かず、極めて重要な課題である。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	～ :D、 :E	措置の内容	-
<p>生活保護法は、現行法上、保護の決定・実施・自立支援等に関連する業務について、非常勤職員の活用や民間委託を行うことは可能であり、現に非常勤職員の活用や民間委託が図られてきているところである。</p> <p>民間事業者に生活保護に係る業務を委託した場合は、法律上の守秘義務はなく、委託契約においてこれを担保するのが一般的である。仮に、法令上の根拠を設けるのであれば、自治体の行政事務一般に関する法令において検討されるべきであり、生活保護法において、民間事業者に業務を委託することができる旨、当該事業者に守秘義務を課す旨などの規定を創設することについては、このような民間委託が、自治体における業務の在り方として、一般的に適切なものと認識され、普及して、初めて検討できるものである。</p> <p>生活保護行政は、今日、保護すべき者を保護すること(漏給防止)、保護すべきでない者を保護しないこと(濫給防止)、保護した者についても自立を促進すること、が求められており、これを達成するために、行政に加え、民間事業者が参画し、どう役割を分担することが適当かは、それぞれの地域において、行政の側の職員の量的、質的体制と、活用できる民間事業者がどう確保できるかなどを踏まえて、自治体ごとに判断すべきものであり、現に非常勤職員の活用や民間事業者への委託が行われている自治体においても、それぞれ、役割の分担や民間事業者に対する費用支払いの方法など、自治体の実情を踏まえた対応がなされている。</p> <p>なお、生活保護行政に民間事業者が参画することが適当かどうかという点についても、一律にはその是非は判断できず、例えば、民間事業者が本来保護すべきでない者を保護に誘導するような事例や、民間事業者に自立支援に関する相談・助言業務を委託し、自立した人数の実績に基づいて費用が支払われるような契約であった場合、保護すべき者について保護を廃止してしまったり、逆に自立可能な者のみを対象とするような事例も起こり得るため、行政との役割分担を含めて、慎重に判断する必要がある。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>当方提案は、決定廃止を除き委託禁止規制がないとの貴省解釈を踏まえ、委託可能事務につきその根拠明確化・円滑化・監督適正化のための措置を要望したものである。当方は、少なくとも主観的には、わが国の行財政に僅かなりとも役立つよう建設的な提案を行っているつもりであり、徒に奇抜な、過激なだけの提案を行っているつもりはない。然るに、貴省回答は所管省庁としての政策検討を放棄するに等しいのではないか。</p> <p>膨大な財政赤字と今後補修を要する無数のインフラを抱えつつ、未曾有の超高齢化社会に突入する日本にあって、将来を見据え改革を検討すべき所管省庁として何ら思うところはないのか、考えいただきたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	～ :D、 :E	「措置の内容」の見直し	-
<p>生活保護法上、民間委託できる範囲については、何ら規制はない。これを踏まえて、既に、自治体においては、自らの判断により、民間委託、非常勤職員・嘱託職員の活用等により業務を行っているところも多く、そのこと自体問題は生じていない。</p> <p>前回回答でお示したような社会的要請に応えられるよう、生活保護の事務体制については、それぞれの自治体で判断されるべき問題だと考えている。</p>				

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>提案理由で既に説明したが、たとえば金融機関等は顧客への秘密保持義務を負うものとされる。従って、民間事業者が金融機関への資産照会を行っても回答を拒否されることはいわば当然の成り行きであり、民間事業者に法に基づく調査権限を付与しなければ実務が回らない。このように、民間委託に法規制がないことと、民間委託時の業務に法的根拠を持たせることは別の問題である。</p> <p>繰り返しになるが、当方は徒に奇矯な言辞を弄しているのではなく、業務を民間に委ねた場合でも実務が円滑かつ適正に実施されるよう必要と思われる措置を検討願うものであり、ゆえに単なる民間開放ではなく、民間統制措置を含めて提案しているのである。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	~	「措置の内容」の再見直し	-
		:D、		
		:E		
<p>累次回答しているとおり、民間事業者に委託する法律上の根拠をあえて生活保護法に設ける必要性は生じていないと考えるが、仮にそういう措置を設けるとすれば、具体的に、いかなる業務を、どういう形で、どういう事業者に委託するのか、現状でどこに支障を生じているのか、委託することのメリット・デメリットなどを議論する必要がある。</p> <p>なお、金融機関に対する資産調査についても、生活保護受給者又は生活保護申請者からの当該資産内容の福祉事務所に対する情報開示同意書を金融機関に提示することによって円滑に実施されている。</p>				

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920410	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	生活保護資産調査・訪問調査権限の民間授権等	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003150
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	生活保護法第 21 条、第 27 条、第 28 条第 1 項及び第 4 項、第 29 条、第 61 条、第 62 条第 1 項及び第 3 項
制度の現状	生活保護の決定及び実施は、保護の実施機関(都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長)が行い、その事務の執行については、社会福祉法に定める社会福祉主事が補助することとなっている。

求める措置の具体的内容	<p>生活保護法第 21 条(補助機関)に特例を設け、民間事業者も事務の補助を行うことができるものとする。</p> <p>その他、これに基づき第 27 条、第 28 条第 1 項・第 4 項、第 29 条、第 61 条、第 62 条第 1 項・第 3 項の事務を民間に委ねる。</p> <p>同法 28 条・29 条の調査権限等を民間事業者にも付与する。</p> <p>みなし公務員規定・秘密保持義務規定その他所要の監督規定を定める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>生活保護業務は生活保護法に基づき実施されるが、現状では生活保護現業員の業務が過重となり、チェック不全による不正受給も問題となっている。このため、民間活用が重要な課題として認識されている。</p> <p>これに対し、既に厚生労働省からも大部分の業務において民間活用が可能である旨の見解が示されているところであり、これは自治体の経営改善のための選択肢を増やすものとして極めて高く評価すべきものであると考える。</p> <p>そのうえで、民間が業務に従事した場合のプライバシー保護や権限濫用の防止のため、みなし公務員規定や秘密保持義務規定を定めるべきであり、また、居宅訪問や資産調査の円滑化・実効化を図るため、民間事業者に明確な法的根拠を有する調査権限を付与すべきである。</p> <p>なお、罰則付調査権は、調査客体の同意に基づく一種の任意調査とされ、実力により実施する強制調査ではない。また、その罰則(調査妨害罪)は公務執行妨害罪の補充的規定でもであるとされるが、本体である公務執行妨害罪では民間事業者が客体となり得るのに、補充的規定である調査妨害罪では民間事業者を客体とする法特例措置ができないというのは直ちには首肯し得ない。そもそも、反証となる民間授権立法例も多数存在する。</p> <p>こうした点からすれば、罰則付調査権が民間授権できないという解釈にはその根拠に疑問がある。</p> <p>特に、民間事業者に調査権限を付与する場合、金融機関等は条理・契約あるいは慣習上の守秘義務を追うため、金融機関としては、調査が法令に基づくものでない限り協力しにくい。このように、法律により民間事業者に調査権限を付与しないと実務が動かず、極めて重要な課題である。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	～ :D、 :E	措置の内容	-
<p>生活保護法は、現行法上、保護の決定・実施・自立支援等に関連する業務について、非常勤職員の活用や民間委託を行うことは可能であり、現に非常勤職員の活用や民間委託が図られてきているところである。</p> <p>民間事業者に生活保護に係る業務を委託した場合は、法律上の守秘義務はなく、委託契約においてこれを担保するのが一般的である。仮に、法令上の根拠を設けるのであれば、自治体の行政事務一般に関する法令において検討されるべきであり、生活保護法において、民間事業者に業務を委託することができる旨、当該事業者に守秘義務を課す旨などの規定を創設することについては、このような民間委託が、自治体における業務の在り方として、一般的に適切なものと認識され、普及して、初めて検討できるものである。</p> <p>生活保護行政は、今日、保護すべき者を保護すること(漏給防止)、保護すべきでない者を保護しないこと(濫給防止)、保護した者についても自立を促進すること、が求められており、これを達成するために、行政に加え、民間事業者が参画し、どう役割を分担することが適当かは、それぞれの地域において、行政の側の職員の量的、質的体制と、活用できる民間事業者がどう確保できるかなどを踏まえて、自治体ごとに判断すべきものであり、現に非常勤職員の活用や民間事業者への委託が行われている自治体においても、それぞれ、役割の分担や民間事業者に対する費用支払いの方法など、自治体の実情を踏まえた対応がなされている。</p> <p>なお、生活保護行政に民間事業者が参画することが適当かどうかという点についても、一律にはその是非は判断できず、例えば、民間事業者が本来保護すべきでない者を保護に誘導するような事例や、民間事業者に自立支援に関する相談・助言業務を委託し、自立した人数の実績に基づいて費用が支払われるような契約であった場合、保護すべき者について保護を廃止してしまったり、逆に自立可能な者のみを対象とするような事例も起こり得るため、行政との役割分担を含めて、慎重に判断する必要がある。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>当方提案は、決定廃止を除き委託禁止規制がないとの貴省解釈を踏まえ、委託可能事務につきその根拠明確化・円滑化・監督適正化のための措置を要望したものである。当方は、少なくとも主観的には、わが国の行財政に僅かなりとも役立つよう建設的な提案を行っているつもりであり、徒に奇抜な、過激なだけの提案を行っているつもりはない。然るに、貴省回答は所管省庁としての政策検討を放棄するに等しいのではないか。</p> <p>膨大な財政赤字と今後補修を要する無数のインフラを抱えつつ、未曾有の超高齢化社会に突入する日本にあって、将来を見据え改革を検討すべき所管省庁として何ら思うところはないのか、考えいただきたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	～ :D、 :E	「措置の内容」の見直し	-
<p>生活保護法上、民間委託できる範囲については、何ら規制はない。これを踏まえて、既に、自治体においては、自らの判断により、民間委託、非常勤職員・嘱託職員の活用等により業務を行っているところも多く、そのこと自体問題は生じていない。</p> <p>前回回答でお示したような社会的要請に応えられるよう、生活保護の事務体制については、それぞれの自治体で判断されるべき問題だと考えている。</p>				

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>提案理由で既に説明したが、たとえば金融機関等は顧客への秘密保持義務を負うものとされる。従って、民間事業者が金融機関への資産照会を行っても回答を拒否されることはいわば当然の成り行きであり、民間事業者に法に基づく調査権限を付与しなければ実務が回らない。このように、民間委託に法規制がないことと、民間委託時の業務に法的根拠を持たせることは別の問題である。</p> <p>繰り返しになるが、当方は徒に奇矯な言辞を弄しているのではなく、業務を民間に委ねた場合でも実務が円滑かつ適正に実施されるよう必要と思われる措置を検討願うものであり、ゆえに単なる民間開放ではなく、民間統制措置を含めて提案しているのである。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	~	「措置の内容」の再見直し	-
		:D、		
		:E		
<p>累次回答しているとおり、民間事業者に委託する法律上の根拠をあえて生活保護法に設ける必要性は生じていないと考えるが、仮にそういう措置を設けるとすれば、具体的に、いかなる業務を、どういう形で、どういう事業者に委託するのか、現状でどこに支障を生じているのか、委託することのメリット・デメリットなどを議論する必要がある。</p> <p>なお、金融機関に対する資産調査についても、生活保護受給者又は生活保護申請者からの当該資産内容の福祉事務所に対する情報開示同意書を金融機関に提示することによって円滑に実施されている。</p>				

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920420	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	国民健康保険、業務の民間委託可能領域の拡大	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051180
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	国民健康保険法
制度の現状	<p>処分に当たらない事実上の行為については、国民健康保険法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないこととされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>国民健康保険被保険者証の交付その他の業務について民間委託可能な領域を拡大すべきである</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国民健康保険関係の窓口業務においては、他の窓口業務と同様、国民健康保険被保険者証の作成交付などの業務は民間に委託できないものとされ、申請受付と引渡しといった程度の極めて限定的な作業のみが委託できるものとされている。</p> <p>しかし、国民健康保険被保険者証についてみれば、そもそも、国民健康保険は医療保険の一領域に過ぎず、組合管掌保険などと本質的な差異があるとは考えられない。ところが、組合管掌保険では被保険者の資格審査や被保険者証作成交付なども含めて包括的にアウトソーシングすることは禁じられていないと解されるところ、同じ医療保険の一領域に過ぎない国民健康保険において、なぜ交付事務のアウトソーシングが認められないのか、極めて疑問があるところである。</p> <p>自治体のニーズを踏まえ、建設的な検討をされることを要望する。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
<p>「公共サービス改革基本方針」の改定(国民健康保険関係の窓口業務及び国民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項)について(保国発 0328002 号都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長あて厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)により、国民健康保険関係の窓口業務のうち、各種届出書・申請書の受付、申請者に対する制度に関する情報提供等及び証明書等の文書の引渡業務など、処分に当たらない事実上の行為については、国民健康保険法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないこととされており、被保険者証の印刷発送など補助的な業務についても委託可能とされていることから、要望事項については対応済みである。</p> <p>なお、健康保険においても、国民健康保険と同様の考え方により取り扱っているところである。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>療養費・特別移送費など保険給付申請は、健康保険では外部委託可能。国民健康保険と健康保険とは本質的な違いがないはずだが、国民健康保険における当該業務の民間委託の可否、及び否の場合の根拠につきご教示願いたい。</p> <p>被保険者証の交付、検認・更新など証明交付につき、これが行政処分として構成されることは承知しているが、その本質は健康保険の証明交付と異なるのか、異なると考える根拠も含めご教示願いたい。</p> <p>行政処分といえども立法により民間授権が可能であるが、行政処分の中でも給付行政に該当し、侵害行政よりも民間授権になじみやすいと思われる被保険者証交付等について、民間授権の検討が不可能なのかご教示願いたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	-
		-		-
		C		
<p>国民健康保険における保険給付の申請に関し、申請書の受付等、処分に当たらない事実上の行為については、国民健康保険法上、民間委託が禁止されているものではないため、各市町村の判断により民間委託して差し支えない。</p> <p>国民健康保険における被保険者証の交付等に関しては、健康保険と本質的な相違はない。</p> <p>被保険者証の交付等については、住民基本台帳等との突合が必要となるが、個人情報保護等の観点から民間事業者のアクセスを認めることは困難である。また、被保険者証の交付等は、被保険者が保険給付を受けるために必要な証明書について、保険者が判断の上、意思表示を行うものであり、かかる重要な処分について民間委託を認めることは困難である。</p>				

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの再意見				
<p>貴省ご回答は、健康保険と国民健康保険とで交付等に本質的な差がないことを認めておられる。健康保険においては、保険者の判断と責任のもと、保険証の交付等をも外部委託することが可能であろう。とすれば、国民健康保険についても、交付等が行政処分として構成されていなければ委託可能なはずである。もとより、国民健康保険の交付等は法により行政処分とさ</p>				

れており、法改正なしには委託困難であることは承知する。しかし、交付等を外部委託するか否かは本来保険者の判断に委ねるべきものであり、保険者にその選択肢を与えるようにするのが法のあり方ではないかと思料するが、かかる法特例措置に関する貴省見解をお伺いしたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

被保険者証の交付等の行政処分に関しては行政庁が行うものであり、民間に委託することはできないと考えており、健康保険においても、国民健康保険と同様の考え方により取り扱っているところである。

なお、現行法上委託することが可能な範囲については、「「公共サービス改革基本方針」の改定(国民健康保険関係の窓口業務及び国民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項)について」(平成 19 年 3 月 28 日付け老介発第 0328001 号・保国発第 0328002 号厚生労働省老健局介護保険課長及び保険局国民健康保険課長連名通知)において整理しているので、これにより了知されたい。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920420	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	国民健康保険、業務の民間委託可能領域の拡大	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003180
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	国民健康保険法
制度の現状	<p>処分に当たらない事実上の行為については、国民健康保険法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないこととされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>国民健康保険被保険者証の交付その他の業務について民間委託可能な領域を拡大すべきである</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国民健康保険関係の窓口業務においては、他の窓口業務と同様、国民健康保険被保険者証の作成交付などの業務は民間に委託できないものとされ、申請受付と引渡しといった程度の極めて限定的な作業のみが委託できるものとされている。</p> <p>しかし、国民健康保険被保険者証についてみれば、そもそも、国民健康保険は医療保険の一領域に過ぎず、組合管掌保険などと本質的な差異があるとは考えられない。ところが、組合管掌保険では被保険者の資格審査や被保険者証作成交付なども含めて包括的にアウトソーシングすることは禁じられていないと解されるところ、同じ医療保険の一領域に過ぎない国民健康保険において、なぜ交付事務のアウトソーシングが認められないのか、極めて疑問があるところである。</p> <p>自治体のニーズを踏まえ、建設的な検討をされることを要望する。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
<p>「公共サービス改革基本方針」の改定(国民健康保険関係の窓口業務及び国民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項)について(保国発 0328002 号都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長あて厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)により、国民健康保険関係の窓口業務のうち、各種届出書・申請書の受付、申請者に対する制度に関する情報提供等及び証明書等の文書の引渡業務など、処分に当たらない事実上の行為については、国民健康保険法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないこととされており、被保険者証の印刷発送など補助的な業務についても委託可能とされていることから、要望事項については対応済みである。</p> <p>なお、健康保険においても、国民健康保険と同様の考え方により取り扱っているところである。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>療養費・特別移送費など保険給付申請は、健康保険では外部委託可能。国民健康保険と健康保険とは本質的な違いがないはずだが、国民健康保険における当該業務の民間委託の可否、及び否の場合の根拠につきご教示願いたい。</p> <p>被保険者証の交付、検認・更新など証明交付につき、これが行政処分として構成されることは承知しているが、その本質は健康保険の証明交付と異なるのか、異なると考える根拠も含めご教示願いたい。</p> <p>行政処分といえども立法により民間授権が可能であるが、行政処分の中でも給付行政に該当し、侵害行政よりも民間授権になじみやすいと思われる被保険者証交付等について、民間授権の検討が不可能なのかご教示願いたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	-
		-		-
		C		
<p>国民健康保険における保険給付の申請に関し、申請書の受付等、処分に当たらない事実上の行為については、国民健康保険法上、民間委託が禁止されているものではないため、各市町村の判断により民間委託して差し支えない。</p> <p>国民健康保険における被保険者証の交付等に関しては、健康保険と本質的な相違はない。</p> <p>被保険者証の交付等については、住民基本台帳等との突合が必要となるが、個人情報保護等の観点から民間事業者のアクセスを認めることは困難である。また、被保険者証の交付等は、被保険者が保険給付を受けるために必要な証明書について、保険者が判断の上、意思表示を行うものであり、かかる重要な処分について民間委託を認めることは困難である。</p>				

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの再意見				
<p>貴省ご回答は、健康保険と国民健康保険とで交付等に本質的な差がないことを認めておられる。健康保険においては、保険者の判断と責任のもと、保険証の交付等をも外部委託することが可能であろう。とすれば、国民健康保険についても、交付等が行政処分として構成されていなければ委託可能なはずである。もとより、国民健康保険の交付等は法により行政処分とさ</p>				

れており、法改正なしには委託困難であることは承知する。しかし、交付等を外部委託するか否かは本来保険者の判断に委ねるべきものであり、保険者にその選択肢を与えるようにするのが法のあり方ではないかと思料するが、かかる法特例措置に関する貴省見解をお伺いしたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

被保険者証の交付等の行政処分に関しては行政庁が行うものであり、民間に委託することはできないと考えており、健康保険においても、国民健康保険と同様の考え方により取り扱っているところである。

なお、現行法上委託することが可能な範囲については、「「公共サービス改革基本方針」の改定(国民健康保険関係の窓口業務及び国民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項)について」(平成 19 年 3 月 28 日付け老介発第 0328001 号・保国発第 0328002 号厚生労働省老健局介護保険課長及び保険局国民健康保険課長連名通知)において整理しているので、これにより了知されたい。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920430	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	児童手当・児童扶養手当関係業務の包括民間委託	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051190
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	児童手当法第7条、第10条、第27条、第28条
制度の現状	児童手当法第7条、第27条、第28条に規定する児童手当受給に係る認定処分、受給者に対する質問及び、官公署等に対する資産・収入についての調査などを行う者については、市町村長に限定されており、そのような行政処分を包括的に民間委託することについても現行法の下ではできない。

求める措置の具体的内容	<p>1. 権限の授権</p> <p>(1) 児童手当法第7条の認定業務を民間事業者に委託できる旨定める。</p> <p>(2) 同法第27条・第28条の調査権を受託民間事業者に授権し、第10条の支給制限についても所要の改正を行う。</p> <p>2. 監督措置</p> <p>秘密保持義務、みなし公務員規定、監督規定その他所要の措置を講じる。</p> <p>(児童扶養手当法においても同旨の特例措置を講じる)</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>児童手当は、児童手当法に基づき、所得要件等一定の要件に合致する場合、支給が決定され開始される。受給権者からは毎年6月頃に現況届が提出され、自治体は支給決定業務だけでなく大量の現況届確認作業が必要となる。</p> <p>このような給付行政には、児童手当(市区町村)のほか、児童扶養手当(市区町村)、自治体独自の手当など、いくつかの類似制度があり、従事する職員の数も各自治体ごとに数名は存在するところである。</p> <p>ところが、これらは定型的審査であるうえ、受益的処分であること、特に出生の際には窓口業務に付随する業務でもあることから、民間開放の途を検討して然るべきである。</p> <p>架空の議論ではあるが、自治事務である自治体独自の手当では、自治体が認定まで含めて民間に授権することも可能ならずである。これとの平仄を考えれば、児童手当等についてもこれを民間に授権することを可能とすべきである。</p>
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>児童手当・児童扶養手当関係業務の包括民間委託については、</p> <p>申請者個人の家族状況、住居状況、所得状況等を把握する必要があることから、住民基本台帳をはじめ、市町村が台帳等の形で一体的に管理・保有する情報との突合が必要となり、個人情報保護の観点から問題が生じること</p> <p>児童の監護要件や生計同一要件に適合しているかどうか等について、専門的な判断が必要であること</p> <p>認定請求者等に対し、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行っていること</p> <p>などの理由により、困難である。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>貴省の回答は、申請者の所得状況等を把握する必要があるため、児童手当・児童扶養手当の包括民間委託については「個人情報保護の観点から問題生じる」とのことである。しかし、個人情報の保護については、秘密保持義務等所要の措置を講じることで対応できると思われる。したがって、児童手当・児童扶養手当関係の業務の中には、民間委託が可能なものもあるのではないかと、再度検討し回答されたい。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>児童手当業務は業務の繁閑の差が激しく、繁忙期には少なくない自治体で臨時職員やアルバイト等が利用されている。業務内容としては十分民間で実施可能である。児童手当の支給に関しては全国で膨大な事務が発生している。わざわざ受給者に申請を出させ、収入調査を行い、台帳を整備し、補助申請・使途報告をし、毎年現況届を提出させ、未受給者に申請を促すくらいならば、役所が住民登録と税務調査を見て対象者に給付すれば良いだけである。政策的意義も極めて曖昧な事業に膨大な事務処理コストを投入し続けるというのは、もはや仕事が自己目的化しているといき言いようがなく、業務改善の検討を行わないというのは極めて問題と考える。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>児童手当に係る業務のうち、各種申請書・届出書の受付、認定通知・却下通知の送付事務など、処分に当たらない事実上の行為については、児童手当法上民間委託が禁止されているものではなく、個人情報の保護に遺漏を生じることのないよう留意しつつ、各市町村の判断により民間委託しても差し支えないものである。</p> <p>一方、申請・届出内容の審査、認定・却下の決定については、</p> <p>法令に定められた支給要件に該当するかどうか、市町村が台帳の形で一体的に管理・保有する住民基本台帳や課税台帳で、住所、年齢、世帯の構成、所得等を確認する必要がある。この業務を民間委託することは、民間事業者に市民の住民基本台帳や課税台帳へ自由にアクセスさせることを意味し、たとえ契約において守秘義務を課したとしても個人情報保護の観点から民間委託は問題があること、</p> <p>児童の監護要件や生計同一要件に適合しているかどうか等について、専門的な判断を行う必要があること、</p> <p>などの理由により申請・届出内容の審査、認定・却下の決定について民間委託することは困難である。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			

再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
--------------	--------------	---	--------------

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920430	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	児童手当・児童扶養手当関係業務の包括民間委託	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003190
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	児童手当法第7条、第10条、第27条、第28条
制度の現状	児童手当法第7条、第27条、第28条に規定する児童手当受給に係る認定処分、受給者に対する質問及び、官公署等に対する資産・収入についての調査などを行う者については、市町村長に限定されており、そのような行政処分を包括的に民間委託することについても現行法の下ではできない。

求める措置の具体的内容	<p>1. 権限の授権</p> <p>(1) 児童手当法第7条の認定業務を民間事業者へ委託できる旨定める。</p> <p>(2) 同法第27条・第28条の調査権を受託民間事業者へ授権し、第10条の支給制限についても所要の改正を行う。</p> <p>2. 監督措置</p> <p>秘密保持義務、みなし公務員規定、監督規定その他所要の措置を講じる。</p> <p>(児童扶養手当法においても同旨の特例措置を講じる)</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>児童手当は、児童手当法に基づき、所得要件等一定の要件に合致する場合、支給が決定され開始される。受給権者からは毎年6月頃に現況届が提出され、自治体は支給決定業務だけではなく大量の現況届確認作業が必要となる。</p> <p>このような給付行政には、児童手当(市区町村)のほか、児童扶養手当(市区町村)、自治体独自の手当など、いくつかの類似制度があり、従事する職員の数も各自治体ごとに数名は存在するところである。</p> <p>ところが、これらは定型的審査であるうえ、受益的処分であること、特に出生の際には窓口業務に付随する業務でもあることから、民間開放の途を検討して然るべきである。</p> <p>架空の議論ではあるが、自治事務である自治体独自の手当では、自治体が認定まで含めて民間に授権することも可能ではなくである。これとの平仄を考えれば、児童手当等についてもこれを民間に授権することを可能とすべきである。</p>
-----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>児童手当・児童扶養手当関係業務の包括民間委託については、</p> <p>申請者個人の家族状況、住居状況、所得状況等を把握する必要があることから、住民基本台帳をはじめ、市町村が台帳等の形で一体的に管理・保有する情報との突合が必要となり、個人情報保護の観点から問題が生じること</p> <p>児童の監護要件や生計同一要件に適合しているかどうか等について、専門的な判断が必要であること</p> <p>認定請求者等に対し、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行っていること</p> <p>などの理由により、困難である。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>貴省の回答は、申請者の所得状況等を把握する必要があるため、児童手当・児童扶養手当の包括民間委託については「個人情報保護の観点から問題生じる」とのことである。しかし、個人情報の保護については、秘密保持義務等所要の措置を講じることで対応できると思われる。したがって、児童手当・児童扶養手当関係の業務の中には、民間委託が可能なものもあるのではないかと、再度検討し回答されたい。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>児童手当業務は業務の繁閑の差が激しく、繁忙期には少なくない自治体で臨時職員やアルバイト等が利用されている。業務内容としては十分民間で実施可能である。児童手当の支給に関しては全国で膨大な事務が発生している。わざわざ受給者に申請を出させ、収入調査を行い、台帳を整備し、補助申請・使途報告をし、毎年現況届を提出させ、未受給者に申請を促すくらいならば、役所が住民登録と税務調査を見て対象者に給付すれば良いだけである。政策的意義も極めて曖昧な事業に膨大な事務処理コストを投入し続けるというのは、もはや仕事が自己目的化しているといか言いようがなく、業務改善の検討を行わないというのは極めて問題と考える。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>児童手当に係る業務のうち、各種申請書・届出書の受付、認定通知・却下通知の送付事務など、処分に当たらない事実上の行為については、児童手当法上民間委託が禁止されているものではなく、個人情報の保護に遺漏を生じることのないよう留意しつつ、各市町村の判断により民間委託しても差し支えないものである。</p> <p>一方、申請・届出内容の審査、認定・却下の決定については、</p> <p>法令に定められた支給要件に該当するかどうか、市町村が台帳の形で一体的に管理・保有する住民基本台帳や課税台帳で、住所、年齢、世帯の構成、所得等を確認する必要がある。この業務を民間委託することは、民間事業者に市民の住民基本台帳や課税台帳へ自由にアクセスさせることを意味し、たとえ契約において守秘義務を課したとしても個人情報保護の観点から民間委託は問題があること、</p> <p>児童の監護要件や生計同一要件に適合しているかどうか等について、専門的な判断を行う必要があること、</p> <p>などの理由により申請・届出内容の審査、認定・却下の決定について民間委託することは困難である。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			

再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920440	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	給水人口が5万人を超える水道事業認可・指導監督 権限の県への移譲	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1082030
提案主体名	広島県		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	水道法第六条第一項ほか 水道法第四十六条第一項及び同法施行令第十四条第一項
制度の現状	水道法では、給水人口が5万人を超え、河川の流水を水源とするもの及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業者から供給される水を水源とするものである水道事業は厚生労働大臣の認可、それ以外の水道事業は都道府県知事が認可することとなっている。

求める措置の具体的内容	現在、国が行っている給水人口が5万人を超える水道事業の認可・指導監督事務を県へ移譲し、水道事業は全て一元的に県知事が認可・指導監督を行えるようにすること。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>緊急時に迅速かつ適切に危機管理対応を行うために、認可や指導監督業務を通じ、平素から水道事業者との連携関係の確保や各施設の状況把握が可能となる。</p> <p>認可・届出等の手続事務及び業務の改善指示等の監督事務に際し、当該事務の所管を県に一元化することにより、水道事業者側及び監督官庁側の双方において、コスト削減が図られるのみならず、二重行政を廃止することにより、トータルとしてスリムで効率的な行政が構築できる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>昨年度の回答において、「権限を県に委譲した場合の弊害として、水利調整を含めた適切な判断に基づく認可や指導監督ができなくなったり、必要な水量が確保できなくなったりするばかりでなく、合理的・効率的な事務の実施に支障をきたすことから適切でない。」とあったが、現に、給水人口5万人以下の県知事所管水道事業においては県知事が行い、特に支障をきたしていることもなく、地域の実情を十分把握し、適切に認可や指導監督が行われている。</p> <p>また、指導監督と緊急時の危機管理対応は一体のものであり、通常時から施設や業務の改善指導等の指導監督を通じて、水道事業者と連携した危機管理対応が図られるのであって、例えば、国認可事業者において日常の維持管理の不備により大規模な水道施設事故が起きた場合にも、通常時に指導監督を行っていない県が非常時の危機管理対応を行い、また、通常時の指導監督のあり方についても対応を求められることになるが、現状では指導監督権限を有していないため、事業者に対する指示等ができない。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>水道事業の認可については、従前、水利調整を要する事項が多いこと等の理由により、人口(5万人超)をメルクマールとして厚生労働大臣の認可とされていたところ、その見直しについて地方分権推進委員会において、国と地方の役割分担はいかにあるべきかという観点から議論された。その結果、水利調整について国として果たすべき役割があるという認識が得られ、平成8年12月の同委員会第一次勧告において、「給水人口が5万人を超える水道事業で水利調整の必要があるもの以外の水道事業の認可を都道府県知事に委譲すること」とされた。そして、国と都道府県の役割分担の新たなメルクマールとして、新たに水利調整の要否を加えるべきとされたことを踏まえ、現状のとおり整理しているものである。</p> <p>このように、水源確保のための水利調整については、国の事務とされているところ、仮に、単一の県内の水系であったとしても、水道事業に関する認可を県が実施することとした場合には、水道事業認可の根幹部分について、水利行政に係る国の機関(国土交通省・農林水産省・経済産業省)との調整を含めた適切な判断に基づく認可や指導監督を行うことができなくなったり、水道に必要な水量を確保できなくなったりするばかりでなく、厚生労働省において、重複して、水道事業の計画を聴取・検討する必要が生じることとなり、合理的・効率的な事務の実施に支障をきたすことから、適切でないと考え。限られた水資源の利用については、問題が生じてからの調整は困難であり、地方分権推進委員会の結論にあるように、国による問題を未然に防ぐための調整が必要不可欠であると考え。</p> <p>このような経緯から、ご指摘のように5万人以下の県知事所管水道事業においても、一部、水利調整を要するものが存在しているが、その存在をもって水利調整を要する5万人超の水道事業者についても都道府県知事の認可にすべきという理由にはあたらないと考える。したがって、水利調整の必要のあるものを含む水道事業全てを一元的に都道府県知事が認可・指導監督できるようにすることは適当ではない。</p> <p>危機管理対応に関しては、ご指摘のように平素から水道事業者との連携関係の確保や各施設の状況把握を行うことが必要であるが、都道府県知事は大臣認可の水道事業を含めて災害その他非常の場合に緊急応援を命ずる権限の他、その事務を行うために必要な報告の徴収や立入検査権限を有しているところであり、その趣旨を踏まえ平素から都道府県内の水道事業者と連携を図ることが十分対応可能と考える。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>日常の指導監督に県を関与させないと、不都合があるのではないか、再度検討し回答されたい。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>水利調整は国の事務とされていることは理解するが、県内の水道事業者においては、既に必要な水源の確保はなされており、今後、水需要の減少が見込まれる中で水利調整が必要となる新たな水源開発はないものと考えている。既に水利調整が図られ、今後も拡張のための新たな水源確保の予定がない水道事業についても、認可は国の事務であるということは理解しがたい。</p> <p>危機管理対応については、「平素から水道事業者と連携を図ることが十分対応可能と考える」という回答であるが、現状では、県は通常時における指導監督権限を有していないため、事業者に対する指示等ができないのであり、「十分対応可能」とする根拠を明確にされたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>水需要の減少が見込まれる中においても、河川法に基づく流水の占有の許可に係る協議等、水源確保のための水利調整は発生するものであり、水利調整を要する5万人超の水道事業者に対する認可・指導監督は、前回回答で述べた通り、引き続き国が行う必要がある。</p>			

危機管理対応に関しては、都道府県知事は大臣認可の水道事業を含めて災害その他非常の場合に緊急応援を命ずる権限の他、その事務を行うために必要があると認めるときは、報告徴収や立入検査の権限を有しているところであり、前回回答で述べた通り、平素から都道府県内の水道事業者と連携を図ることは既に制度上十分対応可能である。

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

国交省と河川法に基づく流水の占有の許可に係る協議をされていることは承知しているが、認可基準には、「許可を受けているか、又は受けることが確実であると見込まれるものでなければ、認可を与えてはならない。」とされており、認可事項の範囲内で水利権の協議を行うものについても、水利調整が必要であるから認可は国の事務であるということは理解しがたい。

安全な水が安定的に供給されるには平素から水道事業者に対し指導監督が重要で、事故等の未然防止(指導監督)と事後対応(危機管理)は一体のものであり、通常時は国が指導監督を行い、緊急時は県が危機管理対応に当たるといった二重行政は早急に廃止されるべきである。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

水道事業の認可にあたっては、需要予測に基づく必要な水量の水源の確保を確認しなければならないが、仮に、水利調整の結果、予定した水量を確保できない場合には、認可権者は事業計画の修正を行わせる必要がある。一方、水利調整にあたっては、必要とする水量が適切な需要予測によるものであることに留意して、認可との整合性を図りつつ、限られた水資源が流域全体の利水者間で合理的かつ有効に配分されるよう、調整を行う必要がある。このように、事業計画が適切なものであることの判断を行う水道事業の認可と水利調整は、密接に関係しており一体不可分である。

危機管理対応については、災害その他非常の場合における緊急応援命令等、国が関与することとされており、常に都道府県のみが危機管理対応を行うというものではない。水道が国民の日常生活に直結し、しかも代替性がなく、国民の健康を守るために欠くことのできないものであることを踏まえれば、都道府県及び国は連携・協力しつつ、非常時の特性及び状況等に応じてそれぞれが適時適切な対応を講ずるべきものであり、また通常時の指導監督権限との一致という観点のみをもって対処する性質のものではない。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920450	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	民生委員・児童委員の任命権限の基礎自治体への 移譲	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1082040
提案主体名	広島県		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	民生委員法第5条 児童福祉法第16条
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員は都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱する。 ・都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聞いて行う。 ・児童委員は民生委員に充てられたものとする

求める措置の具体的内容	<p>民生委員の選出方法は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴き、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱することとされているが、この委嘱権限を基礎自治体に移譲すること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>民生委員・児童委員の委嘱権限を基礎自治体へ移譲することにより、基礎自治体で委嘱から指揮監督に至るまで一体的に行うことができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>住民との相談窓口として重要な役割を果たす民生委員・児童委員について、委嘱から指揮監督に至るまで基礎自治体の権限において一体的に行うことがより効果的である。</p> <p>また、民生委員としての職務である、基礎自治体と住民とのパイプ役としての性格を考えると、当事者である市町村長からの委嘱による方が、より地域に密着した活動が促されるものと考えます。</p> <p>また、実際に市町村長が選定した候補者が、その後の県審議会を経て国が委嘱する過程において変更されたような事例もなく、現行の制度は形骸化している。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>民生委員・児童委員の委嘱については、厚生労働大臣が委嘱することにより、その職務が国家的にも重要であることを、民生委員・児童委員だけでなく、社会一般の人々も認識し、社会の理解、信頼を得て、民生委員・児童委員活動の活発化とその成果があがることを期待し、また無報酬のボランティアである民生委員・児童委員活動への使命感、責任感を高めることを期待しているものである。したがって、移譲したときにはこうした効果が失われることが懸念されるため適当ではないと考える。</p> <p>また、市町村の民生委員推薦会より推薦された候補者については、民生委員・児童委員に委嘱された場合にその指揮監督及び研修を行うこととされている都道府県知事においても、その適格性を確認する必要があることから、都道府県の設置する地方社会福祉審議会での審査を経て、都道府県知事が厚生労働大臣に推薦することとしているところであるため。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>厚生労働大臣の委嘱が重要であるのであれば、厚生労働大臣名による委嘱状を基礎自治体で発行することとし、国や都道府県に対しては任命の報告を行うのみとするなど、任命に係る事務を基礎自治体で一元的に行える仕組みとすることはできないか。</p> <p>なお、市町村長が選定した候補者が、県の審査過程において否定されたような事例はなく、県において改めて適格性を確認する必要性はないと考える。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>都道府県知事については、前回回答したとおり、民生委員・児童委員が委嘱された場合にその指揮監督及び研修を行うこととされていることから、民生委員の推薦の過程においても、その適格性を確認する必要がある。</p> <p>また、民生委員は地域住民の福祉の増進のために必要な活動を行うものであることやその職務上の地位を政治的に利用してはならないことから、その選出は慎重に行われる必要がある。</p> <p>このため、市町村の民生委員推薦会による審査だけでなく、都道府県に設置される社会福祉に関する有識者等からなる地方社会福祉審議会において、民生委員候補者の職業や年齢等について、その適格性の審査を行う必要がある。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>本件事務権限移譲については、平成19年7月に中国地方知事会が国へ提出した「平成20年度 国の施策に関する提案書」においても提案されており、地方の実情に照らして権限移譲を早期に実行していただきたい。</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>民生委員・児童委員の委嘱については、厚生労働大臣が委嘱することにより、その職務が国家的にも重要であることを、民生委員・児童委員だけでなく、社会一般の人々も認識し、社会の理解、信頼を得て、民生委員・児童委員活動の活発化とその成果があがること及び無報酬のボランティアである民生委員・児童委員活動への使命感、責任感を高めることを期待しているものである。</p>			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920460	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	民生委員・児童委員の委嘱に関する一部条件の緩和	都道府県コード	27 大阪府
	和	提案事項管理番号	1157010
提案主体名	大阪市生野区地域福祉アクションプラン推進委員会		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	民生委員法第6条
制度の現状	<p>民生委員法第6条において民生委員を推薦するに当たっては、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童福祉法の児童委員としても、適当である者」から推薦することとされている。また、市町村の議会の議員の選挙権の要件は、公職選挙法第9条第2項に規定されており、外国籍の者は該当しないものとなっている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>大阪市生野区の民生委員・児童委員の委嘱に際して、区内に在住する20歳以上の外国人住民にも委嘱可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由:生野区は、外国籍者が多数暮らす街です。地域における在日韓国・朝鮮人をはじめとした外国人住民の福祉サービスネットワークの向上の観点から提案いたします。私たちは、地域福祉の要のひとつとされてきた民生委員・児童委員に外国籍者も委嘱されるための条件の緩和を求めます。</p> <p>私たちは民生委員・児童委員の委嘱条件が緩和され、外国籍者も地域福祉により貢献できる環境をつくることで、在日当事者にさらにきめ細かな福祉サービスの提供が可能になるだけでなく、“ちがいを認めあう地域の相互理解の増進にも役立つと考えています。</p> <p>民生委員・児童委員は、支援が必要な人々と関係行政機関を結び、適切な支援ネットワークの輪の中に、当事者を牽引し、自立生活の可能性を高める役割があります。そうした観点に立って、少子高齢化が進む地域社会で、住民が相互に助け合う関係性を築き、それをコーディネートする地域福祉の担い手の裾野を広げることとはとても重要です。私たちは私たちの地域社会のよりよいあり方を求める中で、民生委員・児童委員の委嘱に関する要件緩和の必要性を実感しました。地域から信頼を受ける人ならば、誰でも地域福祉の担い手になれるよう特例措置を求めるものです。ぜひ積極的にご検討いただきたいと考えます。</p> <p>民生委員・児童委員は、地域の責任ある立場の人々によって区内から推薦され、大阪市民生委員推薦会の意見具申を経て、厚生労働大臣に推薦され、そしてようやく委嘱されることになっています。この過程で、人物に対する重層的な検証は行われ、要件の緩和によって、人材登用に偏りが起こることはありません。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>民生委員・児童委員は特別職の地方公務員であり、地方公務員については、最高裁判例において、公権力の行使を行う公務員となるためには日本国籍を必要とすることとされている。</p> <p>民生委員・児童委員については、児童委員として児童虐待等の立入調査権に基づく公権力の行使を行う地方公務員に該当するものと考えられる。要望内容は、地方公務員の国籍要件の問題に関わるものであり、困難である。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920470	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	保健所設置要件の緩和	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1082050
提案主体名	広島県		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	地域保健法第5条第1項
制度の現状	保健所は、都道府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

求める措置の具体的内容	<p>保健所の設置については、一部特例で認められているものの、原則、指定都市、中核市が設置することとなっており、市町村合併の進展等、自治体をとりまく状況に変化があるものの保健所設置は進んでいない。こうした状況を踏まえて、住民に身近な行政サービスは住民に身近な基礎自治体で行うという理念に従い、おおむね2次医療圏ごとに基礎自治体においてまとまった事務遂行が可能となるよう、保健所設置要件の緩和を要望する。</p> <p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口要件の緩和 ・既保健所設置市への事務委託 ・市町による共同設置
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>保健所設置要件を緩和し、住民に身近な基礎自治体において、住民に身近な保健行政が実施できるよう、既に法定移譲等により実施している事務とともに、市町において総合的に保健行政が行われるのが望ましい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>大牟田市や小樽市など人口10万人程度の市においても保健所を設置している例があることから、一定規模の市については、地域の健康危機について首長から一元的な体制を整備するために、保健所設置にかかる人口要件の緩和を行うべきである。</p> <p>また、消防については、近隣自治体への業務委託や広域連合、一部事務組合による共同設置により危機管理全般を取り扱っており、これらの体制を参考に保健所についても当該関係市町の首長から保健所長への指揮命令系統を整理し、地域の健康危機に対処するための一元的な体制を整備することで、既存保健所設置市への事務委託や市町による共同設置を認めるべきである。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D 、 C	措置の内容	、 I
<p>人口要件の緩和</p> <p>現行の地域保健に関する基本指針において、保健所政令市については、人口30万人の要件が定められているが、一部の保健所政令市は、30万人を下回っている。</p> <p>人口が30万人を下回っている地方公共団体においても、保健所で行う事務事業が可能と考えている地方公共団体に対しては、個別の事例に則して協議に応じてまいりたい。</p> <p>既保健所設置市への事務委託</p> <p>市町による共同設置</p> <p>保健所で実施されている業務は、食品衛生法、医療法、薬事法、母子保健法その他の法律に基づき行われているものであり、各個別法において権限が規定されているものであることから、これらを包括的に委託すること又は市町による共同実施で行うことを認めることは現段階では困難である。</p> <p>また、既保健所設置市への事務委託及び市町による共同設置を認める場合、健康危機が発生した際の対応など、本来県が行うべき業務について、隣の市又は事務組合が対応することとなり、一元的に整備すべき指揮命令系統が不明となることなどから、適当ではない。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>：人口が30万人を下回っている場合でも、保健所で行う事務事業が可能であると考えている地方公共団体との個別協議に応じていただけるのであれば、協議が可能となる人口要件等の基準を示していただきたい。併せて、地域保健に関する基本指針において人口30万人を要件としている根拠を示していただきたい。</p> <p>及び：危機管理全般を取り扱っている消防の例を参考に、近隣自治体への事務委託や広域連合等による共同設置を認めていただきたい。また、権限が個別法において規定されていることが、なぜ、包括的に委託すること又は市町による共同実施の支障となるのか、具体的理由を示していただきたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D 、 C	「措置の内容」の見直し	、 I
<p>：地方公共団体の保健所設置については、人口が30万人を下回っている場合でも、その設置の協議に個別に応じるということであり、協議が可能となる人口(下限)を特に定めているものではない。なお、保健所の設置を検討すべき地方公共団体の人口規模については、保健所の設置運営を円滑に遂行できる人口規模として、その設置が義務づけられる地方公共団体のうち、最も人口要件の小さい中核市の人口が30万人であることによる。</p> <p>及び：消防の例については、市町村がそもそも権限を有する業務に関して一部事務組合を設置しているものであるのに対し、保健所で行う業務は、基本的には都道府県、指定都市、中核市が権限を有しており、本来は市町村が権限を有する業務ではないため、参考とすることは困難である。また、保健所で実施されている業務は、食品衛生法、医療法、薬事法、母子保健法その他の法律に基づき行われているものであり、各個別法において権限が規定されているため、個別法による委託の是非の解釈が優先する。仮に一部の業務について委託することが可能であっても、業務の内容によって窓口となる保健所が</p>				

異なることは、住民の利便性が低下するため、包括的に業務を委託すること、又は市町による共同実施を認めることは現段階では困難である。さらに、既保健所設置市への事務委託及び市町による共同設置を認める場合、健康危機が発生した際の対応など、本来県が行うべき業務について、近隣の市又は事務組合が対応することとなり、一元的に整備すべき指揮命令系統が不明となることなどから、適当ではない。

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

今後、一層の地方分権の進展が見込まれることに鑑み、保健所業務の既保健所設置市への事務委託又は市町での共同実施を含め、住民により身近なところで保健・医療・福祉サービスを一体的に提供できる体制整備について、引き続き研究・検討を行っていただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

住民により身近なところで保健・医療・福祉サービスを一体的に提供できる体制整備については、引き続き研究検討を行ってまいりたい。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920480	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	保健所政令市人口要件規制の緩和	都道府県コード	14 神奈川県
		提案事項管理番号	1062010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	地域保健法第5条 地域保健法施行令第1条 地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)第二
制度の現状	現行の地域保健に関する基本指針において、人口30万人の要件が定められている。

求める措置の具体的内容	保健所政令市の人口要件である30万人を特例市に相当する20万人に緩和する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【提案理由】</p> <p>近年わが国は少子高齢化が進み、地方の自治体においては、若年層の都市部への転出が相次ぐことで、自然増での人口増加の見込みがなくなり、人口が減少していく中での行政運営が大きな課題となっている。</p> <p>そんな中、市民の健康・福祉・子育て・食の安全の要となる保健所は、政令で指定する人口30万以上の市(中核市)以上が設置の一要件とされている。</p> <p>そこで、地域住民の福祉のトータルサポートを一次窓口の市が担うことにより、きめ細かいサービスが展開できるようにするため、保健所設置の人口要件を特例市と同じ20万人とする。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>現行の地域保健に関する基本指針において、保健所政令市については、人口30万人の要件が定められているが、一部の保健所政令市は、30万人を下回っている。</p> <p>人口が30万人を下回っている地方公共団体においても、保健所で行う事務事業が可能と考えている地方公共団体に対しては、個別の事例に則して協議に応じてまいりたい。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920490	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	婦人相談所設置に関する制度の見直し	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1082060
提案主体名	広島県		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	売春防止法第34条、婦人相談所に関する政令第1条、第2条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条
制度の現状	都道府県は、婦人相談所を設置しなければならないとあり、また所長及び判定員は都道府県の職員でなければならない。

求める措置の具体的内容	婦人相談所の売春防止法による設置義務(都道府県設置)を見直し、政令市や中核市においても設置できるよう制度の見直しを行うこと。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>婦人相談所の売春防止法による都道府県のみでの設置義務を見直し、政令市や中核市においても設置を可能とすることで、住民に身近な政令市や中核市において一体的な支援が可能となる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>平成13年の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の施行や人身取引被害者の保護等により、婦人相談所が担う機能や役割が重要になってきている。特に、増加する配偶者暴力相談に的確に対応し、被害者の支援をきめ細かに行っていくことが求められている。</p> <p>改正DV防止法では市町村に配偶者暴力相談支援センターが設置できるよう規定されたが、配偶者暴力被害者の一時保護は引き続き婦人相談所が行うことになっている。このため、緊急を要する暴力被害者の保護等について、住民に身近な政令市や中核市においても、相談から保護、自立支援までの一体的支援が可能となるよう設置基準を緩和すべきである。</p> <p>また、児童と配偶者への暴力に関する相談等、児童相談所と婦人相談所が一括して対応する必要がある案件について、婦人相談所が都道府県のみでの設置となっているため、住民に身近な政令市や中核市における一体的な対応ができない。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容
政令市又は中核市からの具体的な要望は承知していないところであり、提案主体と実際に業務を行うこととなる政令市又は中核市で十分調整され、政令市又は中核市において設置の意向があることを確認した上で検討を進めたいと考えている。			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>法律は、婦人相談所を市町村が任意に設置することまで妨げているのか。また、貴省の回答は、「政令市や中核市において設置の意向があることを確認したうえで検討を進める」とあるが、政令市や中核市の設置の意向をどのように把握するのか。また、検討方法・スケジュールは、どのようなものか。以上の点について、明確に回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>DV被害者等の一時保護については婦人相談所のみが行っているが、被害者の支援に迅速かつ的確な対応を行うため、住民に身近な政令市や中核市においても相談から保護、自立支援までを一体的に行えるよう体制整備することが求められている。</p> <p>このため、国として婦人相談所の設置基準を緩和して体制の充実が図られるよう誘導すべきであると考え、政令市、中核市の設置の意向は別として、制度の見直しについての見解を示していただきたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、あらかじめ市町村長との協議を行った上で、条例で定めることにより、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村に配分することができることから、広島県が、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し、又は処理することとなる市町村長に協議した上で、条例を制定することにより、市町村は婦人相談所を設置することができる。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>市町村の婦人相談所設置は、売春防止法第34条で規定されている婦人相談所の設置事務について、特例条例による移譲が可能であると理解してよいか。移譲ができない場合は、7月30日に行った、内閣府からの再検討要請及び本県からの意見について、あらためて回答されたい。</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し
<p>地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、あらかじめ市町村長との協議を行った上で、条例で定めることにより、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村に配分することができることから、広島県が、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し、又は処理することとなる市町村長に協議した上で、条例を制定することにより、市町村は婦人相談所を設置することができる。</p>			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920500	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	麻薬取扱者免許の制度の見直し	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1082070
提案主体名	広島県		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項
制度の現状	<p>麻薬取扱者のうち、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者については、その免許は都道府県知事が行うこととしている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>麻薬取扱者に対して県及び保健所設置市が交付する免許は、当該県及び市の区域のみでなく、国内全域で有効となるよう制度の見直しを行うこと。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>麻薬取扱者に対して県及び保健所設置市が交付する免許を、当該県及び市の区域のみでなく、国内全域で有効となるよう制度の見直しを行うことで、医療用麻薬の円滑な施用を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>麻薬取扱者に係る県知事免許は、現行制度では当該県の区域において有効であるが、終末期医療等での医療用麻薬の円滑な施用を推進する観点からも、国内全域において有効とした方が望ましい。</p> <p>また、当該免許事務を保健所設置市に移譲した場合、当該免許は当該市の区域のみで有効とされており、免許申請者の業務が複数の市町にまたがる場合、それぞれの免許権者への申請手続きが必要となり申請者に不都合を生じることとなる。</p> <p>麻薬取扱者免許は、医師が多く有しているが、医師は勤務地を変わる者も多く、市域を越えて異動する場合、免許有効期間内でも免許失効・新規申請を行う必要が生じ、申請者に不利益(手続きの煩雑さや手数料納付)が生じる。</p> <p>このため、麻薬取扱免許の交付等の事務権限を保健所設置市に移譲権限した場合においても、全国一律の免許とすることが適当と考えられる。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>麻薬取扱者のうち、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者については、その活動範囲が比較的狭く、又は直接麻薬を使用する者であることから、より細やかな監視を行うことができる都道府県知事が免許を行うこととしている。</p> <p>これらの麻薬取扱者間の麻薬の流通を同一の都道府県内に限ることにより、実効ある監視が行われ、医療用麻薬の不正な横流しが防止されていることにかんがみれば、取扱者免許の有効な地域は現行の制度のままであるべきと考える。</p> <p>麻薬施用者については、必要があれば、県外の患者に対しても、往診等の方法により麻薬を施用することができ、現状においても医療用麻薬の円滑な施用がなされているものと考えている。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>県外から転入する医師(麻薬施用者)の免許については新規手続きとなるため、免許が交付されるまでの間、必要な麻薬施用ができない実態がある。</p> <p>「がん患者の状況に応じて疼痛等の緩和を目的とする医療が早期に適切に実施されるようにする」というがん対策基本法の観点からも、円滑に麻薬施用が行えるよう、免許の有効地域を国内全域とする制度の見直しを検討する必要がある。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>県外から転入する医師等に対する免許事務については、各地方自治体において迅速に対応がなされているものと考えており、麻薬取扱者免許の有効な地域が一の都道府県に限定されていることにより、必要な麻薬施用が困難になっているという事例は承知していない。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>広島県では、麻薬取扱者の免許交付等の権限について、身近な市での免許申請等が可能となり、また、薬事、医療等の監視指導業務等と一体的に実施できることから、「保健所設置市への移譲」を進めることとしている。</p> <p>地方自治法第252条の17の2の規定に基づき権限を移譲することを考えているが、その場合、免許の有効範囲は移譲した市域のみになると考えており、少なくともこの場合の有効範囲を県内一円で有効とすることを認めていただきたい。</p> <p>問題点:市域を超えて移動する場合、免許有効期間でも免許失効・新規申請が生じるなど、医師等免許をもっている者にとって、手続きの煩雑さや手数料納付がその都度必要となる。</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>麻薬取扱者の免許の有効範囲が当該免許を交付した保健所設置市の区域外にも及んだ場合、免許の照会業務が煩雑になること等により、当該免許に係る監視指導業務に支障を来しかねず、公衆衛生に影響を与えるおそれがある。</p> <p>また、麻薬取扱者の免許を交付した保健所設置市の区域外の保健所設置市においては、当該市により実施される業務の</p>			

自主性及び自立性が十分に発揮されないおそれもあり、地方自治法第 252 条の 17 の 3 の規定において、条例による事務処理の特例の効果は、当該市町村に適用があると明記されていることから、保健所設置市が交付した麻薬取扱者の免許の有効範囲を当該保健所設置市の区域外でも有効とすることは認められない。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920510	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	障害児の施設入所事務の制度の見直し	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1082080
提案主体名	広島県		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号
制度の現状	<p>障害児の施設入所に関しては、他の児童福祉施設の入所と同様、児童の専門的相談機関であり、措置権限を有する児童相談所の所管庁たる都道府県が支給決定を行うこととしている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>障害児の施設への入所事務については、県及び政令指定都市が援護の実施者として支給決定を行うこととなっているが、これを基礎自治体の事務とするよう制度の見直しを行うこと。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>障害児の施設への入所に係る支給決定事務を基礎自治体の事務とすることで、障害児サービスの一体的な提供が可能となる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>障害児に関する支給決定事務のうち児童デイサービスについては、既に基礎自治体において事務処理を行っており、施設入所に関する事務を基礎自治体に移譲することにより、障害児サービス全体を基礎自治体で統一的に処理することが可能となる。</p> <p>また、「障害者」の施設入所に係る支給決定事務等は基礎自治体で行われており、「障害児」に関する支給決定事務等も合わせて対応することが、サービスの一貫性・効率性の観点から適当である。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方については、障害者自立支援法施行 3 年後の見直しにおいて検討することとしている。			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
どのような方法で検討を行うのか、また検討には、どの程度時間を要するのか、貴省の回答にある「検討する」の具体的な内容について、明確に回答されたい。併せて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体のあり方検討に当たっては、本県の提案理由を踏まえるとともに、地方の意見を聞く機会を設けるなど、随時協議の上、検討されるよう希望する。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
障害者自立支援法附則第3条第1項において「政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」としているところであり、現在、その方法やスケジュール等も含め検討しているところである。			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの再意見			
障害者自立支援法附則第3条第1項に基づく本事案の検討に当たっては、本県の提案理由を踏まえるとともに、地方の意見を聞く機会を設けるなど、随時協議を行いながら進められるよう、改めて要望する。			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
障害者自立支援法附則第3条第1項に基づく本事案の検討に当たっては、地方自治体など関係者の方々のご意見をよく伺いながら、検討を進めてまいりたい。			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920520	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	精神医療審査会の設置要件の緩和	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1082120
提案主体名	広島県		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条、第12条、第38条の3、第38条の5
制度の現状	精神医療審査会の事務を含め、精神障害者に対する措置入院に関する事務は、都道府県が行うこととしている。

求める措置の具体的内容	<p>精神保健福祉対策のほとんどの事務が、保健所設置市で実施されているが、「精神保健福祉法に基づく入院措置等に係る事務」のみ県実施となっている。</p> <p>精神保健業務を、身近な基礎自治体である保健所設置市で完結実施できるよう、精神医療審査会及び精神保健福祉センターの設置要件を緩和すること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>県の実施している「精神保健福祉法に基づく入院措置等に係る事務」を、精神医療審査会及び精神保健福祉センターの設置も合わせて保健所設置市へ権限移譲することにより、住民により身近な基礎自治体で効率的・効果的に実施することができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>保健所は、地域精神保健福祉の拠点として、精神障害者をより身近な地域できめ細かく支援していくことや広域的な対応が可能であり、保健所設置市に対し、精神障害者の入院措置及びその一連の事務の権限移譲を行うことで、事務を円滑に実施することができる。しかし、入院者の退院審査等を行う精神医療審査会やその事務を担う精神保健福祉センターは、県と指定都市に必置とされており、これらの設置ができなければ権限移譲ができない状況となっている。</p> <p>現在、県保健所や政令市保健所においても、区域外の指定病院への措置入院等の広域的な対応は行っており、中核市等の一定の規模の要件を具備し、体制が整備されている保健所政令市・設置市においても、同様に広域的な対応は可能と考えられる。</p> <p>なお、本件は、県から個別市町村へ権限移譲すべきものではなく、全国の保健所設置市へ統一して要件緩和すべきものである。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>ご指摘の精神医療審査会の事務を含め、精神障害者に対する措置入院に関する事務は、住民に身近で頻繁なサービス提供業務ではなく、精神障害者の人権に関わる行政処分に関係するものである。</p> <p>精神障害者の措置入院に関する事務については、精神医療に関する専門的判断、措置入院先の精神科病院の調整、人権との関わりから極力ばらつきのない判断が必要であることなどから、市町村の区域を越えて広域的に対応する必要があると考えており、その権限を政令指定都市以外の市町村(以下「市町村」という。)に移譲することは望ましくない。</p> <p>また、精神医療審査会、精神保健福祉センターについても、措置入院事務との関連性・整合性に加え、専門性の確保、地域の精神保健福祉の中核的機能等の観点から、一定規模以上の行政区の単位で設置してその機能を果たすべきものと考えており、市町村での設置は適当ではない。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>確かに当該事務は、精神障害者の人権に関わる行政処分に関係し、専門的な判断を必要とし、極力ばらつきのない判断が求められると考えられるため、当県としても一定規模以上の行政単位で業務を行うことが必要と考えますが、政令指定都市以外の全ての市町村に移譲を考えているのではなく、保健所政令市・設置市の規模の自治体であれば、措置入院等の件数も多数あり、それに対応すべき専門的な体制の確保も可能な行政単位と考えられるため、法定移譲する方向で制度改正をお願いしたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>政令指定都市以外の保健所設置市については、仮に措置入院に係る一連の事務を処理すること自体は可能であるとしても、それらの事務を処理するに当たっては、その人口規模等の問題から、区域外の病院への措置や入院の斡旋紹介への対応等が多数を占め、措置入院という人権に係る事務の円滑な実施に支障をきたすおそれが強いことから、精神医療審査会等の事務を含めた措置入院に関する一連の事務を移譲することは、適切ではない。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの再意見</p> <p>現在、広島県では各保健所で措置入院に係る事務を行っており、保健所によっては、区域外の病院への措置や入院の斡旋紹介への対応等が多数を占めているが、特に大きな問題もなく、業務を行っている。また、保健所設置市の規模になると、管内に入院可能な病院もいくつか存在するため、区域外病院への措置事例は、比較的少ないのではないかと考える。</p> <p>については、全国の実情などをもとに、移譲可能かどうか継続的に検討を行っていただくようお願いしたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>保健所は、住民等に対する相談業務等を実施しており、地域精神保健福祉業務の中心的な行政機関であるが、一方で、精神医療審査会等の事務を含めた措置入院に関する一連の事務については、通報の受理、指定医による診察、退院等の</p>			

請求の受理及び審査、病院の監督等を一体的に処理することによって成り立っているため、市町村の区域を越えて広域的に対応する必要がある。従って、保健所設置市であっても、政令指定都市以外の市のような一定規模以下の行政区域にこれらの事務を移譲することは、適当ではない。

なお、仮に、都道府県の行っているこれらの事務の権限を政令指定都市以外の保健所設置市に一律に移譲した場合、区域外の病院への措置や入院の斡旋紹介への対応等が多数を占めるに至り、措置入院という人権に関わる事務の円滑な実施は困難であるとする。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920530	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	児童福祉施設等における施設設置基準の最低基準の見直し	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1082130
提案主体名	広島県		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	児童福祉施設最低基準第 19 条、第 26 条、第 32 条、第 41 条、第 74 条
制度の現状	児童福祉施設(保育所を含む)については、児童福祉施設最低基準により、調理室の設置が義務付けられている。

求める措置の具体的内容	<p>児童福祉施設、保育所の調理室の設置基準を廃止し、設置管理者の裁量により設置できるよう制度の見直しを行うこと。</p> <p>また、必置規制の撤廃が当面困難であるとしても、まず、「公立保育所における給食の外部搬入容認事業」の全国化及び私立保育所も外部搬入容認事業の対象とするなどの規制緩和を実施すべきと考える。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>児童福祉施設、保育所の調理室の設置基準が廃止されることにより、地域の実情に応じた対応が可能となる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>保育所については、児童福祉施設として児童にとっては、家庭の代替、生活の場であり、食育等の重要性、そのための調理室の必要性は一般的には理解できるが、各地域の実情に応じた対応が可能となるように規制を緩和すべである。</p> <p>なお、国においては、認定こども園制度が導入されるなど、地域の実情に応じた適切な対応が求められてきているが、こうした地方の実情に応じた柔軟な制度は他の施設においても求められている。</p> <p>また、給食の外部搬入容認事業が公立保育所では認められているが、私立保育所においても一人ひとりの子どもの状況に応じた決め細やかな対応の確保は可能であり、私立保育所も含めた全国的な規制緩和が必要と考える。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>児童養護施設等は、保護者がいないなど家庭環境に恵まれない児童が入所しているため、施設における調理業務は、単に食事を作るだけでなく、温かい愛情を持った家庭に近い環境のもとで食事を提供し、入所児童の精神面での安定を図る等の目的があることから、調理室の必置規制を廃止することは困難である。</p> <p>保育所における食事は、乳幼児の健全な発達・発育のために欠くことのできないものであり、保育所に設置することとされている調理室は、離乳食やアレルギー児の食事など、個々の子どもの状況に応じたきめ細やかな対応等の観点から、重要な役割を果たしているものである。</p> <p>現在、構造改革特区において実施している「公立保育所における給食の外部搬入容認事業」については、公立に係る要望がとりわけ多かったことを踏まえ、まずは公立に限定して特例措置を講じることとしたものである。この特例措置について平成 17 年度上半期と平成 18 年度上半期に実施した弊害調査においては、体調不良児やアレルギー児への対応についてきめ細やかな対応がなされていないとする保護者や保育士の意見が寄せられたことなど児童の処遇に弊害が生じていると言わざるを得ない結果が出ており、現段階での当該特例措置の全国展開は適当ではないと考える。また、これまでの公立保育所における特例措置の結果を踏まえれば、私立保育所にまで当該特例措置の対象を拡げる必要性は乏しいものとする。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>保育所における調理室は、個々の子どもの状況に応じたきめ細やかな対応等の観点から必要性は理解できるが、各地域の実状に応じた対応が可能となるよう、機械的な必置規制について、緩和の検討をお願いしたい。</p> <p>また、利点調査ではない国の弊害調査は全国一律の必置規制による弊害を調査しておらず、外部搬入の弊害を前提にした調査とも受け止められる危険性もあり、これをもって全国展開は適当でないとか公立は認めて私立保育所は認めないという理由は当たらないと考える。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>保育所における食事は、乳幼児の健全な発達・発育のために欠くことのできないものであり、保育所に設置することとされている調理室は、離乳食やアレルギー児の食事など、個々の子どもの状況に応じたきめ細やかな対応等の観点から、重要な役割を果たしているものである。</p> <p>規制を緩和するに当たっても、まず、第 1 に考えるべきは児童の処遇でなければならず、特区の弊害調査においては、全国展開するに当たり児童の処遇に影響がないかどうかという観点から調査をおこなっているものである。</p> <p>構造改革特区において実施している「公立保育所における給食の外部搬入容認事業」については、公立に限定してしているものの、平成 17 年度上半期と平成 18 年度上半期に実施した調査においては、体調不良児やアレルギー児への対応についてきめ細やかな対応がなされていないとする保護者や保育士の意見が寄せられたことなど児童の処遇に弊害が生じていると言わざるを得ない結果が出ており、現段階での当該特例措置の全国展開は適当ではないと考える。</p> <p>これまでの公立保育所における特例措置の結果を踏まえれば、私立保育所にまで当該特例措置の対象を拡げる必要性は乏しいものとする。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>

右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

保育所における食事の重要性については十分に理解しているが、保育所の設置環境は、都市部、中山間、島嶼部など様々であり、地域の実情に応じ、創意工夫を凝らした保育環境の構築ができるよう、全国一律の調理室の必置規制の見直しが必要と考えている。

国においては、特区の弊害調査を踏まえ、特例措置の拡大は困難とのことであるが、調査結果を踏まえ、今後の外部搬入の導入に向けた基準づくりなど、検討の考えはあるのか、お答えいただきたい。また、検討に当たっての具体的なスケジュールがあれば、合わせてお示しいただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

構造改革特区において実施している「公立保育所における給食の外部搬入容認事業」については、平成 17 年度上半期と平成 18 年度上半期に実施した調査において、児童の処遇に弊害が生じていると言わざるを得ない結果が出ており、現段階での当該特例措置の全国展開は適当ではないと考える。公立保育所における特例措置の結果を踏まえれば、私立保育所にまで当該特例措置の対象を拡げる必要性は乏しいものとする。

また、地域の実情に応じるという観点からは、認定こども園制度を創設し、認定基準に関する国の指針において、一定の要件の下に、幼保連携型、幼稚園型又は地方裁量型にあっては、満3歳以上の子どもについて外部搬入を可能としているところである。

なお、特区において実施している公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業の全国展開については、19年度に実施予定の弊害調査及び特区評価・調査委員会のご意見も踏まえながら検討してまいりたい。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920540	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	中小企業労働者確保法における改善計画認定事務 の民間開放	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1082210
提案主体名	広島県		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(中小労確法)第4条、第5条
制度の現状	中小労確法第4条の改善計画の認定を受けた事業主は、同法第7条に規定する必要な助成及び援助等を受けることができる。

求める措置の具体的内容	<p>中小企業労働者確保法において県知事が行う改善計画の認定について、知事が独立行政法人雇用・能力開発機構を認定計画の審査機関に指定し、機構において改善計画の認定事務を助成金の交付事務と一体的に行うことができるよう、制度の見直しを図ること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>独立行政法人雇用・能力開発機構において改善計画の認定事務を助成金の交付事務と一体的に行うことで、行政サービスの向上と事務の効率化を図ることができる。</p> <p>なお、指定検査機関に対して、あらかじめ県の改善計画の認定基準を明示することにより、自治事務としての県の政策との整合性を確保することが可能である。</p> <p>【提案理由】</p> <p>中小労確法に基づく改善計画の認定事務は、都道府県の自治事務であるが、県外に主たる事務所(雇用管理を所管する事務所)がある企業が県内で改善事業を実施しようとする場合には、主たる事務所の所在する都道府県が認定事務を行っているように、改善計画の認定基準は画一的である。</p> <p>また、独立行政法人雇用・能力開発機構は、改善計画に基づく支援措置のうち、その中核となる助成金の交付を一括して担当しており、かつ、各都道府県単位に支所を設置し、地域の実情にも精通している。</p> <p>改善計画の目的と助成金の交付目的はおのずと共通していることから、独立行政法人雇用・能力開発機構は、改善計画の審査能力を十分に有していると認められる。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>中小労確法は、中小企業の振興及びその労働者の職業の安定等を通じて、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としており、その目的を達成するための改善計画の認定事務は、地域における中小企業の振興施策の推進に総合的な責務を有し、かつ、地域の実情に応じて自らの判断により、地域振興施策と一体となった雇用創出等の施策を行う都道府県知事自ら自治事務として行うべきものであり、併せて各地域の個々の中小企業の実績を十分かつ的確に把握している都道府県が担うのが適当である。</p> <p>また、改善計画に基づく支援措置の窓口は、中小企業構造の高度化に資するための融資を行う都道府県や中小企業信用保険法の特例措置、中小企業投資育成株式会社法の特例措置及び当該計画を実施するため必要とする資金の融資等を行う金融機関など多岐にわたることから、助成金の支給機関という当該支援措置の一部のみを担っているに過ぎない独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)を改善計画の審査機関に指定し、改善計画の認定事務を行わせることは適当ではない。</p> <p>なお、機構は、事業主の負担軽減の観点から、助成金の支給に係る改善計画の作成において、相談・援助を行っているが、あくまでも事業主の負担軽減の観点から行っているものであり、実質的な審査を行っているものでなく、改善計画の審査能力を十分に有しているとは認められない。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>中小労確法の計画認定事務に関する提案は、計画認定事務と助成金交付事務が二重行政となっていることが、結果として事業主への負担増となっていることを回避するため、事務の一元化を図ることを目的として提案していたものである。</p> <p>厚生労働省からの回答のように独立行政法人雇用・能力開発機構が支援措置の一部を担っている機関に過ぎず、計画認定の審査能力を有していないということであるならば、二重行政の回避を図る観点から、国又は都道府県のいずれかに事務の一元化を図ることを提案する。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>中小労確法の改善計画の認定は、地域における中小企業の振興施策の推進に総合的な責務を有し、かつ地域の実情に応じて自らの判断により、地域振興施策と一体となった雇用創出等の施策を行う都道府県知事自らが行うべきものであることは先に回答したとおりである。</p> <p>当該計画の認定事務は、中小労確法の目的の達成に向けて、中小企業者等の雇用管理の改善のための取組について、地域における中小企業の振興施策及び雇用創出等の施策に照らし総合的な観点から認定を行うものであるのに対し、助成金の交付をはじめとする各種支援措置に係る事務については、具体的に当該計画に基づき、各種支援措置に対応した事業が行われたか否かを確認するものである。</p> <p>したがって、両者の事務は趣旨・目的、対象とする範囲が異なるものであり、それぞれ円滑かつ的確な事務遂行が可能な機関において行われていることから、二重行政という指摘は当たらず、事務の一元化は不適切である。</p>				

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

国(機構)においては、助成金交付に当たって、対象となる事業の実施計画について、改善計画の内容が法の目的に合致しているか否かについて審査が行われていると認識している。

また、実態として、活用されている支援措置のほとんどは助成金であり、当該実施計画の内容と改善計画の内容が同一となるケースが多く、その場合、改善計画は当該実施計画と同時に作成され、国(機構)による事前審査を受けた後に、都道府県に対して認定申請がなされている。

両者の事務は、趣旨目的等が異なるものではなく、むしろ連動・重複しているものであり、実態を十分に把握された上で、国又は都道府県への事務の一元化について検討していただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

事業の実施計画については助成金の支給を行うにあたって提出を求めているものであり、独立行政法人雇用・能力開発機構(以下、「機構」という)において、当該実施計画が認定された改善計画に沿ったものになっているかどうかを確認しているものである。

改善計画については、事業主の負担軽減等の観点から、助成金の支給に係る改善計画の作成において、相談・援助を行っているが、あくまで事業主の負担軽減の観点から行っているものであり、機構が改善計画全体について事前に審査を行っているものではない。

いずれにしても、これまで回答しているとおり、当該計画の認定事務は、中小労確法の目的の達成に向けて、中小企業者等の雇用管理の改善のための取組について、地域における中小企業の振興施策及び雇用創出等の施策に照らし総合的な観点から認定を行うものであるのに対し、助成金の交付をはじめとする各種支援措置に係る事務については、具体的に当該計画に基づき、各種支援措置に対応した事業が行われたか否かを確認するものである。

したがって、両者の事務は趣旨目的、対象とする範囲が異なるものであり、それぞれ円滑かつ的確な事務遂行が可能な機関において行われていることから、事務の一元化は不適切である。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920550	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	介護労働者法における改善計画認定事務の民間開放	都道府県コード	34 広島県
		提案事項管理番号	1082220
提案主体名	広島県		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(介護労働者法)第8条から第12条まで
制度の現状	介護労働者法第8条の改善計画の認定を受けた事業主は、同法第10条に規定する必要な助成及び援助等を受けることができる。

求める措置の具体的内容	介護労働者法において県知事が行う改善計画の認定について、知事が介護労働安定センターを認定計画の審査機関に指定し、同センターにおいて改善計画の認定事務を助成金の交付事務と一体的に行うことができるよう、制度の見直しを図ること。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>介護労働安定センターにおいて改善計画の認定事務を助成金の交付事務と一体的に行うことで、行政サービスの向上と事務の効率化を図ることができる。</p> <p>なお、指定検査機関に対して、あらかじめ県の改善計画の認定基準を明示することにより、自治事務としての県の政策との整合性を確保することが可能である。</p> <p>【提案理由】</p> <p>介護労働者法に基づく改善計画の認定事務は、都道府県の自治事務であるが、県外に主たる事務所がある企業が県内で改善事業を実施しようとする場合には、主たる事務所の所在する都道府県が認定事務を行っているように、改善計画の認定基準は画一的である。</p> <p>また、介護労働安定センターは、改善計画に基づく支援措置のうち、その中核となる助成金の交付を一括して担当しており、かつ、各都道府県単位の支所を設置し、地域の実情にも精通している。</p> <p>改善計画の目的と助成金の交付目的は自ずと共通していることから、介護労働安定センターは、改善計画の審査能力を十分に有していると認められる。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>介護労働者法に基づく各種の支援措置については、地域における増大する介護サービス需要への対応を支援し、介護労働力の確保に資するとともに、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的としており、その目的を達成するための改善計画の認定事務は、当該計画がこの目的に沿ったものか否かを確認するものであることから、地域の社会福祉行政に関する責務を有する都道府県知事が自ら自治事務として行うべきものであり、地域の社会福祉について判断する役割を持たない介護労働安定センターを指定し、これに認定事務を行わせることは不適當である。</p> <p>なお、介護労働に知見を有することから、事業主は改善計画の認定申請を介護労働安定センター都道府県支部経由で行うことや、介護労働安定センター都道府県支部において、改善計画の認定申請を都道府県に提出するに当たり、その妥当性についての判断を意見として付すこと等が可能である旨を関係者に通知しているところであるが、あくまでも事業主の負担軽減及び都道府県知事の認定の参考のために行っているものであり、それをもって改善計画の審査能力を十分に有しているとは認められない。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>介護労働者法の計画認定事務に関する提案は、計画認定事務と助成金交付事務が二重行政となっていることが、結果として事業主への負担増となっていることを回避するため、事務の一元化を図ることを目的として提案していたものである。</p> <p>厚生労働省からの回答のように介護労働安定センターが計画認定の審査能力を有していないということであるならば、二重行政の回避を図る観点から、国又は都道府県のいずれかに事務の一元化を図ることを提案する。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	
<p>介護労働者法の改善計画の認定は、地域の社会福祉行政に関する責務を有する都道府県知事が自ら行うべきものであることは先に回答したとおりである。</p> <p>当該計画の認定事務は、介護労働者法の目的の達成に向けて、介護事業を行う事業主の雇用管理の改善のための取組について、地域における社会福祉施策等に照らし、総合的な観点から認定を行うものであるのに対し、助成金の交付をはじめとする各種支援措置に係る事務については、具体的に当該計画に基づき、各種支援措置に対応した事業が行われたか否かを確認するものである。</p> <p>したがって、両者の事務は趣旨目的、対象とする範囲が異なるものであり、それぞれ円滑かつ的確な事務遂行が可能な機関において行われていることから、二重行政という指摘は当たらず、事務の一元化は不適切である。</p>				

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの再意見</p> <p>国(センター)においては、助成金交付に当たって、対象となる事業の実施計画について改善計画の内容が法の目的に合致しているか否かの審査が行われていると認識している。</p> <p>また、実態として、活用されている支援措置のほとんどは助成金であり、当該実施計画の内容と改善計画の内容が同一とな</p>				

るケースが多く、その場合、改善計画は当該実施計画と同時に作成され、国(センター)による事前審査を受けた後に、都道府県に対して認定申請がなされている。

両者の事務は、趣旨目的等が異なるものではなく、むしろ連動・重複しているものであり、実態を十分に把握された上で、国又は都道府県への事務の一元化について検討していただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

事業の実施計画については助成金の支給を行うにあたって提出を求めているものであり、介護労働安定センターにおいて当該実施計画が認定された改善計画に沿ったものになっているかどうかを確認しているものである。

改善計画については、事業主の負担軽減等の観点から、改善計画の認定申請を介護労働安定センター都道府県支部経由で行うことができることとするとともに、介護労働安定センター都道府県支部において、改善計画の認定申請を都道府県に提出するにあたり、その妥当性についての判断を意見として付すことも可能であることとしているが、これについてはあくまでも助成金の交付等を行う立場から意見を付すものであり、介護労働安定センターが改善計画全体について事前に審査を行っているものではない。

いずれにしても、これまで回答しているとおり、改善計画の認定事務は、介護労働者法の目的の達成に向けて、介護事業を行う事業主の雇用管理の改善のための取組について、地域における社会福祉施策等に照らし総合的な観点から認定を行うものであるのに対し、助成金の交付をはじめとする各種支援措置に係る事務については、具体的に当該改善計画に基づき、各種支援措置に対応した事業が行われたか否かを確認するものであることから、両者の事務は趣旨、目的、対象とする範囲が異なるものであり、それぞれ円滑かつ的確な事業遂行が可能な機関において行われていることから、事務の一元化は不適切である。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920560	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	住民基本台帳事務のアウトソーシングの推進	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1156010
提案主体名	足立区		

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省 内閣府
根拠法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第 40 条の2

制度の現状	専門的な業務等(26 業務)を除いた労働者派遣に係る派遣受入期間制限については、最長3年である。
-------	--------------------------------------------------

求める措置の具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共サービス改革法に基づく住民基本台帳法の証明事務(戸籍の附票を含む)について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。 2 公共サービス改革法34条において、戸籍の附票の発行については代理人等の申請を認めていないが、疎明資料の確認により受付可能としていただきたい。 3 上記1と同様に、住民基本台帳法の届出事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。 4 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。 5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 足立区には、17 の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。なお、本件特区においては、住基ネットの取り扱いは委託対象としない。</p>
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	5.C	措置の内容	5.I
<p>5について</p> <p>労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがある。我が国においては、働き方が多様化している一方で、長期雇用慣行は今後の基本的な雇用形態として位置付けられるべきものとして、関係者の合意形成がなされており、また、派遣労働という働き方を望まない労働者がやむを得ず派遣労働者として固定化することのないよう、派遣受入期間についても、常用雇用の代替のおそれが少ない専門的な業務等を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限が設けられているところであり、本要望について仮に労働者派遣で行うことが認められたとしても、派遣受入期間の制限の撤廃は不適當である。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	5.C	「措置の内容」の見直し	5.I

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	5.C	「措置の内容」の再見直し	5.I

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920570	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	印鑑登録事務のアウトソーシングの推進	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1156030
提案主体名	足立区		

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省 内閣府
根拠法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第40条の2
制度の現状	専門的な業務等(26業務)を除いた労働者派遣に係る派遣受入期間制限については、最長3年である。

求める措置の具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共サービス改革法に基づく印鑑登録の証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。 2 同法34条において、印鑑登録証明書発行については代理人等の申請を認めていないが、印鑑登録証の持参により受付可能としていただきたい。 3 上記1と同様に、印鑑登録事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。 4 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。 5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や登録の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	5.C	措置の内容	5.I
<p>5について</p> <p>労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがある。我が国においては、働き方が多様化している一方で、長期雇用慣行は今後の基本的な雇用形態として位置付けられるべきものとして、関係者の合意形成がなされており、また、派遣労働という働き方を望まない労働者がやむを得ず派遣労働者として固定化することのないよう、派遣受入期間についても、常用雇用の代替のおそれが少ない専門的な業務等を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限が設けられているところであり、本要望について仮に労働者派遣で行うことが認められたとしても、派遣受入期間の制限の撤廃は不適當である。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	5.C	「措置の内容」の見直し	5.I

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	5.C	「措置の内容」の再見直し	5.I

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920580	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	税証明事務等のアウトソーシングの推進	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1156040
提案主体名	足立区		

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省 国土交通省 内閣府
根拠法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第 40 条の 2
制度の現状	専門的な業務等(26 業務)を除いた労働者派遣に係る派遣受入期間制限については、最長 3 年である。

求める措置の具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共サービス改革法に基づく税証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。 2 上記1と同様に、税関係の申告書受付(住民税申告・原動機付自転車等廃車申告)及び臨時運行(仮ナンバー)許可についても、受理・不受理及び許可・不許可の判断を除き委託可能としていただきたい。 3 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。 4 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 足立区には、17 の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	4.C	措置の内容	4.I
<p>4 について</p> <p>労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがある。我が国においては、働き方が多様化している一方で、長期雇用慣行は今後の基本的な雇用形態として位置付けられるべきものとして、関係者の合意形成がなされており、また、派遣労働という働き方を望まない労働者がやむを得ず派遣労働者として固定化することのないよう、派遣受入期間についても、常用雇用の代替のおそれが少ない専門的な業務等を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限が設けられているところであり、本要望について仮に労働者派遣で行うことが認められたとしても、派遣受入期間の制限の撤廃は不適當である。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	4.C	「措置の内容」の見直し	4.I

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	4.C	「措置の内容」の再見直し	4.I

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920590	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	国民健康保険の資格取得・喪失関係業務及び被保険者証等の交付業務のアウトソーシングの推進	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1156050
提案主体名	足立区		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 内閣府
根拠法令等	国民健康保険法
制度の現状	処分に当たらない事実上の行為については、国民健康保険法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないこととされている。

求める措置の具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険事務の被保険者証等の交付業務について、公権力の行使となる被保険者証等の交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。 上記1と同様に、国民健康保険事務の資格関係事務についても、届出の受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。 事務の委託にあたり派遣契約を締結する場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 足立区には、17 の地区に国民健康保険事務のほか、住民基本台帳に関する事務や各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し、官民協働による行政改革と区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>【代替措置】 被保険者証等の発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	1,2.D 3.C	措置の内容	1,2.- 3.1
<p>1、2について</p> <p>「公共サービス改革基本方針」の改定(国民健康保険関係の窓口業務及び国民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項)について(保国発 0328002 号都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長あて厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)により、国民健康保険関係の窓口業務のうち、各種届出書・申請書の受付、申請者に対する制度に関する情報提供等及び証明書等の文書の引渡業務など、処分に当たらない事実上の行為については、国民健康保険法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないこととしていることから、要望事項については対応済みである。</p>				
<p>3について</p> <p>労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがある。我が国においては、働き方が多様化している一方で、長期雇用慣行は今後の基本的な雇用形態として位置付けられるべきものとして、関係者の合意形成がなされており、また、派遣労働という働き方を望まない労働者がやむを得ず派遣労働者として固定化することのないよう、派遣受入期間についても、常用雇用の代替のおそれが少ない専門的な業務等を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限が設けられているところであり、派遣受入期間の制限の撤廃は不適當である。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	1,2.D 3.C	「措置の内容」の見直し	1,2.- 3.1

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	1,2.D 3.C	「措置の内容」の再見直し	1,2.- 3.1

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920600	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	老人保健法の医療受給者証交付関係業務及び転出時の負担区分等証明書交付関係業務のアウトソーシングの推進	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1156060
提案主体名	足立区		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 内閣府
根拠法令等	老人保健法
制度の現状	処分に当たらない事実上の行為については、老人保健法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないこととされている。

求める措置の具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人保健法の医療受給者証の交付関係業務について、公権力の行使となる受給者証等の交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。 2 上記1と同様に、転出時の負担区分等証明書関係事務についても、届出の受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。 3 事務の委託にあたり派遣契約を締結する場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。 4 なお、平成20年4月から開始される後期高齢者医療制度においても、同様の取り扱いとされたい。
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に老人保健事務のほか、住民基本台帳に関する事務や各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し、官民協働による行政改革と区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>【代替措置】 被保険者証等の発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	1,2,4.D 3. C	措置の内容	1,2,4.- 3.I
<p>1、2について</p> <p>「公共サービス改革基本方針」の改定(老人医療関係の窓口業務の民間委託に関する留意事項)について(保総発0330007号都道府県老人医療主管部(局)長及び行政改革主管部(局)長あて厚生労働省保険局総務課長通知)により、老人医療関係の窓口業務のうち、各種届出書・申請書の受付、申請者に対する制度に関する情報提供等及び証明書等の文書の引渡し業務など、処分に当たらない事実上の行為については、老人保健法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないこととしていることから、要望事項については対応済みである。</p> <p>3について</p> <p>労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがある。我が国においては、働き方が多様化している一方で、長期雇用慣行は今後の基本的な雇用形態として位置付けられるべきものとして、関係者の合意形成がなされており、また、派遣労働という働き方を望まない労働者がやむを得ず派遣労働者として固定化することのないよう、派遣受入期間についても、常用雇用の代替のおそれが少ない専門的な業務等を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限が設けられているところであり、派遣受入期間の制限の撤廃は不適當である。</p> <p>4について</p> <p>後期高齢者医療制度においても同様とする方向で検討中である。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	1,2,4.D 3. C	「措置の内容」の見直し	1,2,4.- 3.I

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	1,2,4.D 3. C	「措置の内容」の再見直し	1,2,4.- 3.I



09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920610	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	介護保険受給資格証明書の交付業務のアウトソーシングの推進	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1156070
提案主体名	足立区		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省 内閣府
根拠法令等	介護保険法第36条
制度の現状	<p>市町村は認定を受けている被保険者が他市町村に転出するときは、認定の内容等を記載した受給者資格証明書を交付しています。</p> <p>転入先の市町村で14日以内にその証明書を添えて認定を申請した場合、証明書の内容に即して認定を行うことができません。</p>

求める措置の具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険事務の受給資格証明書の交付業務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。 2 事務の委託にあたり派遣契約を締結する場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に介護保険事務のほか、住民基本台帳に関する事務や各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し、官民協働による行政改革と区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>【代替措置】 届出の際の入力事務や、受給資格証明書の発行については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	1.D 2.C	措置の内容	1. - 2.
<p>1について</p> <p>介護保険関係の窓口業務に関して、申請書の受付及び通知書の引渡業務など公権力の行使処分に当たらない事実上の行為については、介護保険法上民間委託が禁止されておらず、市町村の判断で民間委託することが可能であり、同様に、支給資格証明書に関する窓口業務についても、公権力の行使以外の事実上の行為については、民間委託することが可能です。</p> <p>なお、昨年の市場化テストにおいて鳴門市から同趣旨の御要望をいただき、介護保険関係の窓口業務に関して「公共サービス基本方針」に基づき通知を発出する予定ですが、現在その内容等について内閣府と協議中です。</p> <p>2について</p> <p>労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがあります。我が国においては、働き方が多様化している一方で、長期雇用慣行は今後の基本的な雇用形態として位置付けられるべきものとして、関係者の合意形成がなされており、また、派遣労働という働き方を望まない労働者がやむを得ず派遣労働者として固定化することのないよう、派遣受入期間についても、常用雇用の代替のおそれが少ない専門的な業務等を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限が設けられているところであり、派遣受入期間の制限の撤廃は不適當であります。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	1.D 2.C	「措置の内容」の見直し	1. - 2.

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	1.D 2.C	「措置の内容」の再見直し	1. - 2.

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920620	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	戸籍事務及び外国人登録事務のアウトソーシングの 推進	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1156020
提案主体名	足立区		

規制の所管・関係省庁	法務省 厚生労働省 内閣府
根拠法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第 40 条の2
制度の現状	専門的な業務等(26 業務)を除いた労働者派遣に係る派遣受入期間制限については、最長3年である。

求める措置の具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共サービス改革法に基づく戸籍及び外国人登録の証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。 2 同法34条において、戸籍証明については代理人等の申請を認めていないが、疎明資料の確認により受付可能としていただきたい。 3 上記1と同様に、戸籍及び外国人登録に係る届出事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。 4 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。 5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 足立区には、17 の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	5.C	措置の内容	5.I
<p>5について</p> <p>労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがある。我が国においては、働き方が多様化している一方で、長期雇用慣行は今後の基本的な雇用形態として位置付けられるべきものとして、関係者の合意形成がなされており、また、派遣労働という働き方を望まない労働者がやむを得ず派遣労働者として固定化することのないよう、派遣受入期間についても、常用雇用の代替のおそれが少ない専門的な業務等を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限が設けられているところであり、本要望について仮に労働者派遣で行うことが認められたとしても、派遣受入期間の制限の撤廃は不適當である。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	5.C	「措置の内容」の見直し	5.I

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	5.C	「措置の内容」の再見直し	5.I

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920630	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	あん摩マッサージ指圧師等の養成施設設置に係る要件緩和。	都道府県コード	22 静岡県
		提案事項管理番号	1004010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第 19 条 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師養成施設指導要領について(平成 12 年 3 月 31 日 健政発第 412 号)1 の(2)
制度の現状	<p>厚生労働大臣は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があると認めるときは、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設で視覚障害者以外の者を教育し、又は養成するものについての認定又はその生徒の定員の増加についての承認をしないことができる。</p> <p>あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設の設置計画書の提出があった場合は、都道府県知事は、都道府県知事の意見に、関係団体等の意見書を添えて、当該計画書を地方厚生局長に進達するものとされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>養成施設設置規制は、視覚障害者の生活権確保の観点から、事実上晴眼者による新たな養成施設の開設を否認する状況にある。「新設養成施設での視覚障害者の一定の雇用義務」によって、視覚障害者の生計維持を担保することを条件に、「関係団体の意見書」等新たな養成施設の施設設置規制を緩和頂き、晴眼者による新たな養成施設の開設を承認する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>プロジェクトの想定地域:静岡県</p> <p>事業内容:身体的発達途上の子供達には適切な能力を持つ指導者が必要であり、従来の要治療者とは異なる場面であるまマッサージ指圧師の能力が期待されていることから、社会的需要に応じるため、新たな養成施設を開設する。</p> <p>経済的社会的効果:スポーツ障害の発生を画的に減少させることができる社会的効果を期待でき、特徴と根拠あるスポーツ振興が期待できる。相乗効果として、様々なプロチームの誕生により、スポーツをソフトとし、地方が活性化し、税収が増加する経済的効果と、新たな雇用による社会的効果が期待される。</p> <p>提案理由:人々に活気を与えるスポーツ振興は、「げんきなまちづくり」には必要不可欠な要素である一方、スポーツの盛んな地域では、過度な練習・事故などによるスポーツ障害も多く、結果的に本来の趣旨からすると本末転倒な事態となることも多い。</p> <p>特に、幼少期からのスポーツ選手育成においてはこれらの障害は心と体の発達を阻害する危険があることから、医療的担保能力のある資格者の指導者が待ち望まれているが、最も相応しい資格者である、あんまマッサージ指圧士がスポーツ分野で不足している。</p> <p>代替措置:あはき法第 19 条については視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難にならないようにするために規定されたものであるため、一定数の視覚障害者を雇用することを条件に付すことで根本思想は維持しつつ、規制を緩和できる。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第19条は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難にならないように、視覚障害者以外のあん摩マッサージ指圧師の学校・養成施設の新設又は生徒の増加の承認をしないことができる旨規定したものである。現在においても、当該規定が、視覚障害者が生計を維持する上で重要な役割を果たしているものであり、所要の手續きに従って、判断が行われるべきものである。</p> <p>なお、御指摘の関係団体等の意見書については、医道審議会において審議をする際の参考資料として使用されるものであり、認定に際し、養成施設の設置者に対して特段の規制を加えるものではない。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>今回の特区にての申請は、各団体の意見書が必要であることの規制を外して欲しいことが目的であり、意見書の提出を関係団体である、盲人会、日本あん摩マッサージ指圧師会、盲学校などをお願いした事があるが、意見書を拒否、又は意見書の内容は反対であった。意見書が拒否により未提出のケースや反対の内容であっても、医道審議会は、意見書以外、設置計画に特別の問題がない時は、認可されると考えてよろしいのですか。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>前回回答でも申し上げたとおり、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第19条は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難にならないように、視覚障害者以外のあん摩マッサージ指圧師の学校・養成施設の新設又は生徒の増加の承認をしないことができる旨規定したものである。現在においても、当該規定が、視覚障害者が生計を維持する上で重要な役割を果たしているものであり、所要の手續きに従って、判断が行われるべきものである。</p> <p>なお、医道審議会において、御指摘の意見書も勘案し、総合的な観点から、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計が著しく困難にならないか否かを御審議・御判断いただいているところであり、その参考資料の一つとして必要であるため、御提案のように意見書の添付を廃止することは困難である。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>盲人の生活権を守る為に、あん摩、指圧、マッサージ国家資格者の増加を規制するとあるが、このままの状態が盲人の生活権を守っているとは考えられない。特区の意味は、特区の中でまず実行してみて、メリット、デメリットをクローズアップすることが目的であると考えますが、以前のままでは、特区の意味がない。</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>（この欄は空欄です）</p>			

前回回答及び前々回回答でも申し上げたとおり、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第19条は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難にならないように、視覚障害者以外のあん摩マッサージ指圧師の学校・養成施設の新設又は生徒の増加の承認をしないことができる旨規定したものである。現在においても、当該規定が、視覚障害者が生計を維持する上で重要な役割を果たしているものであり、所要の手続きに従って、判断が行われるべきものである。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920640	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	あん摩マッサージ指圧師養成施設の認定要件の緩和	都道府県コード	20 長野県
		提案事項管理番号	1058010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第 19 条 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師養成施設指導要領について(平成 12 年 3 月 31 日 健政発第 412 号)1 の(2)
制度の現状	<p>厚生労働大臣は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があると認めるときは、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設で視覚障害者以外の者を教育し、又は養成するものについての認定又はその生徒の定員の増加についての承認をしないことができる。</p> <p>あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設の設置計画書の提出があった場合は、都道府県知事は、都道府県知事の意見に、関係団体等の意見書を添えて、当該計画書を地方厚生局長に進達するものとされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>あん摩マッサージ指圧師養成施設を開設しようとする場合、次の条件が付されているので、(2)に定める関係団体の意見書を添付する認定要件を緩和したい。</p> <p>(1)養成施設を設置しようとする者から設置計画書の提出があった場合、知事はその内容を審査し、養成施設の設置に関する意見書を付して進達することとされている。</p> <p>(2)社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会及び社会福祉法人日本盲人会連合会に係る都道府県段階の組織及び知事が必要と認める団体並びに盲学校の意見書を添えて進達する。</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(具体的事実の実施内容:別様あり)「治療のできるスポーツトレーナー」を目指す者のあん摩マッサージ指圧師養成施設を開設できるようにしたい。</p> <p>(提案理由:別様あり) 長野市の施設がナショナルトレーニングセンターの強化拠点に指定され、競技者サポート体制の充実が求められている。長野マラソンなどの競技会に参加する住民が増え、北信越ベースボールチャレンジリーグが立上げされるなどプロを目指す競技人口も増加している。</p> <p>スポーツ選手・愛好家などが、施術所に通ったり、大会や練習時にトレーナー等からあんまマッサージ指圧を受ける機会が増えている。県内各競技団体からもあん摩マッサージ指圧師の資格を持つトレーナーの支援を求められている。</p> <p>長野県では高齢者が増加すると見込まれており、かつ、介護する者のケアからあん摩マッサージ指圧の施術を求める人が増えている。</p> <p>有資格者の人口10万人対比率が長野県では全国平均(約76人)よりもほぼ10人少ない。加えて、視覚障害者の有資格者の人口10万人対比率は、長野県では平成6年が約30人(全国平均約26人)16年が約15人(全国平均約20人)である。さらに、長野県の盲学校に学ぶ児童生徒数は減少している。</p> <p>視覚障害者の有資格者の高齢化と晴眼者の養成施設の開設に係る制約が、施術業に従事する有資格者の増加が見込めず、結果として、無免許者の類似施術の増加につながり、視覚障害者の有資格者の生業を脅かす原因となっている。</p> <p>現状だと有資格者の増加が見込めず需要が満たされない。結果、業界の縮小につながり、視覚障害者の有資格者の生業を脅かす恐れがある。</p>
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
<p>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第19条は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難にならないように、視覚障害者以外のあん摩マッサージ指圧師の学校・養成施設の新設又は生徒の増加の承認をしないことができる旨規定した。現在においても、当該規定が、視覚障害者が生計を維持する上で重要な役割を果たしているものであり、所要の手續に従って、判断が行われるべきものである。</p> <p>なお、御指摘の関係団体等の意見書については、医道審議会において審議をする際の参考資料として使用されるものであり、認定に際し、養成施設の設置者に対して特段の規制を加えるものではない。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>関係団体等の意見書について貴省の回答では、「参考資料として使用されるものであり、認定に際し、養成施設の設置者に対して特段の規制を加えるものでない」とあるが、提案者はそのことを承知した上で、関係団体等の意見書を添付するように義務付けられている(平成 12.3.31 健政発第 412 号通知 1 の(2))ことに對して、添付の義務を撤廃することを提案したものである。そのことが「E」(事実誤認)とされる理由を明確にされたい。また、関係団体等の意見書が参考資料であるならば、添付を義務付ける必要は無いものと考えられるが、義務付けられている根拠及び理由を明確にされたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>前回回答でも申し上げたとおり、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第19条は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難にならないように、視覚障害者以外のあん摩マッサージ指圧師の学校・養成施設の新設又は生徒の増加の承認をしないことができる旨規定した。現在においても、当該規定が、視覚障害者が生計を維持する上で重要な役割を果たしているものであり、所要の手續に従って、判断が行われるべきものである。</p> <p>なお、医道審議会において、御指摘の意見書も勘案し、総合的な観点から、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計が著しく困難にならないか否かを御審議・御判断いただいているところであり、その参考資料の一つとして必要であるため、御提案のように意見書の添付を廃止することは困難である。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>視覚障害者の有資格者の生業をおかす恐れのないように、提案時の別様(添付資料1)において示したように「視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計が著しく困難にならないよう『治療のできるスポーツトレーナー』で組織する団体(NPOなどの法人化)を発足させ、視覚障害者の有資格者もメンバーに加入願ひ、活動の成果を分かち合える環境を構築することとしたい」と提案している。よって、再度検討されたい。</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>視覚障害者の有資格者の生業をおかす恐れのないように、提案時の別様(添付資料1)において示したように「視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計が著しく困難にならないよう『治療のできるスポーツトレーナー』で組織する団体(NPOなどの法人化)を発足させ、視覚障害者の有資格者もメンバーに加入願ひ、活動の成果を分かち合える環境を構築することとしたい」と提案している。よって、再度検討されたい。</p>			

前回回答及び前々回回答でも申し上げたとおり、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第19条は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難にならないように、視覚障害者以外のあん摩マッサージ指圧師の学校・養成施設の新設又は生徒の増加の承認をしないことができる旨規定したものである。現在においても、当該規定が、視覚障害者が生計を維持する上で重要な役割を果たしているものであり、所要の手続きに従って、判断が行われるべきものである。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920650	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	鍼灸医療の療養費取り扱いに関する規制緩和及び 昭和25年1月19日厚生省保発4号を始めとする鍼灸医療の健康保険医療市場からの独占禁止法違反と思われる排除通知の完全撤廃	都道府県コード	45 宮崎県
		提案事項管理番号	1121010
提案主体名	社団法人 宮崎県鍼灸マッサージ師会		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	健康保険法(大正11年法律第70号) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号) はり師、きゆう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について(平成16年10月1日保医発1001002号、平成17年3月30日保険医発0330001号(一部改正))
制度の現状	はり・きゆうの施術については、神経痛等の対象疾患について、医師による適当な治療手段がなく、医師の同意がある場合に限り、療養費の支給対象としている。

求める措置の具体的内容	<p>要望1) はり治療、きゆう治療の療養費支給申請にかかわる医師の同意書又は診断書の添付撤廃。</p> <p>要望2) 2疾患以上ある場合でも取り扱いは1疾患しかできないとされる鍼灸治療の適応疾患数規制の撤廃。</p> <p>要望3) 鍼灸治療開始から3ヶ月を経過後の医師の口頭または書面による再同意の撤廃。</p> <p>要望4) 医師の療養の給付と鍼灸療養費の併給の解禁。</p> <p>要望5) その他、鍼灸施術に対する健康保険医療市場からの不当な排除命令書(通知通達)による、はり師免許、きゆう師免許種類隔離政策の完全撤廃。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>健康保険の鍼灸治療は1傷病につき鍼灸2術電気併用で初回2,710円、2回目以降1,520円です。患者負担は2回目以降の場合、1割152円、2割304円、3割456円です。傷病数が増えても大変に安価です。また、宮崎県内には昭和39年から国民健康保険被保険者を対象とした鍼灸の補助制度があります。この制度では同意書の規制が緩和され、慢性の痛み等に対して力を発揮してきました。この治療を規制緩和の基に国保被保険者にとどまらず広げる事で社会性のある事業を実現できます。</p> <p>鍼灸療養費に必要な医師の同意書・診断書は、施術に必要なものではなく、保険者が療養費を支給するために必要な科学的根拠を補完するための確認書です。従って、発生原因が明確で、治療と疲労回復の境界が明確となる科学的根拠を備えた理論及び施術方法の確立により置き代えることができます。</p> <p>特に、厚生労働省主導により行われた東京大学医学部リウマチ・アレルギー・内科、東京女子医科大東洋医学研究所、埼玉医科大東洋医学科、岐阜大学医学部東洋医学講座の大学病院である4施設による共同研究の結果は重視されてしかるべきであり健保被保険者等に研究補助金を還元すべきです。これは保険者の求めるEBMであり、この施術方法は科学的補完的確認書を超える科学的根拠となります。</p> <p>昭和25年厚生省保発4号が発出される直前まで鍼灸療養費制度における今日のような規制は無く、順調に鍼灸保険取り扱いが進んでいたのですが、この通知により、鍼灸業界は保険医療市場からほぼ完全に排除されました。このような理由なき突然の通知により鍼灸の正常な発展は出来なくなったのです。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	1. C 2. E 3. C 4. C 5. E (1～5は要望 番号)	措置の内容	1. 2. 3. 4. 5. - (1～5は要望番 号)
<p>要望1)について</p> <p>はり・きゅうにおける医師の同意書は、保険者が保険料等を財源とする医療保険から給付を行うかどうかを判断するために必要とされるものであり、具体的には、慢性病であること、医師による適当な治療手段がないことを保険者が確認するためのものであるため、廃止することはできない。</p> <p>要望2)について</p> <p>はり・きゅうは、疾病数にかかわらず1回の施術により身体的生活機能の変調を矯正することを基本的考え方としていることから、疾病数に応じた取り扱いとしていない。</p> <p>要望3)について</p> <p>はり・きゅうによる治療を継続するかどうかは、3ヶ月ごとに医師の医学的判断にかからしめることが必要であることから、初療又は前回の同意から3ヶ月を経過した時点において更に施術を続ける場合には、改めて医師の同意を必要とすることとしているものである。</p> <p>要望4)について</p> <p>健康保険法等に基づく保険給付は、保険医療機関等からの現物給付として療養の給付を行うことを原則としており、それが困難である場合等で保険者がやむを得ないと認めるときは、療養の給付に代えて現金給付として療養費払いを行うことが認められているところである。</p> <p>はり及びきゅうについては、一定の要件を満たす場合に療養費が支給される取扱いとなっている。</p> <p>療養費は、療養の給付に代えて支給されるものであるから、理学療法等の療養の給付が行われている場合には、はり又はきゅうに係る療養費を併せて支給することは認められない。</p> <p>要望5)について</p> <p>はり・きゅうの施術に対する健康保険医療市場からの不当な排除命令(通知通達)は行っていない。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p>提案主体からの意見</p> <p>排除命令 昭和25年1月19日保発4号。これは保険者に対する突然の命令書です。保険者がこれを実行する事で、結果的に鍼灸業界は健康保険医療市場から不当に排除されました。はり師・きゅう師免許は医業禁止の一部解除を内容とする国家の行為なので、廃止を求めます。</p> <p>排除命令 昭和42年9月18日保発32号。「医師の鍼灸は禁止ではない」。つまり鍼灸治療は保険医師による適当な治療手段(無料に限る)となっていることから、この通知の「医師による適当な治療手段のないもの」はすでに該当しません。また、鍼灸療養費の同意書は施術に対しての同意ではないのでこの通知は鍼灸師に該当しません。よって廃止を求めます。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	1. C	「措置の内容」の見直し	1.

		2.E 3.C 4.C 5.E (1~5 は要 望番 号)		2. 3. 4. 5.- (1~5は要 望番号)
--	--	----------------------------------------------------	--	-----------------------------------------

ご指摘の 昭和 25 年 1 月 19 日保発 4 号及び 昭和 42 年 9 月 28 日保発 32 号の各通知は、はり・きゅうの施術に対する健康保険医療市場からの排除命令を行ったものではない。

はり・きゅうの施術において医師の同意を要件としているのは、

施術の手段、方式や成績判定基準等が明確でないため、客観的な治療効果の判定が困難であること。

治療と疲労回復との境界が明確でないこと等を理由とするものであるから、廃止や省略はできないものである。

はり・きゅうの施術については、科学的メカニズムが未だ解明されていないものの、鎮痛等に対する一定の効果が経験的に認められていることから、神経痛、リウマチ及びこれらの類症疾患である頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等を対象疾患とし、これらの疾患について、医師による適当な治療手段がない場合に限り、療養費の支給対象としているものである。

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

医師の鍼灸治療は禁止ではありません。鍼灸も医師の適当な治療手段である事から保険医及び保険医療機関において鍼灸治療が行われる事を、我々は否定するものではありません。

しかし、療養費では、昭和 42 年保発 32 号の通り「医師による適当な治療手段のないもの」が支給対象とされているところがあります。

鍼灸は医師による適当な治療手段である事から、保発 32 号がある限り鍼灸療養費は健康保険医療市場から理論上完全に否定排除されるものであります。

再度、要望 5)、排除命令 特に「医師による適当な治療手段のないもの」の削除を含めたご再考をお願い致します。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

E

「措置の内容」の再見直し

、

ご指摘のとおり、はり及びきゅうを業とすることについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)第 1 条において医師も行うことができるとされており、医師がはり又はきゅうの施術を実施すること自体は禁止されていない。ただし、この場合、保険者からはり施術等に着目した費用の支払を受けることはできず、また被保険者から保険診療に係る一部負担金等の外に費用の支払いを受けることもできないこととされている。(療養費の支給対象にはならない。)

はり師又はきゅう師の施術において療養費の支給対象となるものは、慢性病であって、医師による適当な治療手段のないものである。

そして、医学的な見地から、はり師又はきゅう師の施術を受けることを医師が認め、これに同意した場合が療養費の支給要件に該当するものである。

したがって、御指摘の「鍼灸師の施術に係る療養費は健康保険医療市場から理論上完全に否定排除されているもの」には当たらないものである。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920660	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等広告制限の緩和	都道府県コード	27 大阪府
		提案事項管理番号	1142010
提案主体名	大阪府		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条 柔道整復師法第24条
制度の現状	あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業及び柔道整復の業務又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

求める措置の具体的内容	<p>医療法の改正により、患者等に正確な情報を提供し、その選択を支援する観点から、広告規制が大幅に緩和され、客観性・正確性を確保し得る事項については、広告事項としてできる限り幅広く認められることとなった。</p> <p>例えば、医療従事者の年齢、性別、役職、略歴(生年月日、出身校、学位、免許取得日、勤務した医療機関の期間等)、医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨等についても広告可能となった。</p> <p>そこで、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等においても医療法と同じ観点から、厚生労働省の医療広告ガイドラインに</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>厚生労働省の医療広告ガイドラインに準じて、施術者の年齢、性別、役職、略歴等についても広告可能とすることで、無資格者による医療類似行為者との差別化を図り、被施術者に正確な情報が提供され、適切な選択が図られるよう支援する。</p> <p>提案理由:</p> <p>医療法の改正により、患者等に正確な情報が提供されその選択を支援する観点から、広告規制が大幅に緩和され、客観性・正確性を確保し得る事項(例えば、医療従事者の年齢、性別、役職、略歴、医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨等)については、広告可能となった。</p> <p>前回の提案では、厚生労働省は法律で広告し得るとしている事項以外については、事実である事項においても客観的評価が困難な場合があり、被施術者に適正な選択が歪められるとの回答であったが、今回の医療法の改正では、医療従事者の経歴等は客観性を確保し得る事項とされたことから、施術者の客観的事実を証明できる事項(年齢、性別、役職、略歴、専門性に関する認定を受けた旨等)についても広告規制の緩和をされたい。</p> <p>また無資格者による「クイックマッサージ等」の医療類似行為に係る誇大広告等については、法的な規制がなく社会的な問題が生じており、有資格者における客観的事実である情報を提供できないことは、被施術者の利用者保護のために、公平性を欠くものとする。</p> <p>今回の医療法改正で広告規制の大幅な緩和がなされたことを踏まえ、被施術者に正確な情報が提供され、その選択を支援するため、再度提案したい。</p>
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の対象となるあん摩マッサージ指圧、はり及びきゆう並びに柔道整復師法に定める柔道整復については、人の健康に害を及ぼすおそれのある行為であり、例えば、誇大広告により被施術者を不当に誘引すること等により生じる被施術者への不利益を未然に防止するため、広告できる事項については、一定の事項に限っているところである。</p> <p>当該施術については、医療と異なり、確立された専門性の認定もなく、役職や経歴といった客観的事実からも施術水準等を誤認されるおそれがあり、このような事項について広告を認めた場合、被施術者による適正な選択が歪められ、被施術者に不利益が生じるおそれがあるため、御提案を認めることは困難である。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>無資格の医療類似行為者については、法律に基づく開業届は不要で、なんら法的な規制を受けないことから、国民に対して、誤った健康情報の発信や誇大・虚偽広告など野放しの状態になっており、被施術者を不当に誘引するなど健康被害に關する苦情や不利益が多く発生している。今回の提案については、医療法の改正に準じて、有資格者の施術に関して、被施術者に正確な情報が提供されその選択を支援する観点から、客観性・正確性を確保できる事項について広告制限の緩和を要望するものであり、このことにより、無資格の医療類似行為者との差別化を図り、被施術者の適正な選択を支援できると考える。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>前回回答でも申し上げたとおり、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の対象となるあん摩マッサージ指圧、はり及びきゆう並びに柔道整復師法に定める柔道整復については、人の健康に害を及ぼすおそれのある行為であり、例えば、誇大広告により被施術者を不当に誘引すること等により生じる被施術者への不利益を未然に防止するため、広告できる事項については、一定の事項に限っているところである。</p> <p>当該施術については、医療と異なり、確立された専門性の認定もなく、役職や経歴といった客観的事実からも施術水準等を誤認されるおそれがあり、このような事項について広告を認めた場合、被施術者による適正な選択が歪められ、被施術者に不利益が生じるおそれがあるため、御提案を認めることは困難である。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの再意見</p> <p>法の立法趣旨については理解しており、誇大広告に係る規制緩和を求めているものではない。有資格者の免許登録番号・登録年月日等については、事実に関する事項であり、このような内容を情報開示することは貴省が回答された被施術者による適正な選択が歪められるものではないと考える。特に施術所の開設数も全国的にみても多く、消費者意識も高い大阪府において、無資格者の虚偽・誇大広告が氾濫する現状を鑑みて、有資格者の免許取得に関する客観的な情報を提供できるよ</p>			

にすることは消費者のニーズである。この特区により、被施術者に正確な情報が提供され、より適正な選択を支援することができると考えており、再度ご検討願いたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

前回回答でも申し上げたとおり、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の対象となるあん摩マッサージ指圧、はり及びきゆう並びに柔道整復師法に定める柔道整復については、人の健康に害を及ぼすおそれのある行為であり、例えば、誇大広告により被施術者を不当に誘引すること等により生じる被施術者への不利益を未然に防止するため、広告ができる事項については、一定の事項に限っているところである。

当該施術については、医療と異なり、確立された専門性の認定もなく、役職や経歴といった客観的事実からも施術水準等を誤認されるおそれがあり、このような事項について広告を認めた場合、被施術者による適正な選択が歪められ、被施術者に不利益が生じるおそれがあるため、御提案を認めることは困難である。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920670	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	育児休暇期間の延長	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1055080
提案主体名	(株)パソナシャドーキャビネット		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条
制度の現状	育児・介護休業法では、労働者の権利として、子が1歳(一定の場合には1歳6ヶ月)に達するまでの間、育児休業を取得することができる。

求める措置の具体的内容	<p>現行法で1年6ヶ月までとされている育児休暇期間を3年までとし、育児と就労の両立支援を行う。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由: 育児休業期間の最長期間を3年まで延長する事により育児保育の福祉増進をめざすと共に、育児期間を終えたものの社会復帰を支援する。現行法上は就業規則に盛り込むことにより民間でも3年まで取得する事は可能だが、実際に3年までと定めている例は少ない。実際の意見としては、1年間育児休暇を取得し復帰したい人、3年までとりたい人など多様な考えを持った人がいる。その中で、3年まで取得できれば、退職しなくても良かったという意見がある。現状の育児支援の状況では、保育施設の不足、また、保育費用が経済的な負担になるなど、育児負担から女性の就業が狭められている状況である。国民生活白書にも、就職を希望しているが就職していない潜在的挑戦者の割合は、末子年齢別に3歳未満では30%。また就業を希望しながら求職していない理由については、「家事・育児や通学などのため仕事が続けられそうにない」と回答した女性が末子年齢3歳未満の既婚者で75.6%という結果がある(国家公務員は3年まで法律上取得可能)。3年まで規制緩和することにより、「保育所に頼らず、自分で育児し仕事に復帰する」「育児の為、退職を余儀なくされた人も退職することなく仕事を続けられる」など育児方法の多様性を保障する事により、より女性が働きやすい環境を整備したいと考えます。</p> <p>代替措置: 育児休業期間を1年6ヶ月から3年までとし、安心して育児に取り組めるようにする。また、会社への復帰についても企業に対しても仕事への復帰に際しての支援プログラムの策定を義務づける。また取得の方法も継続して取得するのではなく、会社側と相談して分割して取得するなど柔軟性を持たせる等</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>育児・介護休業法では、労働者の権利として、子が1歳(一定の場合には1歳6ヶ月)に達するまでの間、育児休業を取得することができることとされている。</p> <p>この休業期間は、時間的にも労力的にも仕事と子育ての両立が最も難しい時期である、子が1歳に達するまでの1年間を最低限取得できる期間として規定されているものであり、平成16年には、子が保育所に入れない場合などには、子が1歳6ヶ月に達するまで休業を延長することができるよう労働者のニーズと事業主の負担を踏まえた改正が行われたところである。</p> <p>この期間をさらに子が3歳に達するまでに延長することについては、1歳までの期間に比べれば労働者の育児の負担が減少する一方、休業期間の長期化による事業主の負担が増大すること、最低基準としてすべての労働者、すべての事業主に適用されるものであることに鑑みると適当ではないと考えられる。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>近年少子化が深刻な社会問題となっており、労働者の育児の負担を軽減し、家庭と仕事の両立を支援することは重要であると考え、このような観点を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>育児・介護休業法において、労働者が請求することができる権利として定められた1年(一定の場合には1年6ヶ月)という育児休業期間は、労働者のニーズと事業主の負担を踏まえ定められているものである。この期間をさらに子が3歳に達するまでに延長することについては、1歳までの期間に比べれば労働者の育児の負担が減少する一方、休業期間の長期化による事業主の負担が増大すること、最低基準としてすべての労働者、すべての事業主に適用されるものであることに鑑みると適当ではないと考えられる。</p> <p>また、育児・介護休業法では、事業主は、1歳から3歳までの子を養育する労働者のために、育児休業に準ずる措置又は勤務時間短縮等の措置を講じなければならないとされており、事業主が育児休業に準ずる措置を講ずることとした場合には、労働者は3歳まで育児休業を取得することが可能である。</p> <p>なお、ご指摘のとおり、厚生労働省としても、仕事と家庭の両立支援は重要な課題であると認識しているが、育児休業を利用できたのに取得しなかった理由を見ると、女性では「職場への迷惑がかかるため」が最も多く、また多くの女性が育児休業を取得する前に退職をしている実態がある。したがって、最低基準としての育児休業期間を延長するよりも、まずは、希望するすべての労働者が育児休業制度等の両立支援制度を利用できる環境の整備が重要であると考えている。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920680	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「保幼育士」(仮称)の創設と資格認定試験の一元化	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1038080
提案主体名	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会		

規制の所管・関係省庁	文部科学省 厚生労働省
根拠法令等	児童福祉法第 18 条の 6
制度の現状	保育士となる資格を有する者は、厚生労働大臣の指定する保育士養成施設を卒業した者、保育士試験に合格した者とされている。

求める措置の具体的内容	「認定子ども園」における児童の保育・養育に携わる要員として、新しい国家資格「保幼育士(仮称)」を新設し、同資格の認定試験を一元化する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>幼保一元化の流れ、とりわけ「認定子ども園」のスタートに伴い、教育中心の幼稚園教員と保育中心の保育士の役割を効果的に融合して遂行できる新しい人材「保幼育士」が望まれる。認定試験は、新「保幼育士」に相応しいものとするため現行の幼稚園教員認定試験及び保育士資格認定試験並びに小論文とし、知識偏重にならないように努め、全人間的な魅力・コミュニケーション能力を把握するために小論文を課する。受験者の便宜を図るため、認定試験は同日同会場での、1回限りの試験とする。「認定子ども園」の成果は父兄に好評ですが、サービス提供側の便宜向上に課題があります。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>幼稚園教諭免許と保育士資格については、満3歳からの子どもを対象に1日に4時間を標準とした教育を行う学校である幼稚園と、保護者の就労等の事情により保育に欠ける0歳からの子どもを対象に1日原則8時間の保育を行う児童福祉施設である保育所という両施設の目的・役割の違いを踏まえたものとなっている。</p> <p>このため、幼稚園教諭免許保有者は、教職の意義及び教員の役割を理解し、適切に教育課程を編成して満3歳からの子どもの指導に当たる能力を有することに力点が置かれているのに対し、保育士資格保有者は、児童福祉、小児保健、小児栄養、保育原理、基礎的な教育原理を幅広く理解し、専門的知識を持って0~2歳児の低年齢児を含む子どもの保育に当たる能力の養成に力点が置かれているものであって、これらを単純に一元化し、新たな国家資格を創設することは困難である。</p> <p>一方で、近年幼児を取り巻く課題は多様化し、認定こども園の創設など幼保の一層の連携促進が求められている中、教育・保育双方の資質を備えた人材が望まれている。このため、文部科学省・厚生労働省では、幼稚園教員免許状と保育士資格の併有を促進するため、</p> <p>両資格の養成施設(短大など)での必要単位の取得を促進 幼稚園教員による「保育士試験受験」の促進 保育士を対象とした「幼稚園教員資格認定試験」の創設などを行っているところである。今後とも、両資格の併有促進を通じて、社会の要請に応えて参りたい。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920690	プロジェクト名	資格取得プロセス統一プロジェクト (専修学校通信教育課程で保育士の養成可能に)
要望事項 (事項名)	保育士養成の授業等開設方法の緩和	都道府県コード	15 新潟県
		提案事項管理番号	1081030
提案主体名	学校法人新潟福祉医療学園新潟福祉医療専門学校		

規制の所管・関係省庁	文部科学省 厚生労働省
根拠法令等	指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について(平成 15 年 12 月 9 日雇児発第 1209001 号)
制度の現状	通信制による指定保育士養成施設については、大学又は短期大学であって、すでに指定保育士養成施設として指定されていることを条件としている。

求める措置の具体的内容	指定保育士養成専修学校に通信教育課程を設置し、その授業方法により「保育士資格」を通信教育で、取得可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>指定保育士養成専修学校において通信教育でも保育士資格を取得できるように授業方法及び教育機会を弾力化多様化することを目的とする。</p> <p>提案理由:通学教育による保育士養成は、大学、短期大学及び専修学校で認められているが、通信教育での養成は、大学又は短期大学でのみ可能である。指定保育士養成専修学校が通信教育課程を設置し、保育士養成を行うことができない理由はないと考える。</p> <p>教育指導措置:対象となる指定保育士養成施設が通信教育により資格取得する場合、指定保育士養成施設指定基準の通信教育部と同様の措置を取ることで、教育の質を担保する。また、専修学校においても自己点検評価及び第三者評価を求め、その指定基準の遵守義務を果たす。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容
<p>乳幼児に直接に接し保育を行う保育士の養成において、通信教育を活用することの可否及び指定基準のあり方については、有識者の意見等も踏まえながら検討し、平成 20 年度中に結論を得ることとしたい。</p> <p>専修学校については、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)において、附帯事業としてしか通信教育を行うことが認められていないところである。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>貴省の回答では、「平成 20 年度中に結論を得ることとしたい。」とあるが、検討のプロセスとスケジュールを具体的に提示されたい。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ、本年度中の結論と措置の実施についても検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
<p>「平成 20 年度中に結論される」との回答を頂きましたが、当該年度の末日の結果次第により、その養成の指定を新たに受ける準備、更に、学生募集を開始する準備等を想定すると、最短で平成 22 年度から通信制保育士養成が開設可能となります。しかし、時間的に早急な為、不十分な体制でのスタートが予想されます。開設準備等の諸事情を勘案し、平成 19 年度内でご検討され、今提案の実現をお願いする次第であります。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し
<p>保育士の養成課程として専修学校の通信教育を活用することの可否及び指定基準のあり方の検討については、保育士が乳幼児に直接接し、その保育を行う者であることから、慎重に検討することが必要であり、平成 20 年度中に結論を得ることとしたい。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920700	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	時間勤務保育士の定数の拡大	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1055040
提案主体名	(株)パソナシャドーキャビネット		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	保育所における短時間勤務の保育士の導入について(平成 10 年 2 月 18 日児発第 85 号)
制度の現状	一定の条件の下で、保育士定数の一部に、短時間勤務者を充てることが可能とされている。

求める措置の具体的内容	短時間勤務保育士の受け入れ可能枠は保育士定数の 2 割以内とされているが、受け入れ枠を増やし、3 - 4 割まで可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	保育士は現状の雇用形態の場合 2 - 3 年で辞めてしまうケースが多く、一旦仕事をやめ、家庭に入ってしまうと復帰することが難しいという現状がある。時間外保育や休日保育の拡大により常勤保育士の拘束時間が長くなっているのが定着しない理由の一つである。短時間勤務の保育士枠を増やし、柔軟な勤務形態をとることで保育士の稼働数が増え、待機児童の削減や時間外保育枠の拡大が可能となる。また正規保育士への過剰労働の削減にもつながる。

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
<p>事実誤認である。</p> <p>短時間勤務の保育士の受入れについては、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について(平成 10 年 2 月 18 日児発第 85 号)」において「常勤の保育士の総数が、最低基準上の定数の 8 割以上であること」等を条件として可能としたことである。</p> <p>しかし、平成 14 年の当該通知の改正により、保育士定数の 2 割未満とする規制は撤廃している。</p> <p>「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」の一部改正について(平成 14 年 5 月 21 日児発第 0521001 号)</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920710	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	保育所への入所選考について、シングルマザーへの対応についての所轄官庁の公式見解について。	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1055090
提案主体名	(株)パソナシャドーキャビネット		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	児童福祉法 第 24 条第 3 項 母子及び寡婦福祉法第 28 条
制度の現状	<p>市町村は、保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならないとされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行法では「当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる」とあるが、市町村による選考課程において、「シングルマザーへ配慮した選考を求める」といった通知を、所轄官庁に求めたいと考えます。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由：公設の保育所については、私設のものに比べて、その保育費用が安価であるのに対し、私設のものは場合によっては高額で、その保育費用にもかなりの差がある。</p> <p>シングルマザーとして働く女性も増えてきており、保育施設を充実させることが今後女性就労を促進する上で非常に重要となっています。</p> <p>具体的措置：現状の入所選考について各市町村ごとに異なりますが、「シングルマザーへ配慮した選考を求める」といった通知を、所轄官庁に求めたいと考えます。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
<p>事実誤認である。</p> <p>母子及び寡婦福祉法第 28 条により市町村は母子家庭等の福祉が増進されるよう特別の配慮をすることとされ、また、平成 15 年の通知「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」においても、母子家庭等の児童を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うことについて特別の配慮を求めているところである。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>貴省の回答によると現行制度で対応可能と思われ、措置分類は「D」と思料するが如何。</p>		
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>母子及び寡婦福祉法第 28 条により市町村は母子家庭等の福祉が増進されるよう特別の配慮をすることとされ、また、平成 15 年の通知「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」においても、母子家庭等の児童を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うことについて特別の配慮を求めているところ。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し
<p>-</p>			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920720	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	保育所入所要件の撤廃	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1124050
提案主体名	兵庫県		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	児童福祉法 第 24 条第 1 項 第 39 条 児童福祉法施行令 第 27 条
制度の現状	保育所は日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳幼児を保育する施設である。

求める措置の具体的内容	特別の事情(待機児童がない地域、地域の保育所が「認定こども園」の認定を受けることが困難等)のある地域において、保護者の就労の有無等に関係なく、保育所へ入所することが可能となるよう、保育所入所要件(保育の実施基準)を撤廃する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>保育所への入所要件は、保護者が就労、疾病等で十分な保育が受けられない10歳から小学校入学前の乳幼児ということになっている。</p> <p>一方、核家族化や地域のコミュニケーションの希薄化などにより、近年は、専業主婦家庭における育児不安や悩み等が増大しており、児童虐待などにつながる恐れがあるなどの保育を必要とする乳幼児は、現行の制度では対応できない状況である。</p> <p>また、非正規雇用者の増加やリストラ等による離職も多く見られる現在、親の就労状況の変化により、保育所に通えなくなることによって、児童の健全な幼児教育・保育環境が確保されない状況となる。</p> <p>なお、認定こども園制度では、認可保育所・認可幼稚園以外の部分は、国制度の助成の対象とならないことから、その普及にも限界があると考えられる。</p> <p>このため、全ての就学前児童が保育所を利用できるよう入所要件(保育の実施基準)の撤廃を行う必要がある。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>保育所の利用について保育に欠ける要件を撤廃し、全ての子どもを全く同等に取り扱うことについては、待機児童が存在する中では、保育の必要性の高い児童の利用が確保されず、仕事と子育ての両立が損なわれる可能性があること、0～2歳児で300万人の在宅の子育て家庭に対し、現在の就労家庭と同様の利用を保障する場合には多額の財政負担が必要となることから慎重な検討が必要である。</p> <p>一方で、0～2歳児の在宅の子育て家庭への支援が不足していると言われる状況への対応については、一時保育や地域子育て支援センターの拡充など多様な保育サービスの拡充など、子ども・子育て応援プランに基づく取組を推進してまいりたい。</p> <p>なお、保護者が求職中の場合であっても、保育所に入所申込みができることは、「保護者求職中の取扱い等保育所の入所要件等について」(平成12年2月9日付け児保発第2号)により周知しているところである。</p> <p>こういった取り組みにより、地域の実情に応じ、適切に実施していただきたいと考えている。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>保育所入所要件を撤廃する地域については、待機児童がない地域、特に地域の児童数が少ないため地域の保育所が「幼保連携型認定こども園」の認定を受けることが困難であるなど保育需要の高くない地域に限るものであることから、保育の必要性の高い児童の利用が確保されず、仕事と子育ての両立が損なわれるということはない。</p> <p>また、地方公共団体において行財政構造改革の必要性が言われる中、新たに公立の幼稚園を建設するのではなく、保育所を運営する民間の活力を利用し、就学前の子ども全てに対して、幼児教育・保育の環境を提供することのほうが、多額の財政負担が生じないものとする。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>保育所の利用について保育に欠ける要件を撤廃し、全ての子どもを全く同等に取り扱うことについては、保育の必要性の高い児童の利用が確保されず、仕事と子育ての両立が損なわれる可能性があること、0～2歳児で300万人の在宅の子育て家庭に対し、現在の就労家庭と同様の利用を保障する場合には、保育所利用児童の増大による多額の財政負担が必要となることから、たとえ地域を限定したとしても慎重な検討が必要である。</p> <p>また、待機児童の多い都市部や児童数が減少している地域において柔軟な保育サービスが提供できるよう、保育所だけでなく、家庭的保育(保育ママ)等の充実を進めてまいりたい。</p> <p>一方で、0～2歳児の在宅の子育て家庭への支援が不足していると言われる状況への対応については、一時保育や地域子育て支援センターの拡充など多様な保育サービスの拡充など、子ども・子育て応援プランに基づく取組を推進してまいりたい。</p> <p>こういった取り組みにより、地域の実情に応じ、適切に実施していただきたいと考えている。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			

提案主体からの再意見

保育所入所要件を撤廃する地域については、保育需要の高くないなど特別な地域に限るものであることから、保育の必要性の高い児童の利用が確保されず、仕事と子育ての両立が損なわれるということはなく、多額の財政負担が必要とならない。また、在宅児への子育て支援については、一時保育ではなく、安定的な経営ができ、カリキュラム等年間計画が作成でき、幼稚園的機能により対応できるよう保育所入所要件(保育の実施基準)を撤廃するよう検討いただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

保育所入所要件を撤廃する地域を保育需要の高くないなど特別な地域に限るとのことだが、保育需要の高くないという基準をどこに設定するのが明確でない。

前回回答しているように、保育所の利用について保育に欠ける要件を撤廃し、全ての子どもを全く同等に取り扱うことについては、様々な懸念点があるため、たとえ地域を限定したとしても慎重な検討が必要である。

また、児童数が減少している地域において柔軟な保育サービスが提供できるよう、保育所だけでなく、家庭的保育(保育ママ)等の充実を進めてまいりたい。

一方で、0～2歳児の在宅の子育て家庭への支援が不足していると言われる状況への対応については、一時保育や地域子育て支援拠点の拡充など多様な保育サービスの拡充など、子ども・子育て応援プランに基づく取組を推進してまいりたい。

こういった取り組みにより、地域の実情に応じ、適切に実施していただきたいと考えている。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920730	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	私立保育所における給食の外部搬入の容認	都道府県コード	24 三重県
		提案事項管理番号	1196010
提案主体名	東員町		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	児童福祉施設最低基準第 32 条第 1 項、第 5 項
制度の現状	保育所には調理室の設置が必要

求める措置の具体的内容	公立保育所における給食の外部搬入については、民間保育所も同様に緩和を求める。
具体的事業の実施内容・提案理由	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び、幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針により、幼稚園、保育園園児が共に交流できるようになったが、給食についてのみ、交流することが困難となる。直営の施設で調理したものについては、外部搬入できるよう容認してもらう。

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>保育所における食事は、乳幼児の健全な発達・発育のために欠くことのできないものであり、保育所に設置することとされている調理室は、離乳食やアレルギー児の食事など、個々の子どもの状況に応じたきめ細やかな対応等の観点から、重要な役割を果たしているものである。</p> <p>現在、構造改革特区において実施している「公立保育所における給食の外部搬入容認事業」については、公立に係る要望がとりわけ多かったことを踏まえ、まずは公立に限定して特例措置を講じることとしたものである。この特例措置について平成17年度上半期と平成18年度上半期に実施した弊害調査においては、体調不良児やアレルギー児への対応についてきめ細やかな対応がなされていないとする保護者や保育士の意見が寄せられたことなど児童の処遇に弊害が生じていると言わざるを得ない結果が出ており、現段階での当該特例措置の全国展開は適当ではないと考える。また、これまでの公立保育所における特例措置の結果を踏まえれば、私立保育所にまで当該特例措置の対象を拡げる必要性は乏しいものとする。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920740	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所を認定こども園として利用する場合の目的外使用承認手続きの適用除外	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1124010
提案主体名	兵庫県		

規制の所管・関係省庁	文部科学省 厚生労働省
根拠法令等	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条
制度の現状	補助事業等により、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省庁の長の承認を受けずに、補助金等の公布の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

求める措置の具体的内容	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所が認定こども園として認定を受ける場合、国の転用等の承認手続きを不要とする
具体的事業の実施内容・提案理由	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所が認定こども園として認定を受ける場合、転用等にかかる財産処分の目的外使用の承認が必要とされているが、認定こども園として利用している間については、「幼稚園教育要領」や「保育所指針」に基づき、教育、保育を一体的に提供する施設であることから、新たに認可を受ける施設や付加する機能(認可外保育施設)への転用等にかかる財産処分の目的外使用の承認を要しないこととするべきである。

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」(以下、「適化法」という。)第22条において、「国庫補助施設の財産処分については各省各庁の長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用等をしてはならない」と規定しており、この趣旨はいうまでもなく国庫補助金の適正な執行のためであり、国庫補助により建設した施設がみだりに補助目的外施設等に転用等されることを防止しているものと考え。</p> <p>つまり、この適化法の趣旨に鑑みれば、本提案の国庫補助金の交付を受けて整備した保育所の転用等に当たっては、該当施設について財産処分の承認をする段階において、補助目的の達成状況等を総合的に勘案して個別具体的に国庫補助金の返還の要否を判断することが必要である。</p> <p>ただし、認定こども園にかかる財産処分においては、就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するという制度の趣旨に鑑み、手続の簡素化を検討しているところである。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>国庫補助金を受けて整備した幼稚園、保育所を認定こども園として利用する場合、どのような理由から「目的外使用承認手続き」が必要となるのか。幼保連携を妨げかねないのではないか。目的外使用となる理由をご説明いただきたい。また、貴省の回答は「手続の簡素化を検討している」とあるが、今後の検討スケジュール、検討内容について、ご教示いただきたい。右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>認定こども園は、「幼稚園教育要領」や「保育所指針」に基づき、教育、保育を一体的に提供する施設であることから、補助目的外施設等に転用されているものではないため、認定こども園として利用している期間については、目的外使用承認手続きを不要とすべきである。</p> <p>また、同様の趣旨から、国庫補助金の交付を受けて整備した保育所の認定こども園への転用に当たっては、国庫補助金の返還を不要とすべきである。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>保育所を整備する目的で国庫補助を行った建物について、保育所以外の目的で使用する場合には、本来の補助目的から外れることから、基本的に目的外の使用となり、承認の手続きが必要となる。しかしながら、認定こども園にかかる財産処分においては、就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するという制度の趣旨に鑑み、平成19年度中に、手続の簡素化について検討することとしているところ。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>目的外使用承認手続きの適用除外が難しいとしても、貴省において検討するとしている手続の簡素化について、施設の類型や運営主体のうち、比較的整理を行いやすいものから、できるだけ早期に実施することはできないのか。また、比較的整理を行いやすいもの以外についても、政府として認定こども園制度を創設し、その推進を図っている現状に鑑み、例えば、おそくとも来年度中には結論を得るように進めることはできないか。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見			

認定こども園となった場合は、目的外使用承認手続きや国庫補助金の返還を不要とするよう早急に検討をいただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

F

「措置の内容」の再見直し

-

認定こども園について、一律に承認手続きを不要とすることは適当ではないため、要望項目にある目的外使用承認手続きの適用除外については、対応不可である。

しかしながら、類型や設置主体によっては、手続きの簡素化について、検討する余地があり、前回は回答したとおり、19年度中に検討することとしている。

上記のことを踏まえ、手続きの簡素化に限ってのみF回答とする。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920750	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	人材派遣事業を活用した専門的な職員の採用	都道府県コード	11 埼玉県
		提案事項管理番号	1148090
提案主体名	草加市		

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省
根拠法令等	職業安定法第4条第6号及び第44条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第2条第1号
制度の現状	労働者供給事業を行うこと及び労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

求める措置の具体的内容	人材派遣会社等より人材の派遣を受け、臨時職員、嘱託員、任期付一般職員等として任用する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>市町村がある専門分野に係る事務で人材を確保する必要が生じた時、市町村が独自に一定の専門知識を有した人材を確保しようとしても、短時間で確保するのは困難である。このようなケースでは、便宜上、事務を委託する方式を採用している例も見られるが、法令上、委託可能な事務が制限されるほか、指揮命令系統上の不都合が生じるなどの問題がある。</p> <p>そこで、民間の人材派遣会社等より人材の派遣を受け、事務の内容により任期付一般職員、臨時職員、嘱託等として任用できることとしたい。なお、この場合市町村は、人材派遣会社に対し対価を支払う。この制度により、市町村には、効率的、効果的に人材を確保、活用できる道が用意され、また期間を区切ったプロジェクト事業などにおいても有効な人材確保が可能となる。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>労働者が供給元と雇用関係にあり、供給先と労働者の間にも雇用関係がある場合に、供給元が供給契約に基づいて労働者を供給先の指揮命令を受けて労働者に従事させることは職業安定法第4条第6号に規定する労働者供給に当たり、これを業として行うことは職業安定法第44条により禁止されている。</p> <p>御提案の「人材派遣事業を活用した専門的な職員の採用」について、その内容が必ずしも明らかではないことから労働者供給事業に該当するか判断することはできないが、労働者供給事業は、使用者責任の不明確化、不適切な就業管理・雇用管理等の弊害が生じるおそれがあることから禁止されているものであり、特例措置を設けることは適当ではない。</p> <p>なお、労働者派遣法上、市町村が労働者派遣法に基づく労働者派遣を受け入れることは禁止されていないものである。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920760	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自治体版 PEO(共同雇用職員制度)の導入	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1051090
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省
根拠法令等	職業安定法第4条第6号及び第44条
制度の現状	労働者供給事業を行うこと及び労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

求める措置の具体的内容	<p>第一任用主(自治体)が指揮命令権及び人事権を行使し、第二雇用主(民間企業)が雇用管理及び福利厚生を実施する仕組みを導入する。</p> <p>これにより、指揮監督システムを確保したうえ、人事管理を民間に委ね、自治体が徐々に組織のスリム化を図れるようにすべきである。</p> <p>なお、労働者派遣と類似する部分があるが、本制度では期間制限を設けないものとすべきである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>自治体においては、業務の適切な管理運営のため、外部人材資源を活用する場合でも指揮命令権を直接行使したいというニーズが強く存在する。他方、給与計算や福利厚生事務などはまさに外部委託を実施すべき業務に他ならない。こうした点を考えると、自治体においてはPEOへの潜在的ニーズが高いものと思われる。</p> <p>現行の地方公務員制度・労働法制度はかかる共同雇用制度を想定していないと思われるが、新しい公共を創出するためのツールとして、地方公共団体に関する法特例措置として検討すべきである。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>労働者が供給元と雇用関係にあり、供給先と労働者の間にも雇用関係がある場合に、供給元が供給契約に基づいて労働者を供給先の指揮命令を受けて労働者に従事させることは職業安定法第4条第6号に規定する労働者供給に当たり、これを業として行うことは職業安定法第44条により禁止されている。</p> <p>御提案の「自治体版PEO」について、その内容が必ずしも明らかではないことから労働者供給事業に該当するか判断することはできないが、労働者供給事業は、使用者責任の不明確化、不適切な就業管理・雇用管理等の弊害が生じるおそれがあることから禁止されているものであり、特例措置を設けることは適当ではない。</p> <p>なお、労働者派遣法上、自治体が労働者派遣法に基づく労働者派遣を受け入れることは禁止されていないものである。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920760	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自治体版 PEO(共同雇用職員制度)の導入	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	3003090
提案主体名	市場化テスト推進協議会		

規制の所管・関係省庁	総務省 厚生労働省
根拠法令等	職業安定法第4条第6号及び第44条
制度の現状	労働者供給事業を行うこと及び労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

求める措置の具体的内容	<p>第一任用主(自治体)が指揮命令権及び人事権を行使し、第二雇用主(民間企業)が雇用管理及び福利厚生を実施する仕組みを導入する。</p> <p>これにより、指揮監督システムを確保したうえ、人事管理を民間に委ね、自治体が徐々に組織のスリム化を図れるようにすべきである。</p> <p>なお、労働者派遣と類似する部分があるが、本制度では期間制限を設けないものとすべきである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>自治体においては、業務の適切な管理運営のため、外部人材資源を活用する場合でも指揮命令権を直接行使したいというニーズが強く存在する。他方、給与計算や福利厚生事務などはまさに外部委託を実施すべき業務に他ならない。こうした点を考えると、自治体においてはPEOへの潜在的ニーズが高いものと思われる。</p> <p>現行の地方公務員制度・労働法制度はかかる共同雇用制度を想定していないと思われるが、新しい公共を創出するためのツールとして、地方公共団体に関する法特例措置として検討すべきである。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>労働者が供給元と雇用関係にあり、供給先と労働者の間にも雇用関係がある場合に、供給元が供給契約に基づいて労働者を供給先の指揮命令を受けて労働者に従事させることは職業安定法第4条第6号に規定する労働者供給に当たり、これを業として行うことは職業安定法第44条により禁止されている。</p> <p>御提案の「自治体版PEO」について、その内容が必ずしも明らかではないことから労働者供給事業に該当するか判断することはできないが、労働者供給事業は、使用者責任の不明確化、不適切な就業管理・雇用管理等の弊害が生じるおそれがあることから禁止されているものであり、特例措置を設けることは適当ではない。</p> <p>なお、労働者派遣法上、自治体が労働者派遣法に基づく労働者派遣を受け入れることは禁止されていないものである。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920770	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	ALT 派遣に係るクーリング期間の短縮	都道府県コード	21 岐阜県
		提案事項管理番号	1054010
提案主体名	岐阜市		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第 40 条の 2 派遣先が講ずべき措置に関する指針第 2 の 14 の(3)
制度の現状	<p>・専門的な業務等(26 業務)を除いた業務については派遣受入期間制限が設けられている。</p> <p>・新たな労働者派遣の開始と新たな労働者派遣の受入の直前に受け入れていた労働者派遣の終了との間の期間が 3 月を超えない場合には、当該派遣先は継続して労働者派遣の役務の提供を受けているものとみなす。</p>

求める措置の具体的内容	ALT 派遣に限って、厚生労働省告示で定める 3 ヶ月超の派遣停止期間(クーリング期間)を、1 ヶ月程度に短縮する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>「人材都市ぎふ」を標榜する岐阜市では、英語授業における教師の助手として ALT を活用し、国際化社会を担う生徒の育成をめざしている。</p> <p>具体的には、民間事業者から派遣を受け、市内全 22 の中学校に 1 名ずつ ALT を配置し、労働省告示による派遣のクーリング期間を 1 ヶ月程度に短縮することで、通年で継続的にチームティーチング(T-T)を実施し、子供たちの英語能力向上をめざす。</p> <p>【提案理由】</p> <p>生徒の英語能力を効率的に伸ばすため本市では派遣により年間を通した継続的な ALT 活用を検討しているが、現状では労働者派遣法および厚生労働省告示により、3 ヶ月超のクーリング期間を設けなければ継続的な ALT 活用ができない。しかし 3 ヶ月超の空白期間は生徒の英語能力向上において多大な損失となり、さらに ALT においても雇用が数ヶ月にわたり途切れ、経済的な不利益を生じることとなる。</p> <p>よって、クーリング期間を 1 ヶ月程度に短縮することで派遣での通年かつ継続的な ALT 活用が実現され、生徒の英語能力向上と ALT のニーズに合わせた雇用確保が期待できる。</p> <p>なお、直接雇用による ALT 活用については ALT の大半が 2 ~ 3 年で帰国し長期雇用を望んでおらず、その確保や管理等効率的な事業実施のためには直接雇用は適当でないと考えられ、また請負による ALT の活用については学校が ALT に対し直接指示・命令ができず、T-T に支障が生じることが考えられ、両方法とも本市では予定していない。</p> <p>【代替措置】</p> <p>一般の派遣労働者と異なる事情を持つ ALT に対象を限定することで、労働者派遣法の目的である「派遣労働者の雇用の安定」等については適正に確保され则认为。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>労働者派遣制度においては、26 業務以外の業務に対する労働者派遣は、臨時的・一時的な業務への受入れであると位置付けられ、派遣受入期間の制限が設けられているところであるが、派遣受入期間の算定に当たり、新たな労働者派遣の開始とその直前に行われていた労働者派遣の終了との間の期間が3箇月を超えない場合には継続して労働者派遣の役務の提供を受けているものとみなし、他方その期間が3箇月を超える場合にはもはや継続して労働者派遣の役務の提供を受けているものとはしない(いわゆるクーリング期間)ものである。このクーリング期間とは、あくまで派遣受入期間の算定に当たっての「継続して」役務の提供をしているか否かの判断基準となるものであり、業務によってその内容が変わる性質のものではない。</p> <p>したがって、ALT業務への派遣について特例を設けることは不適當である。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>3ヶ月ものクーリング期間は、本市が派遣によりALTを活用した授業を実施する上で実際に大きな妨げになるため、提案を認めて頂きたい。</p> <p>また、提案の意図は、派遣可能期間の制限上設定されたクーリング期間によって生じるALTの長期不在期間の解消だが、そもそもALTは、ネイティブスピーカーとして外国語を教えるという専門性と、数年後にはほとんど人が入れ替わるという特殊事情があり、派遣可能期間を制限せずとも常用雇用の代替の恐れが少ないため、労働者派遣法第40条の2第1項第1号の政令で定める業務にALTを位置づけ、派遣可能期間制限から除外して頂きたい。</p> <p>もし位置づけられない場合は、その理由をご教示頂きたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>前回にも回答したとおり、いわゆるクーリング期間は、派遣受入期間の算定にあたって「継続して」役務の提供を受けているか否かの判断基準となるものであり、業務によってその内容が変わる性質のものではなく、ALT業務への派遣について特例を設けることは不適當である。</p> <p>政令で定める派遣期間の制限のないいわゆる26業務に含める業務については、当該業務の専門性や常用労働者の雇用の安定に及ぼす影響などについて具体的に検討することが必要であり、具体的要望、業務の実態等を踏まえ、必要に応じて検討すべきであると考えているところであるが、御提案の「ALT業務」については、その専門性や常用労働者の雇用の安定に及ぼす影響について検討するための具体性がなく、これをもっていわゆる26業務に含めることの可否について回答することは困難である。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>労働者派遣法において、一定の場合には派遣期間が3年間認められるものもあると理解しているところ、本件はその対象となりうるのか、御教示願いたい。また、あわせて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

提案主体からの再意見

検討するための具体性がないとの回答であるが、どのような条件・具体的な材料が整えば検討を行うのか、またそれはいつ頃行うのかご教示頂きたい。

直接雇用によるALT活用は、コスト・維持管理・人材確保の点から実施が大変困難であり、また請負によるALT業務が「偽装請負」の恐れがあると指摘されている現状を踏まえ、派遣による安定的かつ継続的なALT活用を可能とし、骨太方針2007に示された教育再生を推進するためにも、貴省においては、文部科学省と連携を図り、早急に、本市提案の「クーリング期間の短縮」や「派遣期間制限のない業務とする」など、実効性のある対策を行うことが求められていると考えるがいかがか。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

、

派遣受入期間については、原則1年とされているが、派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合等に対し意見聴取をした上で1年を超え3年以内の受入も可能であり、本件もその対象になりうるものである。

26業務に含める業務としては、公労使の合意も経て、「専門的な知識、技術等又は経験を必要とする業務」または「特別な雇用管理を行う必要があると認められる業務」であって、「当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間に渡るその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものであること」を要するとされているところ、当該業務の専門性や、雇用管理の在り方、常用労働者の雇用の安定に及ぼす影響などについて具体的に検討することができるものであることが必要であるが、具体的な時期が予め決定されているものではない。

いわゆるクーリング期間は、派遣受入期間制限の算定にあたって「継続して」役務の提供を受けているか否かの判断基準となるものであり、業務によってその内容が変わる性質のものではなく、ALT業務への派遣について特例を設けることは不適當である。また、「ALT業務」についてその専門性や常用労働者の雇用の安定に及ぼす影響について検討するための具体性がなく、これをもって派遣受入期間制限のない業務とすることの可否について回答することは困難である。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920780	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	若年層の就労促進とスキルアップを目的とした自由化職種の派遣期間制限の撤廃	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1055010
提案主体名	(株)パソナシャドーキャビネット		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第40条の2
制度の現状	専門的な業務等(26業務)を除いた労働者派遣に係る派遣受入期間制限については、最長3年である。

求める措置の具体的内容	<p>若年層の就労促進やキャリアアップを目的とした取り組みを実施する場合の阻害要因となっている派遣期間の制限について、原則として自由化職種の期間制限の撤廃を要望しますが、特に若年層の就労対策を強化するため、対象年齢を限定(特に就職氷河期世代)する形で派遣期間の制限撤廃(もしくは、対象年齢層に対しての個人契約別期間制限の導入)の早期改正を求めます。</p> <p>H14年の派遣法改正で45歳以上の労働者の派遣期間が1年 3年の例のように</p>
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>経済の回復に伴い、日本で正社員としての労働者数が増えてきています。新規採用についても就職率が大きくアップしており、フリーターと呼ばれる数も187万人と昨年と比べ14万人減となりました。しかし、03年まで続いた就職氷河期に大学を卒業した若年層には、決して追い風にはならず、このような状況が本人達にとってはストレスです。このような若年層の労働希望者が望むのは、本人がやりたい仕事が適切な就労条件で働ける環境であり、必ずしも正社員雇用を望む人ばかりではないといえます。一方、企業の採用も同様に優秀な人材の確保は必要と考えるものの、正社員の採用だけでなく、様々な雇用形態で優秀な人材の獲得をしたいと考えております。現状の派遣期間の制限があれば、採用枠が発生した場合に現行の法規制により派遣の選択肢がない状況が発生し、これらの若年層の雇用機会が失われていると考えられます。この制度により、派遣期間の制限がなくなれば、採用枠に対し派遣雇用を希望する労働者の雇用が広がると考えられます。特に若年層の就労職種として採用の可能性が高い、営業や販売といった職種において、経験の浅い若年層の雇用を派遣と言う雇用形態で採用する可能性は高くなると考えられます。また、このような雇用形態については、外国を見てもパートやアルバイトなどの正社員でない働き方は、増加している状況であります。しかし、労働形態の違いによる賃金・福利厚生等の諸条件の格差は日本特有の問題であり、これらを派遣という雇用形態で派遣会社が適切な就労条件で働ける環境作りを担うことにより、若年層が自分の目指す仕事に就ける社会の仕組みづくりを実行します。</p>
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがある。我が国においては、働き方が多様化している一方で、長期雇用慣行は今後の基本的な雇用形態として位置づけられるべきものとして、関係者の合意形成がなされており、また、派遣労働という働き方を望まない労働者がやむを得ず派遣労働者として固定化することのないよう、派遣受入期間についても、常用雇用の代替のおそれが少ない専門的な業務等を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限が設けられているところであり、派遣受入期間の制限の撤廃は不適當である。</p> <p>また、平成16年3月から、常用雇用との調和を図りつつ、派遣労働者や派遣先のニーズに的確に応える観点から、派遣受入期間の1年という制限を見直し、最長3年までの期間で臨時的・一時的と判断される期間が設定されたものであり、これを緩和することは常用雇用代替を招くおそれがあるため不適當である。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920790	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	士業派遣の解禁(過疎地限定) 士業・・・弁護士・外国法律事務弁護士・地方書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士の業務	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1055070
提案主体名	(株)パソナシャドーキャビネット		

規制の所管・関係省庁	金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 経済産業省
根拠法令等	社会保険労務士法第 25 条の 9 第 1 項第 1 号、同法第 27 条、社会保険労務士法施行規則第 17 条の 3 第 2 号
制度の現状	社会保険労務士法人は、その使用人である社会保険労務士を労働者派遣の対象とし、かつ、他の開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人を派遣先とする労働者派遣事業を行うことができる。

求める措置の具体的内容	町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる士業の派遣禁止を解禁すべきである。 現状過疎地にて、サービスを受けられない地域に限定し派遣法により禁止されている「士業の派遣」を認める
具体的事業の実施内容・提案理由	現在、士業派遣は労働者派遣法で規制をされている。 過疎地においては士業不足のため、住民が都市部まで移動がしいられ、満足した社会サービスを受けていない。そのため、過疎地においては士業の人材派遣をととして、過疎地の住民が士業のサービスを受けられる機会を創出すべきである。

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>社会保険労務士法人が、当該社会保険労務士法人の使用人である社会保険労務士を労働者派遣の対象とし、かつ、他の開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人を派遣先とする場合には、労働者派遣事業を行うことが可能である。一方、社会保険労務士法人以外の者が派遣元となることは、無資格者である派遣元が社会保険労務士との間の雇用契約に基づく指揮命令を通じて、実質的に派遣先での業務に影響を与えるおそれがあり、また、他の開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の者が派遣先となることは、無資格者である派遣先が社会保険労務士に対して業務に関する指揮命令権を有することになり、社会保険労務士業務の公正性の確保が困難となるおそれがあることから、無資格者の社会保険労務士業務への介入を排除する規定である社会保険労務士法第27条の趣旨に反するため、社会保険労務士を一般の労働者派遣事業の対象とする特例を設けることは不適當である。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920800	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	葉酸添加製品の説明等における薬事法等の規制緩和	都道府県コード	11 埼玉県
		提案事項管理番号	1032010
提案主体名	坂戸市		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	薬事法
制度の現状	<p>薬事法において、「医薬品」は人の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物と定義されている。医薬品的な効能・効果を標榜した場合、医薬品に該当するものと判断されることから、食品については、医薬品的な効能・効果を標榜することはできない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>坂戸市葉酸プロジェクトの一環で開発した葉酸添加製品の健康に関する表現について、「健康づくり」、「健康を応援」、「共同開発」、「副作用はない」などを可能とする。</p> <p>また、プロジェクトの趣旨から、市民の1日当りの葉酸摂取推奨量を 400 μg とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>葉酸添加製品は、葉酸を多く含んでいる野菜を多く食べてもらう運動を、医学的、栄養学的に市民に働きかけていく葉酸プロジェクトの一環として、産・官・学で共同開発したもので、プロジェクトの趣旨を市民に理解してもらうには、葉酸添加製品の説明は必要不可欠である。</p> <p>この説明の中で、市民に趣旨を理解してもらう上で、「健康づくり」、「健康を応援」、「共同開発」ならびに「副作用はない」などの表現を使用したいが、地元保健所の担当者によっては、使用に関して薬事法第 66 条の運用上の指導内容が異なることもあり、市としても障害がでている。</p> <p>よって、これらの表現を行いたいのが、薬事法第 66 条の規定を根拠に「健康づくり」等の表現ができないので、この規制を緩和する特例措置を求める。</p> <p>また、厚生労働省で策定している「日本人の食事摂取基準 2005 年版」では、成人の葉酸摂取推奨量は 240 μg / 日が提示されているが坂戸市葉酸プロジェクトの協力者である女子栄養大学の研究では、日本人の約 15% の人は、遺伝子の関係から他の人と同じ量の葉酸を摂取しても血液中の葉酸値が低く、この人たちは 240 μg / 日では足りないという結果となっている。</p> <p>しかし 400 μg / 日の葉酸を摂取すれば、こうした人でも安全なレベルまで上げることができると報告されている。</p> <p>よって、市民の葉酸摂取推奨量を、厚生労働省の推奨基準ではなく、400 μg / 日として当プロジェクトを推進していけるようにしたい。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>食品として販売されている製品については、医薬品的な効能・効果を標榜した場合、人の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であり、医薬品に該当すると判断されることから、医薬品的な効能・効果を標榜することはできない。</p> <p>具体的にいかなる表現が医薬品的な効能・効果の標榜に当たるかについては、当該表現が用いられている文脈も勘案し、個別具体的に判断されるものであり、「健康づくり」等の表現の可否について、直ちに判断することはできないが、少なくとも、「副作用はない」との表現は、医薬品的な効能・効果を標榜するものであり、使用することはできないものである。他の表現の使用の可否については、個別に御相談いただきたい。</p> <p>食事摂取基準は、科学的根拠に基づき、5年毎に日本人の基準値を定めており、食事摂取基準(2005年版)では、12歳以上の葉酸推奨量を240μg/日としているところである。</p> <p>なお、食事摂取基準(2005年版)では、「妊娠を計画している女性、または、妊娠の可能性のある女性は、神経管閉鎖障害のリスクの低減のために、400μg/日の摂取が望まれる」と記載しているところである。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>葉酸添加製品の健康に関する表現について、どこまで使用できるかには、個別に相談されたいとのことであるが、相談先は、地元保健所でのよしいか。また、坂戸市葉酸プロジェクトの一環として、坂戸市民に対する葉酸摂取推奨量を400μg/日として推進することができるのかご教示願います。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>具体的な表現の使用の可否については、都道府県の薬務主管課又は保健所において相談を受け付けているところである。</p> <p>また、市民の葉酸摂取推奨量を400μg/日としてプロジェクトを推進することの可否については、食事摂取基準の観点からは、表示についての規制をするものではないため、回答できない。</p> <p>なお、食事摂取基準(2005年版)では、18歳以上の上限量(通常の商品以外からの摂取量)を1,000μg/日としているところである。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>「食事摂取基準の観点からは、表示についての規制をするものではないため、回答できない。」とあるが、仮に提案主体が葉酸摂取推奨量を400μg/日とし推奨しても、少なくとも貴省の所管する法令上、問題となることはないかと理解して良いか。再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し
<p>食事摂取基準(2005年版)では、12歳以上の葉酸摂取推奨量を240μg/日としているところであるが、坂戸市が市民の健康状態を配慮しながら葉酸摂取推奨量を400μg/日として推進することを妨げるものではない。</p>			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920810	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	栄養士養成施設の指定基準の緩和	都道府県コード	33 岡山県
		提案事項管理番号	1049010
提案主体名	学校法人 加計学園 倉敷芸術科学大学		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	栄養士法 栄養士法施行令 栄養士法施行規則 栄養士養成施設指導要領 調理師法施行規則 調理師養成施設指導要領
制度の現状	栄養士法において、栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいい、栄養士免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設において、必要な知識及び技能を修得した者に対して与えられるものである。栄養士養成施設は、厚生労働省令で定める基準に適合するものであることとされている。

求める措置の具体的内容	現行法で規定されている栄養士養成施設の指定について、現行と同等の栄養士教育の質が確保されている場合には、同一学部の2学科で設けた栄養士養成コース(仮称)において、栄養士養成施設としての指定を可能とする。 また、これに伴って栄養士養成施設指導要領(平成13年9月21日健発第936号)の施設設備等に関する事項の緩和措置を可能とする。 具体的には、給食実習室については、既存の学生食堂の活用を可能とする(HACCP対応に改造するとともに準備室等設ける)。また、道路を挟んで同一法人内の関連校(調理師養成等)があるので、その施設設備(調理実習室等)の活用を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	運動と栄養の両方の指導ができる栄養士、健康食品・機能性食品等の摂取を適切に指導できる栄養士を養成することにより、緊急の課題である生活習慣病予防・メタボリックシンドローム対策(健康づくり)が効果的に推進できる。 具体的には、倉敷芸術科学大学生命科学部の健康科学科と生命科学科で従来どおり学生募集(栄養士を選択するコースがあることは募集要項に記載する)し、希望者(両学科から20名ずつを予定、多数の場合は選抜)に栄養士養成コースで単位を取得させる。つまり、教職の免許取得のように、学部(健康科学科と生命科学科が対象)が栄養士の免許を出せる指定を受けていて、栄養士免許に必要な単位を栄養士養成コースで取得させる方式を考えている。これにより、健康科学科では健康運動指導士・健康運動実践指導者と栄養士、生命科学科ではNR(Nutritional Representative: 栄養情報担当者)と栄養士の資格を持った人材を養成でき、住民・勤労者の健康づくりが効果的に行える。 提案理由 健康日本21の中間とりまとめで、「1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後に薬」と具体的に健康づくりの推進方法が提示された。このように、健康づくりにおいて運動と栄養は車の両輪ではあるが、栄養士で、健康運動指導士を講習で取得した人では、運動を実際にパフォーマンスしてみせるには力不足である。一方、機能性食品等は適切に摂取すれば病気の予防・健康づくりに役立つものの、栄養士で適切に指導できる人は少ない。したがって、運動と栄養または機能性食品と栄養に関する両方の学問を大学教育の中で修めた人材が必要である。そのために、栄養士養成施設の指定基準の緩和を提案する次第である。

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>栄養士養成施設の指定にあたっては、同一学部内であっても、それぞれの学科が、栄養士養成施設としての設置基準(施設設備、教員等)を満たしていれば、指定を妨げるものではなく、当該学科が栄養士養成施設としての指定を受け、栄養士として必要な知識及び技能を修得した者は、栄養士免許を取得することが可能であるが、単位取得のみで資格取得を目標とする養成は認められない。</p> <p>また、既存の学生食堂をHACCP対応に改造する等、給食実習室としての基準を満たし、専用の給食実習室として利用することは可能であるが、学生食堂と共用することについては、衛生管理面で問題が生じるほか、カリキュラムの編成等、適正な実習の実施に支障を来す恐れがあることから、認められない。</p> <p>さらに、調理師養成施設としての調理実習室を栄養士養成施設としての給食実習室として利用することは、各々の設置基準に基づき、それぞれ専用の実習室を設けることとされていることから、ご提案の内容は既存の調理師養成施設の設置基準を満たせないばかりか、栄養士養成施設としての基準も満たせないため、認められない。</p> <p>調理師養成施設は調理師の養成を目的とした施設であり、栄養士養成施設は栄養士の養成を目的とする施設として、全国統一的な資質を担保するために、各々について必要な設置基準を設けていることから、栄養士養成施設の指定を受けようとするのであれば、現行制度の下、設置基準に基づき施設を整備し、栄養士養成施設の指定を申請することを検討されたい。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>貴省の回答では、「単位取得のみで資格取得を目標とする養成は認められない」とあるが、その理由を明確にされたい。</p> <p>また、学生食堂の利用について、利用した場合、「どのような衛生管理面の問題が生じるのか」、「適正な実習の実施にどのような支障が生じるのか」を具体的に回答されたい。</p> <p>さらに、調理師養成施設の調理実習室を利用する場合、貴省の回答では、「それぞれ専用の実習室を設けることとされている」とあるが、専用で無ければならない理由も回答されたい。</p>			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>単位取得のみでの養成が認められない理由は、栄養士の教育は、入学時から栄養に関する専門的知識及び技術について、基礎的なものから専門的なものに、概論的なものから各論的なものに順次移行して実施される必要があるとともに、栄養士免許取得のための必須単位以外においても、栄養に関する幅広く深い教養及び適切な判断力を培い、入学時から卒業までを通じて、職業人としての栄養士を養成する教育を総合的に行う必要があるためである。</p> <p>学生食堂を給食経営管理実習室と共用できない理由については、衛生管理面では、学生食堂が食中毒などの事故を発生させた場合、原因の特定が困難になるばかりか、一定期間営業が停止となり実習を行うことができなくなるなどの影響が生じる。また、学生実習では事前準備等で実習時間以外に実習室を使用することもあり、さらに、昼食時間に合わせて食事を提供するなどタイムスケジュールに応じた実習を行う必要がある。学生食堂は年間を通じて営業する施設であることから、学生実習室と学生食堂を共用することは、実習と食堂の営業各々に支障をきたすこととなる。</p> <p>調理師養成施設の実習室との共用を認められない理由については、栄養士養成と調理師養成は各々目的が異なるためカリキュラムも異なり、実習室についても各々の養成に沿った実習設備、備品等を供える必要があり、また、各々の養成カリキュラムの時間割や適切な時間の実習実施に支障をきたすためである。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920820	プロジェクト名	社会復帰促進センターにおける業務の拡充
要望事項 (事項名)	調理師免許の取得に係る相対的欠格事由の緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1066060
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	調理師法 (相対的欠格事由) 第四条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条の免許を与えないことがある。 一 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者 二 罰金以上の刑に処せられた者
制度の現状	調理師法においては、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者として、都道府県知事が調理師免許を与えているところである。また、都道府県知事は罰金以上の刑に処せられた者に対しては免許を与えないことがあるとされている。

求める措置の具体的内容	特区において、特例措置 510 を活用して民間事業者により実施される特定刑事施設の運営等に係る事業に関連して、社会復帰促進センターに収容された受刑者であって、当該施設において調理の業務への従事等の必要な訓練等を受け、調理師試験に合格した者については、法第4条の2第2号を適用しないこととするもの。
具体的事業の実施内容・提案理由	喜連川社会復帰促進センター等PFI特区においては、特例措置510「特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業」を活用して、国の刑務所における収容及び処遇に関する事務の民間委託が行われることとされている。その一環として、受刑者の社会復帰に向けた調理師免許取得のための訓練等の職業訓練が民間企業によって行われる予定である。しかし、調理師免許に関して、現行制度においては、罰金以上の刑に処せられた者についてはこれを与えないことがあることとされていることから、当該施設において職業訓練を受け、調理師試験に合格したとしても調理師免許が取得できない場合がありうる。社会復帰促進センターは、国の刑務所のうち、犯罪傾向の進んでいない者を収容する刑務所であり、そこに収容される受刑者は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律に基づき処遇を実施することにより、健全な社会人として円滑な社会復帰を実現できる可能性が高い者の集団である。したがって、当該施設において調理師法に基づく必要な業務に従事し、調理師免許の取得が可能とすることにより受刑者の就労と円滑な社会復帰が促進されることが考えられる。併せて、調理師に関する職業訓練を中心として食に関する関連産業の当該地域への集積が期待され、雇用の拡大、定住人口の増大、消費の拡大等を通じた地域経済の活性化が期待できる。

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>調理師法においては、調理師の資格を定めることにより、調理業務従事者の資質を向上させ、国民の食生活の向上に資することを目的としている。</p> <p>欠格事由は、資格制度の目的を達成するためにふさわしくない者に対して、免許を与えないことがある旨定めているものであり、一律に欠格事由を適用しないこととするの要望は資格制度の根本に関わることであるため、認められない。</p> <p>なお、罰金以上の刑に処せられた者のうち、どのような者に対して免許を与えないかの決定権は都道府県知事が有しているが、一般的な解釈として、「健全な社会人として円滑な社会復帰を実現できる可能性が高い者」に対して、相対的欠格事由に該当するとの理由により、免許を与えないことは想定しがたいと考えられる。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>貴省回答では、「どのような者に対して免許を与えないかの決定権は都道府県知事が有している」とあるが、例示などを示した通達を発出しているなど、都道府県の判断基準を実質的に縛っていることは無いのか。</p>			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>調理師免許欠格事由の判断基準を示す通知等は発出していない。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920830	プロジェクト名	社会復帰促進センターにおける業務の拡充
要望事項 (事項名)	介護員養成研修実習対象施設の拡大	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1066070
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 2 項、 介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準(厚生労働省告示第 219 号)、 介護員養成研修の取扱細則について(平成 18 年 6 月 20 日老振発第 0620001 号 厚生労働省老健局振興課長通知)
制度の現状	介護員養成研修は、都道府県知事又は都道府県知事が指定する者が研修を行うこととなっている。研修を行う者の指定に当たっては、介護保険法施行規則等の規定に基づき行われることとなり、訪問介護員養成研修 2 級課程においては、特別養護老人ホーム等における介護実習、訪問介護実習、老人デイサービスセンター提供現場の見学を行うこととされている。

求める措置の具体的内容	特区において、特例措置 510 を活用して民間事業者により実施される特定刑事施設の運営等に係る事業に関連して、社会復帰促進センターにおける介護員養成研修について、実習に必要な指導者の配置等の実習施設として必要な要件を備えている場合には、身体障害者等である受刑者を収容する特化ユニットを当該研修の実習施設として認める。併せて、開設からの期間及び実習指導者の当該施設における業務に従事した期間についても特段制限を設けないこととするを認める。
具体的事業の実施内容・提案理由	喜連川社会復帰促進センター等 PFI 特区においては、特例措置 510 を活用して、国の刑務所における収容及び処遇に関する事務の民間委託が行われることとされており、その一環として、受刑者の社会復帰のための介護員 2 級課程の養成研修が行われる予定である。当該研修は厚生労働省令に基づき講義、演習及び実習によって構成され、このうち実習については、初の試みとして社会復帰促進センターに設置された身体障害者等である受刑者を収容する特化ユニットにおいて実施することが検討されている。しかし、特化ユニットは実習施設として明確に認められていないため、受刑者は実習を行うことができず、収容中に当該研修を終了することができない。社会復帰促進センターは、国の刑務所のうち、犯罪傾向の進んでいない者を収容する刑務所であり、そこに収容される受刑者は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律に基づき処遇を実施することにより、健全な社会人として円滑な社会復帰を実現できる可能性が高い者の集団である。したがって、実習に必要な指導者の配置等の実習施設として必要な要件の具備を条件に特化ユニットを実習施設として認めることにより、介護員養成研修 2 級課程の講義、演習及び実習が全て受刑施設内で実施可能となり、受刑者の円滑な社会復帰と就労が促進されるものと考えられる。併せて、介護員養成に関連する産業を中心として、介護、福祉等に関する関連産業の当該地域への集積が期待され、雇用の拡大、定住人口の増大、消費の拡大等を通じた地域経済の活性化が期待できる。また、介護関係の労働者の育成による介護サービスの安定的供給が可能となるものと思われる。

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>介護員養成研修事業者の指定事務については、介護保険法施行令第3条の規定等に従い、都道府県知事が行うこととされている。</p> <p>訪問介護員養成研修2級課程の実習については、特別養護老人ホーム等における介護実習及び訪問介護に関する実習並びに老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学を行うこととされており、実施に当たっては、前述内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できることとされている。</p> <p>介護員養成に当たっては、実習の目的として、介護技術の習得に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス施設等における各職種の業務内容、連携(チームアプローチ)等の仕組みを理解し、体験を深めること ・介護の目的・機能、様々な状態像の利用者や家族との関わり方、コミュニケーションのあり方等について体験的に理解を深めること ・在宅や施設等における利用者の生活を知ること、利用者・家族について理解を深めること <p>等が重要であると考えている。</p> <p>したがって、ご提案における「特化ユニット」というものがどのような施設なのか不明であるが、いずれにせよ、研修事業者の指定に当たっては、前述の点に留意しつつ、指定権者である都道府県知事が個別に判断することとなるものと考えている。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920840	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	特例子会社の適用の拡大。複数の会社(JV)での特 例子会社の認定。	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1055020
提案主体名	(株)パソナシャドーキャビネット		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	障害者の雇用促進等に関する法律第 43 条、第 44 条、第 45 条
制度の現状	<p>障害者の雇用促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)第 44 条では、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たしていると厚生労働大臣(公共職業安定所長)の認定を受けた場合は、特例的に雇用率制度及び納付金制度の適用上同一の事業主と見なすこととしている(特例子会社制度)。特例子会社制度においては、親会社が、子会社の株主総会の議決権の過半数を有していること、子会社のうち少なくとも 1 名以上は親事業主の役員又は従業員から選任されていること、子会社の従業員のうち相当数が親事業主から派遣されていること等を認定要件としている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>親子関係の無い企業であっても複数の企業が共同で出資し、協同組合、株式会社の形式で障害者を雇用する特例子会社を設立する。出資した割合によって実雇用率を算出し、法定雇用率に含むことができるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【提案理由】 現状一般企業の多くが法定雇用率の 1.8%を遵守できていない状況。特に中小企業において、障害者の雇用はインフラ、受け入れ態勢等において、雇用が難しい。 一方障害者側も就業環境、労働条件、通勤の問題で企業とのマッチングが困難なケースが目立つ。</p> <p>【内容】 複数の企業に出資を呼びかけ、共同で特例子会社を作る。特例子会社の認定基準を緩和し、親子関係が無くても特例子会社として認定する。出資した企業に法定雇用率を案分する。出資した企業にて仕事を持ち寄り、ワークシェアリングする。</p> <p>【効果】 ノウハウの無い企業、中小企業でも、障害者を雇用しやすくなる。 仕事を持ち寄り、ワークシェアリングすることにより、仕事内容の多様性が生まれる。新しい仕事生まれ、雇用が促進される。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>障害者雇用促進法において、障害者の雇用義務は、労働者を雇用して事業活動を行う個々の事業主ごとに課されているものであり、親会社と子会社との関係にある企業であっても法人格が異なれば別々に適用されることが原則である。この原則のもと、同一の事業主体であると擬制される場合に限り、特例として、親事業主が直接雇用していない障害者についても、雇用率の算定対象等にしており、それを親会社と子会社との間で認めているのが、特例子会社制度である。</p> <p>一方、御提案の複数の企業が共同出資するスキームでは、出資先企業と出資元企業は、同一の事業主体であると擬制できる関係にはないため、特例として認めることは適当ではない。なお、障害者の雇用機会確保という観点からは、このような場合、出資先企業を1つの事業主として認めて障害者雇用率算定等も行っているため、障害者雇用促進法上の評価は既に行っていると考える。</p> <p>また、障害者雇用率算定等において、出資比率に応じて分割して出資元企業において評価することについては、個々の出資元企業は、出資先企業における障害者雇用の推進について、特例子会社制度の親会社のように、その責任を全体的にも部分的にも果たせる状態にあるとは言えないため、慎重に検討する必要がある。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920850	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	独居高齢者の孤独死防止及び高齢者夫婦の孤立死	都道府県コード	27 大阪府
	防止対策	提案事項管理番号	1102010
提案主体名	NPO法人デイコールサービス協会		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	
制度の現状	緊急通報体制等整備事業は、介護予防・地域支え合い事業のメニューとして平成16年度まで実施していたが、平成17年度から一般財源化している。

求める措置の具体的内容	<p>孤独死への地方自治体の危機管理能力を高めるための支援措置を求める。地方自治体は、住民の生命と財産を守る義務がある。現在、全国で65歳以上の独居高齢者は、410万2千人に達し、孤独死も増加の一途を辿っている。このような社会的現象を防止するには、「おたっしゃコール」のような有効な安否確認システムが必要だ。おたっしゃコール(定時自動発信機能)の実務が理解できると危機管理能力が備わり、「地域(人的交流)再生ツール」の「おたっしゃコール」が、災害発生時に威力を発揮することを確信できる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>平成16年度の提案では、「おたっしゃコール」は高齢者の健康増進・安否確認・自立支援に有効な先駆的的事业につき、実施計画書を提出するよう厚生労働省から回答があり、実施計画書を提出したが、実施主体を地方自治体に変更するよう連絡があった。枚方市・大阪市・神戸市等の他、周辺12市に提案したが、緊急通報システムをすでに導入しているので、同じようなシステムは必要ないと断われた経緯がある。12年目を迎えた阪神大震災の復興住宅では、見守り支援要員や非常ボタン等の緊急通報システムやガスが一定時間使われない場合を緊急事態として対応するシステムを設置し、「孤独死」防止に努めているが、毎年70人近い「孤独死」が発生している。2006年の1年間では、66人と減っているが、死後1ヶ月以上たつて見つかるケースが5人と急増している。その原因は、人間よりも機械頼みの自治体に、人の生命への危機管理能力が全くないからだ。大地震災害を経験している自治体とは思えない。民間企業が、危機管理能力の不足から不祥事を起こすと徹底的に叩かれ企業存亡の危機に立たされる。「孤独死を防ぐ(おたっしゃコール)システム」は、究極の安否確認システムで、孤独死防止の切札である。「おたっしゃコール」が挑む、地域ぐるみの高齢者支援事業、「地域再生を柱とした孤独死・孤立死ゼロ・プロジェクト」を全国の自治体に提案し、人の生命への危機管理能力を高めるガイドラインにして頂きたい。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
緊急通報体制等整備事業は、介護予防・地域支え合い事業のメニューとして平成16年度まで実施していたが、平成17年度から一般財源化しており、ご提案のような事業を実施することについては、特段の規制はなく、各市町村の判断により可能と考える。			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの意見	平成16年度まで実施していた緊急通報体制等整備事業では、管理責任が問われないため、大阪市社会福祉協議会は大阪市の緊急通報システムを独占し、ずさんな管理で得た余剰金等で裏金総額1億4100万円を作っていた。警備会社に委託している自治体では、北海道のミートホープ社のような低価格競争によるシェア争いの弊害がでている。特段の規制がなく市町村の判断で導入可能で事実誤認とあるが、既得権団体や随意契約提携の自治体が導入に反対する理由は、管理責任問題の表面化です。今回は、これらの問題点を解決するため、地域再生を柱とした「孤独死・孤立死ゼロ・プロジェクト」で危機管理能力を高めるための支援措置を求めています。		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し
緊急通報体制等整備事業は、平成17年度から一般財源化しており、ご提案のような事業を実施することについては、特段の規制はなく、各市町村の判断により可能と考える。			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの再意見	規制改革には、緩和と強化がある。平成16年度までの緊急通報体制等整備事業では、通報システムの管理責任を明確にする規制がなく、ずさんな管理で裏金や低価格競争による弊害を隠して、一般財源化で市町村に責任を転嫁している。電話機や電話回線を使って、人の生命に関わるシステムは、毎日正常稼働を証明し管理責任を明確にする規制が必要。大阪市の、一式8万円の緊急通報用電話機をNTTから購入し設置、短期利用でも電話機は回収されず使い捨て。これは、税務上の現物給付で源泉徴収の対象や公有機器の無断廃棄に当たる。NTTからのキックバックが大阪市社協の裏金総額1億4千万円になっていた可能性があり調査も必要。別様有り		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し
緊急通報体制等整備事業は、平成17年度から一般財源化しており、ご提案のような事業を実施することについては、当該事業に係る管理体制の在り方も含め、各市町村において適切に判断されるべきものと考えるところ。			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920860	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	老人医療費3兆円削減構想	都道府県コード	27 大阪府
		提案事項管理番号	1102020
提案主体名	NPO法人デイコールサービス協会		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)
制度の現状	<p>在宅療養支援診療所については、当該診療所において、24時間連絡を受ける医師又は看護職員を配置し、その連絡先を文書で患者に提供していること、当該診療所において、他の保険医療機関の保険医、看護師等との連携により、患者の求めに応じて、24時間往診・訪問看護が可能な体制を確保し、往診・訪問看護の担当者の氏名、担当日等を文書で患者に提供していること、また、当該診療所において、又は他の保険医療機関との連携により他の保険医療機関において、在宅療養患者の緊急入院を受け入れる体制を確保していることなどを算定要件としており、</p>

求める措置の具体的内容	<p>在宅死亡率を全国平均6割に高めるための支援措置を求める。在宅重視で安心して終末期を迎える医療を提供するために「デイコール問診システム」を考案した。そのモデル事業では、在宅死亡率を6割に高め、老人医療費を大幅削減できることを実証した。大幅削減実証が普及活動最大の障害となっている。このような電話問診によるデイ・ケア・システムが健康保険診療として認可を受ければ全国的に普及する。在宅死亡率全国平均6割に高め、老人医療費3兆円削減が実現できる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>平成18年度の診療報酬改定で、社会的入院の受皿として、政府が医療制度改革の柱に据えている。在宅での看取りを増やすため、手厚い診療報酬が付けられた「在宅療養支援診療所」が新設されたが、書類上の医療制度や診療体制・連携体制では、在宅での看取りを増やすことはできない。昨年は、届出書類が都道府県知事から各地の社会保険事務局長に変更になっただけで、実態が伴っているとは思えなかったため、支援措置を求める提案書を提出した。再々検討要請したが、厚生労働省からは、在宅での看取りを増やすため、ターミナルケア支援の評価を充実したところであるのと、かかりつけ医が毎日定刻に在宅患者に電話を掛け問診するようなサービスに診療報酬は認められないとの回答であった。「在宅死を適える(デイコール問診)システム」は、在宅患者宅に、在宅医療用に開発された電話機を設置し、毎日定時と24時間緊急時に、かかりつけ医や病歴書などを共有する連携医師や病院に、患者情報を発信することにより、実態が伴う24時間病診・診診連携体制を確立させ、患者情報の先取り効果で、適切な処置や指導で病状を安定させ、安心して終末期を迎えられる医療を提供する。日本で初めてシステムだが、サービスとシステムの見解の相違があり認められなかった。1年間の在宅での看取りが全く増えていないので再提案する。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
<p>平成18年度診療報酬改定においては、高齢者ができる限り住み慣れた家庭や地域で療養しながら生活を送れるよう、また、身近な人に囲まれて在宅での最期を迎えることも選択できるよう、診療報酬上の制度として新たに在宅療養支援診療所を設け、在宅療養支援診療所が在宅医療における中心的な役割を担うこととし、これを患者に対する24時間の窓口として、必要に応じて他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等との連携を図りつつ、24時間往診及び訪問看護等を提供できる体制を構築するとともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院から在宅療養への円滑な移行に係る評価 ・ 在宅療養における24時間対応体制に係る評価 ・ 在宅におけるターミナルケアに係る評価 ・ 特別養護老人ホーム等におけるターミナルケアに係る評価 <p>を充実させたところである。</p> <p>また、新たに創設した在宅医学総合管理料においては、在宅療養支援診療所の主治医が、往診及び訪問看護により24時間対応できる体制を確保すること、個別の患者ごとに総合的な在宅療養計画を作成すること等を算定要件としている。御要望のようなサービスは、当該サービスのみを独立して診療報酬上評価する性格のものではなく、既に在宅時医学総合管理料の中で、総合的に評価しているものである。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920870	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	院内製造した PET 用のFDG製剤について、薬事法の許可等を経ずに、他の特定の医療機関に提供することの容認	都道府県コード	5 秋田県
		提案事項管理番号	1098010
提案主体名	秋田県		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	薬事法第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項及び第24条第1項
制度の現状	<p>薬事法上の医薬品であるPET用FDG製剤については、院内で製造し、他の医療機関に販売又は授与を行う授与を行う場合、薬事法に基づく医薬品の製造販売業許可、製造業許可、製造販売承認及び販売業許可を得る必要がある。</p>

求める措置の具体的内容	<p>院内製造したPET用のFDG製剤を他の医療機関に提供する場合は、薬事法上の医薬品としての取扱いが必要となり、製造販売の許可、製造販売の承認、製造業の許可及び販売業の許可が必要とされている。これを、次の要件を充足した場合に限り、薬事法の許可、承認を経ずに他の医療機関に提供することを特例的に認める。当該FDG製剤を用いた診療が保険診療の対象となっていること。当該FDG製剤の輸送中の品質保持、放射線防護対策が整っていること。提供する医療機関は都道府県知事が必要と認める特定の医療機関に限定。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>平成20年度にPET-CTを設置する国立大学法人秋田大学医学部附属病院(以下「秋大病院」という。)に対し、秋田県立脳血管研究センター(以下「脳研センター」という。)で院内製剤したFDG製剤を薬事法の許可等を経ずに提供する。これにより、県内では脳研センターで限定的にしか実施されていないPET検査について、秋大病院においても、安定的に実施可能となり、全国1位となっている本県のがん死亡率低減に大いに寄与できる。院内製造したFDG製剤を他の医療機関に提供する場合は、医薬品として薬事法による許可等が必要とされているが、実務的には多額の費用と相当の期間を要することから実現は困難とされている。薬事法の許可等は、保健衛生上の観点から、品質、安全性、有効性を確保することを目的とするものであるが、脳研センターで院内製造したFDG製剤については、当該製剤を用いたPET検査について、「高度先進医療」の承認を受けた経緯があり、現在は保険診療の対象とされるなど、品質、安全性、有効性に問題ない。また、脳研センターと秋大病院は、車で約10分間の近距離にあり、輸送中の品質保持、放射線防護対策を講ずることにより、秋大病院での使用についても、品質、安全性、有効性の確保は可能である。さらに、特定の医療機関に限定して提供するものであり、当該FDG製剤について不具合があった場合の対応についても、あらかじめ県と国立大学法人との供給契約において具体的に定めることにより問題の解決は可能である。なお、隣県の岩手県北上市のFDG製造工場からの供給については、冬期間の供給に難点があることから、本提案・要望が必要である。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>薬事法上の医薬品であるPET用FDG製剤について、製造販売を行う場合には、適切な品質管理、副作用情報等の安全性に関する情報の収集・提供、不良品の自主回収等の危害防止措置等を講じる必要があることから、品質管理のシステム等に関する審査を受けた上で製造販売業許可を得る必要がある。(医療機関に販売・授与を行う場合には、販売業の許可も得る必要がある。)また、個別の品目ごとに安全性・有効性等を確認する必要があることから、品目ごとの承認を得る必要がある。</p> <p>さらに、その製造については、製造管理・品質管理体制が整備された施設でなされる必要があることから、その構造設備の状況等に関する審査を受けた上で製造業の許可を得る必要がある。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>本県の提案は、院内製剤したPET用FDG製剤の他の医療機関への提供について、無条件に薬事法上の許可、承認を経ずに認めることを提案しているのではなく、保健衛生上の観点等から、一定の要件(補足資料のとおり)を充足した場合に限定しております。今般の回答においては、こうした条件を付加した場合においても対応不可なのか不明でありますので、再度ご検討願います。また、本県のがん死亡率が全国1位であること、また、隣県のFDGの製造工場からの供給については、特に冬期間の安定的供給に難点があることから、再度、本提案についてご検討願います。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>院内で製造されたPET用FDG製剤は、その病院内において使用するという前提で製造されたものである。このため、補足資料において示された「一定の条件」を付した場合であっても、薬事法上の製造業許可を受けた施設において製造された上で、製造販売承認及び製造販売業許可を受けた者により製造販売されている市販のPET用FDG製剤と比較した場合、必ずしも同程度の品質管理・安全対策が行われているとは言えない。よって、品質・安全性を継続的に保証することができない等の理由により、当該製剤を他の医療機関に提供することは、保健衛生上の観点から認められない。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>貴省回答では、院内製造のFDG製剤と市販のFDG製剤を比較した場合、「必ずしも同程度の品質管理・安全対策が行われているとは言えない。」とあるが、具体的な相違点をご教授願いたい。提案者は、製造後比較的短時間で使用する場合に限定して、院内製造のFDG製剤を例外的に院外で使用することを想定しているが、これについては安全上許容されないのか。また併せて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>本県の提案は、県立脳研センターで院内製造したPET用FDG製剤について、一般市場での販売ではなく、平成20年にPET-CTを設置する秋田大学附属病院(県がん診療連携拠点病院、脳研センターから車で10分)に限定して、薬事法上の許可等を経ずに提供できるようにとの提案である。当該FDG製剤は、日本核医学会のガイドラインを遵守して製造されており、品質、安全性、有効性については、県が保証し保健衛生上の問題はない。また、隣県のFDG製造工場からの供給は、冬期間の安定供給に支障がある。以上から本提案について再検討願いたい。(以上意見の概要であり、別様補足資料に意見全文</p>		

を記載する。)

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

日本核医学会によるガイドラインや、院内製造時に使用されるFDG製剤の合成装置は、いずれもFDG製剤を同一医療機関内で自家消費することを前提としており、仮に当該ガイドラインを遵守したとしても、院外に供給した場合の製剤の品質、安全性は担保されていない。一方、市販のPET用FDG製剤(以下「市販製剤」という。)のメーカーは、各医療機関への供給を行うことを前提に、品質管理や市販後安全対策の体制等を整備するとともに、安定剤の添加や、品質管理方法の検証等、供給した製剤の安全性や品質を確保するために必要な各種の措置を行っている。

よって、院内製剤を院外に供給した場合、市販製剤と比較して、必ずしも同程度の品質管理や安全対策が行われているとはいえず、保健衛生上の観点から、今回の提案を認めることはできない。

なお、市販製剤のメーカーによると、御指摘の「冬期間の安定供給」については特段の支障はないとのことである。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920880	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	クリニックモールでの共同受付・医事業務委託の解 禁	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1096020
提案主体名	総合メディカル株式会社		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	医療法第10条、第12条、第15条、第20条
制度の現状	<p>病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師等の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところのないよう必要な注意をしなければならない。また、病院又は診療所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>複数の診療所の集合体であるいわゆる「クリニックモール」で、各診療所の受付、医療事務を一括して企業が受託するシステムを認めていただきたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>クリニックモールで複数診療所が共同で受付、医事業務を行うことはシステム、人的資源を共有できることから、効率化、ひいては国民医療費の抑制につながる。また、これにより、医療の質や患者サービスの質が低下するものではない。</p> <p>個人情報保護の観点から、情報漏洩が懸念される声もあるが、個人情報保護法第22条に基づいた委託先の監督がなされ、また「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日厚生労働省)」を遵守できる事業者であれば、問題ないものと思われる。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>医療機関については、医療法第15条第1項に基づき、医療機関毎に管理者を置き、それぞれの管理者が各医療機関の運営管理全般にわたりその責任を負うとともに、その責任の所在が明確化されていることが不可欠であり、その独立性を確保しなければならないところ。</p> <p>その観点から、待合室の共同利用については、未受診の段階における待合室での感染があった場合の責任所在の明確化の困難等から、現在のところ異なる医療機関における共用を認めていないところである。</p> <p>また、受付については、患者の状態を尋ね、適当な診療科に振り分ける時点から医療の一連の流れが開始されるものであるため、各医療機関にまたがる総合受付の設置は、各医療機関における医療提供に当たっての管理責任の所在を不明確にし、適当でないとする。</p> <p>従ってご指摘のクリニックモールにおける共同受付等については各医療機関の責任の所在の明確性が担保されない限り困難と考える。</p> <p>一方、診察料金授受、レセプト関連業務等の事務を一括して業務委託することは問題ないとする。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>貴省の回答において「待合室の共同利用については、未受診の段階における待合室での感染があった場合の責任所在の明確化の困難等から、現在のところ異なる医療機関における共用を認めていないところである。」とあるが、待合室の責任者を決定すれば良いということか。また、クリニックモールは個々に認可された医療機関の集合体であり、患者はそれぞれの医療機関に通院するため、貴省の回答にあるように、受付において適当な診療科に振り分けるということはないのではないか。再度検討のうえ回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>前回回答でも申し上げたが、待合室の共同利用については、未受診の段階における待合室での感染があった場合の責任所在の明確化の困難等から、現在のところ異なる医療機関における共用を認めていないところ。また、受付については、患者の状態を尋ね、適当な診療科に振り分ける時点から医療の一連の流れが開始されるという考え方があり、各医療機関にまたがる総合受付の設置は、各医療機関における医療提供に当たっての管理責任の所在を不明確にするおそれがあることから、適当でないとしているところ。</p> <p>従ってご指摘のクリニックモールにおける共同受付等については各医療機関の責任の所在の明確性が担保されない限り困難と考えるが、責任の具体的内容や責任の所在の明確性をどのように担保するかについては更なる議論が必要であると考える。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	-

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
--------	--	--	--	--

提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し -

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920890	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	メディカルモールに係る設置根拠の明確化	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1066010
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	医療法第10条、第12条、第15条、第20条
制度の現状	<p>病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師等の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところのないよう必要な注意をしなければならない。また、病院又は診療所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行の診療所の設置に関する要件について、同一の建物内に2以上の診療所が隣接して設置され、医療サービス等が集積していると判断される場合については、各診療所について個別の受付及び待合室を設置することなく、共用の受付及び待合室を設置することができることとし、併せて、会計処理(金銭の授受)についても一括して行うことができることとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>2以上の診療所を隣接して設置する医療サービスの集積地であるメディカルモールの開設について医療法上の根拠を明確にすることにより、医療空白地域への医療サービスの供給、住民ニーズに見合った医療サービスの供給等を実現するとともに、メディカルモールを中核として、薬局、食品、フィットネス等の健康サービス産業を集積させた健康サービス産業クラスターの地域における形成を可能にすることにより、地域経済の活性化及び地域における住民の健康の向上を目指すもの。メディカルモール事業においては、各診療所が共同で利用する総合受付及び待合室が設置され、スペースの有効活用を実現し、各診療所の非診療行為を請け負うことで医師が診療に専念できる環境が提供されている。しかし、メディカルモールにおける総合受付の設置、待合室の共同利用及び集中会計のシステムについては法令上の明確な根拠がないため、場合によっては開設が許可されないことがありうる。現状においては、共用の待合室等の外、各診療所内のスペースにも受付及び待合室を設置することで運営は可能との旨の回答を厚生労働省の担当官から得ているのみであり、法令上の明確な根拠は示されていない。しかし、実際の開設の許可に係る窓口である地方公共団体の保健所等においては、それぞれ対応が異なり、その解釈等によって新規の開設又は既存のメディカルモールの運営が困難になる可能性がある。また、そもそも各診療所内のスペースにも受付及び待合室を設けることは、スペースの有効活用による診療所の運営の効率化及び診療所を設置する医師の負担の軽減という観点からすると、著しく妥当性を欠くものであると考えられる。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>医療機関については、医療法第15条第1項に基づき、医療機関毎に管理者を置き、それぞれの管理者が各医療機関の運営管理全般にわたりその責任を負うとともに、その責任の所在が明確化されていることが不可欠であり、その独立性を確保しなければならないところ。</p> <p>その観点から、待合室の共同利用については、未受診の段階における待合室での感染があった場合の責任所在の明確化の困難等から、現在のところ異なる医療機関における共用を認めていないところである。</p> <p>また、受付については、患者の状態を尋ね、適当な診療科に振り分ける時点から医療の一連の流れが開始されるものであるため、各医療機関にまたがる総合受付の設置は、各医療機関における医療提供に当たっての管理責任の所在を不明確にし、適当でないとする。</p> <p>従ってご指摘のメディカルモールにおける共同受付等については各医療機関の責任の所在の明確性が担保されない限り困難と考える。</p> <p>一方、診察料金授受、レセプト関連業務等の事務を一括して業務委託することは問題ないとする。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>貴省の回答において「待合室の共同利用については、未受診の段階における待合室での感染があった場合の責任所在の明確化の困難等から、現在のところ異なる医療機関における共用を認めていないところである。」とあるが、待合室の責任者を決定すれば良いということか。また、メディカルモールは個々に認可された医療機関の集合体であり、患者はそれぞれの医療機関に通院するため、貴省の回答にあるように、受付において適当な診療科に振り分けるといったことはしないのではないかと。さらに右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討のうえ回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>貴省ご回答においては、メディカルモールにおける待合室の共同利用、共同受付については、各医療機関の責任の所在の明確性が担保されない限り困難とのことであるが、責任の所在の明確性が担保された状態の具体的な根拠及び基準について教示されたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	-
<p>前回回答でも申し上げたが、待合室の共同利用については、未受診の段階における待合室での感染があった場合の責任所在の明確化の困難等から、現在のところ異なる医療機関における共用を認めていないところ。また、受付については、患者の状態を尋ね、適当な診療科に振り分ける時点から医療の一連の流れが開始されるとの考え方があり、各医療機関にまたがる総合受付の設置は、各医療機関における医療提供に当たっての管理責任の所在を不明確にするおそれがあることから、適当でないとしているところ。</p> <p>従ってご指摘のメディカルモールにおける共同受付等については各医療機関の責任の所在の明確性が担保されない限り困難と考えるが、責任の具体的な内容や責任の所在の明確性をどのように担保するかについては更なる議論が必要であると考える。</p>				

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
--------	--	--	--	--

右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの再意見

貴省のご回答においては、メディカルモールにおける待合室の共同利用、共同受付について、各医療機関の責任の具体的な内容やその所在の明確性の担保の具体的な方法については更なる議論が必要であるとのことであるが、本件に係る議論の進捗状況及び具体的な論点について教示されたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

-

責任の所在を明確化すること、患者等に混乱を生じさせないこと等、待合室及び受付を共同利用するに当たって担保すべき事項について、その事項及び内容について検討が必要と考えており、順次議論を進めているところ。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920900	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	死体解剖保存法に関する運用の見直し	都道府県コード	23 愛知県
		提案事項管理番号	1080010
提案主体名	特定非営利活動法人 MERI Japan		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	死体解剖保存法
制度の現状	医学の教育又は研究のために行われる解剖については、死体解剖保存法を遵守した上で行うことができる。

求める措置の具体的内容	<p>死体解剖保存法の条文にある医学教育及び研究の定義が不明確なために医師及びコメディカルスタッフの医療技術研修(卒後教育の一環)、医療技術の研究開発及び医療機器の研究開発等の目的で遺体を用いることが認められるかが不明瞭である。現在の医療技術の水準、医療に求められているニーズ(高質、高効率、安全安心)等を考慮して医学教育及び研究の定義を明確にし、医師及びコメディカルスタッフの医療技術研修、医療技術の研究開発及び医療機器の研究開発等の目的で遺体を用いることが可能となるよう当該法の運用の見直しをされたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>具体的事業の実施内容: 医療技術研修・研究施設の設立により、医療の質の向上と安全に寄与することを目指す。具体的には、当該施設において医療技術研修及び研究開発を従来の模型、シミュレーター及び豚等に加えて遺体を用いることで効果的に行う。解剖体は献体と死体解剖保存法第 12 条による遺体を用いるため大学内に当該施設を置く。管理運営は、大学の管理下で ISO9001 に準拠して行い監査体制を整える。人員・資源の確保のため将来的には産学民連携による施設運営の実現を目指す。提案理由: 質の高い医療が安全に普及されるには効果的な医療技術研修と研究開発が行える体制が整っていることが必要である。模型、シミュレーターや豚を用いる研修施設はあるが、シミュレーターは感触等が再現できず、豚は人間とは解剖学的形状等が異なることから不十分である。これらに加えて遺体を用いることでより効果的な研修と研究開発を行うことができる。特に手術手技研修に遺体を用いることの効果はラーニングカーブに顕著に現れている。既に一部の大学においてその効果と必要性から医療技術研修や研究開発に遺体を用いているが、現行法で言う医学教育及び研究の定義が不明確なためにグレーゾーンの中で行われている。篤志の尊重と尊厳の維持を考慮すればグレーゾーンを無くして厳正に運用されるように整備することが肝要である。本提案は医学教育及び研究のために死体解剖をすることを認めている現行法の目的からは逸脱しておらず、遺体提供者及びその遺族が同意しているのであれば、このことにより社会的利益こそあれ被害・不利益をこうむる者は存在せず、むしろ賛同が得られるものと思われる。(別紙参照)</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>死体解剖保存法上の解剖とは、正常解剖及び病理解剖と解しており、今回の申請についてはいずれにも属さない。</p> <p>また、現時点における学会等の医療現場における正常解剖及び病理解剖以外の医学の教育及び研究における死体使用については、その必要性とご遺体に対する尊厳を持った取り扱いのあり方についての考え方の差異、シミュレーター等の代替手段の取り扱いを如何に考えるか等の諸点から、正常解剖及び病理解剖以外の医学の教育及び研究において死体使用の必要性が高いという一致した認識が必ずしもあるわけではない。</p> <p>以上を踏まえ、現時点においては、死体解剖保存法の観点から、御提案を認めることは困難であるが、御提案については、関係各方面からの意見を聴取しながら、その実施の当否を含め、検討を進めてまいりたい。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>国会での議論を踏まえ、どのように進めていくお考えか回答されたい。また、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>本提案について検討を進めていただけるとの回答に期待をしている。現時点で学会等における正常解剖及び病理解剖以外の教育及び研究目的で遺体を用いることの必要性が高いという一致した認識が必ずしもあるわけではないことは承知しているが、それは其々の診療科目で何を技術として行おうと考えているかの違いによるものである。遺体を用いて研修をすることによって医師の技量がどのくらい向上するのか、それが患者の実際の手術等にメリットを齎すのかということ等についての純医学的なりサーチを整形外科、脳神経外科等を対象に行うことを要望する。また、一般国民を対象に本提案についてのリサーチを同時に行うことも要望する。(補足資料参照)</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>前回回答でも申し上げたとおり、死体解剖保存法上の解剖とは、正常解剖及び病理解剖と解しており、今回の申請についてはいずれにも属さない。</p> <p>また、現時点における学会等の医療現場における正常解剖及び病理解剖以外の医学の教育及び研究における死体使用については、その必要性とご遺体に対する尊厳を持った取り扱いのあり方についての考え方の差異、シミュレーター等の代替手段の取り扱いを如何に考えるか等の諸点から、正常解剖及び病理解剖以外の医学の教育及び研究において死体使用の必要性が高いという一致した認識が必ずしもあるわけではない。</p> <p>以上を踏まえ、現時点においては、死体解剖保存法の観点から、御提案を認めることは困難であるが、御提案については、関係各方面からの意見を聴取しながら、その実施の当否を含め、検討を進めてまいりたい。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>「御提案については、関係各方面からの意見を聴取しながら、その実施の当否を含め、検討を進めてまいりたい。」とあるが、提案主体の提案内容を十分に尊重し、早急に検討を進められたい。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見			

第 166 回国会厚生労働委員会第 16 号での厚生労働大臣の「我が省において前向きに検討したい」との発言を踏まえ、どのように検討を進めていくか回答されたい。また、同委員会での医政局長の「今の新しい医学の進歩でそういうトレーニングが必要であると、それは倫理的な面も含めて我が国のコンセンサスとして必要になりますとこれは新しい枠組みを設ける必要があるかと」との発言を踏まえ、是非ともこの問題を広く国民に開示し、その必要性について臨床現場、学会そして一般国民を対象に十分な調査を行った上で我が国のコンセンサスを確認して検討いただきたい。一方、我々はこの問題を広く国民に知らしめるべく活動を続ける所存である。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

前回回答及び前々回回答でも申し上げたとおり、死体解剖保存法上の解剖とは、正常解剖及び病理解剖と解しており、今回の申請についてはいずれにも属さない。

また、現時点における学会等の医療現場における正常解剖及び病理解剖以外の医学の教育及び研究における死体使用については、その必要性とご遺体に対する尊厳を持った取り扱いのあり方についての考え方の差異、シミュレーター等の代替手段の取り扱いを如何に考えるか等の諸点から、正常解剖及び病理解剖以外の医学の教育及び研究において死体使用の必要性が高いという一致した認識が必ずしもあるわけではない。

以上を踏まえ、現時点においては、死体解剖保存法の観点から、御提案を認めることは困難であるが、御提案については、関係各方面からの意見を聴取しながら、その実施の当否を含め、検討を進めてまいりたい。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920910	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	休日、夜間の救急医療をサポートする為の管理薬剤師を含めた地域薬剤師による休日及び救急夜間当番時の管理薬剤師の兼務特区	都道府県コード	1 北海道
		提案事項管理番号	1009010
提案主体名	苫小牧薬剤師会		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	薬事法第7条第3項
制度の現状	都道府県知事の許可を受けたときは、薬局の管理者は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事することができる。

求める措置の具体的内容	管理薬剤師は薬事法7条3項の規定により都道府県知事の許可を受けた時に管理薬局以外の場所での実務を許可されておりますが、北海道知事の許可を受ける際には北海道保健局の条例が定められており規定の条例項目以外には許可される事はありません。その為、国の法解釈と北海道庁保健局の解釈に乖離があり国と地方行政の落とし穴にはまり薬剤師の地域における救急医療活動が出来ずにあります。
具体的事業の実施内容・提案理由	苫小牧市立病院が市民の要望で休日、夜間の救急患者の受け入れを行っております。同病院では通常は患者に処方箋を発行し、患者は利便性の高い薬局で調剤を受けることで薬物治療をしています。しかし、休日や夜間となりますと採算効率から営業する薬局は皆無であります。そこで病院に隣接している薬局に管理薬剤師も含めた地域の薬剤師が当番制で協力することで地域の救急医療を支えたい思うのですが薬事法を示す国の見解と北海道保健局の条例の乖離により苫小牧市の進める救急医療体制に薬剤師が十分な支援が出来ずにあります。

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
<p>薬事法第7条第3項の規定により、薬局の管理者は、都道府県知事の許可を受けたときは、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事することができることとされている。</p> <p>この許可の運用については、「昭和36年2月8日付薬発第44号薬務局長通知」により、薬局の管理者としての義務を遂行するにあたって支障を生ずることがないと考えられる時に与えることができる旨を示しているところであり、具体的な許可の当否は各都道府県が判断することになっている。</p> <p>このため、本要望の事項については、各都道府県知事の許可を受けることにより、対応可能である。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	-

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920920	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	処方せんの記載事項の電磁的記録への対応拡大	都道府県コード	18 福井県
		提案事項管理番号	1178040
提案主体名	福井県		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	<p>「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」(平成 17 年厚生労働省令第 44 号)</p> <p>「電子署名及び認証業務に関する法律」(平成 12 年法律第 102 号)</p>
制度の現状	<p>法令に保存義務が規定されている文書等は、他の法令の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該規定の法令にかかわらず電子署名及び認証業務に関する法律第 2 条第 1 項に規定する電子署名をもって、当該署名等に代えることができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>処方せんの記載事項について、医師の記名押印または署名が義務付けられているが、電磁的記録に記録することができる情報について電子署名することをもって要件充足するよう運用を緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、多くの医療機関において電子カルテシステム等を利用して処方せんについて電磁的記録により作成されているにも関わらず、電子署名が認められていないため、プリントアウトして医師が再度確認した後に記名押印している。電磁的記録による処方せん作成の一連の作業において電子認証ができるようになれば、医師の事務量が減少するため、医師の加重的な労働の一部軽減につながる。</p> <p>国においては、緊急医師確保対策の中で過重労働を解消するための勤務環境の整備等を講じている他、コピキタスネット社会の実現に向けて U-Japan 政策を展開している状況の中、時代に合った規制緩和が必要。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容
<p>e-文書法の対象範囲となる医療関係文書等として「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」において指定された文書等においては、「電子署名及び認証業務に関する法律」により求められる要件を満たすことにより、電子署名によって記名・押印にかわり電子署名を施すことで作成・保存が可能であるが、院外処方せんについては処方せんの偽造や再利用を防止する必要があること等、課題を克服する必要がある対象外とされてきた。今般、保健医療福祉分野の認証局の構築等一定のインフラも整備されたことから患者等の利便性の向上や技術的実現可能性などを見据えながら慎重に検討したい。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>今後の具体的な検討のスケジュールを示されたい。また、右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>慎重に検討したいとの回答であったが、当該提案は、医師の労働軽減につながり今般の医師人材不足解消に資するものであるため、早期の実現をお願いしたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し
<p>電子署名及びその前提となる電磁的記録による処方せんの作成・交付等については、「重点計画-2007」(平成19年7月、IT戦略本部)の記載(処方せんの電子化と処方調剤情報の共有)を踏まえ今年度より検討を開始することとしている。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>患者等に交付しない限り、院内処方せんの電子化は可能であるか。また、院内処方せんを印刷した場合であっても、医師の記名押印・署名は不要であると理解してよいか。あわせて、右の提案主体からの意見を踏まえ、院外処方せんの取扱についても、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>レセプトオンライン化により平成25年度までに対応となっているが、レセプトオンライン化は、レセプトを電算処理システムに対応させることが必要であり、400床未満の病院に対しても導入期限の猶予措置が設けられるなど、導入のハードルが高く、中小薬局等が導入するまで相当の時間がかかることが想定されている。本県の提案は、病院の電子システムから印刷された処方せんは医師の指示によるものであることから、院外処方せんについて医師の記名・押印を省略することを求めるものである。現在、医師不足対策への早急な対応が望まれており、レセプトオンライン化に先行して実施する必要があると考える。</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>医師法施行規則においては、処方せんを発行した医師の責任の明確化や内容の真正性の確保等のため、処方せんに医師の記名押印又は署名を求めており、提案主体からの再意見にあるような医師の記名押印等の省略については、対応することは困難である。</p> <p>但し、いわゆる院内処方せん(患者等に交付しない場合に限る。)については、医師法施行規則で規定されている事項をすべて網羅する必要はなく、医師の氏名等については記載する必要があるが、記名押印又は署名は要せず、さらには「民間事業</p>			

者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」(平成 17 年 3 月)では、電子的な作成についても容認されている。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920930	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	医療従事者の派遣解禁	都道府県コード	厚生労働省
		提案事項管理番号	1096010
提案主体名	総合メディカル株式会社		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第4条第1項第3号</p> <p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第2条</p> <p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第2条第2項の市町村を定める省令</p>
制度の現状	<p>病院等における医療関係業務に労働者派遣を行うことは原則として禁止されているが、当該業務について紹介予定派遣を行う場合、産前産後休業中等の医療関係労働者の業務を代替する場合及びへき地にある病院等において医業を行う場合については労働者派遣が可能である。</p>

求める措置の具体的内容	<p>病院、診療所、介護老人保健施設等に対して禁止されている医療従事者(医師、歯科医師、薬剤師、看護師等)の派遣を自由化すべきである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>厚生労働省は「チーム医療の円滑な遂行の妨げ」を理由として医師派遣の自由化に反対の立場をとっているが、実際の現場では多くの非常勤医師が勤務している。大学医局からいわゆる「派遣」される医師は、事実上人材派遣会社からの派遣と変わるところがない。また、現状でもへき地を含む市町村では医師の派遣が自由化されており、それを全国に拡大することについてはなんら問題はないものとする。</p> <p>医師以外の医療従事者についても同様で、「患者のために」という目的で一致できる医療人であれば、たとえ派遣という勤務形態であってもチーム医療を阻害することにはならない。</p> <p>また、働き方の多様化により休職中、あるいは定年後の医師、看護師等が、可能な時間だけ働くなど、就労機会の拡大にもつながるので、全国の医師不足、看護師不足問題の解決に向けての一助ともなり得る。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容
<p>医療関係業務に労働者派遣を行うことは原則として禁止されているが、平成 18 年 4 月から産前産後休業中等の労働者の業務及びへき地を含む市町村の病院等における医師の労働者派遣が可能としたところである。</p> <p>しかし近時、医師の地域間や診療科目間での偏在や病院における医師不足がより深刻な問題となっており、このような問題を解決するためには派遣制度をより活用することが効果的であると考えられる。</p> <p>このため、「規制改革推進のための3か年計画」(平成 19 年 6 月 22 日閣議決定)において決定されたとおり、平成 19 年度中には医療分野における労働者派遣のニーズや紹介予定派遣の運用状況、医療サービスの質や同じチームで働く常勤の職員の負担への影響等を踏まえつつ、医療従事者の派遣労働を可能とすべく検討し、結論を得る予定である。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>貴省の回答では「医療従事者の派遣労働を可能とすべく検討し、結論を得る予定である。」とあるが、検討の方法・検討の手順・具体的なスケジュールを示されたい。</p>		
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し
<p>「規制改革推進のための3か年計画」(平成 19 年 6 月 22 日閣議決定)において決定されたとおり、平成 19 年度中には医療分野における労働者派遣のニーズや紹介予定派遣の運用状況、医療サービスの質や同じチームで働く常勤の職員の負担への影響等を踏まえつつ、医療従事者の派遣労働を可能とすべく検討し、結論を得る予定である。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920940	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	医師国家試験受験資格の緩和	都道府県コード	12 千葉県
		提案事項管理番号	1162010
提案主体名	特定非営利活動法人 医学教育振興センター		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	医師法第 11 条
制度の現状	医師国家試験の受験資格として、大学において医学の正規の課程を修めて卒業していること等という要件を課している。

求める措置の具体的内容	医学部 6 年生や卒業生、医師国家試験の受験を、一定の要件を満たした医学部 5 年生にも認める規制緩和。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>医師が不足している県の大学医学部においては、暫定的に医学部の定員増がなされているが、卒業生が出るまで 6 年を要することから即効性がなく、地域医療の担い手を確保する即効性のある対策が必要である。そこで、事実上、卒前教育が終了している 5 年生に医師国家試験を受験することを認めることを提案する。修業期間を 6 年に据え置くことによって、国家試験に合格したのちに、のこりの在学期間に研修医なみのトレーニングが可能となり、実質的に医師の育成が短縮化される。</p> <p>以前にもこの提案を行ったところ、厚労省からは「現在の国家試験を受験する者よりも、人格形成が不十分で医学知識・技能が劣るためみとめられない」との回答を得たが、以下の点で反論できる。</p> <p>医学教育コアカリキュラムでは崇高な理念や目的が掲げられているものの、特に地方大学では卒前教育に当たる教官等が不足していることからそうした教育は実現が困難で、医師国家試験の合格のみが至上命題となっているところが少なくない(当センター調べ)。人格は医師国家試験では判定できないうえ、人格等を理由として受験を認めないことは違憲の疑いがある。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>医師国家試験の受験資格として、大学において医学の正規の課程を修めて卒業していることという要件を課しているのは、医学に関する専門的知識や技術を十分に身につけていることが安全・安心な医療を提供していく上で必要不可欠であるとともに、道徳面・倫理面に関しても必要な知識の習得等を求めているためである。</p> <p>大学医学部の学生は、このようなプロセスの中途段階にいる存在であり、医師として必要な専門的知識や技術、医師に求められる人格の涵養等が未だ不十分であるため、国民の安全と健康を確保する観点からも、御指摘のような医学部5年次での医師国家試験受験を認めることはできない。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>医師法第9条では「医師国家試験は、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。」とあり、厚労省が主張するように、人格等について試験するものではないため失当である。たとえ医学部を卒業しても、患者のわいせつ写真を撮影したり、麻薬を盗んで自ら用いるといった医師が毎年処分されていることから、人格の涵養や道徳・倫理は生涯を通じた問題であり、医学校の卒業をもって必要な水準に達したということとはできない。近年は人生経験が豊富な学士入学者が増えていることから、医学部学生はおしなべて人格が未熟であるため、医師になるべきではないという厚労省の主張は否定される。よって、医師国家試験試験の受験資格と人格とは切り離して考えるべきである。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>前回回答でも申し上げたとおり、医師国家試験の受験資格として、大学において医学の正規の課程を修めて卒業していることという要件を課しているのは、医学に関する専門的知識や技術を十分に身につけていることが安全・安心な医療を提供していく上で必要不可欠であるとともに、道徳面・倫理面に関しても必要な知識の習得等を求めているためである。</p> <p>大学医学部の学生は、このようなプロセスの中途段階にいる存在であり、医師として必要な専門的知識や技術、医師に求められる人格の涵養等が未だ不十分であるため、国民の安全と健康を確保する観点からも、御指摘のような医学部5年次での医師国家試験受験を認めることはできない。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920950	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	医師国家試験予備試験の受験資格の緩和	都道府県コード	12 千葉県
		提案事項管理番号	1162020
提案主体名	特定非営利活動法人 医学教育振興センター		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	医師法第 12 条
制度の現状	<p>医師国家試験予備試験は、外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者のうち、医師法第 11 条第 3 号に該当しない者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものでなければ、これを受けることができない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>日本の医学部に在学する学生であっても、医師国家試験予備試験を受験できるようにする規制緩和。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>日本の医学部を卒業した者だけが受験できるのが現行の医師国家試験であるが、海外の医学校を卒業した者は医師国家試験予備試験を受験し合格することによって、医師国家試験を受験できる制度がある。これを拡大し、日本の医学部に在学する者であっても、医師国家試験予備試験の受験を認め、合格者は飛び級して医師国家試験を受験できるようにするもの。先にとりまとめられたイノベーション 25 においても「出る杭をのばす」ことが謳われており、優秀な学生が医師免許を早期に取得し、のこりの在学期間を研究等に充当することは人的資源の有効活用に有効と考える。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>医師国家試験の受験資格として、大学において医学の正規の課程を修めて卒業していることという要件を課しているのは、医学に関する専門的知識や技術を十分に身につけていることが安全・安心な医療を提供していく上で必要不可欠であるとともに、道徳面・倫理面に関しても必要な知識の習得等を求めているためである。</p> <p>大学医学部の学生は、このようなプロセスの中途段階にいる存在であり、医師として必要な専門的知識や技術、医師に求められる人格の涵養等が未だ不十分であるため、国民の安全と健康を確保する観点からも、御指摘のようないわゆる飛び級での医師国家試験受験を認めることはできない。</p> <p>また、そもそも医師国家試験予備試験は、外国の医学校を卒業又は外国で医師免許を取得した者を対象にその能力を確認するための制度であり、日本の大学医学部生について同列に論じることはできない。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>規制緩和を行うよう求めた本提案に対して論点をずらした「すれ違い答弁」がなされており、真摯な検討を求める。たしかに医師国家試験予備試験は外国の医学校を卒業又は外国で医師免許を取得した者を対象とした制度であるが、日本の大学医学部と同等と国が認めた医学校のみはその受験資格が与えられることから、日本と外国の医学部を同列に論じることはできないという厚生労働省の主張には理由がなく、日本人が医師国家試験予備試験を受験したのちに医師国家試験を受験するプロセスも認められるべきものである。</p> <p>医師法第9条では「医師国家試験は、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。」とあり、厚労省が主張するように、人格等について試験するものではないため失当である。たとえ医学部を卒業しても、患者のわいせつ写真を撮影したり、麻薬を盗んで自ら用いるといった医師が毎年行政処分されていることから、人格の涵養や道徳・倫理は生涯を通じた問題であり、医学校の卒業をもって必要な水準に達したということとはできない。よって、医師国家試験予備試験の受験資格と人格とは切り離して考えるべきである。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>前回回答申し上げたとおり、医師国家試験の受験資格として、大学において医学の正規の課程を修めて卒業していることという要件を課しているのは、医学に関する専門的知識や技術を十分に身につけていることが安全・安心な医療を提供していく上で必要不可欠であるとともに、道徳面・倫理面に関しても必要な知識の習得等を求めているためである。</p> <p>大学医学部の学生は、このようなプロセスの中途段階にいる存在であり、医師として必要な専門的知識や技術、医師に求められる人格の涵養等が未だ不十分であるため、国民の安全と健康を確保する観点からも、御指摘のようないわゆる飛び級での医師国家試験受験を認めることはできない。</p> <p>また、そもそも医師国家試験予備試験は、外国の医学校を卒業又は外国で医師免許を取得した者を対象にその能力を確認するための制度であり、日本の大学医学部生について同列に論じることはできない。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>

提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920960	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	医師免許の都道府県単位での付与	都道府県コード	12 千葉県
		提案事項管理番号	1162030
提案主体名	特定非営利活動法人 医学教育振興センター		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	医師法第2条・第6条
制度の現状	<p>医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>国が与える医師免許の権限を地方自治体に委譲。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地方の大学を卒業した医師が都市部に移動してしまうことが医師不足の一因となっている。これを是正するためには、現状では国が有している医師免許を付与する権限を都道府県単位に下ろし、診療に従事しようとする医療機関が立地する地域で有効な免許がなければ、診療ができないようにすることが考えられる。これにより、医師不足の県から医師過剰の県への移動に制限が加えられると思量される。具体的には「医師免許証(県内のみ有効)」といった免許証を発給する。また、救急搬送等で県をまたぐ医療行為については制限から外すほか、医師国家試験は従来どおり国が一元的に実施し、医師の資質を統一的に試験する。また、処分や臨床研修等についても国がこれまでどおり行い、医師の資質を担保する。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>医師免許は、一定の基準を満たし、医療行為を行っても差し支えないと認められる者に対して与えられるものであり、都道府県毎に求められる水準が異なるものではない。そのため、都道府県毎に異なる免許を与えることに合理性はなく、御提案を認めることは困難である。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>A県は試験の難易度が低く、B県は難易度が高いというように、各都道府県で水準が異なる免許を与えるものではない。免許の発給者は知事であるが、各県単位で医師免許証を発給することによって、通用する範囲を県単位に限定するもの。試験の水準についての懸念については、国が統一的な基準を設ければよいし、保育士や准看護師の先例があることから、各県単位で免許を発給したとしても能力に差が出るとはいえない。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>前回回答でも申し上げたように、医師免許は、一定の基準を満たし、医療行為を行っても差し支えないと認められる者に対して与えられるものであり、都道府県毎に求められる水準が異なるものではない。そのため、都道府県毎に異なる免許を与えることに合理性はなく、御提案を認めることは困難である。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p>			
<p>提案主体からの再意見</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920970	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	医学部入学定員要件の緩和	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1124030
提案主体名	兵庫県		

規制の所管・関係省庁	文部科学省 厚生労働省
根拠法令等	平成9年の閣議決定「財政構造改革の推進について」(平09閣内122) 「新医師確保総合対策」(平成18年8月31日、地域医療に関する関係省庁連絡会議) 「緊急医師確保対策について」(平成19年5月31日、政府・与党)
制度の現状	<p>当該閣議決定において、引き続き医学部定員の削減に取り組むとされている。</p> <p>医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10年に限り10名を限度として医師養成数の増を認める。</p> <p>医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進。</p>

求める措置の具体的内容	「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日)の内容を踏まえ、人口に比して国公立大学医学部等の定員が少ない県に対して、定員の暫定的な調整を容認し、現定員とは別枠の定員を認める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(実施内容)</p> <p>県が養成するべき地医療従事者を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。</p> <p>具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。</p> <p>なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。</p> <p>(提案理由)</p> <p>平成16年の人口100万人当たりの医学部定員は全国平均59.7人に対して本県は35.8人(全国41位)と非常に低位にあり、本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>兵庫県のように、人口 10 万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、医療対策協議会の積極的活用や、地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等を組み合わせることにより、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。</p> <p>また国としても、本年5月に政府・与党において緊急医師確保対策を取りまとめたところであり、この中で、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等の対策を掲げたところであり、現在、具体的な内容について関係省庁で検討しているところ。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元の医療機関で医療に従事することを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めているところである。</p> <p>「医師の需給に関する検討会報告書」(平成 18 年 7 月 28 日)では、「人口に比して医学部定員が少ないために未だ医師が不足している県の大学医学部に対して、…定員の暫定的な調整を検討する必要がある」とされているところであり、その内容を反映した形で提案の実現を図っていただきたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>前回回答申し上げたように、兵庫県のように、人口 10 万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、医療対策協議会の積極的活用や、地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等を組み合わせることにより、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。</p> <p>また国としても、本年5月に政府・与党において緊急医師確保対策を取りまとめたところであり、この中で、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等の対策を掲げたところであり、現在、具体的な内容について関係省庁で検討しているところ。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>緊急医師確保対策に基づき、具体的な内容について関係省庁で検討しているとのことであるが、検討スケジュールについてはどのようになっているのか、御教示願いたい。また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元の医療機関で医療に従事することを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めているが、医師不足の状態は解消されていない。</p> <p>「医師の需給に関する検討会報告書」(平成 18 年 7 月 28 日)では、「人口に比して医学部定員が少ないために未だ医師が不足している県の大学医学部に対して、…定員の暫定的な調整を検討する必要がある」とされているところであり、その内容</p>		

を反映した形で提案の実現を図っていただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

前回回答及び前々回回答でも申し上げたように、兵庫県のように、人口10万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、医療対策協議会の積極的活用や、地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等を組み合わせることにより、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。

また国としても、本年5月に政府・与党において緊急医師確保対策を取りまとめたところであり、この中で、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等の対策を掲げたところであり、現在、具体的な内容について関係省庁で検討しているところ。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920980	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	医学部入学定員要件の緩和	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1124040
提案主体名	兵庫県		

規制の所管・関係省庁	文部科学省 厚生労働省
根拠法令等	平成9年の閣議決定「財政構造改革の推進について」(平09閣内122) 「新医師確保総合対策」(平成18年8月31日、地域医療に関する関係省庁連絡会議) 「緊急医師確保対策について」(平成19年5月31日、政府・与党)
制度の現状	<p>当該閣議決定において、引き続き医学部定員の削減に取り組むとされている。</p> <p>医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10年に限り10名を限度として医師養成数の増を認める。</p> <p>医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進。</p>

求める措置の具体的内容	<p>新医師確保総合対策での大学医学部定員増の基準を2次保健医療圏毎に算定し、基準を満たす地域に新たに派遣する医師については、現定員とは別枠の定員を認める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(実施内容)</p> <p>県が養成するべき医療従事者を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。</p> <p>具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。</p> <p>なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。</p> <p>(提案理由)</p> <p>本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>兵庫県のように、人口 10 万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、医療対策協議会の積極的活用や、地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等を組み合わせることにより、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。</p> <p>また国としても、本年5月に政府・与党において緊急医師確保対策を取りまとめたところであり、この中で、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等の対策を掲げたところであり、現在、具体的な内容について関係省庁で検討しているところ。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元の医療機関で医療に従事することを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めているところである。</p> <p>「医師の需給に関する検討会報告書」(平成 18 年 7 月 28 日)では、「人口に比して医学部定員が少ないために未だ医師が不足している県の大学医学部に対して、…定員の暫定的な調整を検討する必要がある」とされているところであり、その内容を反映した形で提案の実現を図っていただきたい。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>前回回答申し上げたように、兵庫県のように、人口 10 万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、医療対策協議会の積極的活用や、地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等を組み合わせることにより、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。</p> <p>また国としても、本年5月に政府・与党において緊急医師確保対策を取りまとめたところであり、この中で、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等の対策を掲げたところであり、現在、具体的な内容について関係省庁で検討しているところ。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>緊急医師確保対策に基づき、具体的な内容について関係省庁で検討しているとのことであるが、検討スケジュールについてはどのようにになっているのか、御教示願いたい。また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元の医療機関で医療に従事することを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めているところであるが、医師不足の状態は解消されていない。</p> <p>本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県において、上記対策を講じてもおおへき地の医師不足を解消できない場合については、「新医師確保総合対策」に基づく医学部定員を増員できる基準の緩和を行い、地域限定で大学</p>		

の定員増を認めていただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

前回回答及び前々回回答でも申し上げたように、兵庫県のように、人口10万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、医療対策協議会の積極的活用や、地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等を組み合わせることにより、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。

また国としても、本年5月に政府・与党において緊急医師確保対策を取りまとめたところであり、この中で、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等の対策を掲げたところであり、現在、具体的な内容について関係省庁で検討しているところ。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0920990	プロジェクト名	移動型検査車を用いた離島・僻地での予防医学領域における地域医療の支援	
要望事項 (事項名)	精密検査用機器を車載した移動型検査車による検査の規制緩和を求める。	都道府県コード	27 大阪府	
		提案事項管理番号	1180010	
提案主体名	河村クリニック、(有)大阪市上本町健康維持支援センター、(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング			

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	医療法第一条の二、第一条の五、第七条、第八条
制度の現状	<p>診断や、診療の補助に該当する生理学的検査は医行為に該当するので、診療所等の医療提供施設で行われることが必要である。そのため検査車において当該行為を行うためには診療所開設の手続きを行うことが必要である。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現在、レントゲンや MRI を搭載した移動型検査車による検診は認められているが、生化学・生理検査等の機器については、機器の小型化・車両自体の性能向上により車載が可能であるにも関わらず、検査車への車載の規制内容が厳密には規定されていないと認識している。そのため、移動型検査車での精密検査の実施を目的としている当医院としては、今回の移動検診に必要な精密検査機器の車載の承認、および同機器を車載した移動型検査車による診療の緩和を求めるものである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>[提案理由] 本案は、過疎地、僻地での予防医学を目的とした保険診療の充実を図り、現地医師と専門医とが遠隔診断で連携することにより、専門医が最新機器を用い診療する内容と同レベルの一次診療が現地で可能となる。結果、後送の診療現場での重複診療による患者側の負担軽減及び診療報酬の圧縮が図れると考え提案した。また災害時の医療現場では、検査機器不足に陥る可能性が高く、被災地から離れた地域からの応援が必要である。本案は医師と企業との連携が不可欠であるが、現行法では制約があり今回の提案に至ったものである。</p> <p>[実施内容] 精密検査機器等を車載した移動型検査車を、同検査機器が未整備の現地診療所等に運搬し使用する。現地医師単独での運用に支障がある場合は、検査車同乗の医師が運用をサポートし、専門診断は大阪南港WTCビルの各専門医と遠隔診断にて連携し、早期診断による早期治療に繋げる。また専門性の高い医療施設を同ビルに招致し、専門医の経験と意見を反映した車載型血管撮影、生化学・生理検査等の移動型検査車を開発し、医療現場のサポートを充実させる。陸・海の基地として最適の立地条件を備えたWTCビルでは、離島・僻地からの精密検査入院に限定した入院病床を数床保有し、脳血管撮影に代表される精密検査の為に短期検査入院を行う。災害時には、現地医師と専門医、手術設備を備えた病院と連携し、高レベルでの要救助者の治療を実施することが可能となる。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
<p>診断や診療の補助に該当する生理学的検査は医行為に該当するので、診療所等の医療提供施設で行われることが必要である。そのため検査車において当該行為を行うためには診療所開設の手続等を行うことが必要である。診療所の開設に当たっては検査車であっても設置可能な検査機器の種類を制限するような規制はないため、所要の手続きを行えば要望のような生化学・生理検査等の機器を車載した検査車を診療所として開設することができ、同検査車における診療も可能である。なお、この場合、検査車を衛生検査所として登録することは不要であり、根拠法令として挙げられている規定は無関係なものである。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0921000	プロジェクト名	移動型検査車を用いた離島・僻地での予防医学領域における地域医療の支援	
要望事項 (事項名)	移動型検査車を保険医療機関の一部とすることの承認を要望。	都道府県コード	27 大阪府	
		提案事項管理番号	1180020	
提案主体名	河村クリニック、(有)大阪市上本町健康維持支援センター、(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング			

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	健康保険法その他医療保険各法
制度の現状	我が国の医療保険制度においては、基本的に、疾病、負傷等の発生を保険事故として保険給付を行うものであり、これらが発生する前の単なる予防については、保険給付の対象とならない。

求める措置の具体的内容	<p>保険診療を行うには届出が必要であるが、現在移動型検査車による保険診療には多くの規制がある。本提案は、僻地において精密検査機器が未整備の現地掛かり付け医からの依頼による移動型検査車での一次診療の充実、自費診療から保険診療への変更による患者負担の軽減、後送医療機関での重複診療軽減による診療報酬の圧縮、早期発見・早期治療による高額療養費の削減を目的としている。</p> <p>については、当院の分院たる機能を有した移動型検査車を、分離された保険医療機関の一部として認可して頂き、また遠隔診断による保険適応を認めて頂きたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>[提案理由] 本案は、過疎地、僻地での予防医学を目的とした保険診療の充実を図り、現地医師と専門医とが遠隔診断で連携することにより、専門医が最新機器を用い診療する内容と同レベルの一次診療が現地で可能となる。結果、後送の診療現場での重複診療による患者側の負担軽減及び診療報酬の圧縮が図れると考え提案した。また災害時の医療現場では、検査機器不足に陥る可能性が高く、被災地から離れた地域からの応援が必要である。本案は医師と企業との連携が不可欠であるが、現行法では制約があり今回の提案に至ったものである。</p> <p>[実施内容] 精密検査機器等を搭載した移動型検査車を、同検査機器が未整備の現地診療所等に運搬し使用する。現地医師単独での運用に支障がある場合は、検査車同乗の医師が運用をサポートし、専門診断は大阪南港WTCビルの各専門医と遠隔診断にて連携し、早期診断による早期治療に繋げる。また専門性の高い医療施設を同ビルに招致し、専門医の経験と意見を反映した車載型血管撮影、生化学・生理検査等の移動型検査車を開発し、医療現場のサポートを充実させる。陸・海の基地として最適の立地条件を備えたWTCビルでは、離島・僻地からの精密検査入院に限定した入院病床を数床保有し、脳血管撮影に代表される精密検査の為に短期検査入院を行う。災害時には、現地医師と専門医、手術設備を備えた病院と連携し、高レベルでの要救助者の治療を実施することが可能となる。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容
御指摘の事業内容が不明確であるが、我が国の医療保険制度においては、健康診断、予防接種等の予防を目的とした診療については、保険給付の対象としていないため、御要望を実現させることは困難である。そのため、当該事業を行うために保険医療機関としての指定を認めることに対する御要望は、事実誤認である。			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
巡回健診(診療)など健康診断等の予防を目的とした自費診療についての保険給付認定の提案ではない。離島・僻地等の保険医療施設において「掛かりつけ医師が特に必要と認めた患者」に対し依頼を受けた場合、地域施設では保有が難しい医療機器(高磁場MRIなど)を移動型検査車に搭載し、現地に赴き行った診療(精密検査)に対しての保険適応承認を求めるものである。それにより、疾病の早い時期(予防に極めて近い段階)で早期発見・対処を可能とし、後送医療施設での重複診療(検査)の防止による医療費の圧縮が期待でき、高額医療機器の配備が難しい離島・僻地での「医療の充実」と「地方と都市部の医療格差是正」が可能となる。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D又は C	「措置の内容」の見直し	Cの場合は ~
検査車を地域の保険医療機関に向かわせて、当該保険医療機関の医師が、当該検査車において検査等の診療を行うことについては、現行の医療・医療保険関係制度において対応可能な場合もあるが、御要望の内容が不明確であり、個別具体的事案に即して取るべき手続が異なることから、具体的な事業内容とともに、都道府県医療担当部局及び地方社会保険事務局に御相談されたい。				

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの再意見				
都道府県医療担当部局及び地方社会保険事務局に相談されたしとあるが、行政とは既に相談済みで「門前払い」であった。現行制度で一部対応可能とあるが 現地に診療所を開設する 移動型検査車を現地医療機関に設置し届け出をすること等、時間的制約があり現地診療にはそぐわない。結果的には現行の巡回診療(自費診療)しか手段が無い。我々が考える移動型検査車を用いた診療は現行の巡回診療とは異なる。日常かかりつけ医がプライマリケアを行う際、専門分野において支援を行うことが目的で「転ばぬ先の杖」は健常者に対する健診ではなく、現地プライマリケアの支援を行うための検査車がその杖にあたり、保険給付の対象となるべきと考える。				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	
当方からの質問に対する要望者からの回答によると、検査車について保険医療機関の指定を受けることが目的ではないとのことであるが、その場合であれば、基本的には当該検査車を地域の医療機関に横付けし、当該医療機関の一部として構造設備変更の手続を行うことで、その検査車において保険診療を行うことは可能である。				

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0921010	プロジェクト名	移動型検査車を用いた離島・僻地での予防医学領域における地域医療の支援	
要望事項 (事項名)	移動型検査車にて遠隔診断が行えるよう受信側施設の規制緩和。例えば「へき地医療支援診療所」の新設等。	都道府県コード	27 大阪府	
		提案事項管理番号	1180030	
提案主体名	河村クリニック、(有)大阪市上本町健康維持支援センター、(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング			

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	健康保険法その他医療保険各法
制度の現状	我が国の医療保険制度においては、基本的に、疾病、負傷等の発生を保険事故として保険給付を行うものであり、これらが発生する前の単なる予防については、保険給付の対象とならない。

求める措置の具体的内容	遠隔診断での診療には、送信側施設基準および受信側施設基準が定められている。まず送信側施設基準としては、画像の撮影および送受信が出来る環境が要件となっているが、この部分については移動型検査車に通信機器を搭載することで対応可能と考えている。ただ、受信側施設基準では特定機能病院や僻地医療拠点病院等であることが要件となっており、診療所での受信は認められていない。ついては当診療所の目的である僻地での予防医学的な診療に限り、診療所での遠隔診断を認める等の規制緩和を要望したい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【提案理由】本案は、過疎地、僻地での予防医学を目的とした保険診療の充実を図り、現地医師と専門医とが遠隔診断で連携することにより、専門医が最新機器を用い診療する内容と同レベルの一次診療が現地で可能となる。結果、後送の診療現場での重複診療による患者側の負担軽減及び診療報酬の圧縮が図れると考え提案した。また災害時の医療現場では、検査機器不足に陥る可能性が高く、被災地から離れた地域からの応援が必要である。本案は医師と企業との連携が不可欠であるが、現行法では制約があり今回の提案に至ったものである。</p> <p>【実施内容】精密検査機器等を搭載した移動型検査車を、同検査機器が未整備の現地診療所等に運搬し使用する。現地医師単独での運用に支障がある場合は、検査車同乗の医師が運用をサポートし、専門診断は大阪南港WTCビルの各専門医と遠隔診断にて連携し、早期診断による早期治療に繋げる。また専門性の高い医療施設を同ビルに招致し、専門医の経験と意見を反映した車載型血管撮影、生化学・生理検査等の移動型検査車を開発し、医療現場のサポートを充実させる。陸・海の基地として最適の立地条件を備えたWTCビルでは、離島・僻地からの精密検査入院に限定した入院病床を数床保有し、脳血管撮影に代表される精密検査の為に短期検査入院を行う。災害時には、現地医師と専門医、手術設備を備えた病院とが連携し、高レベルでの要救助者の治療を実施することが可能となる。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
御指摘の事業内容が不明確であるが、我が国の医療保険制度においては、健康診断、予防接種等の予防を目的とした診療については、保険給付の対象としていないため、御要望を実現させることは困難である。			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見			
本提案は予防目的の診療に対するものではない。診療(検査)設備の充実が難しい離島・僻地において、現地医師の依頼により移動型検査車を持ち込み、日常的に行うことが困難な診療(検査)を現地でを行い、専門医による診断(MRI読影など)を随時行なうための提案である。より多くの離島・僻地の医療施設と連携し、タイムリーに専門医による診断を行うことを目的としている。都市部専門施設の分身たる移動型検査車(送信側)と専門医師(受診側、本体医療施設)間での遠隔診断は現行のそれとは異なり、複数の地域から同時に専門的診断を可能にする。専門医の運営する診療所が「僻地医療支援施設」としての承認(新設)を求めるための提案である。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
遠隔画像診断に係る加算における受信側の医療機関については、 他の診療所等との連携の拠点として、配置医師や設備等に余裕があり、診断を行った後、必要に応じて患者の疾患、病態等に合わせた受け入れ体制を整えることができること 画像を医療機関において受信し、画像診断を専ら担当する医師が診断を下すに当たって、他診療科の医師と迅速かつ密な連携がとれること 等の理由から、その対象医療機関を特定機能病院等のへき地医療の中核を担う病院に限定して加算を設けているところであり、御要望を実現することは困難である。 なお、現行の制度においても、当該加算を算定しなければ、診断に係る画像を専門医のいる医療機関に電子的に送信し、当該専門医が診断を行うことは可能である。			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。
提案主体からの再意見
第10次僻地保健医療対策において診療を支援する方策の中に「専門的な病院と僻地を結ぶ情報通信技術を用いた診断システムを構築する」とあり、特定機能病院のみが対象であることに疑問を感じる。遠隔診断における僻地患者のメリットは、通信により遅滞なく専門医の医療を受診できることにある。その多くは必ずしも大病院での診療を必要としない。また入院加療が必要であれば近隣の大病院で収容できる。現行では専門医の診断能力が僻地に還元され難い。本提案では基幹病院への患者集中を解消でき、専門医との連携による地方かかりつけ医のプライマリケア水準を高め、現地における迅速で効率的な診断支援をすることにより医療費の圧縮にも繋がる。

遠隔画像診断に係る加算における受信側の医療機関については、

他の診療所等との連携の拠点として、配置医師や設備等に余裕があり、診断を行った後、必要に応じて患者の疾患、病態等に応じた受け入れ体制を整えることができること

画像を医療機関において受信し、画像診断を専ら担当する医師が診断を下すに当たって、他診療科の医師と迅速かつ密な連携がとれること

等の理由から、その対象医療機関を特定機能病院等のへき地医療の中核を担う病院に限定して加算を設けているところであり、御要望を実現することは困難である。

なお、現行の制度においても、当該加算を算定しなければ、診断に係る画像を専門医のいる医療機関に電子的に送信し、当該専門医が診断を行うことは可能である。

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0921020	プロジェクト名	日本版ナースプラクティショナーの創造～インストアクリニック
要望事項 (事項名)	上級正看護師(エグゼクティブ・ナース)の適用、免許の交付、許可書の発行 ・コンピューター・TV電話での医師の診断プロトコルを判定し、診察補助を行う。	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1055050
提案主体名	(株)パソナシャドーキャビネット		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	・医師法(昭和23年法律第201号)第17条 ・保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第5条、第37条
制度の現状	<p>・医師でなければ、医業をなしてはならない。</p> <p>・看護師は、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を業とする。</p> <p>・看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示が会った場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>・看護師による診察の規制許可措置</p> <p>医師の対面診察のみならず、コンピューター(ネット・TV電話)を使用し、診察(医師より指示)を上級看護師が行う。</p> <p>・看護師からエグゼクティブナース資格受験プログラムの制定。</p> <p>・上級正看護師(エグゼクティブナース)の適用、免許の交付、許可書の発行</p>
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(提案理由:医療従事者不足)</p> <p>現在わが国におきまして医療従事者不足は医療格差の根本的な原因となっております。不規則な勤務形態や過重労働などの要因により医師・看護師が不足している一方で、30～40万人の有資格者の復職が実現できておりません。</p> <p>(実施内容:雇用創造)</p> <p>そこで有資格者の雇用機会を創ることが、医療格差の是正につながると考え、新たな雇用・就業形態で勤務が可能な【エグゼクティブ・ナース制度(従来の看護師のワンランク上の上級看護師)】を特区提案し、米国で増え続けている【インストアクリニック】の開設につなげたい。</p> <p>(米国の状況)</p> <p>近年、商業施設やドラッグストア内のクリニック「インストアクリニック」が急激に増え続けています。そこでは、医師ではなくプライマリーケアを専門とする医療スタッフが、風邪などのありふれた病気の治療、日本における職域健診で実施されるような一般的な臨床検査、あるいはインフルエンザや肝炎などに対するワクチンの接種など専門的ではない医療サービスを提供している。よって診察は限られた範囲を資格を取得し認定された上級正看護師(ナースプラクティショナー)。専門的ではないが、「予約不要」「時間を取らない」が売りとなり、必要なときに気軽に受診できる身近な医療サービスとして市民に受け入れられ、急激に成長している。インストアクリニックの場合、商業施設やドラッグストアの営業時間に準じた診療時間であることから、不規則な勤務形態も解消され、有資格者の復職も実現できると考えている。</p>
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>例えば診断については、医師の医学的な判断等を持ってしなければ、人体に危害を及ぼすおそれがある行為であり、これを看護師に認めることは医療安全の観点から困難である。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>診断行為を直接行う、医学的な判断ではなく、あくまでも診療補助行為を行うことが大前提です。診療補助行為として心電計のように既に機械が診断判断補助を行える機能を持つ検査機器を使用することで診断は行わない。また処方については一般大衆薬のみを取り扱い、薬剤師を加えインストアクリニックを運営する。患者が購入した一般大衆薬を看護師が、薬を塗る・貼るなどを行うことも可能となる。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>たとえ一般大衆薬であっても、処方医師の医学的な判断等を持ってしなければ人体に危害を及ぼすおそれがあり、これを看護師に認めることはできない。</p> <p>なお、御要望の内容が不明確であるが、看護師が医師の指示の下、診療の補助行為を行うことは可能である。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>		
提案主体からの再意見	<p>ネット・TV電話等を利用することで、遠隔地でも疑似的な FACE to FACE の診察環境を整えることで、医師から上級看護師への遠隔指示による診察補助行為を可能とし、医師の指示範囲を拡大することができる。これにより米国のインストアクリニックに近いクリニックの運営も可能となり、地域格差（医師、看護師不足の地域）の是正や多くの眠っている有資格者（看護師）の復職が実現できる。</p>		
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し
<p>御要望の内容が不明確であるが、前回回答でもお答えしたとおり、看護師が医師の指示の下、診療の補助行為を行うことは可能である。なお、医療法上、医師が公衆又は特定多数人のために医業を行う場所は病院又は診療所であり、病院又は診療所の開設には都道府県知事の許可等が必要である。</p>			

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0921030	プロジェクト名	公私協力看護専門学校構想	
要望事項 (事項名)	「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の見直し	都道府県コード	17 石川県	
		提案事項管理番号	1185020	
提案主体名	個人			

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	看護研修研究センター教育規程
制度の現状	厚生労働省看護研修研究センターにおける看護教員養成課程において、看護師養成所教員専攻は、修業年限は1年、募集人員は90名程度としているところ。

求める措置の具体的内容	「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の第四教員に関する事項 1専任教員 (3)看護師養成所の専任教員 について、厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程で受講できる人数枠を増加させ、研修期間を に、研修回数を としてほしい。
具体的事業の実施内容・提案理由	先に提案した要望事項の提案理由にあるように、慢性の看護師不足にあえぐ 地区では、看護専門学校の設立が急務であり、それには専任教員8人以上とあるが、以下の点を改善していただきたい。「専任教員として必要な研修」の内、 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程で受講できる人数枠を増やしてほしい。理由 全国唯一の国立研修機関として全国から集まり定員超えとなり、受けたくても受講できない。 の研修期間としていただきたい理由 家庭を離れ、遠方で長期間、滞在せねばならず、研修内容を精査すれば、期間を凝縮できるはず 研修を実施していただきたい理由 の研修期間で 実施すれば、国民が受講できる機会が増えて助かる

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
看護研修研究センターにおける看護教員養成課程の募集人員、研修期間及び研修回数は、当該センターの教員数及び施設等にかんがみ、満足な教員養成ができるよう設定しているものである。御要望の募集人員の増加、研修期間の短縮及び研修回数増加は、満足な教員養成に支障をきたすおそれがあることから、これを認めることはできない。			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0921040	プロジェクト名	公私協力看護専門学校構想
要望事項 (事項名)	「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の見直し	都道府県コード	17 石川県
		提案事項管理番号	1185030
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	看護教員養成講習会実施要領(平成10年3月4日付健政発第241号別添)
制度の現状	<p>・講習会は、都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者が実施すること。</p> <p>・期間は、原則として8ヶ月(900時間)以上とすること。</p>

求める措置の具体的内容	<p>「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の第四教員に関する事項 1専任教員 (3)看護師養成所の専任教員 について、厚労省が認定した看護教員養成講習会を でも行えるよう弾力的に認定し、研修期間を に、研修回数を としてほしい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>先に提案した要望事項の提案理由にあるように、慢性の看護師不足にあえぐ 地区では、看護専門学校の設立が急務であり、それには専任教員8人以上とあるが、以下の点を改善していただきたい。「専任教員として必要な研修」の内、厚労省が認定した看護教員養成講習会とあるが、もっと弾力的に認定し、 でも行えるようにしてほしい。理由 大阪・愛知等で実施してるが遠方であり、しかも受講は地元優先で、定員に達すると、もう受講できない。研修期間を とし 研修を実施していただきたい 理由 内容を精査し とし 実施すれば、受講できるかもしれない。教員にはなりたいが、家庭を離れ、8ヶ月～1年間もの間、遠方の地で学ばなければならないというのが、大きなネックとなり、看護教員が不足し、地方は困っているというのを無視せず、改善策を講じてください。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>看護教員養成講習会は、一定の基準を満たしていれば、各都道府県において実施することは可能である。</p> <p>また、各都道府県が看護教員養成講習会のニーズ等を勘案し、必要と考える回数の実施をすることを規制していない。</p> <p>なお、研修期間は、看護教員として必要な知識や技術を身につけるために最低限必要な研修を行うことができる期間として8ヶ月以上としており、これを短縮することは考えていない。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0921050	プロジェクト名	公私協力看護専門学校構想
要望事項 (事項名)	「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の見直し	都道府県コード	17 石川県
		提案事項管理番号	1185040
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	看護師等養成所の運営に関する指導要領(平成13年1月5日付健政発第5号別添)
制度の現状	<p>看護師養成所の専任教員となることができる者は、次の 及び のいずれにも該当する者である。</p> <p>保健師、助産師又は看護師(以下「看護師等」という。)として5年以上業務に従事した者 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>ただし、看護師等として保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)別表3の専門分野の教育内容のうち1つの業務に3年以上従事し、大学において教育に関する科目を履修して卒業した者は、専任教員となることが</p>

求める措置の具体的内容	<p>「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の第四教員に関する事項 1専任教員 (3)看護師養成所の専任教員 について、「看護師の教育に関し、これと同等以上の学識基準を有すると認められる者」の中に、公立の総合病院で長期にわたり勤務され管理職を経験した方を加えてほしい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>先に提案した要望事項の提案理由にあるように、慢性の看護師不足にあえぐ 地区では、看護専門学校の設立が急務であり、それには専任教員8人以上とあるが、 「看護師の教育に関し、これと同等以上の学識基準を有すると認められる者」の中に、公立の総合病院で長期にわたり勤務され管理職を経験された方を加えていただきたい。理由 長年、激務に耐え勤められ、知識があり、しかも管理職まで経験した情熱のあるベテラン看護師は、これから看護師になろうとする者のよいお手本となり、看護専門学校を運営していく上でも、指導者として欠かすことができません。どうか、 に、灯りをともすことにもなる看護専門学校、その一日も早い設立のため、特区として加えていただきますよう、切にお願いいたします。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容
御要望の「公立の総合病院で長期にわたり勤務し、管理職を経験した者」が、看護師の教育に関し、専任教員として必要な研修を修了した者と同等以上の学識経験を有しているのであれば、専任教員とすることは可能である。			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し

09 厚生労働省 特区・地域再生(非予算)再々検討要請回答

管理コード	0921060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	水道水における残留塩素数値の規制緩和	都道府県コード	10 群馬県
		提案事項管理番号	1136010
提案主体名	片品村		

規制の所管・関係省庁	厚生労働省
根拠法令等	水道法施行規則第十七条第一項の三
制度の現状	給水栓における水が、遊離残留塩素を 0.1mg/l (結合残留塩素の場合は、 0.4mg/l)以上保持するように塩素消毒をすること。

求める措置の具体的内容	水道法施行規則第十七条の三で定める水道水の遊離残留塩素 0.1mg/l を 0.05mg/l 程度とする数値緩和。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>当村は、高層湿原を代表する「尾瀬」を始め日光白根山、武尊山、至仏山など標高2000^{メートル}級の山々に囲まれ、村内面積の91%が森林に覆われている。その大半が日光国立公園に指定され、それぞれ特色ある景観は自然を愛する人の心を魅了している。平成18年度の観光入込客は225万人で、観光と農業が村の基幹産業となっているが、バブル経済破綻後、景気低迷のあおりを受け年々観光人口が減少し続けている。近年全国的に健康と自然及び安全に関する意識が高まり、ミネラルウォーター類の国内生産は、2006年180万キロリットルに達し、2002年からの平均伸び率は112.26%になっている。(日本ミネラルウォーター協会資料)当村の簡易水道は、全国でも珍しく、表流水でなく「湧水」を利用している。湧水は地表を流れることなく空気にも触れず、病原菌が入りづらいよう取水した極めて衛生的な水であるが、水道法により一定の「塩素消毒」を行っている。自然からの恵みの水を自然に近い状態で供給したいため、できるだけ残留塩素の数値を低く下げたい。残留塩素濃度の引下げは、塩素や維持管理のコスト削減になる他、体に負担を与えず健康のために一番という事である。「自然の恵みの供給」は多くの人に安全と安心感を与え、観光客や定住者等の増加が見込まれるほか、本村で生産される高原野菜・果物のイメージアップにも繋がり、「尾瀬の郷ブランド」として産業の振興や地域の活性化が図られる。さらに、貴重な自然の恵みや景観を後世に残すため、村民や来村者が自然保護、環境保全をもう一度見つめ直すことにより「美しい日本」の創造へつながることと確信する。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>水道水は、浄水場で一旦消毒されたとしても、送水、配水等の過程において汚水を吸引する等により汚染されるおそれがあるため、消毒の効果を給水栓に至るまで保持させておく必要があり、遊離残留塩素 0.1mg/L という濃度は、通常の場合の消毒の効果を十分に確実なものとするために定められたものである(病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合等は 0.2mg/L)。他方、遊離残留塩素 0.1mg/L という濃度では、塩素による健康上の支障を生じることはない。</p> <p>水道水に起因する感染症の発生は、水道施設等の施工や維持管理上の不備と消毒操作の不備が重なることで引き起こされる場合が多い。そのため、感染症の発生を防止するためには、維持管理等の徹底を図るとともに、最終バリアーである消毒の徹底が不可欠であり、現在もなお感染症の発生が見られていることを踏まえれば、遊離残留塩素に係る基準について緩和することは適切ではない。</p>			

再検討要請及び再検討要請に対する回答

<p>再検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの意見</p> <p>当村の水道水は、直接湧き水を取水しているので「浄水場」は要りません。取水した湧水は配水池に送り、塩素消毒後、各家庭に直結しているので途中で汚水を吸引する等の汚染はありません。標高 2000m 級の山々に降った雨が、長い時間をかけ自然濾過された湧水を利用している、全国でもごく稀な水道施設であり、他の水道施設の“通常の場合”とは大きな違いとなっている。消毒の効果を、十分に確実なものとするための濃度が遊離残留塩素 0.1mg/L とするならば本村はもっと低い値で良いと考えられます。本村の簡易水道は昭和12年に始まって以来、70年間、感染症の発生や食中毒は一度もありません。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>遊離残留塩素 0.1mg/L という濃度は、著しく汚染されるおそれのない通常の場合において、送配水等の過程における汚染のおそれも考慮し、消毒の効果を十分に確実なものとするために定められたものであり、現在もなお感染症の発生が見られていることを踏まえれば、遊離残留塩素に係る基準について緩和することは適切ではない。また、過去に感染症や食中毒の発生がないことをもって、緩和した場合においても発生しないことを保証できるものではない。</p> <p>なお、厚生労働省では、水道水質管理上留意すべき項目として「水質管理目標設定項目」を定めており、塩素については、おいしい水の観点から 1.0mg/L 以下を目標値として示しているところである。</p>			

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<p>再々検討要請</p> <p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
<p>提案主体からの再意見</p> <p>当村としても感染症や食中毒について、村民や来村者の身体生命に関することのため、強い警戒心と危機管理体制を整えています。今回の提案については、村民の関心も高く、国への期待は大きくなっております。</p> <p>前回の回答中「遊離残留塩素 0.1mg/L という濃度は、消毒の効果を十分に確実なものとするために定められたもの」とありますが、遊離残留塩素 0.1mg/L の濃度だと、なぜ確実なのでしょう？当村が提案している遊離残留塩素 0.05mg/L は、なぜ不確実なのでしょう？根拠等提示いただき御教示下さい。</p>			

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

浄水場出口においては清浄であった水道水であっても、給配水過程において事故的な汚水の浸入や貯水槽の管理不備等によって再汚染される場合がある。そのため、最終バリアーとして遊離残留塩素 0.1mg/L 以上という基準により、このような場合においても衛生上の問題を生じることがないように運用しているところであり、これまで水道水に由来する感染症の発生件数がきわめて低く抑えられている事実に鑑みれば、0.1mg/L という濃度が「消毒の効果を十分に確実なもの」としていることは明白である。一方、それを下回る濃度で管路内での再汚染による感染症等を十分に抑えられるとする根拠はない。さらに、これまでの回答で述べたように、遊離残留塩素 0.1mg/L という濃度は、塩素による健康上の支障を生じることとはなく、またおいしい水の観点から目標値としている 1.0mg/L 以下となっているため、残留塩素基準について引き下げる必要はないと考えている。

原水水質が良好な水道においても、消毒後、各家庭等に給水されるまでの過程における再汚染の可能性については他の地域と変わることはないため、残留塩素基準を緩和することはできないと考えている。

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案(閲覧用)

管理コード	0930010	拡充提案・関連提案の別	2 関連提案	
規制の特例措置の 番号及び名称	920 公立保育所における給食の外部搬入 方式の容認事業	都道府県名	21 岐阜県	
		提案事項管理番号	2006010	
提案主体名	大野町			
特区の名称	心豊かな給食特区	特区との関係	1 認定自治体	

規制の所管・関係省庁	総務省 文部科学省 厚生労働省
根拠法令等	
制度の現状	

提案内容	給食の外部搬入について、給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合において、保育所入園児童の給食の献立・栄養素量・食育等の管理・指導に学校の栄養教諭が携われるようにする。
提案理由	保育所の給食の献立作成や園児に提供する栄養素量の管理、食育等の実施にあっては、専門的知識を有する栄養士を配置するのが効率的かつ効果的である。保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合に、栄養士の資格を有し、学校給食の献立や栄養素量の管理等を行う栄養教諭を保育所の給食業務に活用したいと考えているが、栄養教諭は学校給食法等により学校の教育職員として位置づけられ、市町村立学校職員給与負担法により都道府県が給与費を負担しているため、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが困難な状況にある。栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが出来れば、保育所独自で栄養士を確保する必要がなくなり人件費の削減につながるばかりでなく、幼児期からの一貫した食に関する管理と食育の実践により児童の正しい食習慣の定着に資すると考える。

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	-
公立保育所において給食の外部搬入を行う場合には、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)を遵守する必要があるが、当該通知においては、栄養士による必要な配慮がなされることを求めているものの、必ずしも保育所に独自に栄養士を配置することを求めるものではない。				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	-

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	-

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案(閲覧用)

管理コード	0930020	拡充提案・関連提案の別	2 関連提案	
規制の特例措置の 番号及び名称	707 農家民宿等における酒類の製造免許 要件の特例	都道府県名	33 岡山県	
		提案事項管理番号	2001010	
提案主体名	美作市			
特区の名称	美作の国・賑わいのある田園都市特区	特区との関係	1 認定自治体	

規制の所管・関係省庁	厚生労働省			
根拠法令等	食品衛生法(昭和22年法律第233号)第51条、第52条第1項			
制度の現状	<p>食品衛生法第51条において、都道府県は、飲食店営業等公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、必要な基準を定めなければならないこととされている。また同法第52条第1項において、これらの営業を営もうとする者は都道府県知事等の許可を受けなければならないこととされている。</p>			

提案内容	<p>現行法では、濁酒を製品(土産等)として販売する場合、調理場と別に専用の酒類製造業としての施設及び許可が必要であるが、同一施設で調理と製造ができるよう食品衛生法の許可基準の規制緩和を求める。</p>
提案理由	<p>今回、特定農業者による濁酒の製造事業の特区認定を受けて見て、食品衛生法の規制緩和がネックとなり、相談は数十件の問い合わせがあるが、農家民宿等において専用の調理場及び、瓶詰め等を行う場合は酒類等の製造場所の施設が食品衛生法で必要となる。このようなことで農家の方にとって二重三重の設備投資になり、農家にとって負担が重荷になり特区制度が活かされない。(折角の特区認定を受けても、田舎の農家では濁酒を生計の主とするわけではなく、また、資金力が乏しいため、設備投資の経費が高めば、参入者が限定され身近の地域興しに繋がらない)</p> <p>そこで、原材料室、調理室、製造室、製品等の作業室は、隔壁その他これに類する適切な方法によりそれぞれ区画されていることを、製造場と同室で瓶詰め工程の営業許可が可能となるよう、各都道府県に対して、食品衛生法に基づく条例における許可基準の緩和に関する通達を発する等の措置を強く要望する。(特例は特区と抱き合わせで)</p> <p>代替措置 年一回の講習で基準が満たされるよう、調理場と製造場所が同室でも製造許可が可能になるよう措置を講ずる。</p>

各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
<p>酒類製造業の施設基準については、食品衛生法により、都道府県が条例で定めることとされており、個別具体的な基準の内容については都道府県の判断に委ねられる。なお、各都道府県の条例によっては、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該基準をしん酌することができる旨の規定を設けている場合があることから、条例の運用の詳細については都道府県に相談いただきたい。</p>				

再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>貴省回答では、「都道府県の判断に委ねられる。」とあるが、例示などを示した通達を発出しているなど、都道府県の判断基準を実質的に縛っていることは無いのか。</p>			
提案主体からの意見	<p></p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	-
<p>酒類製造業等の施設基準については、「許可営業施設の最低基準案の送付について」(昭和32年9月9日付け衛環発第43号厚生省公衆衛生局環境衛生部長通知)により、基準案を示しているところであるが、施設基準の設定については自治事務であり、基準の内容は都道府県の判断に委ねられる。</p>				

再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>規制改革会議1次答申の「食品衛生法に基づく許可基準の柔軟運用」に記載されているように、技術的助言を行うことについて、検討されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p></p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	B-1	「措置の内容」の再見直し	
<p>食品衛生法に基づき都道府県等が条例で定める営業施設の基準について、都道府県知事等が公衆衛生上支障がないと認めた事項については、しん酌することが可能である旨、平成19年度中に各都道府県等に周知する。</p>				